

令和4年度

包括外部監査の結果に関する報告書

社会教育行政に関する事業の事務の執行について

旭川市包括外部監査人

公認会計士・税理士 前田 敬洋

目 次

第1	外部監査の概要.....	1
1.	外部監査の種類.....	1
2.	監査の対象.....	1
3.	当該事件を選定した理由.....	1
4.	対象とする所属等.....	1
5.	主な監査の視点.....	1
6.	主な監査手続.....	2
7.	監査対象年度.....	2
8.	監査実施期間.....	2
9.	包括外部監査人及び補助者.....	2
10.	利害関係.....	2
第2	監査対象の概要.....	4
1.	旭川市社会教育基本計画.....	4
2.	旭川市社会教育部費目別当初予算額推移.....	11
3.	令和3年度社会教育部職員数.....	13
第3	指摘及び意見の総括表.....	13
第4	監査各論.....	17
1.	公民館.....	17
2.	井上靖記念館.....	90
3.	文化振興課事業.....	95
4.	旭川市博物館.....	100
5.	旭川市科学館.....	115
6.	図書館.....	135
7.	中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館.....	184
8.	旭川市民文化会館.....	197
9.	旭川市大雪クリスタルホール.....	209
10.	複数の施設に関連する意見.....	219

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査である。

2. 監査の対象

社会教育行政に関する事業の事務の執行について

3. 当該事件を選定した理由

数年間流動的であった新型コロナウイルスによる影響が変化していく中で、今後市民の社会教育施設の利用および社会教育事業への参加がより活発になっていくであろうと予想され、このタイミングで監査を実施することが有益であると考えられる。

過年度の旭川市包括外部監査のテーマとの重複が薄い。

旭川市は人口減少が続いていること、および、各社会教育事業関連施設の多くは設立されてから数十年が経過していることから、今後改修や統廃合の議論が活発になっていくことが予想され、当監査報告が活用されやすいと考えられる。

対象となる事業の予算規模は 15 億円超と小さくない。

社会教育事業関連施設は数多く存在し、市民の利用も一定程度あることから、市民の関心も低くはないと考えられる。

以上の理由により、社会教育部所管事業に関する事務の執行を本年度の包括外部監査テーマとした。

4. 対象とする所属等

社会教育部および対象事業の事務の執行に関連する部局等

5. 主な監査の視点

主な監査要点として以下にあげる項目を設定し、監査を実施している。

(1) 有効性

対象事業の事務執行がその目的を達成しているか、または十分に効果を発揮しているか。また市民のニーズに応えられているか。

(2) 効率性および経済性

同様のシステムや人員でより大きな成果が上げられないか、もしくは十分な成果をあげられていないと考えられないか。

(3) 合規性

事業の事務執行が関連する法令等、市の基本方針や計画に整合しているか。もしくは、法令等規則の趣旨に沿った執行がなされているか。

上記の監査要点に加え、指摘や意見については、現実的に対応することが可能であるかどうかという対応可能性についても検討している。

6. 主な監査手続

- (1) 関係法令、規程、要綱等の閲覧
- (2) 関係資料の閲覧及び分析
- (3) 所管部局に対するヒアリング
- (4) 各施設の現地視察
- (5) その他監査人が必要と判断した手続

7. 監査対象年度

原則として令和3年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び令和4年度も監査対象とした。

8. 監査実施期間

令和4年6月15日から令和5年3月30日まで

9. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士・税理士	前田 敬洋
補助者	公認会計士	堤 直美
	公認会計士・税理士	植田 光一
	公認会計士	畑野 真
	税理士	川口 洋平

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、旭川市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 本報告書の記載金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また割合についても同様に一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

1. 旭川市社会教育基本計画

旭川市社会教育部では市が定めた「第8次旭川市総合計画」に示された「生涯学習社会の構築」という基本目標の下、「旭川市社会教育基本計画」（以下、「基本計画」という。）を定め、その基本計画に基づき各社会教育事業を実施している。なお、基本計画は国が示す第2期「教育振興基本計画」も参酌されている。

以下、基本計画の概要を記載する。

● 基本理念

【1】 主体的に学び、その成果を地域づくりに生かす

【2】 地域を知り、学び合いながら、絆を深め、郷土愛を育む

● 基本目標

【1】 市民一人一人の主体的な学びの機会の充実

<基本的な考え方>

現代的・社会的な課題に関する学習など、多様な学習活動を通じて、地域住民の自立に向けた意識を高め、地域住民一人一人が当事者意識を持って能動的に行動するために必要な知識・技術を習得できるようにすることを社会教育の役割と考え、市民一人一人が、障害のある人も含めて、主体的に学び、課題を解決し社会を生き抜くための力を養えるよう、学習機会の充実を図る。

<方向性>

- ① 個人や地域が抱える課題から地球規模の課題、急激な社会の変化に伴う課題などに多様な学習ニーズがあることから、これらに対応した学習機会を提供していく必要がある。
- ② 人生における各段階に応じた様々な課題を解決するため、学習内容や学習手法を検討し、これらのニーズに対応した学習機会を提供していく必要がある。
- ③ 個々の学習ニーズは多種多様であることから、各々に合った学習機会を活用することができるよう、情報提供の充実を図っていく必要がある。
- ④ 親や保護者が安心して子育てを行えるよう、家庭教育に必要な基礎知識、様々な疑問や課題に対応した学習機会を提供していく必要がある。
- ⑤ 核家族化が進み、地域住民同士のつながりが希薄になっているため、子育てをする親等が気軽に相談や情報交換ができる環境を整備していく必要がある。

<成果指標>

	現状（H26）		目標（H33）		目標（H39）
① 社会的な課題やライフステージに対応した課題を解決するための講座の受講者数	社会教育課 3,285人 公民館事業課 112,035人 中央図書館 224人 科学館 49,040人	→	社会教育課 4,100人 公民館事業課 119,273人 中央図書館 247人 科学館 54,340人	→	社会教育課 4,400人 公民館事業課 125,479人 中央図書館 269人 科学館 58,840人
② 社会的な課題やライフステージに対応した課題を解決するための講座への参加者の満足度	公民館事業課 77.0%	→	公民館事業課 81.9%	→	公民館事業課 86.2%
③ まなびネットあさひかわのアクセス件数	社会教育課 106,955件	→	社会教育課 141,750件	→	社会教育課 162,000件
④ 家庭教育の支援に関する講座への参加者数	公民館事業課 7,690人	→	公民館事業課 8,186人	→	公民館事業課 8,612人

<基本施策>

- (1) 多様なニーズに対応した学習機会、学習情報の提供
 - ① 現代的・社会的な課題やニーズに対応した学習の推進
 - ② ライフステージに応じた学習機会の充実
 - ③ 学習機会の選択を支援する情報提供の充実
- (2) 子育てをする家庭の教育力の向上
 - ① 親や保護者の育ちを支援する取組の充実
 - ② 親や保護者を孤立させない環境の整備

【2】 市民の学びを支える環境の整備

<基本的な考え方>

社会教育が活発に行われるよう、公民館等の社会教育施設の設置・運営をはじめ様々な方法によって環境を醸成していくことが地方公共団体の任務であると捉え、市民の主体的な学びを支援するため、既存の社会教育施設が地域の学習・活動の拠点となるよ

う、市民ニーズを把握しながら整備を進めるとともに、多くの高等教育機関が設置されている等、本市の特性を生かした学習環境の整備に努める。

<方向性>

- ① 時代の変化や利用者のニーズの変化に対応した施設運営、学習機会を提供するため、より学習しやすい環境を整備していく必要がある。
- ② 多様な主体と連携し、それぞれの得意分野を生かした学習機会を提供するなど、学習ニーズに対応した学習環境を整備していく必要がある。

<成果指標>

	現状 (H26)		目標 (H33)		目標 (H39)
① 社会教育施設（社会教育部所管）の利用率又は利用者数 ※中央図書館は貸出利用者数。	文化会館 61.7%	→	文化会館 66.4%	→	文化会館 70.0%
	クリスタルホール 60.7%		クリスタルホール 65.8%		クリスタルホール 70.0%
	彫刻美術館 10,968人		彫刻美術館 10,968人		彫刻美術館 10,968人
	公民館事業課 703,443人		公民館事業課 714,806人		公民館事業課 724,546人
	中央図書館 483,698人		中央図書館 500,000人		中央図書館 500,000人
	科学館 232,426人		科学館 280,000人		科学館 280,000人
	博物館 22,885人		博物館 25,000人		博物館 25,000人
	② 社会教育施設を利用しやすいと感じる市民の割合	公民館事業課 62.6%	→	公民館事業課 66.1%	→
③ 地域の特色を生かした事業への参加者数	公民館事業課 316人	→	公民館事業課 335人	→	公民館事業課 353人
④ 高等教育機関等との連携による事業実施回数	社会教育課 6回	→	社会教育課 6回	→	社会教育課 6回
	公民館事業課 93回		公民館事業課 98回		公民館事業課 104回
	中央図書館 2回		中央図書館 3回		中央図書館 3回

<基本施策>

(1) 施設運営や事業展開に工夫を凝らした学習しやすい環境の整備

- ① 市民の学習ニーズに応じた学習環境の整備
- ② 関係機関等との多様な連携による学習環境の整備

【3】 地域における学びの循環

<基本的な考え方>

学びの還元については受講する側、講師となる側それぞれのニーズに応じた支援が重要であり、また、地域課題の解決や地域の活性化などを促進するためには、地域住民が学習を通じて、市民意識を高め、必要な知識・技術等を身につけ、その成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていけるようにするための実践的な学習機会の提供が重要となることから、一人一人が学んだ成果を、そこで完結させることなく活用し、さらに、家庭・地域・学校などの中で循環させるための環境整備に努める。

<方向性>

- ① 市民が仕事や趣味等を通じて習得してきた学習成果が地域で活用されるよう、意識の醸成を図るとともに、学習成果を地域へ還元する仕組みづくりに取り組む必要がある。
- ② 社会教育活動に取り組む団体や人材を育成することにより、地域での活動が更に活発なものになると期待できることから、団体等の育成支援に向けた取組を充実させる必要がある。
- ③ 青少年の健全な成長には、様々な体験から学ぶことが不可欠であるため、家庭、地域、学校などの地域全体で活動を支援する取組を充実させる必要がある。

<成果指標>

	現状（H26）		目標（H33）		目標（H39）
① ボランティアと連携して実施する事業の回数 ※中央図書館はボランティアの行事参加者数。	公民館事業課 398回 中央図書館 1,523人 博物館 2回	→	公民館事業課 423回 中央図書館 1,677人 博物館 4回	→	公民館事業課 445回 中央図書館 1,677人 博物館 6回
② 事業への参加を通じて新たな人とのつながりができた人の割合	公民館事業課 67.7%	→	公民館事業課 71.9%	→	公民館事業課 75.8%
③ シニア世代の知識や経験を伝える世代間交流の実施回数	公民館事業課 28回	→	公民館事業課 28回	→	公民館事業課 28回
④ 学校、地域、家庭と連携して実施した事業の参加者数 ※社会教育課は活動回数。	社会教育課 1,546回 公民館事業課 19,810人	→	社会教育課 1,600回 公民館事業課 21,089人	→	社会教育課 1,600回 公民館事業課 22,187人
⑤ 青少年活動に関する事業への参加者数	公民館事業課 12,120人	→	公民館事業課 12,902人	→	公民館事業課 13,574人

<基本施策>

(1) 地域における教育力の向上

- ① 市民が主体となって学習成果を還元できる環境の整備
- ② 地域社会を担う団体や人材の育成支援

(2) 家庭、地域、学校の連携の推進

- ① 家庭、地域、学校の連携による青少年などの活動を支援する取組の充実

【4】 市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実

<基本的な考え方>

文化芸術は人々の創造性を高め、感性を豊かにし、暮らしに潤いと安らぎをもたらすとともに、全ての人々に感動と生きる力を与えるものであると考え、関連施設の活用を図りながら、本市の特徴を生かした文化の振興を通じて、市民一人一人が主体的に文化芸術に接することができ、心豊かな生活を送ることができるよう、文化芸術活動の充実に努める。

<方向性>

- ① 市民が気軽に文化芸術に触れ、心豊かな時間を過ごせるよう、文化芸術活動に親しむ機会を充実させる必要がある。
- ② 多様な文化芸術活動が活発に行われ、継続した取組となるよう、地域の文化芸術活動団体等の活動を支援していく必要がある。

<成果指標>

	現状（H26）		目標（H33）		目標（H39）
① 文化芸術に関する事業の入場者数	文化会館 2,993人 クリスタルホール 3,095人 公民館事業課 18,731人 中央図書館 1,607人	→	文化会館 3,161人 クリスタルホール 3,262人 公民館事業課 19,940人 中央図書館 1,693人	→	文化会館 3,300人 クリスタルホール 3,400人 公民館事業課 20,978人 中央図書館 1,768人
② 自主文化事業への参加者の満足度	文化会館 93.8% クリスタルホール 82.3%	→	文化会館 94.5% クリスタルホール 86.9%	→	文化会館 95.0% クリスタルホール 90.5%
③ 文化芸術活動に係る補助金の新規交付団体数	文化振興課 15団体	→	文化振興課 4団体	→	文化振興課 4団体
④ 文化芸術活動に係る成果発表の場を活用する団体数	クリスタルホール 7団体	→	クリスタルホール 7団体	→	クリスタルホール 7団体

<基本施策>

- (1) 文化芸術活動に関わりを持つ機会の充実と独自性ある取組の充実
 - ① 文化芸術に親しむ機会の充実
 - ② 文化芸術活動への支援

【5】 郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成

<基本的な考え方>

活発な文化芸術活動は、地域への愛情と誇りを人々の心に育て、活力ある地域社会の形成に役立つものであり、先人から受け継いだ歴史と、これまで培われてきた文化を尊重し、次代へ継承するといった責任を果たすことも重要であることから、郷土愛の育成に取り組むと共に、文化財やアイヌ文化、音楽・彫刻・文学・工芸品などの、魅力ある地域資源の保存と更なる活用により、旭川らしさの発信にも取り組む。

<方向性>

- ① 郷土の文化や歴史・文化等に関する資料や、貴重な文化財が後世に継承され、有効活用が図られるよう、適切に保存していく必要がある。
- ② 郷土の歴史や文化について理解し、まちの魅力を再発見することは、まちの魅力向上につながり、郷土への誇りや愛着の育成につながることから、郷土愛を育むための取組を推進する必要がある。

<成果指標>

	現状（H26）		目標（H33）		目標（H39）
① 郷土の文化や歴史に関する保存資料数	中央図書館 63,804点 博物館 2,228点	→	中央図書館 73,700点 博物館 2,452点	→	中央図書館 83,300点 博物館 2,613点
② 郷土の文化を知る取組への参加者数	彫刻美術館 1,148人 博物館 1,526人	→	彫刻美術館 1,277人 博物館 1,610人	→	彫刻美術館 1,400人 博物館 1,679人
③ アイヌ文化に関する事業への参加者数	博物館 2,863人	→	博物館 3,024人	→	博物館 3,150人
④ アイヌ文化をはじめ地域に根付いた文化に関する講座等への参加者の満足度	博物館 81.1%	→	博物館 81.1%	→	博物館 81.1%

<基本施策>

(1) 郷土の文化の保存・活用と郷土愛の育成

- ① 郷土の文化や歴史的資料の適切な保存と有効活用
- ② 郷土愛を育むための取組の推進

2. 旭川市社会教育部費目別当初予算額推移

(単位：千円)

名称	H29	H30	R1	R2	R3
常盤館管理費	13,038	13,366	13,258	16,531	16,713
社会教育振興費	45,232	49,616	53,252	19,041	19,612
文化振興費	5,392	5,365	5,310	5,902	4,125
生涯学習振興費	1,705	2,060	1,595	1,447	2,023
ジオパーク構想推進費(※)	2,900	6,007	6,732	6,784	6,858
地域学校協働活動推進費	—	—	—	—	105
常盤館補修費	282	1,450	185	—	—
文化芸術活動振興費	9,908	19,467	18,121	20,315	18,272
文化芸術振興基金積立金	1,132	2,119	2,019	10,608	9,350
三浦綾子文学館20周年記念事業費	—	22,000	—	—	—
文化財保存費	2,729	2,206	2,827	7,674	1,756
優優良織技術伝承支援補助金	—	—	7,200	7,200	7,200
アイヌ文化施設整備補助金	—	—	2,000	—	—
永山4遺跡発掘調査費	—	—	—	97,460	39,160
アイヌ施策推進費	—	—	—	28,757	33,160
豊岡4遺跡発掘調査費	—	—	—	—	812
社会教育総務費 計(※)	82,318	123,656	112,499	221,719	159,148
公民館管理費	152,411	154,436	153,327	164,332	165,518
神楽市民交流センター管理費	52,286	53,256	53,937	54,283	54,240
公民館事業活動費	5,105	5,089	4,766	4,523	4,242
地域を支えるシニア世代人材育成費	5,846	5,906	6,087	6,275	6,478
公民館補修費	34,129	35,189	7,686	8,817	15,458
公民館費 計	249,777	253,876	225,803	238,230	245,936
図書館管理費	221,280	211,352	208,647	244,976	244,920
図書資料整備費	52,784	52,467	45,724	45,724	45,267
図書館事業活動費	662	151	108	1,238	1,738
読書環境整備促進費	1,150	1,106	1,106	—	—

名称	H29	H30	R1	R2	R3
図書館補修費	42,741	10,480	5,292	25,700	24,246
中央図書館開館時間等拡充費	1,180	1,572	1,440	—	—
緑が丘図書コーナー開設費	—	—	452	—	—
図書館費 計	319,797	277,128	262,769	317,638	316,171
科学館管理費	172,391	176,454	178,365	196,321	201,862
博物館管理費	8,428	8,582	8,923	12,975	12,635
科学館特別展開催費	—	—	—	8,200	—
科学館補修費	23,404	16,993	27,056	26,000	12,193
プラネタリウム整備費	6,061	6,148	6,234	6,234	6,234
科学館事業活動費	2,175	2,083	1,970	1,965	15,198
科学館企画展開催費	500	500	500	—	500
科学館施設整備基金積立金	—	—	—	—	544
アイヌ文化伝承のコタン整備費	—	—	479	550	2,235
博物館企画展示費	765	733	733	733	474
郷土学習振興費	874	784	267	455	455
アイヌ文化振興費	2,172	1,920	1,925	3,037	3,063
博物館屋外展示物保全費	—	216	—	—	—
博物科学館費 計	216,770	214,413	226,452	256,470	255,393
文化会館管理費	148,023	145,162	135,717	157,504	151,812
文化会館設備費	32,411	32,411	32,411	26,476	26,476
文化会館自主文化事業費	6,786	7,073	16,480	16,467	12,654
文化会館改修費	50,940	71,778	133,409	41,207	29,686
市民文化会館費 計	238,160	256,424	318,017	241,654	220,628
大雪クリスタルホール管理費	155,561	154,390	158,012	157,345	159,620
大雪クリスタルホール補修費	19,221	73,335	34,932	6,519	139,969
音楽堂自主文化事業費	7,202	7,193	7,555	6,013	5,744
大雪クリスタルホール費 計	181,984	234,918	200,499	169,877	305,333
井上靖記念館管理費	22,621	22,676	22,955	23,513	23,415
彫刻美術館管理費	25,332	28,473	27,618	40,181	39,593
中原悌二郎賞関係費	6,408	789	6,417	505	5,956
彫刻美術館事業活動費	3,575	3,735	3,009	2,885	4,581
旭川彫刻フェスタ開催負担金	300	1,900	300	1,300	1,300
野外彫刻管理費	805	3,671	16,019	16,284	472
旧旭川偕行社大規模改修費	30,007	—	—	—	—

名称	H29	H30	R1	R2	R3
彫刻美術館改修費	1,086	373	—	—	—
彫刻美術館再開館費	2,175	—	—	—	—
井上靖記念館改修費	—	—	—	4,026	1,957
中原悌二郎賞創設50周年記念事業費	—	—	—	2,935	—
公の施設（彫刻公園）建設基金積立金	—	—	—	—	113
彫刻美術館費 計	92,309	61,617	76,318	91,629	77,387
社会教育費 計（※）	1,381,115	1,422,032	1,422,357	1,537,217	1,579,994

※ H29のジオパーク構想推進費は環境衛生費（衛生費）であるが、便宜上、社会教育総務費（社会教育費）に含める。

（社会教育部決算報告資料より）

3. 令和3年度社会教育部職員数

（単位：人）

社会教育部長	1	公民館事業課	21
社会教育課	10	公民館事業課長	1
社会教育課長	1	公民館事業課事業係	7
社会教育課	9	中央公民館	1
文化振興課	12	永山公民館	1
文化振興課長	1	東旭川公民館	1
文化振興課	7	神楽公民館	2
彫刻美術館	4	末広公民館	1
文化振興課（文化ホール担当）	9	江丹別公民館	1
文化振興課文化ホール担当課長	1	東鷹栖公民館	1
市民文化会館	4	神居公民館	1
大雪クリスタルホール	4	北星公民館	1
中央図書館	26	新旭川公民館	1
中央図書館長	1	愛宕公民館	1
中央図書館	16	東光公民館	1
末広図書館	2	科学館	11
永山図書館	2	博物館	7
東光図書館	2		
神楽図書館	3		
		計	97

（兼務は1人としてカウントしている）

第3 指摘及び意見の総括表

公民館	
忘れ物の管理について	【意見】
利用者の預り品の管理について	【意見】
自主事業の繰越金について	【意見】
西神楽公民館の備品の管理について	【指摘】
備品の管理状況について～備品ラベルの要件の不備	【指摘】
備品の管理状況について～備品の実在性について	【指摘】
供用不用品について	【意見】
広報活動について	【意見】
ネーミングライツの活用について	【意見】
利用人数の規定について	【意見】
耐震化の状況について	【意見】
井上靖記念館	
広報活動の強化と今後の課題	【意見】
観覧者日計表の承認の押印	【指摘】
文化振興課事業	
補助金の使途について	【指摘】
旭川市博物館	
収蔵資料の管理について～燻蒸処理について	【指摘】
収蔵資料の管理について～現在の燻蒸以外の資料保存管理方法について	【意見】
収蔵資料の管理について～収蔵資料の整理について	【意見】
収蔵資料の管理について～収蔵資料の記録方法	【意見】
収蔵資料の管理について～収蔵資料のデジタル・アーカイブ化について	【意見】
収蔵資料の管理について～持ち込まれた資料の整理について	【意見】
備品の管理について～備品の現物確認について	【意見】
備品の管理について～備品ラベルについて	【指摘】
茶室の位置付けについて	【意見】
旭川市博物館の案内について	【意見】
パスポートなどによる入館者数増加へ向けた取組について	【意見】
展示物に関する解説等の情報提供方法	【意見】
アイヌをはじめとした郷土資料に関する情報の管理について	【意見】
博物館評価について	【意見】
入館料について	【意見】

指定管理者制度についての検討	【意見】
SNS 活用	【意見】
ボランティアについて	【意見】
旭川市科学館	
薬品等の受払簿の作成について	【指摘】
備品の管理について～備品と現物の突合作業について	【指摘】
備品の管理について～備品ラベルについて	【指摘】
広報活動について	【意見】
テック・ラボの更なる活用について	【意見】
ボランティアの人員確保について	【意見】
貸室の利用について	【意見】
事業計画の策定について	【意見】
アンケートの利用方法について	【意見】
旭川市の施設としての取組	【意見】
指定管理者制度についての検討	【意見】
中長期的な修繕、新たな展示施設設置に関する計画の策定について	【意見】
入館料について	【意見】
企画展開催負担金について	【意見】
図書館（平成 30 年度における指摘又は意見で措置済みであるが十分でないもの及び未措置のものを含む）	
一定の者や家族による予約の偏重について	【意見】
延滞利用者への新たな貸出について	【意見】
延滞利用者への督促の連絡方法について	【意見】
地域文庫の利用条件等の見直しについて	【意見】
長期間利用のない団体の取扱いについて	【意見】
団体貸出、地域文庫に対する督促手続について	【意見】
宅配サービスについて	【意見】
朗読サービスの継続のために	【意見】
オンラインデータベースについて	【意見】
図書館の利用時間などの利用者ニーズの継続的な把握について	【意見】
雑誌スポンサー制度等の収入源について	【意見】
職員の配置について	【意見】
中長期計画等の目標値の立案について	【意見】
指定管理者制度の検討について	【意見】
図書館協議会への諮問等について	【意見】

中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館	
彫刻美術館本館の運営について	【意見】
備品番号による管理について	【指摘】
ラベル貼付による管理について	【意見】
備品一覧「現在位置」の更新について	【意見】
物品現在高報告書の作成について	【意見】
現金同等物の管理について	【意見】
釣銭の管理について	【意見】
旭川市民文化会館	
各ロケーションの利用状況と不用品の処分について	【指摘】
ラベル貼付による管理について	【指摘】
返納届の提出について	【指摘】
備品一覧「保管場所」の記載・更新について	【指摘】
物品現在高報告書の作成について	【意見】
破損（滅失）届の運用について	【指摘】
旭川市大雪クリスタルホール	
各ロケーションの利用状況と不用品の処分について	【指摘】
ラベル貼付による管理について	【指摘】
備品の利用・保管状況について	【指摘】
備品一覧「保管場所」の記載・更新について	【意見】
物品現在高報告書の作成について	【意見】
各種申請書の承認について	【指摘】
複数の施設に関連する意見	
各施設の一体利用について	【意見】
利用料（共通パスポート）について	【意見】

第4 監査各論

1. 公民館

I. 公民館概要

(1) 公民館の位置付け

① 公民館の目的

公民館の目的として、社会教育法には、以下の規定が設けられている。

「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」（社会教育法第20条）

② 公民館の設置主体

また、「公民館は、市町村が設置する。」（社会教育法第21条第1項）とされ、公民館の設置主体は、市町村であることを原則とするが、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人に限り、その設置が認められる（同条第2項）。

③ 公民館の事業

さらに、社会教育法第22条では、同法第20条に規定する目的を達成するための事業として、①定期講座の開設、②討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催、③図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること、④体育、レクリエーション等に関する集会の開催、⑤各種団体・機関等との連絡、⑥公民館の施設を公共的利用に供することを列挙している。

(2) 公民館の運営

① 運営の原則

文部科学省生涯学習政策局社会教育課（2009年当時）が発行した「公民館」パンフレットには、公民館の運営の原則として、以下の3点を挙げている。

● 地域性

公民館は、行政が地域住民のニーズを把握し、地域が抱える様々な教育課題への対応などについて、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点である。

● 教育専門性

全ての活動に、社会教育的な観点に基づいた専門的な配慮がなされている。

- 公共性

公民館は、年齢、性別、職業等を問わず、全ての人に開かれた場所として運営されている。

② 運営の特徴

- 公民館運営審議会の設置

館長の諮問に応じて、公民館における各種の事業の企画・実施について調査・審議する機関として、地域住民や保護者、学校教育・社会教育の関係者、学識経験者等からなる公民館運営審議会を設置することができる（社会教育法第 29 条）。

旭川市では平成 19 年 10 月 9 日より旭川市公民館運営協議会を設置し、必要な事項について審議している。なお、令和 3 年度における開催状況は下記であり議事録についてはホームページで公表されている。

第 1 回 令和 3 年 7 月 26 日

- ・令和 2 年度公民館活動実施状況について
- ・令和 2 年度社会教育基本計画事務事業評価について
- ・令和 3 年度公民館活動について
- ・公民館事業関係予算の推移について
- ・旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討

第 2 回 令和 3 年 11 月 29 日

- ・公民館の概要
- ・令和 3 年度事業実施状況について
- ・令和 4 年度公民館事業に望むこと
- ・旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討について

- 運営に関する評価の実施

公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない（同法第 32 条）。

- 運営に関する情報の提供

公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない（同法第 32 条の 2）。

③ 運営上の禁止事項

社会教育法第 23 条において、公民館は、次の行為を行ってはならないとされている。

- 専ら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること（同条第1項第1号）。
- 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること（同項第2号）。
- 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない（同条第2項）。

また、旭川市公民館条例では、次に掲げる事項に該当する場合には、その使用を制限している（旭川市公民館条例第5条第3項参照）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 ・ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認められたとき。 ・ その他委員会又は指定管理者が使用を不相当と認められたとき。 |
|---|

④ 使用料の徴収・減免

イ. 使用料の徴収

公民館の活動は、市町村の予算で賄われることが原則であるが、受益者負担の観点から、利用者から少額の負担を徴収することがある。

この点、旭川市公民館条例及び同施行規則では、公民館の利用者から徴収する公民館使用料及び公民館備付使用料を以下のように定めている（旭川市公民館条例第6条1項・2項、旭川市公民館条例施行規則（以下、「同施行規則」という。）6条）。

また、燃料費については、公民館使用料の5割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を徴収し、その徴収期間は、原則として11月1日から翌年4月30日までとする（同施行規則第5条の3）。

【表1 公民館使用料】

種 別	午前9時～ 正午	午後1時～ 5時	午後6時～ 10時
室面積が50㎡未満	210円	280円	280円
室面積が50㎡以上100㎡未満	360円	480円	480円
室面積が100㎡以上200㎡未満	750円	1,000円	1,000円
室面積が200㎡以上	1,500円	2,000円	2,000円

【表2 公民館備付物件使用料】

物件	単位	使用料	備考
ピアノ	1台	室の使用区分ごとに 540円	調律代は含まない
視聴覚機器 16mm映写機	1式		
ビデオ・テレビ	1式		
拡声装置	1式		
料理用ガス器具	1式		
音響機器	1式	同 320円	

ロ. 使用料の減免

旭川市公民館条例第6条第4項において、市長は、特別な理由があると認めたときは、使用料を減額し、または免除することができるとされ、同施行規則第5条の2及び旭川市公民館運営要綱第5条は、その減額または免除をすることができる範囲を次のように定めている。

- a 社会教育関係団体（青少年育成団体、女性団体、PTA、文化・体育関係団体、NPO（社会教育に関する事業を行う団体）、社会福祉団体（社会福祉法人、社会福祉に関する団体、社会福祉ボランティア団体、社会福祉系NPO等）及び地域自治団体（市民委員会、町内会（班単位まで）、その他関係団体）が本来の活動のため使用するとき。
- b 旭川市、教育委員会等が主催する事業に使用するとき。
- c 生涯学習活動団体等、その他教育委員会が必要と認めたとき。

また、以上の団体の使用料の減額または免除の取り扱いは、次のように定めている（旭川市公民館運営要綱第6条）。

- a 社会教育関係団体、社会福祉団体、地域自治団体及び生涯学習活動団体が、神楽公民館木楽輪を除く施設を団体本来の目的で使用する場合は、使用料の5割を減額する。（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。以下同様の取扱いとする。）
- b 旭川市、教育委員会等が主催する事業に使用する場合は、使用料を免除する。
- c その他教育委員会が認めたものに該当する場合は、使用料の5割を減額しまたは免除する。

さらに、燃料費及び備付物件使用料を減額する場合、燃料費は減額後の使用料の5割とし、備付物件使用料は使用区分及び物件ごとの使用料の5割とする（旭川市公民館運営要綱第7条）。

⑤ 公民館の使用回数の制限

旭川市では、同一の団体の同一の月における公民館の使用回数（複数の公民館を使用する場合にあっては、合計使用回数とする。）は、1日の午前、午後、夜間のいずれか1区分（以下、「所定の時間区分」という。）を1回として、原則5回までと規定し、公民館の使用回数に制限を設けている（旭川市公民館運営要綱第2条）。

⑥ 公民館の使用人数の制限

公民館の使用は、原則として、団体使用によるものとし、使用時の人数は5名以上（室面積が200㎡以上の場合は、10名以上とする。）であるものとしている（旭川市公民館運営要綱第3条）。

⑦ 公民館使用申請の受付

イ. 受付開始日

使用申し込みは、原則として使用日の前の月から受け付ける。詳細については、旭川市公民館運営要綱別表1、別表2に定めがある。

ロ. 使用申請の方法

使用申請は、希望する公民館に事前に「公民館使用（使用料減免）申請書（様式第1号）」を旭川市教育委員会又は指定管理者に提出し、使用料を前納することにより行う（旭川市公民館条例第6条第3項、同施行規則第2条）。

なお、旭川市においてはインターネットに接続されたパソコン又は携帯電話から施設の使用予約ができる「公共施設予約システム」を一部施設に導入しており、今後、使用料金の支払い等が可能となるシステム改修をする見込みであり、公民館の使用予約についてシステム導入が検討される予定である。

(3) 公民館の役割

公民館の設置及び運営に関する基準（平成15年6月6日 文部科学省告示第112号）によると公民館の役割は下記が定められている。

① 地域の学習拠点としての機能の発揮

公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

また、公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

② 地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮

公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

③ 奉仕活動・体験学習の推進

公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

④ 学校、家庭及び地域社会との連携等

- 公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。
- 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。
- 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。
- 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

II 各公民館の概要

(1) 中央公民館

① 施設の外観



② 沿革

昭和 24 年 6 月	旭川市民集会所を転用し、市民会館として発足。
昭和 24 年 9 月	旭川市類似公民館を開設。
昭和 25 年 2 月	旭川市中央公民館設置。
昭和 32 年 5 月	市立体育館に併設。
昭和 41 年 7 月	旧NHK局舎譲渡により現在地に独立館とする。
平成 16 年 1 月	施設の一部を改修。
平成 18 年 10 月	駐車場拡張及び施設の一部を改修。
平成 24 年 10 月	屋根及び外壁の一部を改修。

③ 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前 9 時～午後 10 時

午前：午前 9 時～正午

午後：午後 1 時～午後 5 時

夜間：午後 6 時～午後 10 時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

④ 利用料金

室名	収容人員	9～12 時	13～17 時	18～22 時
ホール	75 人	360 円	480 円	480 円
音楽室	50 人	360 円	480 円	480 円
調理実習室	25 人	360 円	480 円	480 円
第 1 学習室	55 人	360 円	480 円	480 円
第 2 学習室	30 人	210 円	280 円	280 円
第 3 学習室	15 人	210 円	280 円	280 円
講座室	30 人	210 円	280 円	280 円
第 1 和室	30 人	210 円	280 円	280 円
第 2 和室	15 人	210 円	280 円	280 円
小会議室	10 人	210 円	280 円	280 円
研修室	20 人	210 円	280 円	280 円

- ピアノ、視聴覚機器、テレビ・ビデオ・DVD、料理用ガス器具使用料：540 円
- 音響機器使用料：320 円
- 冬期間（11 月 1 日～翌年 4 月 30 日）は、燃料費（室使用料の半額、10 円未満切捨）が加算される。

⑤ 施設の情報

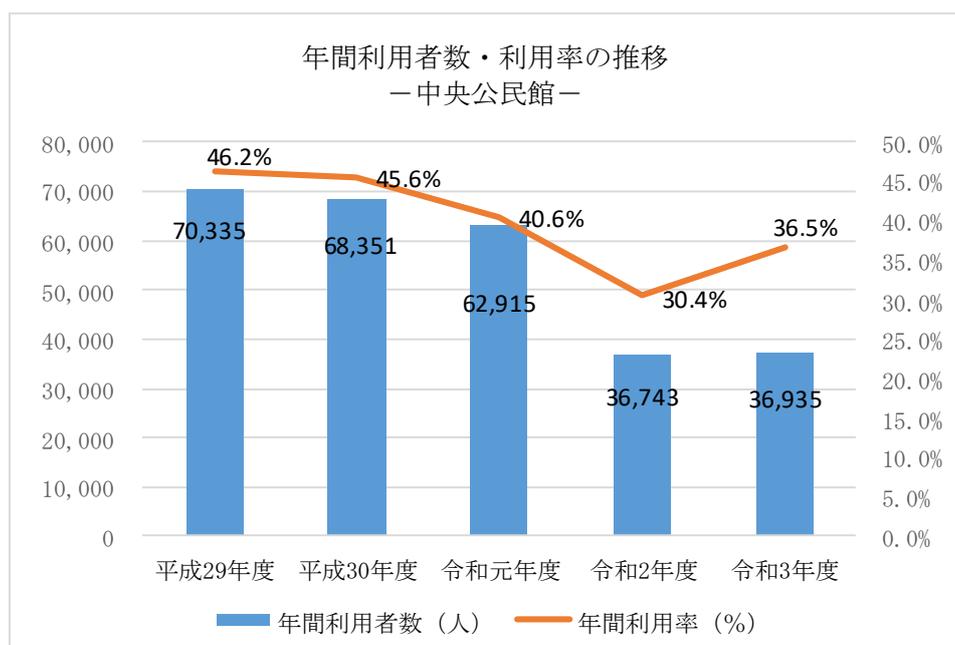
【施設の基本情報】

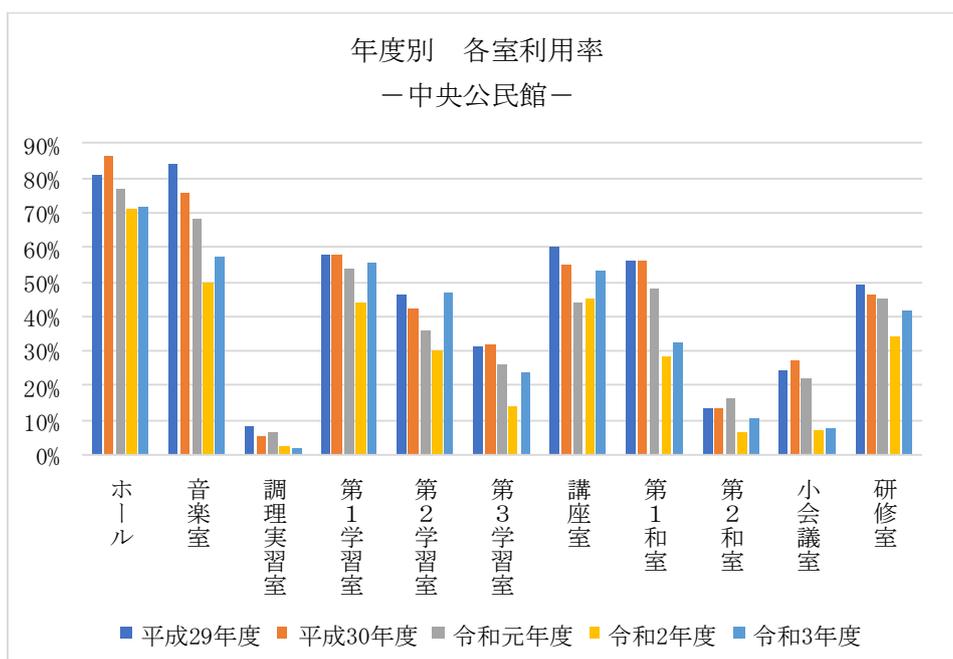
施設名	中央公民館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市5条通20丁目	単独・複合施設区分	単独
対象区域	中央	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（夏期33台・冬期18台）		
バリアフリー	入口スロープ		
設置目的	<p>実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。</p>		
設置根拠	<p>社会教育法第21条（公民館の設置者）・第24条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第1条</p>		

【建物の情報】

建築年度	1933年	延床面積	931.85㎡
経過年数	88年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 2階建 一部木造モルタル造		
避難所指定施設	福祉避難所	耐震化の状況	耐震診断未実施

⑥ 利用者数等の実績





(2) 永山公民館

① 施設の外観



② 沿革

昭和 23 年 12 月	農村文化施設として施設建設。
昭和 25 年 12 月	旧永山村公民館として移管。
昭和 36 年 4 月	旭川市と永山町の合併により旭川市永山地区公民館。
昭和 38 年 12 月	旭川市永山公民館と改称。
昭和 46 年 6 月	永山支所と併設し新築。
平成 6 年 10 月	永山市民交流センター内に新築移転する。

③ 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前 9 時～午後 10 時

午前：午前 9 時～正午

午後：午後 1 時～午後 5 時

夜間：午後 6 時～午後 10 時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

④ 利用料金

室名	収容人員	9～12 時	13～17 時	18～22 時
大ホール	350 人	1,500 円	2,000 円	2,000 円
講堂	120 人	750 円	1,000 円	1,000 円
中会議室	30 人	360 円	480 円	480 円
小会議室	20 人	210 円	280 円	280 円
和室	30 人	360 円	480 円	480 円
調理実習室	30 人	360 円	480 円	480 円
工芸室	30 人	360 円	480 円	480 円
音楽室	30 人	360 円	480 円	480 円

● ピアノ、視聴覚機器、テレビ・DVD、拡声装置、料理用ガス器具使用料：540 円

● 音響機器使用料：320 円

● 冬期間（11 月 1 日～翌年 4 月 30 日）は、燃料費（室使用料の半額、10 円未満切捨）が加算される。

⑤ 施設の情報

【施設の基本情報】

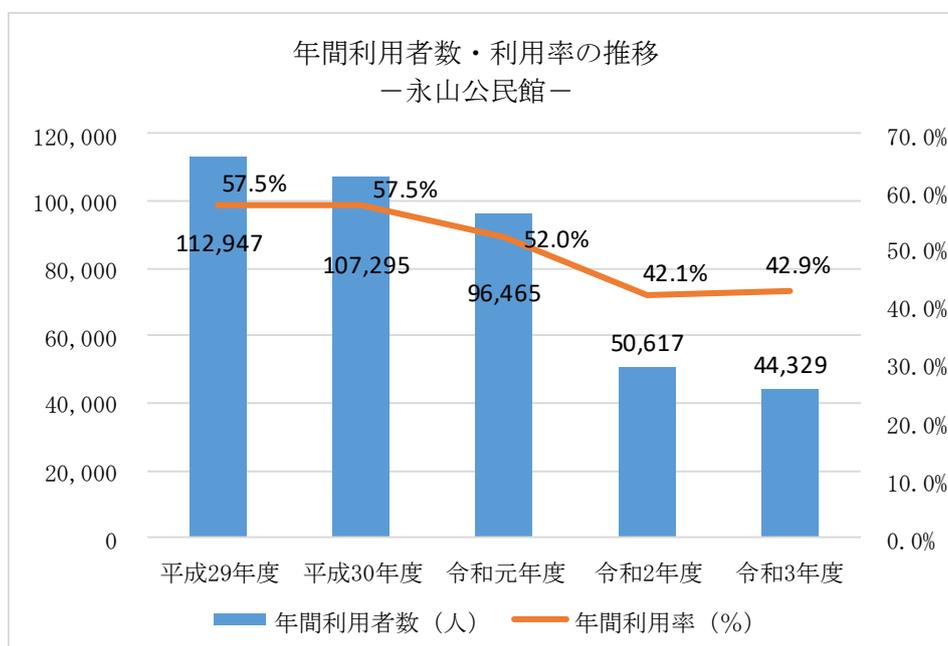
施設名	永山公民館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市永山 3 条 19 丁目	単独・複合施設区分	複合
対象区域	永山	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（185 台）		
バリアフリー	スロープ、エレベーター、多目的トイレ、障害者用駐車区画、盲導鈴、誘導用点字ブロック他		
設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。		

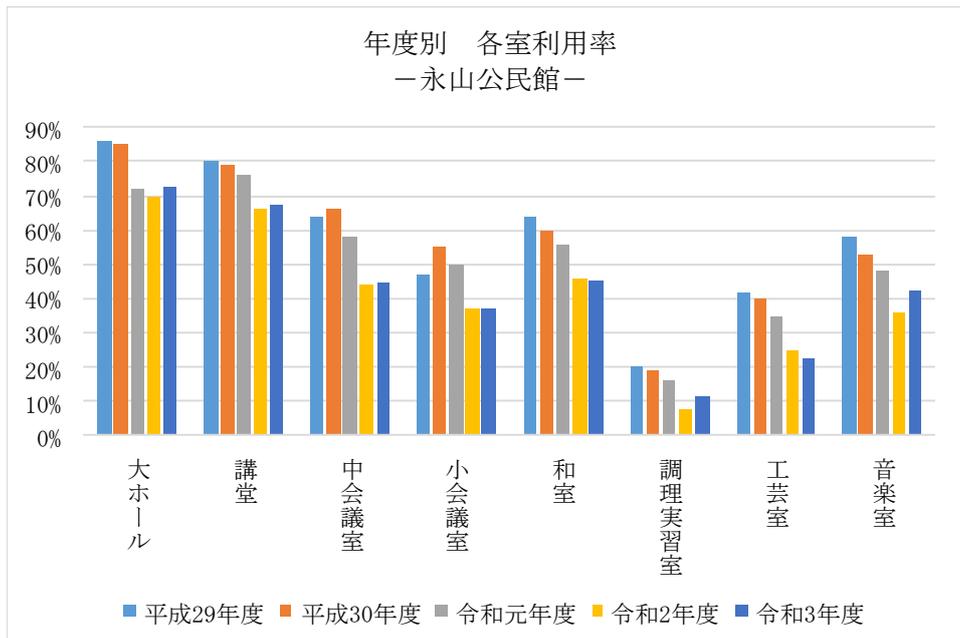
設置根拠	社会教育法第21条（公民館の設置者）・第24条（公民館の設置）、 旭川市公民館条例第1条
------	---

【建物の情報】

建築年度	1994年	延床面積	2510.10 m ²
経過年数	27年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨鉄筋コンクリート造		
避難所指定施設	指定なし	耐震化の状況	耐震性あり

⑥ 利用者数等の実績





(3) 東旭川公民館

① 施設の外観



② 沿革

昭和 28 年 4 月	旧東旭川村旭川小学校に中央公民館を設置。村内 8 小学校に公民館を設置。
昭和 38 年 6 月	独立館として建設。
昭和 38 年 8 月	旭川市と東旭川町の合併により旭川市東旭川地区公民館とする。
昭和 38 年 12 月	旭川市東旭川公民館と改称。
平成 2 年 11 月	旭川市東旭川農村環境改善センターとの併設で新築移転する。

③ 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前 9 時～午後 10 時

午前：午前 9 時～正午

午後：午後 1 時～午後 5 時

夜間：午後 6 時～午後 10 時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

④ 利用料金

室名	収容人員	9～12 時	13～17 時	18～22 時
講堂	120 人	750 円	1,000 円	1,000 円
和室	30 人	360 円	480 円	480 円
講座室	45 人	360 円	480 円	480 円
工芸室	40 人	360 円	480 円	480 円

● ピアノ、テレビ・ビデオ・DVD、拡声装置使用料：540 円

● 音響機器使用料：320 円

● 冬期間（11 月 1 日～翌年 4 月 30 日）は、燃料費（室使用料の半額、10 円未満切捨）が加算される。

⑤ 施設の情報

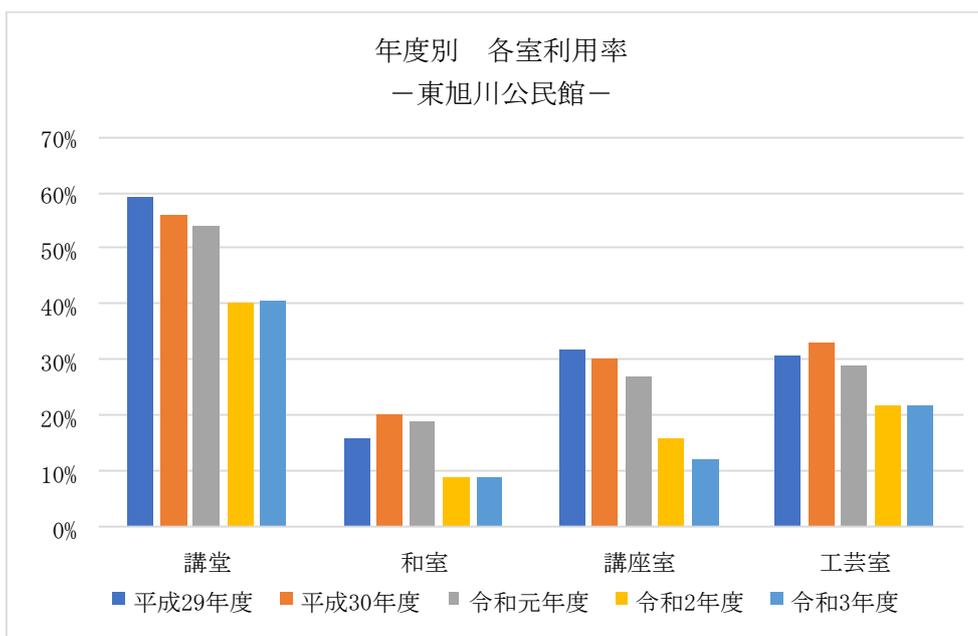
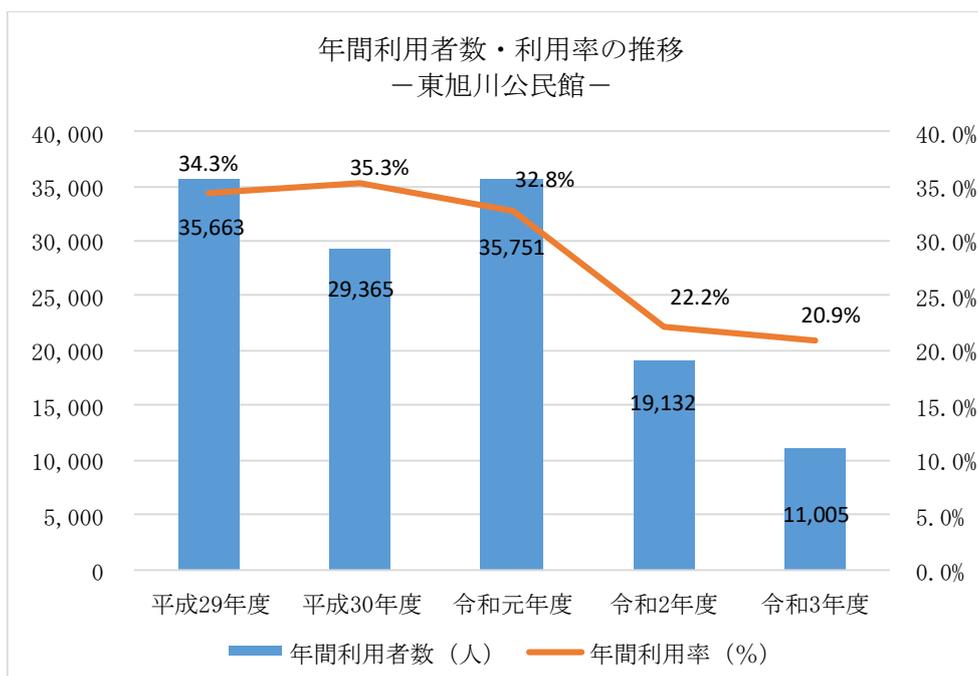
【施設の基本情報】

施設名	東旭川公民館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市東旭川町上兵村 544 番地	単独・複合施設区分	複合
対象区域	東旭川	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（120 台）		
バリアフリー	スロープ、身障者用トイレ		
設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、 もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文 化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。		
設置根拠	社会教育法第 21 条（公民館の設置者）・第 24 条（公民館の設置）、 旭川市公民館条例第 1 条		

【建物の情報】

建築年度	1990年	延床面積	778.63 m ²
経過年数	31年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 平屋建		
避難所指定施設	福祉避難所	耐震化の状況	耐震性あり

⑥ 利用者数等の実績



(3-1) 東旭川公民館 瑞穂分館

① 施設の外観



② 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前9時～午後10時

午前：午前9時～正午

午後：午後1時～午後5時

夜間：午後6時～午後10時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月30日及び31日並びに1月2日から4日まで

③ 利用料金

室名	収容人員	9～12時	13～17時	18～22時
研修室	35人	360円	480円	480円
調理実習室	7人	210円	280円	280円

● テレビ、料理用ガス器具使用料：540円

● 冬期間（11月1日～翌年4月30日）は、燃料費（室使用料の半額、10円未満切捨）が加算される。

④ 施設の情報

【施設の基本情報】

施設名	東旭川公民館瑞穂分館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市東旭川町瑞穂	単独・複合施設区分	単独
対象区域	東旭川	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（5台）		
バリアフリー			
設置目的	<p>実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。</p>		
設置根拠	<p>社会教育法第21条（公民館の設置者）・第24条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第1条</p>		

【建物の情報】

建築年度	1995年	延床面積	130.82㎡
経過年数	26年	資産区分	建物
主たる建物の構造	木造平屋建		
避難所指定施設	指定避難所	耐震化の状況	耐震性あり

(3-2) 東旭川公民館 日の出分館

① 施設の外観



② 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前 9 時～午後 10 時

午前：午前 9 時～正午

午後：午後 1 時～午後 5 時

夜間：午後 6 時～午後 10 時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

③ 利用料金

室名	収容人員	9～12 時	13～17 時	18～22 時
体育館	300 人	1,500 円	2,000 円	2,000 円
和室	30 人	210 円	280 円	280 円
中会議室	30 人	360 円	480 円	480 円
実習室	25 人	360 円	480 円	480 円
小会議室	20 人	210 円	280 円	280 円
大会議室	60 人	750 円	1,000 円	1,000 円

● テレビ、料理用ガス器具使用料：540 円

● 冬期間（11 月 1 日～翌年 4 月 30 日）は、燃料費（室使用料の半額、10 円未満切捨）が加算される。

④ 施設の情報

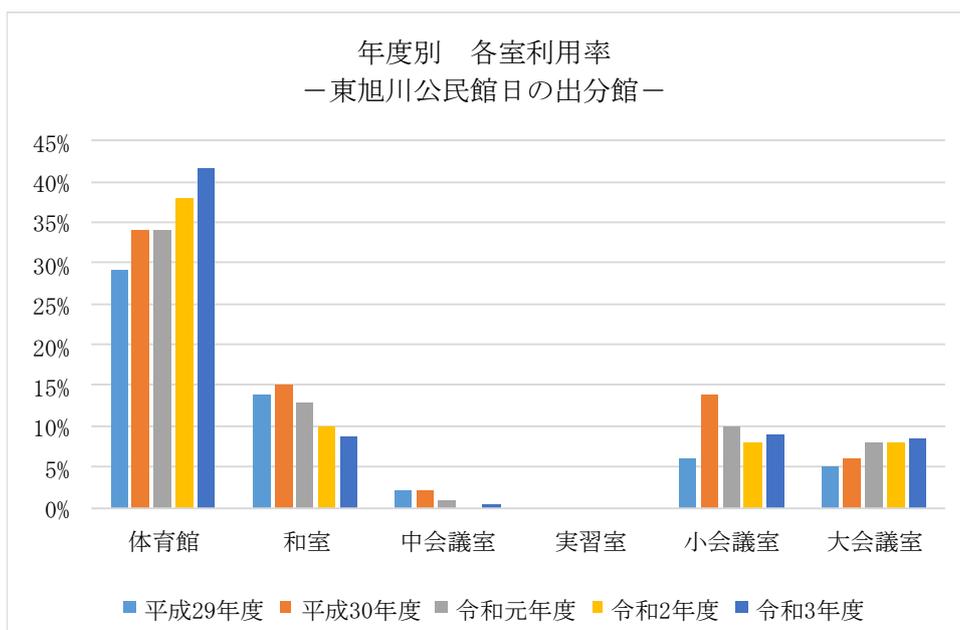
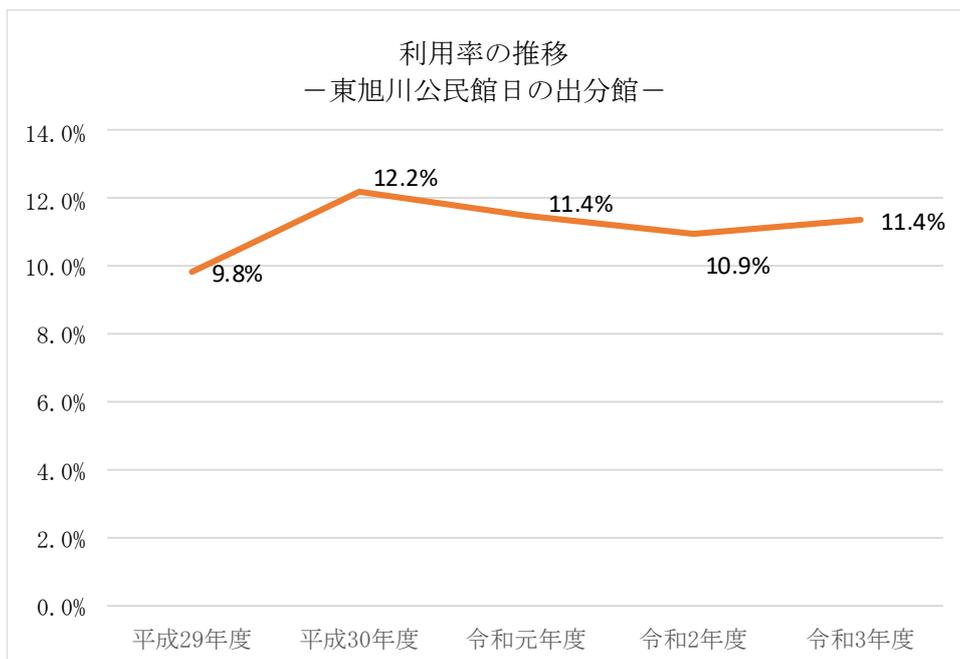
【施設の基本情報】

施設名	東旭川公民館日の出分館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市東旭川町日ノ出	単独・複合施設区分	単独
対象区域	東旭川	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（5 台）		
バリアフリー			
設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。		
設置根拠	社会教育法第 21 条（公民館の設置者）・第 24 条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第 1 条		

【建物の情報】

建築年度	1977年	延床面積	989.69 m ²
経過年数	44年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄骨造 平屋建		
避難所指定施設	指定避難所	耐震化の状況	要耐震改修

⑤ 利用者数等の実績



(4) 神楽公民館

① 施設の外観



② 沿革

昭和 29 年 4 月	旧神楽公民館として設置。
昭和 38 年 12 月	旧神楽町役場庁舎内に移転。
昭和 43 年 3 月	旭川市と神楽町の合併により旭川市神楽公民館とする。
平成 19 年 10 月	旭川森林管理局分局を転用した神楽市民交流センター内に移転する。

③ 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前 9 時～午後 10 時

午前：午前 9 時～正午

午後：午後 1 時～午後 5 時

夜間：午後 6 時～午後 10 時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

④ 利用料金

室名	収容人員	9～12 時	13～17 時	18～22 時
会議室	16 人	210 円	280 円	280 円
交流室	24 人	210 円	280 円	280 円
研修室	30 人	360 円	480 円	480 円
第 2 学習室	36 人	360 円	480 円	480 円
第 3 学習室	27 人	360 円	480 円	480 円
和室	30 人	360 円	480 円	480 円
調理実習室	30 人	360 円	480 円	480 円
美術工芸室	30 人	360 円	480 円	480 円
第 1 学習室	63 人	750 円	1,000 円	1,000 円
講堂	90 人	750 円	1,000 円	1,000 円
講座室	63 人	750 円	1,000 円	1,000 円
木楽輪	100 席	1,500 円	2,000 円	2,000 円

- ピアノ、視聴覚機器、テレビ・ビデオ・DVD、拡声装置、料理用ガス器具使用料：540 円
- 音響機器使用料：320 円
- 冬期間（11 月 1 日～翌年 4 月 30 日）は、燃料費（室使用料の半額、10 円未満切捨）が加算される。

⑤ 施設の情報

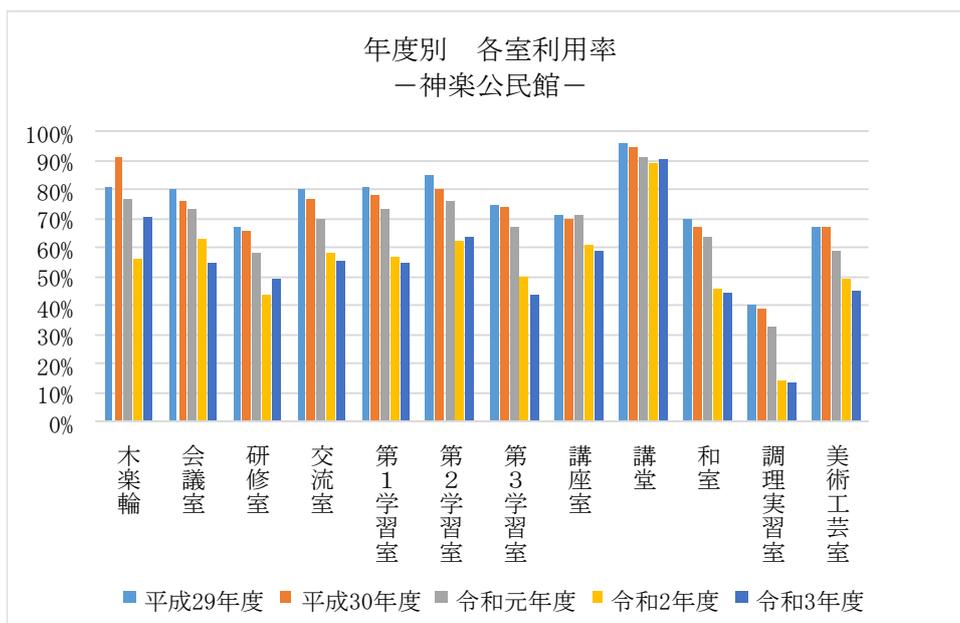
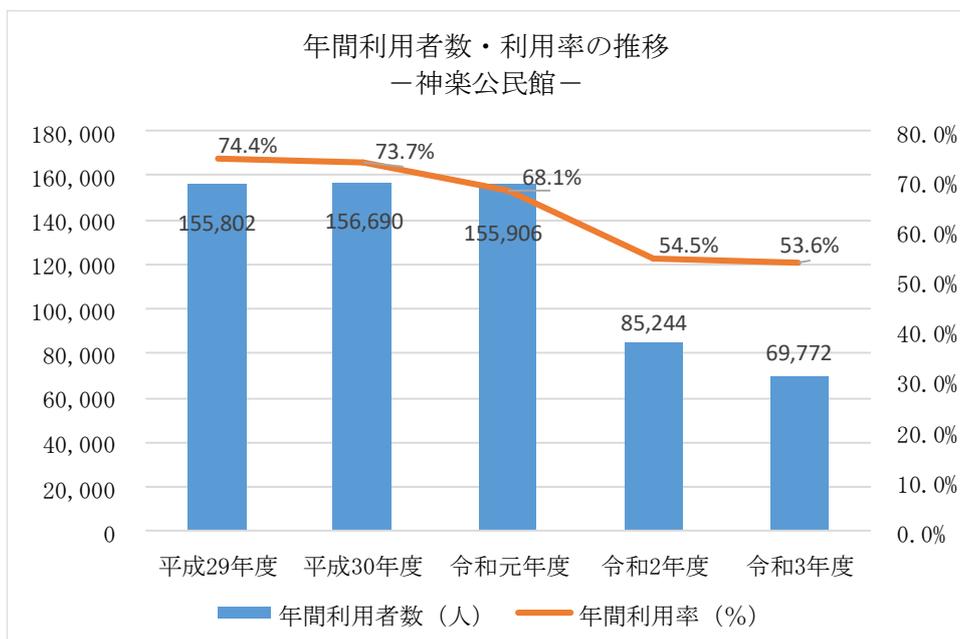
【施設の基本情報】

施設名	神楽公民館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市神楽 3 条 6 丁目	単独・複合施設区分	複合
対象区域	神楽	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（120 台）		
バリアフリー	スロープ、エレベーター、多用途トイレ、障害者用駐車区画、誘導チャイム、点字ブロック		
設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。		
設置根拠	社会教育法第 21 条（公民館の設置者）・第 24 条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第 1 条		

【建物の情報】

建築年度	1989年	延床面積	2900.00 m ²
経過年数	32年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 3階建 一部木造 2階建		
避難所指定施設	指定緊急避難場所（屋内）	耐震化の状況	耐震性あり

⑥ 利用者数等の実績



(5) 末広公民館

① 施設の外観



② 沿革

昭和 26 年 4 月	東鷹栖村一部編入により、旧役場庁舎を市民会館末広分館とする。
昭和 34 年 4 月	旭川市中央公民館末広分館とする。
昭和 41 年 6 月	現在地に新築移転。
昭和 44 年 10 月	旭川市末広公民館として設置。
昭和 55 年 3 月	施設全面改築。

③ 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前 9 時～午後 10 時

午前：午前 9 時～正午

午後：午後 1 時～午後 5 時

夜間：午後 6 時～午後 10 時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

④ 利用料金

室名	収容人員	9～12 時	13～17 時	18～22 時
講堂	120 人	750 円	1,000 円	1,000 円
講座室	60 人	360 円	480 円	480 円
1 階和室	40 人	360 円	480 円	480 円
2 階和室	40 人	360 円	480 円	480 円
研修室	24 人	210 円	280 円	280 円
料理講習室	20 人	210 円	280 円	280 円

- ピアノ、視聴覚機器、テレビ・ビデオ・DVD、拡声装置、料理用ガス器具使用料：540円
- 音響機器（移動式）使用料：320円
- 冬期間（11月1日～翌年4月30日）は、燃料費（室使用料の半額、10円未満切捨）が加算される。

⑤ 施設の情報

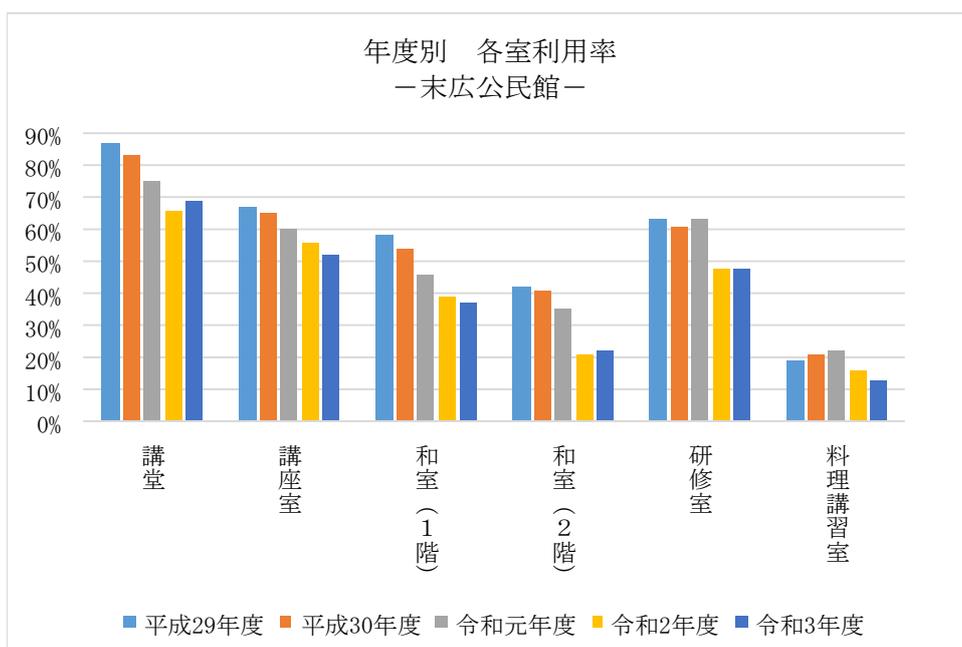
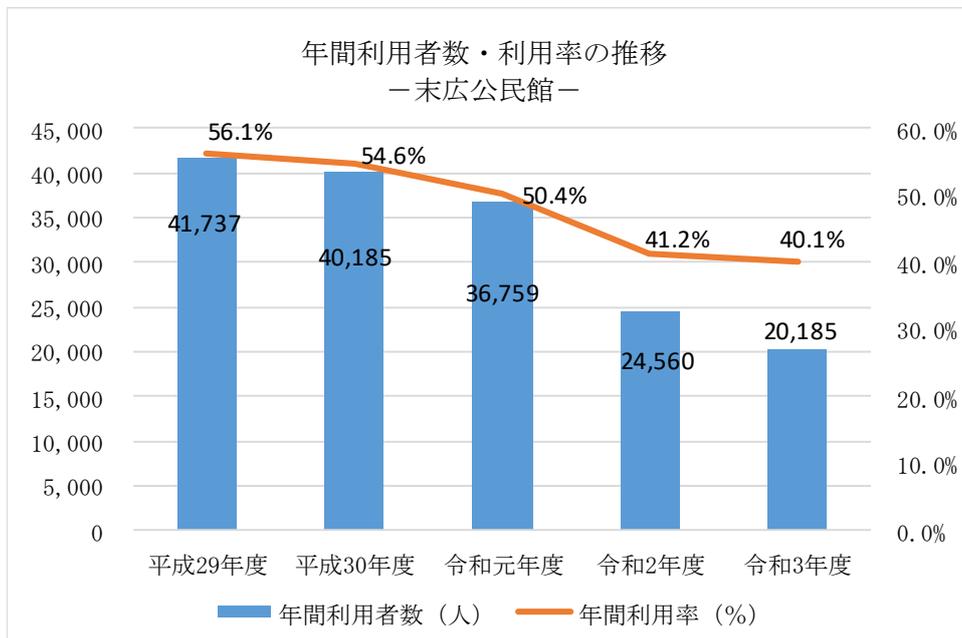
【施設の基本情報】

施設名	末広公民館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市末広1条2丁目		
対象区域	末広・春光	単独・複合施設区分	単独
駐車場の有無	有（30台）	施設運営形態	直営（一部委託）
バリアフリー	入口スロープ		
設置目的	<p>実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。</p>		
設置根拠	<p>社会教育法第21条（公民館の設置者）・第24条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第1条</p>		

【建物の情報】

建築年度	1979年	延床面積	692.82㎡
経過年数	42年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 2階建		
避難所指定施設	福祉避難所	耐震化の状況	耐震診断未実施

⑥ 利用者数等の実績



(6) 江丹別公民館

① 施設の外観



② 沿革

昭和 30 年 4 月	旭川市と江丹別村の合併により江丹別支所内に旭川市中央公民館江丹別分館設置。
昭和 45 年 12 月	支所庁舎とともに全面改築。旭川市江丹別公民館と改称。
平成 13 年 2 月	江丹別市民交流センターに新築移転する。

③ 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前 9 時～午後 10 時

午前：午前 9 時～正午

午後：午後 1 時～午後 5 時

夜間：午後 6 時～午後 10 時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

④ 利用料金

室名	収容人員	9～12 時	13～17 時	18～22 時
多目的ホール	145 人	750 円	1,000 円	1,000 円
和室	24 人	210 円	280 円	280 円
講座室	45 人	360 円	480 円	480 円
実習室	12 人	210 円	280 円	280 円

● ピアノ、視聴覚機器、テレビ・DVD、拡声装置、料理用ガス器具使用料：

540 円

● 音響機器使用料：320 円

- 冬期間（11月1日～翌年4月30日）は、燃料費（室使用料の半額、10円未満切捨）が加算される。

⑤ 施設の情報

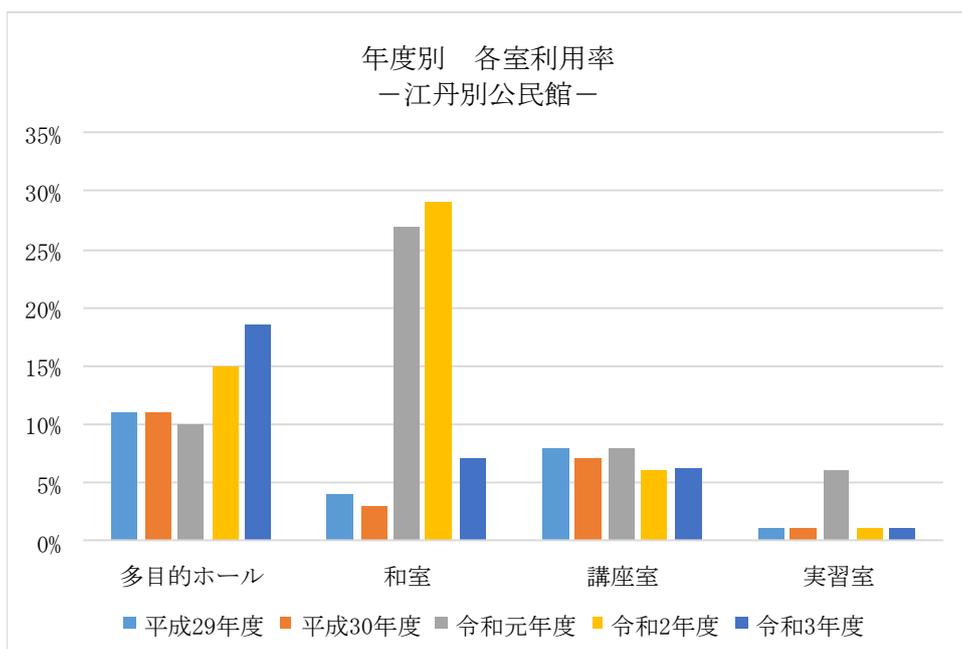
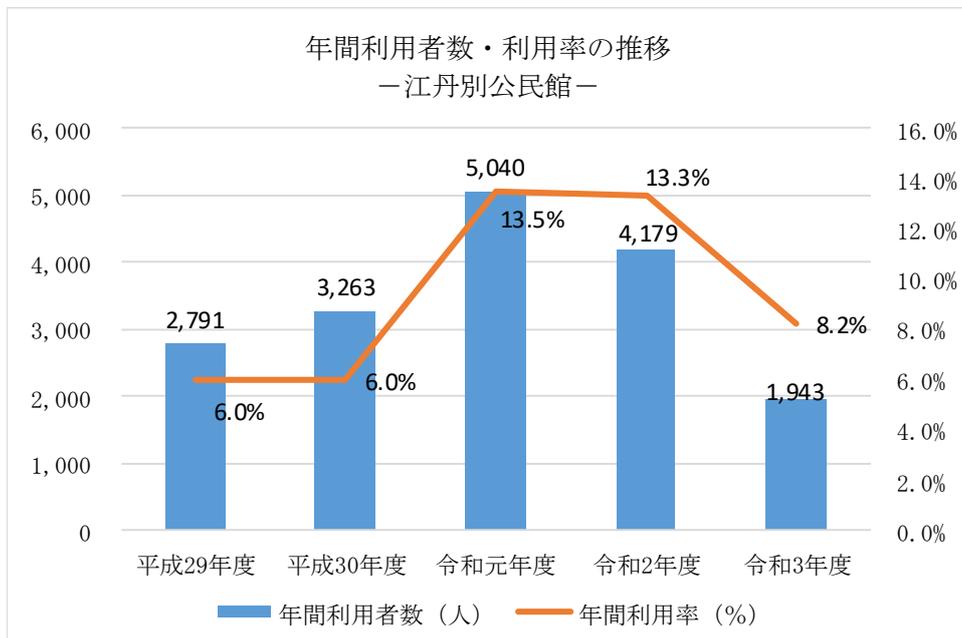
【施設の基本情報】

施設名	江丹別公民館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市江丹別町中央	単独・複合施設区分	複合
対象区域	江丹別	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（14台、障害者専用2台）		
バリアフリー	全館バリアフリー対応、多目的トイレ		
設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。		
設置根拠	社会教育法第21条（公民館の設置者）・第24条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第1条		

【建物の情報】

建築年度	2000年	延床面積	605.89 m ²
経過年数	21年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 平屋建		
避難所指定施設	指定避難所	耐震化の状況	耐震性あり

⑥ 利用者数等の実績



(7) 東鷹栖公民館

① 施設の外観



② 沿革

昭和 28 年 4 月	東鷹栖村公民館設置。
昭和 43 年 12 月	東鷹栖福祉会館新築に伴い同館に移転。
昭和 46 年 3 月	旭川市と東鷹栖町の合併により旭川市東鷹栖公民館となる。
平成 3 年 10 月	東鷹栖支所との併設で新築移転する。
平成 24 年 11 月	東鷹栖支所の移転により単独館となる。
平成 25 年 2 月	施設の一部改築により「ふれあい広場」を開設。

③ 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前 9 時～午後 10 時

午前：午前 9 時～正午

午後：午後 1 時～午後 5 時

夜間：午後 6 時～午後 10 時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

④ 利用料金

室名	収容人員	9～12 時	13～17 時	18～22 時
大ホール	400 人	1,500 円	2,000 円	2,000 円
料理実習室	30 人	360 円	480 円	480 円
工芸実習室	20 人	210 円	280 円	280 円
講堂	100 人	750 円	1,000 円	1,000 円

室名	収容人員	9～12時	13～17時	18～22時
講座室	20人	210円	280円	280円
和室講座室	36人	360円	480円	480円
会議室	50人	360円	480円	480円
集会室	45人	360円	480円	480円

- ピアノ、視聴覚機器、テレビ・ビデオ・DVD、料理用ガス器具使用料：540円
- 音響機器使用料：320円
- 冬期間（11月1日～翌年4月30日）は、燃料費（室使用料の半額、10円未満切捨）が加算される。

⑤ 施設の情報

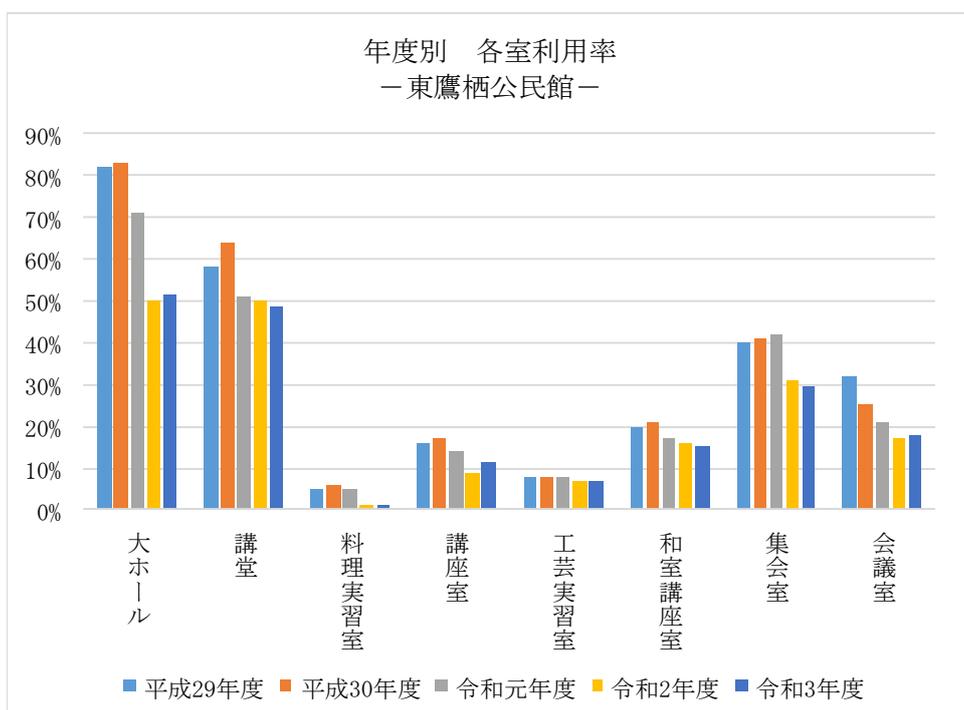
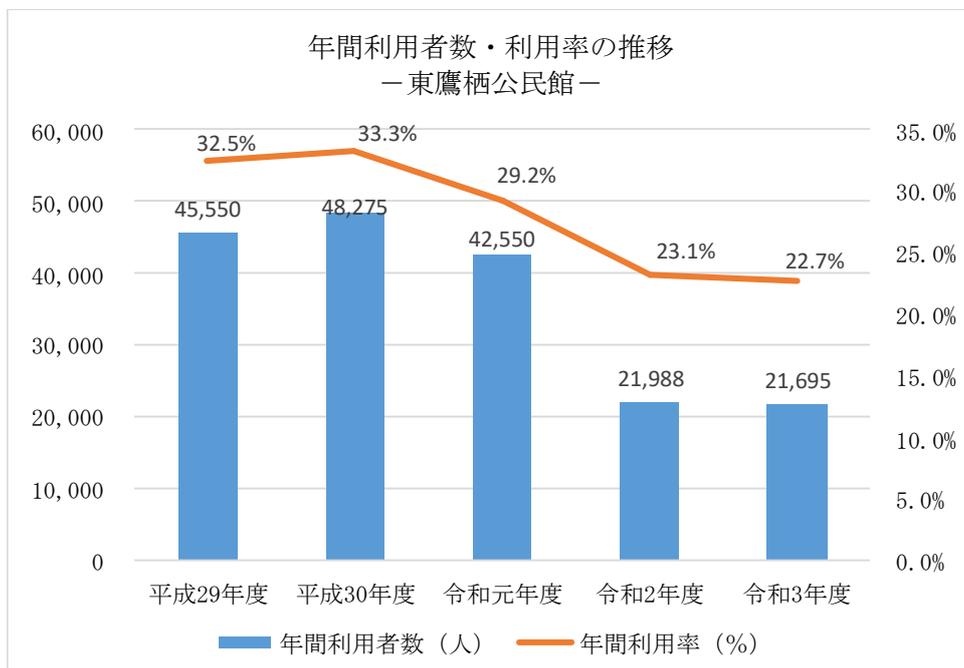
【施設の基本情報】

施設名	東鷹栖公民館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市東鷹栖4条3丁目	単独・複合施設区分	単独
対象区域	東鷹栖	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（46台）		
バリアフリー	障害者専用駐車場、スロープ、音声案内、点字ブロック、盲導犬可、点字表示、非常ボタン付多用途トイレ		
設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。		
設置根拠	社会教育法第21条（公民館の設置者）・第24条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第1条		

【建物の情報】

建築年度	1991年	延床面積	1987.08㎡
経過年数	30年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 2階建 一部鉄骨造平屋建		
避難所指定施設	福祉避難所	耐震化の状況	耐震性あり

⑥ 利用者数等の実績



(7-1) 東鷹栖公民館 第1分館

① 施設の外観



② 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前9時～午後10時

午前：午前9時～正午

午後：午後1時～午後5時

夜間：午後6時～午後10時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月30日及び31日並びに1月2日から4日まで

③ 利用料金

室名	収容人員	9～12時	13～17時	18～22時
中会議室	70人	360円	480円	480円
小会議室	20人	210円	280円	280円
1階和室	30人	210円	280円	280円

● 冬期間（11月1日～翌年4月30日）は、燃料費（室使用料の半額、10円未満切捨）が加算される。

④ 施設の情報

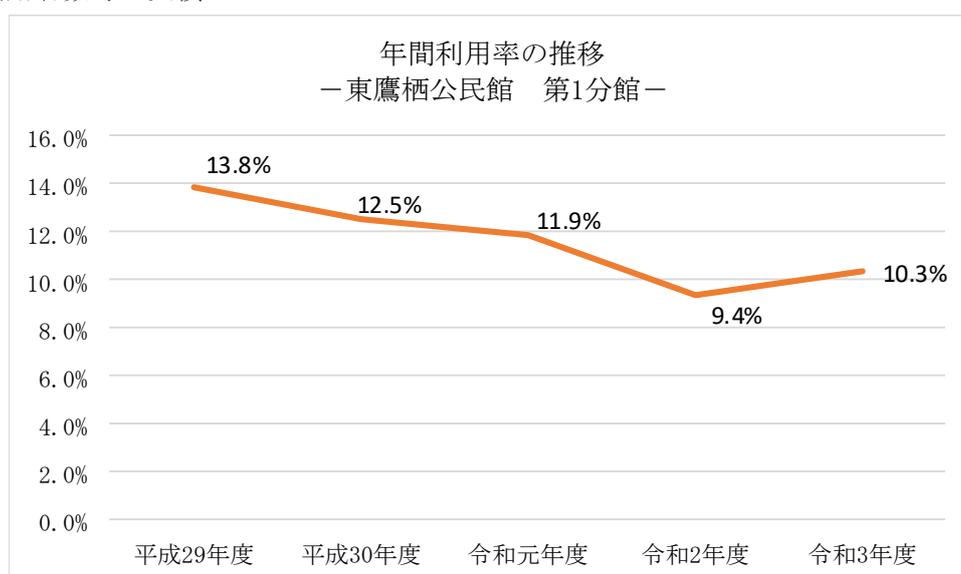
【施設の基本情報】

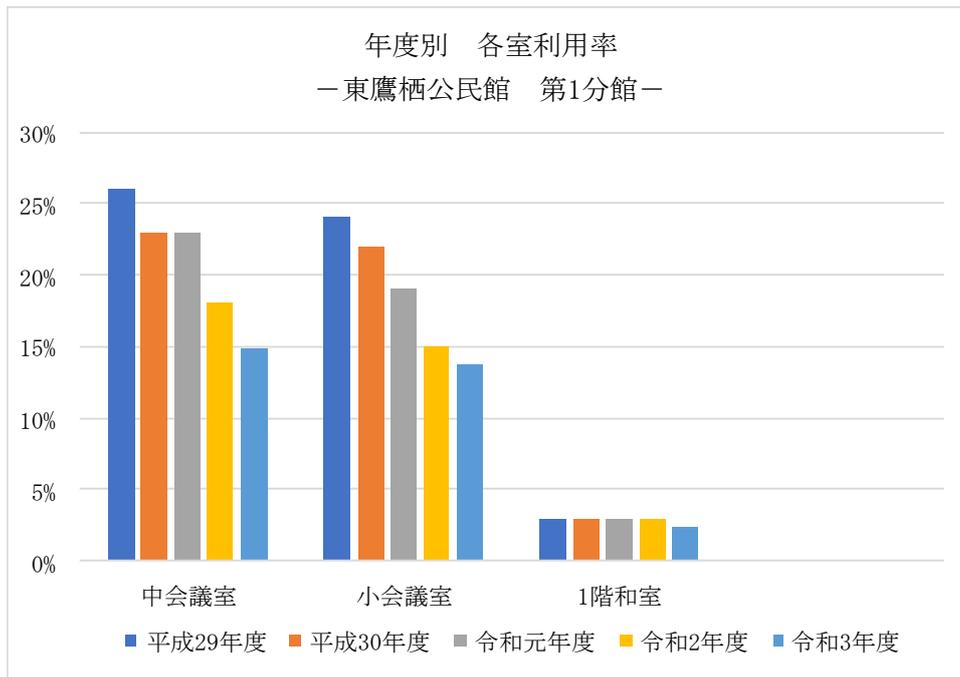
施設名	東鷹栖公民館第1分館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市末広3条7丁目	単独・複合施設区分	単独
対象区域	東鷹栖	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（3台）		
バリアフリー	手すり付きトイレ		
設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、 もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文 化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。		
設置根拠	社会教育法第21条（公民館の設置者）・第24条（公民館の設置）、 旭川市公民館条例第1条		

【建物の情報】

建築年度	1967年	延床面積	305.75㎡
経過年数	54年	資産区分	建物
主たる建物の構造	木造 モルタル一部2階建		
避難所指定施設	福祉避難所	耐震化の状況	耐震診断未実施

⑤ 利用者数等の実績





(7-2) 東鷹栖公民館 第3分館

① 施設の外観



② 利用時間及び休館日

- イ. 利用時間：午前9時～午後10時
 午前：午前9時～正午
 午後：午後1時～午後5時
 夜間：午後6時～午後10時

- ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

③ 利用料金

室名	収容人員	9～12 時	13～17 時	18～22 時
第 1 研修室	60 人	360 円	480 円	480 円
第 2 研修室	50 人	360 円	480 円	480 円
小会議室	12 人	210 円	280 円	280 円
和室	50 人	360 円	480 円	480 円
屋内運動場	300 人	1,500 円	2,000 円	2,000 円

- 冬期間（11 月 1 日～翌年 4 月 30 日）は、燃料費（室使用料の半額、10 円未満切捨）が加算される。

④ 施設の情報

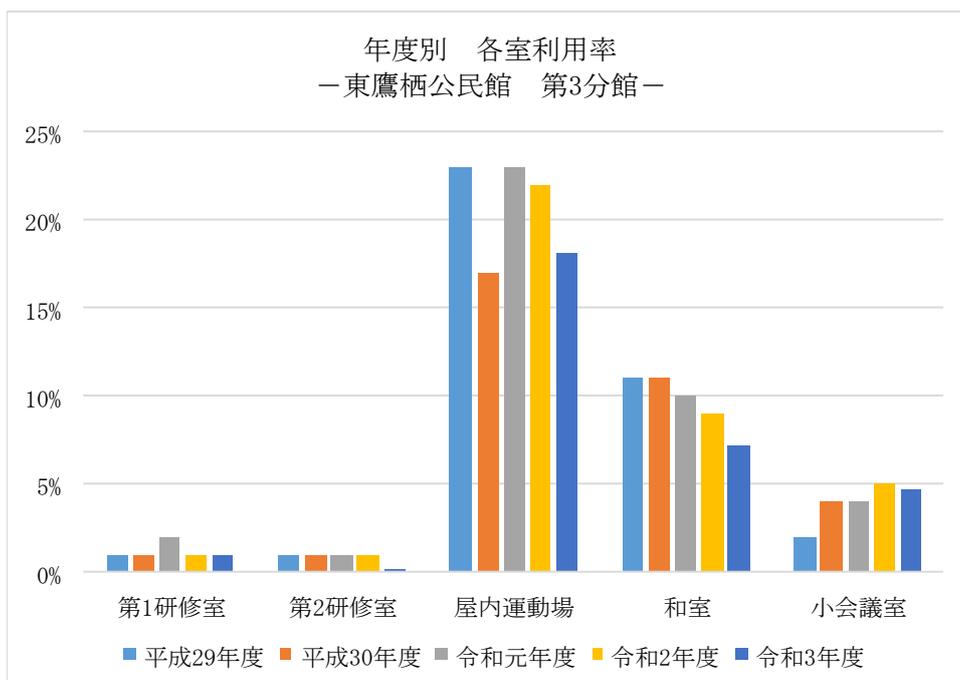
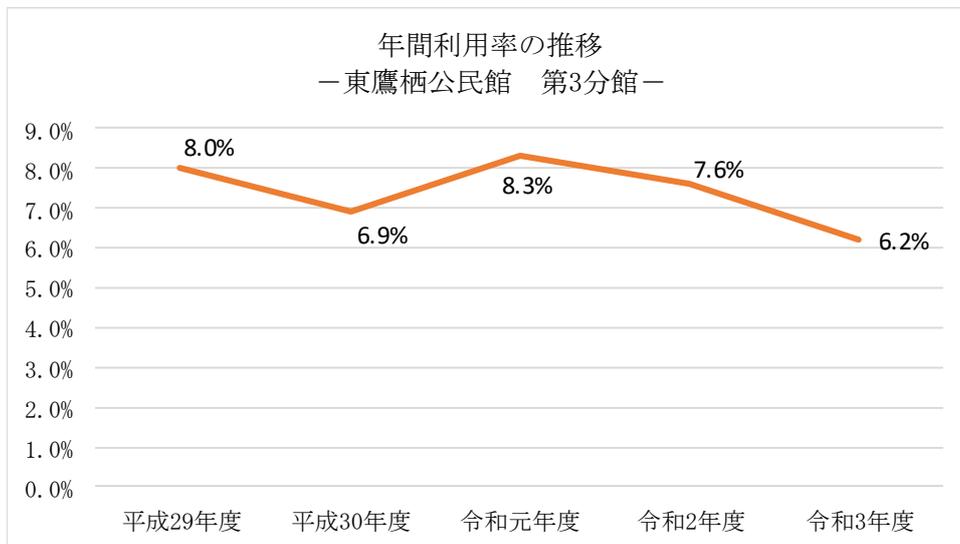
【施設の基本情報】

施設名	東鷹栖公民館第 3 分館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市東鷹栖 10 線 21 号	単独・複合施設区分	単独
対象区域	東鷹栖	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（25 台）		
バリアフリー	男・女多用途トイレ		
設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。		
設置根拠	社会教育法第 21 条（公民館の設置者）・第 24 条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第 1 条		

【建物の情報】

建築年度	1969 年	延床面積	997.79 m ²
経過年数	52 年	資産区分	建物
主たる建物の構造	補強コンクリートブロック造 一部鉄骨造平屋建		
避難所指定施設	指定避難所	耐震化の状況	要耐震改修

⑤ 利用者数等の実績



(7-3) 東鷹栖公民館 第4分館

① 施設の外観



② 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前9時～午後10時

午前：午前9時～正午

午後：午後1時～午後5時

夜間：午後6時～午後10時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月30日及び31日並びに1月2日から4日まで

③ 利用料金

室名	収容人員	9～12時	13～17時	18～22時
集会室	60人	360円	480円	480円
第1和室	80人	360円	480円	480円

- 冬期間（11月1日～翌年4月30日）は、燃料費（室使用料の半額、10円未満切捨）が加算される。

④ 施設の情報

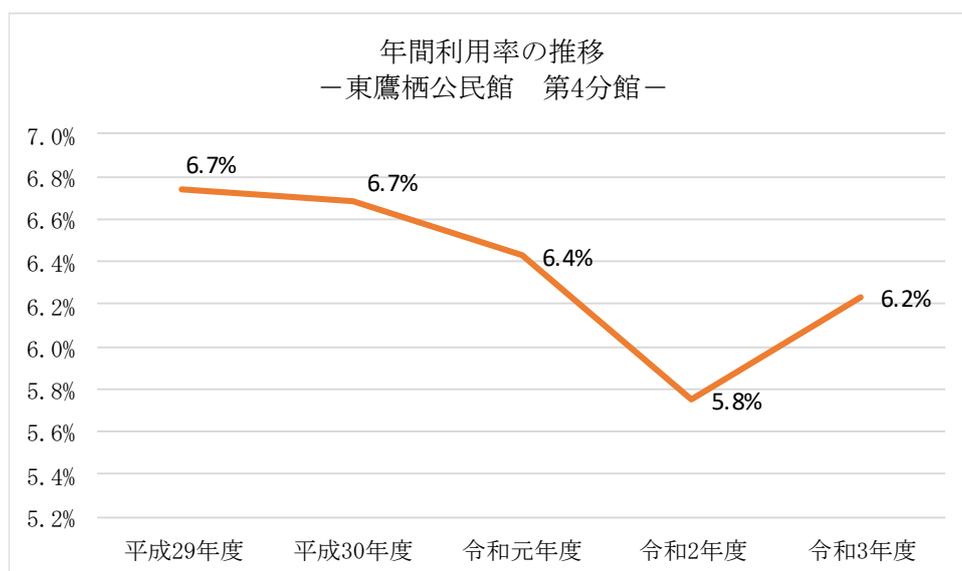
【施設の基本情報】

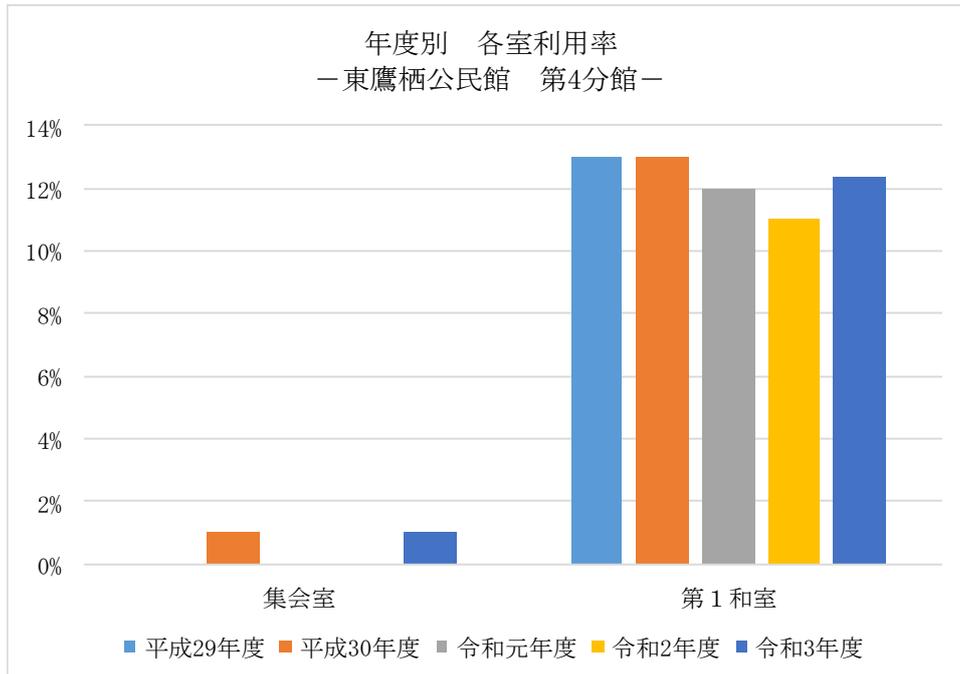
施設名	東鷹栖公民館第4分館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市東鷹栖9線15号	単独・複合施設区分	単独
対象区域	東鷹栖	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（5台）		
バリアフリー			
設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。		
設置根拠	社会教育法第21条（公民館の設置者）・第24条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第1条		

【建物の情報】

建築年度	1962年	延床面積	340.74㎡
経過年数	59年	資産区分	建物
主たる建物の構造	木造 モルタル平屋建		
避難所指定施設	福祉避難所	耐震化の状況	耐震性あり

⑤ 利用者数等の実績





(8) 神居公民館

① 施設の外観



② 沿革

昭和30年4月	旭川市と神居村の合併により神居支所内に旭川市中央公民館神居分館を設置。
昭和47年5月	神居支所と併設して新築。旭川市神居公民館と改称。

③ 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前 9 時～午後 10 時

午前：午前 9 時～正午

午後：午後 1 時～午後 5 時

夜間：午後 6 時～午後 10 時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

④ 利用料金

室名	収容人員	9～12 時	13～17 時	18～22 時
大会議室	200 人	1,500 円	2,000 円	2,000 円
和室	50 人	360 円	480 円	480 円
調理実習室	25 人	360 円	480 円	480 円
中会議室	50 人	360 円	480 円	480 円
小会議室	10 人	210 円	280 円	280 円

- ピアノ、視聴覚機器、テレビ・ビデオ・DVD、拡声装置、料理用ガス器具使用料：540 円
- 音響機器使用料：320 円
- 冬期間（11 月 1 日～翌年 4 月 30 日）は、燃料費（室使用料の半額、10 円未満切捨）が加算される。

⑤ 施設の情報

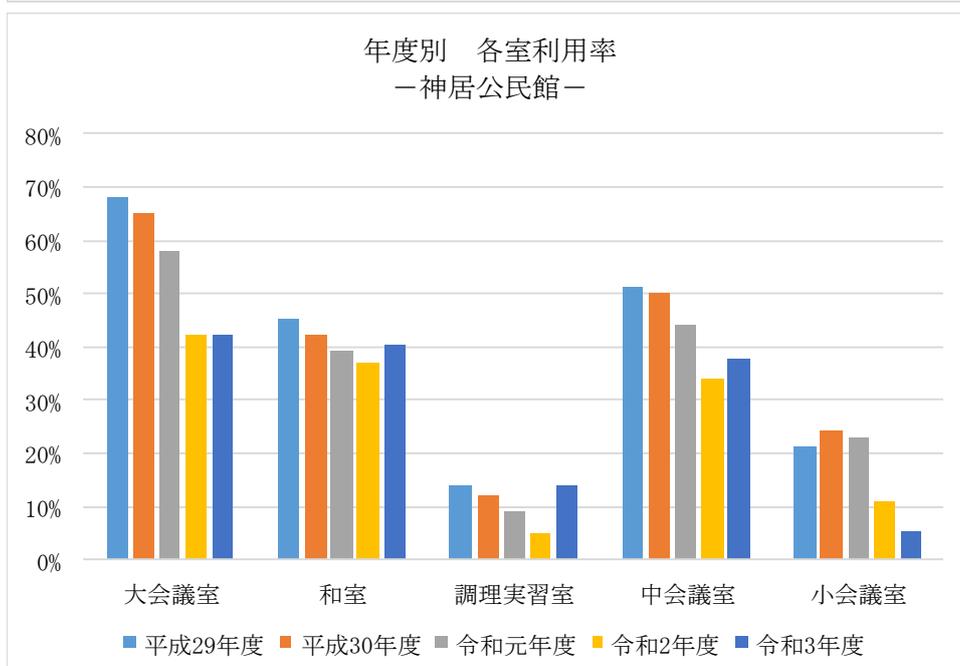
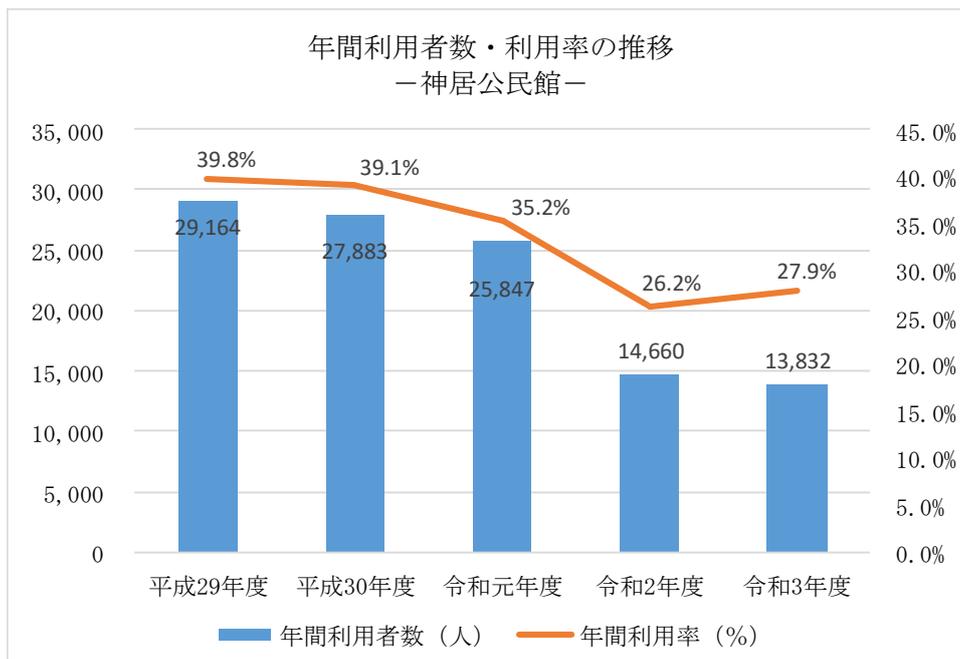
【施設の基本情報】

施設名	神居公民館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市神居 2 条 9 丁目	単独・複合施設区分	複合
対象区域	神居	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（31 台）		
バリアフリー	入口スロープ、多目的トイレ		
設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。		
設置根拠	社会教育法第 21 条（公民館の設置者）・第 24 条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第 1 条		

【建物の情報】

建築年度	1971年	延床面積	762.96 m ²
経過年数	50年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 2階建		
避難所指定施設	指定なし	耐震化の状況	耐震診断未実施

⑥ 利用者数等の実績



(8-1) 神居公民館 上雨紛分館

① 施設の外観



② 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前 9 時～午後 10 時

午前：午前 9 時～正午

午後：午後 1 時～午後 5 時

夜間：午後 6 時～午後 10 時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

③ 利用料金

室名	収容人員	9～12 時	13～17 時	18～22 時
体育館	250 人	1,500 円	2,000 円	2,000 円
中会議室	40 人	360 円	480 円	480 円
和室	35 人	210 円	280 円	280 円
展示室 1	40 人	360 円	480 円	480 円
展示室 2	40 人	360 円	480 円	480 円

● ピアノ、拡声装置使用料：540 円

● 冬期間（11 月 1 日～翌年 4 月 30 日）は、燃料費（室使用料の半額、10 円未満切捨）が加算される。

④ 施設の情報

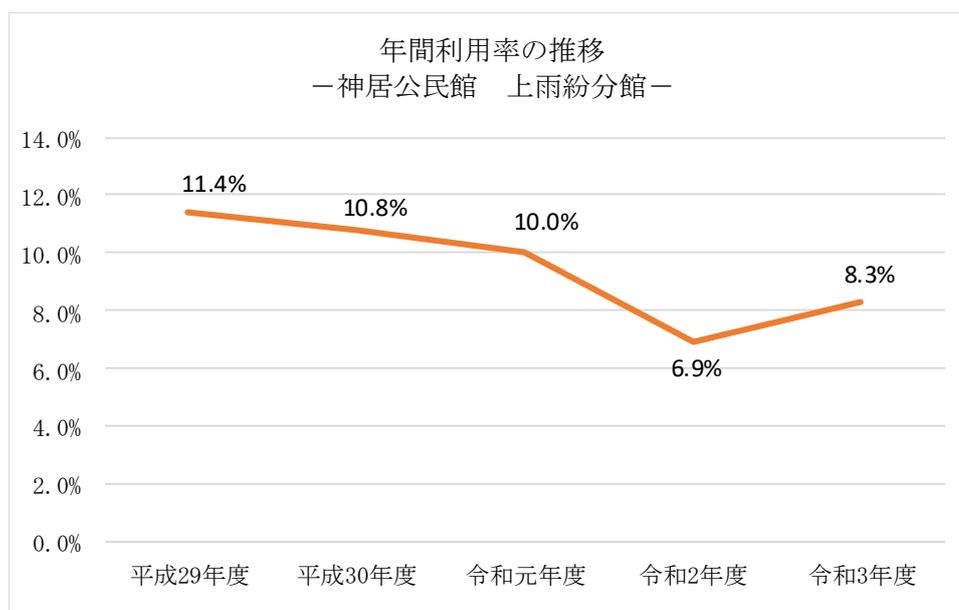
【施設の基本情報】

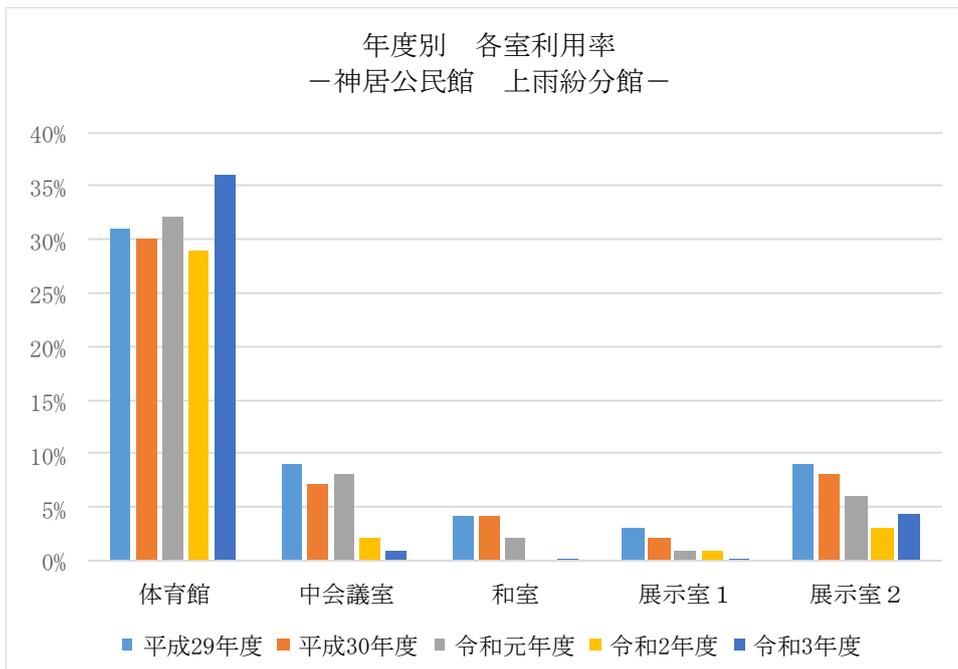
施設名	神居公民館上雨紛分館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市神居町上雨紛 113 番地	単独・複合施設区分	単独
対象区域	神居	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（30 台）		
バリアフリー	入口スロープ、障害者用トイレ		
設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。		
設置根拠	社会教育法第 21 条（公民館の設置者）・第 24 条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第 1 条		

【建物の情報】

建築年度	1988 年	延床面積	1133.56 m ²
経過年数	33 年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 一部木造 2 階建		
避難所指定施設	指定避難所	耐震化の状況	耐震性あり

⑤ 利用者数等の実績





(9) 北星公民館

① 施設の外観



② 沿革

昭和 58 年 2 月	旭川市北星公民館設置。
-------------	-------------

③ 利用時間及び休館日

- イ. 利用時間：午前 9 時～午後 10 時
- 午前：午前 9 時～正午
 - 午後：午後 1 時～午後 5 時
 - 夜間：午後 6 時～午後 10 時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

④ 利用料金

室名	収容人員	9～12 時	13～17 時	18～22 時
講堂	140 人	750 円	1,000 円	1,000 円
講座室	60 人	360 円	480 円	480 円
料理講習室	35 人	360 円	480 円	480 円
和室	25 人	210 円	280 円	280 円
小会議室	10 人	210 円	280 円	280 円

- ピアノ、視聴覚機器、料理用ガス器具使用料：540 円
- 音響機器使用料：320 円
- 冬期間（11 月 1 日～翌年 4 月 30 日）は、燃料費（室使用料の半額、10 円未満切捨）が加算される。

⑤ 施設の情報

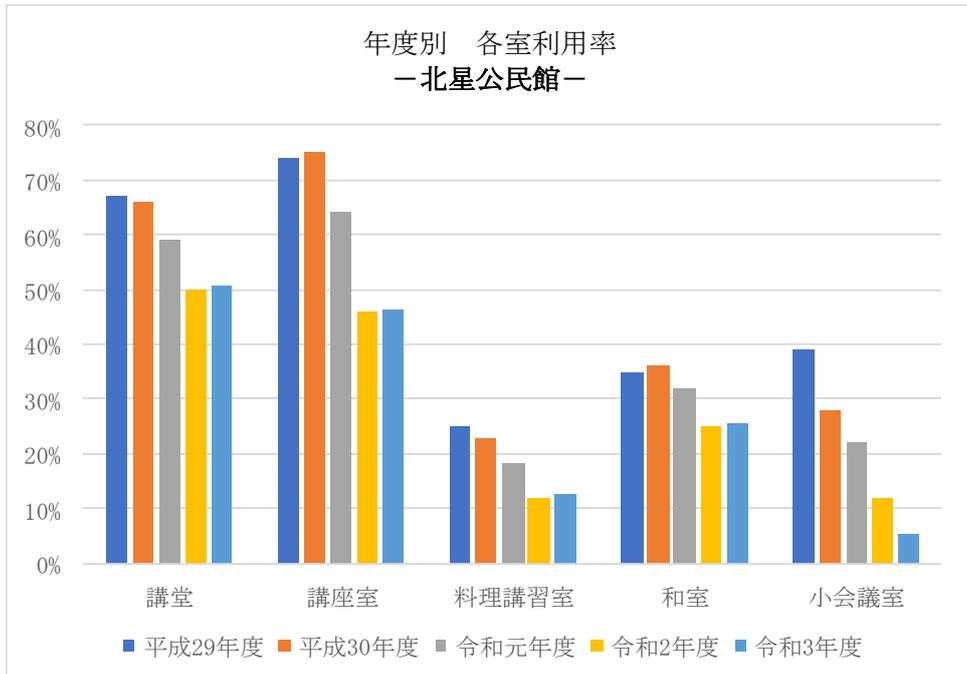
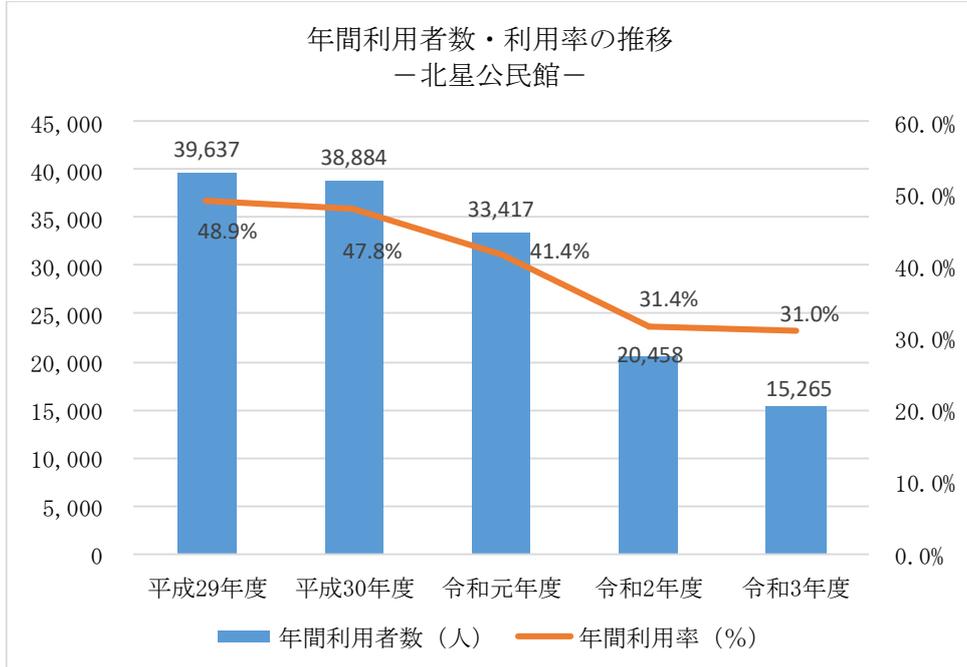
【施設の基本情報】

施設名	北星公民館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市北門町 8 丁目	単独・複合施設区分	単独
対象区域	北星	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（20 台）		
バリアフリー	入口スロープ、障害者用トイレ		
設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。		
設置根拠	社会教育法第 21 条（公民館の設置者）・第 24 条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第 1 条		

【建物の情報】

建築年度	1982 年	延床面積	714.99 m ²
経過年数	39 年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 2 階建		
避難所指定施設	福祉避難所	耐震化の状況	耐震性あり

⑥ 利用者数等の実績



(10) 新旭川公民館

① 施設の外観



② 沿革

昭和 59 年 2 月	旭川市新旭川公民館設置。
-------------	--------------

③ 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前 9 時～午後 10 時

午前：午前 9 時～正午

午後：午後 1 時～午後 5 時

夜間：午後 6 時～午後 10 時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

④ 利用料金

室名	収容人員	9～12 時	13～17 時	18～22 時
講堂	135 人	750 円	1,000 円	1,000 円
実習室	25 人	360 円	480 円	480 円
和室	30 人	210 円	280 円	280 円
講座室	70 人	360 円	480 円	480 円
会議室	30 人	210 円	280 円	280 円

- ピアノ、視聴覚機器、テレビ・DVD、拡声装置、料理用ガス器具使用料：540 円
- 音響機器使用料：320 円
- 冬期間（11 月 1 日～翌年 4 月 30 日）は、燃料費（室使用料の半額、10 円未満切捨）が加算される。

⑤ 施設の情報

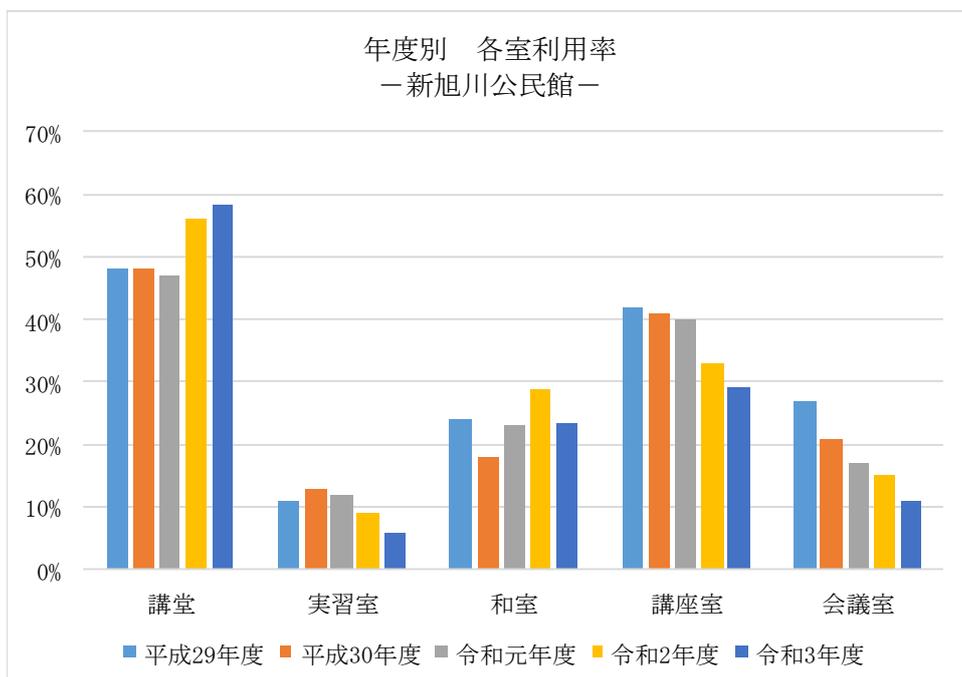
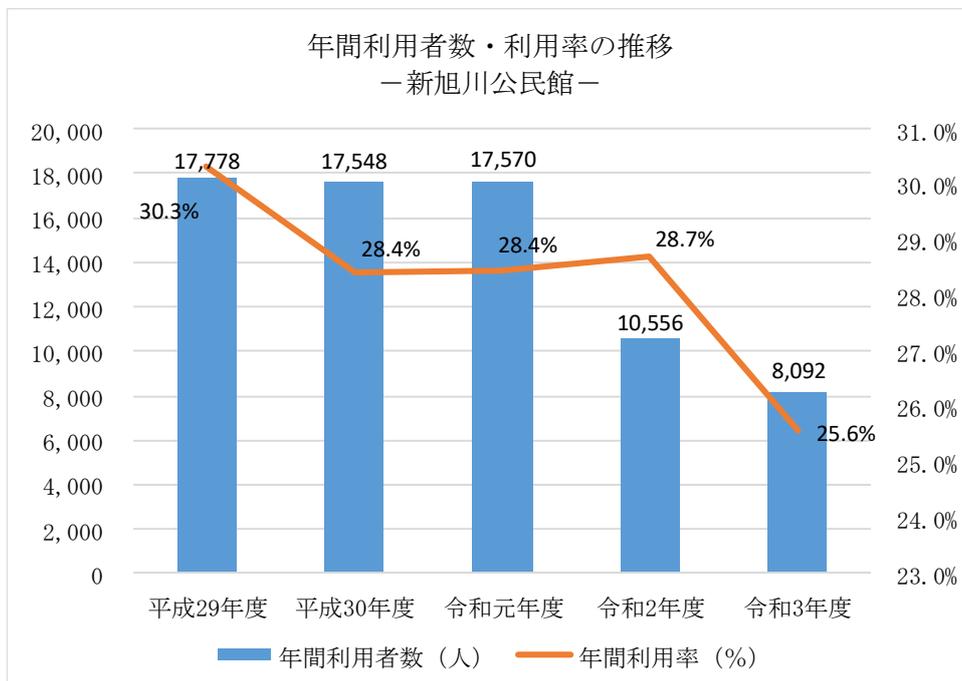
【施設の基本情報】

施設名	新旭川公民館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市東3条7丁目	単独・複合施設区分	単独
対象区域	新旭川	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（10台）		
バリアフリー	入口スロープ、障害者用トイレ		
設置目的	<p>実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。</p>		
設置根拠	<p>社会教育法第21条（公民館の設置者）・第24条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第1条</p>		

【建物の情報】

建築年度	1983年	延床面積	723.51㎡
経過年数	38年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 2階建一部平屋建		
避難所指定施設	福祉避難所	耐震化の状況	耐震性あり

⑥ 利用者数等の実績



(11) 愛宕公民館

① 施設の外観



② 沿革

昭和 62 年 2 月	旭川市愛宕公民館設置。
-------------	-------------

③ 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前 9 時～午後 10 時

午前：午前 9 時～正午

午後：午後 1 時～午後 5 時

夜間：午後 6 時～午後 10 時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

④ 利用料金

室名	収容人員	9～12 時	13～17 時	18～22 時
講堂	120 人	750 円	1,000 円	1,000 円
講座室	60 人	360 円	480 円	480 円
会議室	30 人	210 円	280 円	280 円
実習室	30 人	360 円	480 円	480 円
和室	20 人	210 円	280 円	280 円

● ピアノ、視聴覚機器、テレビ・DVD、拡声装置、料理用ガス器具使用料：540 円

● 音響機器使用料：320 円

● 冬期間（11 月 1 日～翌年 4 月 30 日）は、燃料費（室使用料の半額、10 円未満切捨）が加算される。

⑤ 施設の情報

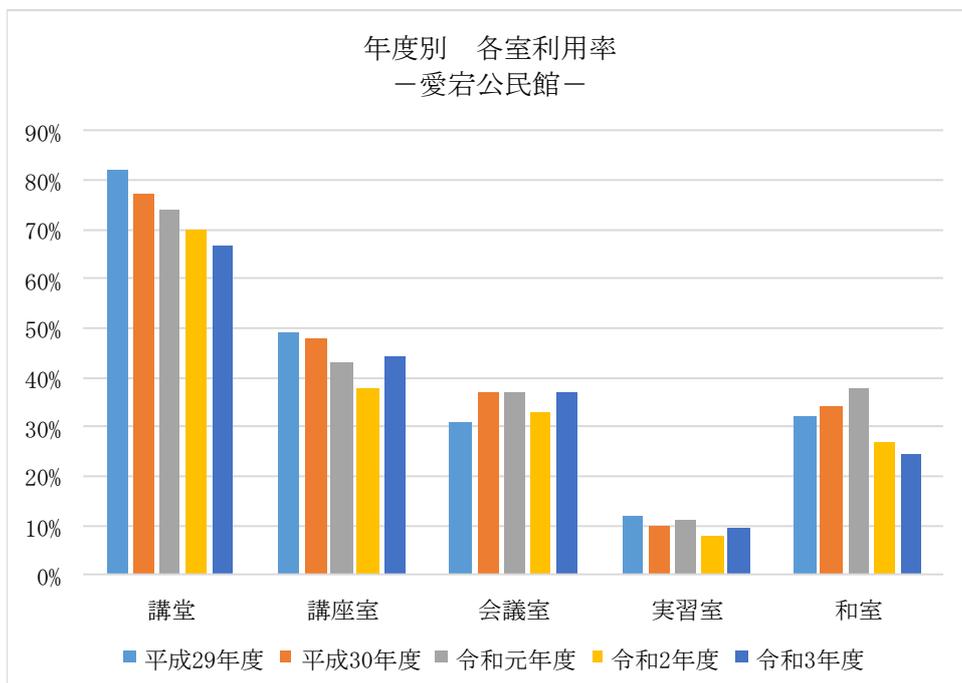
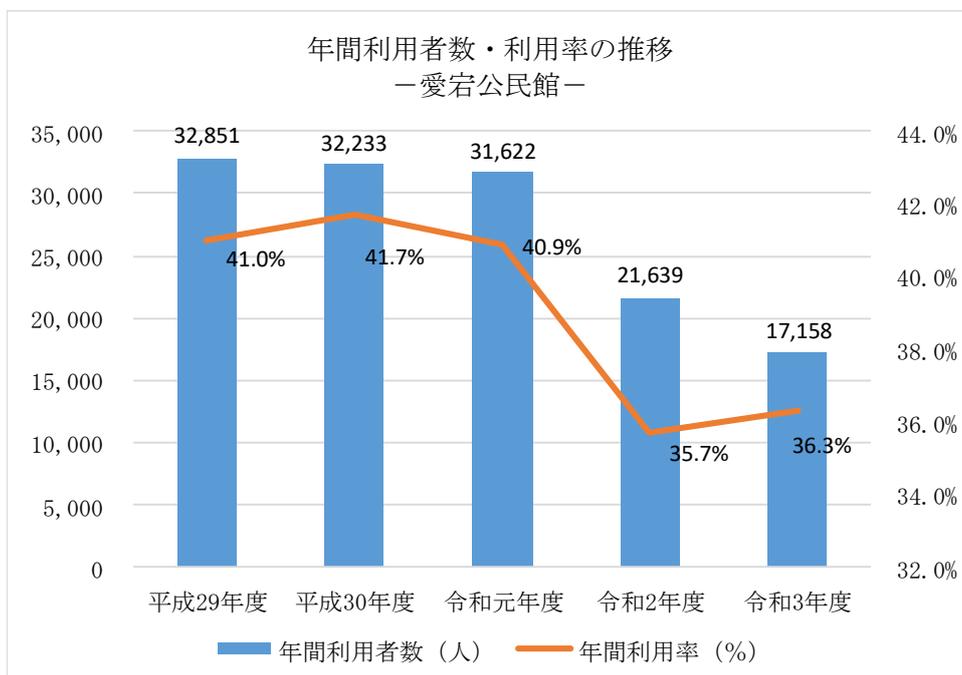
【施設の基本情報】

施設名	愛宕公民館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市豊岡7条9丁目	単独・複合施設区分	単独
対象区域	豊岡・東旭川	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（32台）		
バリアフリー	入口スロープ、障害者用トイレ		
設置目的	<p>実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。</p>		
設置根拠	<p>社会教育法第21条（公民館の設置者）・第24条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第1条</p>		

【建物の情報】

建築年度	1986年	延床面積	730.55㎡
経過年数	35年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 2階建		
避難所指定施設	福祉避難所	耐震化の状況	耐震性あり

⑥ 利用者数等の実績



(12) 東光公民館

① 施設の外観



② 沿革

平成元年 6月	旭川市東光公民館設置。
---------	-------------

③ 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前9時～午後10時

午前：午前9時～正午

午後：午後1時～午後5時

夜間：午後6時～午後10時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月30日及び31日並びに1月2日から4日まで

④ 利用料金

室名	収容人員	9～12時	13～17時	18～22時
多目的活動室	40人	360円	480円	480円
第1講座室	45人	360円	480円	480円
第2講座室	40人	360円	480円	480円
第1・2講座室 同時使用	85人	750円	1,000円	1,000円
和室	20人	210円	280円	280円
学習室	45人	360円	480円	480円

● ピアノ、視聴覚機器、テレビ・ビデオ、拡声装置使用料：540円

● 音響機器使用料：320円

- 冬期間（11月1日～翌年4月30日）は、燃料費（室使用料の半額、10円未満切捨）が加算される。

⑤ 施設の情報

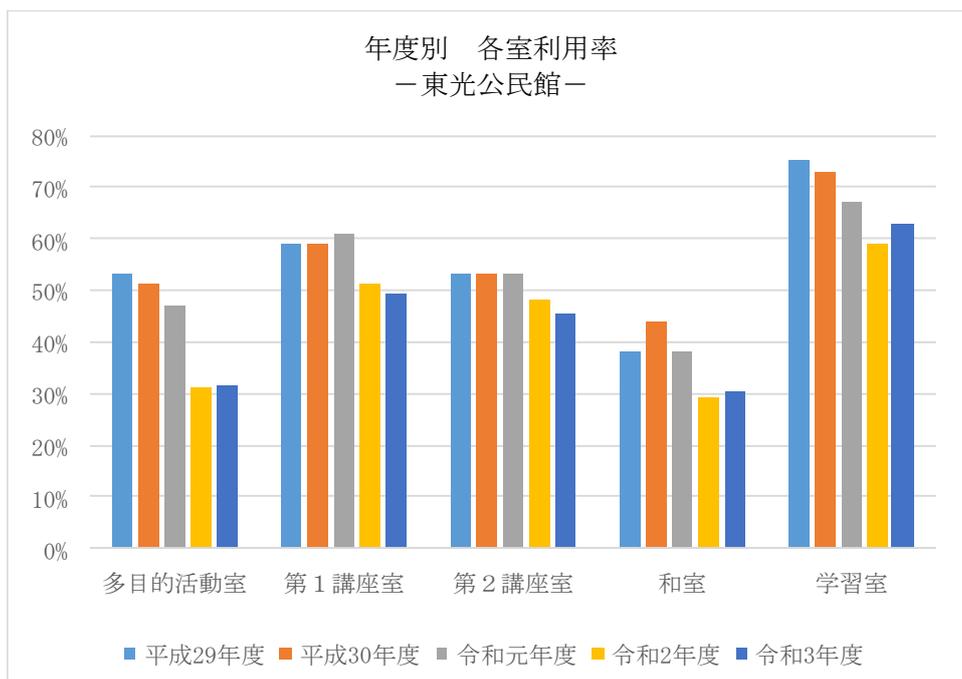
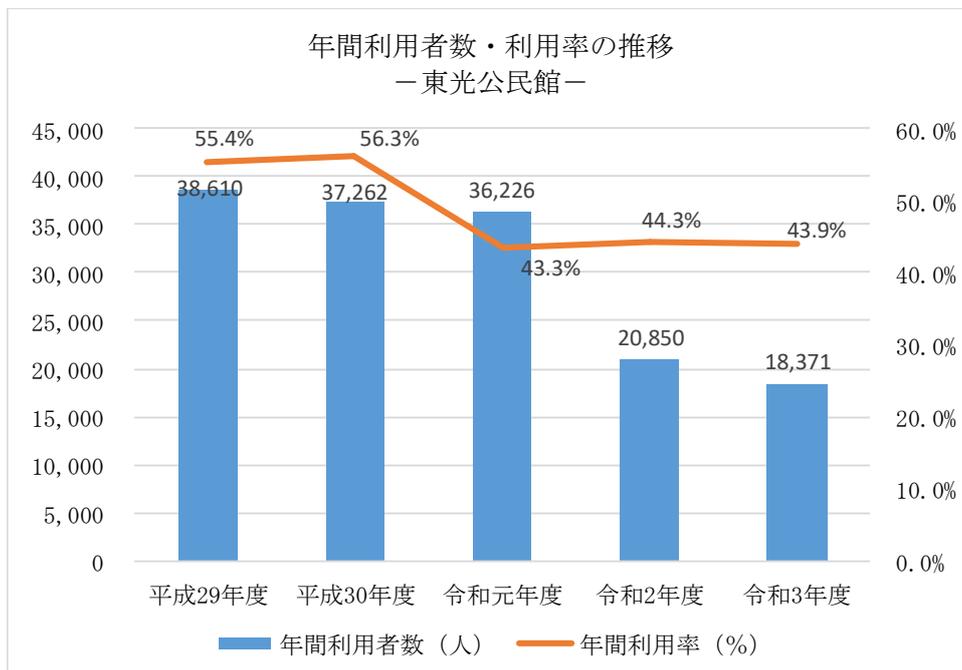
【施設の基本情報】

施設名	東光公民館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市東光10条3丁目	単独・複合施設区分	複合
対象区域	東光	施設運営形態	直営（一部委託）
駐車場の有無	有（8台）		
バリアフリー	バリアフリー（和室以外）		
設置目的	<p>実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。</p>		
設置根拠	<p>社会教育法第21条（公民館の設置者）・第24条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第1条</p>		

【建物の情報】

建築年度	1988年	延床面積	553.59㎡
経過年数	33年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造（10階建市営住宅の1階部分）		
避難所指定施設	福祉避難所	耐震化の状況	耐震性あり

⑥ 利用者数等の実績



(13) 西神楽公民館

① 施設の外観



② 沿革

昭和 34 年 12 月	西神楽青年研修所として設置。
昭和 43 年 3 月	旭川市と神楽町の合併により旭川市神楽公民館西神楽分館とする。
昭和 54 年 10 月	旭川市体育館西神楽分館を公民館に移管（西神楽支所と併設）。
昭和 55 年 4 月	旭川市西神楽公民館と改称。
平成 22 年 4 月	指定管理者制度導入（分館を含む）。
令和 3 年 3 月	旭川市西神楽市民交流センター内に移転。

③ 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前 9 時～午後 10 時

午前：午前 9 時～正午

午後：午後 1 時～午後 5 時

夜間：午後 6 時～午後 10 時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

④ 利用料金

室名	収容人数	9～12 時	13～17 時	18～22 時
講堂	80 人	750 円	1,000 円	1,000 円

● 冬期間（11 月 1 日～翌年 4 月 30 日）は、燃料費（室使用料の半額、10 円未満切捨）が加算される。

⑤ 施設の情報

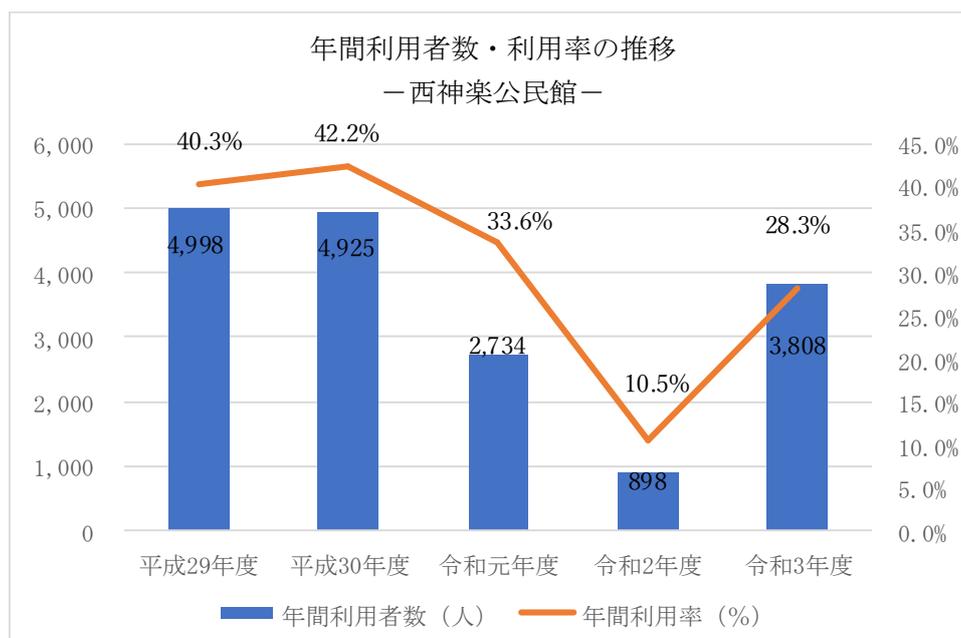
【施設の基本情報】

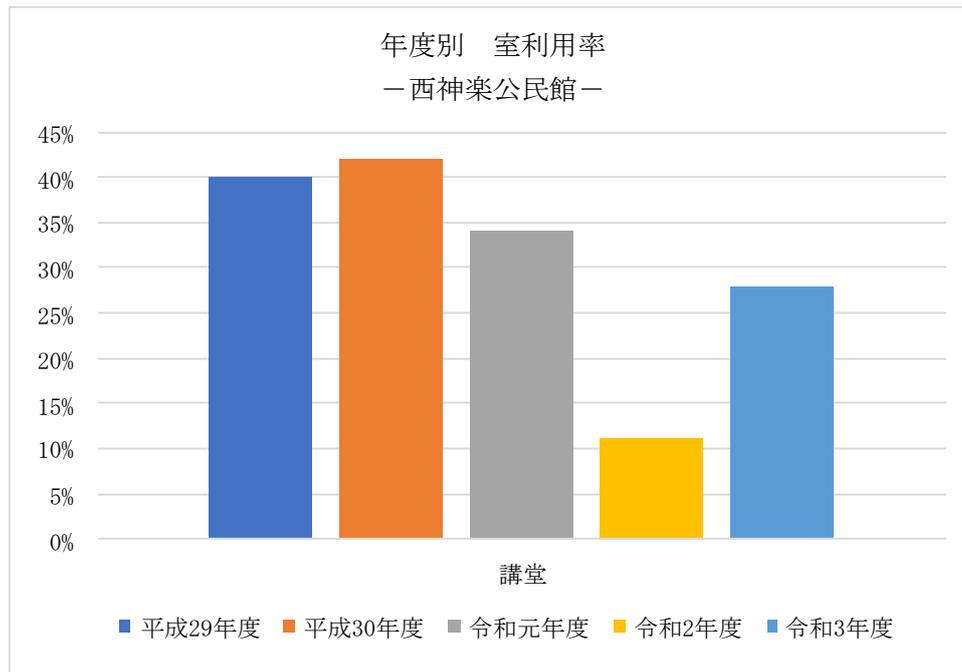
施設名	西神楽公民館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市西神楽南2条3丁目	単独・複合施設区分	複合
対象区域	西神楽	施設運営形態	指定管理者
駐車場の有無	有 (31 台)		
バリアフリー	入口スロープ、身障者用トイレ		
設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。		
設置根拠	社会教育法第21条（公民館の設置者）・第24条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第1条		

【建物の情報】

建築年度	1990年	延床面積	151.08 m ²
経過年数	31年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造平屋建		
避難所指定施設	指定なし	耐震化の状況	耐震性あり

⑥ 利用者数等の実績





⑦ 指定管理者

旭川市教育委員会（以下、「委員会」という。）は、西神楽公民館の指定管理者として「西神楽センター運営理事会」を公募によらずに指定管理者に指定している（旭川市公民館条例第4条の4）。

委員会は、以下の要件を満たすことを理由に、指定管理者の選定方法を非公募とした。

- ・ 地域住民の代表である西神楽地区4市民委員会、地域住民によって組織されたNPO法人等により構成される団体であり、平成22年度から西神楽公民館の指定管理者として良好な管理運営を継続してきており、地域に根ざした各種事業活動も積極的に展開してきた。
- ・ 過去10年間管理運営してきて培った指定管理者としてのノウハウを継続して生かせる。
- ・ 近隣する旭川市西神楽農業構造改善センターと一体で管理運営してきており、地域の拠点施設としていくためにも、十分な管理運営能力を持つ。
- ・ 事業計画書等の関係書類の審査を行った結果、市民サービスの向上やコスト削減の取組のほか、公民館事業については現在の水準を維持しながら、地域主体によることとなし得る事業展開を積極的に検討している。

(13-1) 西神楽公民館 就実分館

① 施設の外観



② 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前9時～午後10時

午前：午前9時～正午

午後：午後1時～午後5時

夜間：午後6時～午後10時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月30日及び31日並びに1月2日から4日まで

③ 利用料金

室名	収容人数	9～12時	13～17時	18～22時
調理室	10人	210円	280円	280円
和室	20人	210円	280円	280円
第1会議室	20人	210円	280円	280円
第2会議室	10人	210円	280円	280円
集会室	120人	750円	1,000円	1,000円

● 冬期間（11月1日～翌年4月30日）は、燃料費（室使用料の半額、10円未満切捨）が加算される。

④ 施設の情報

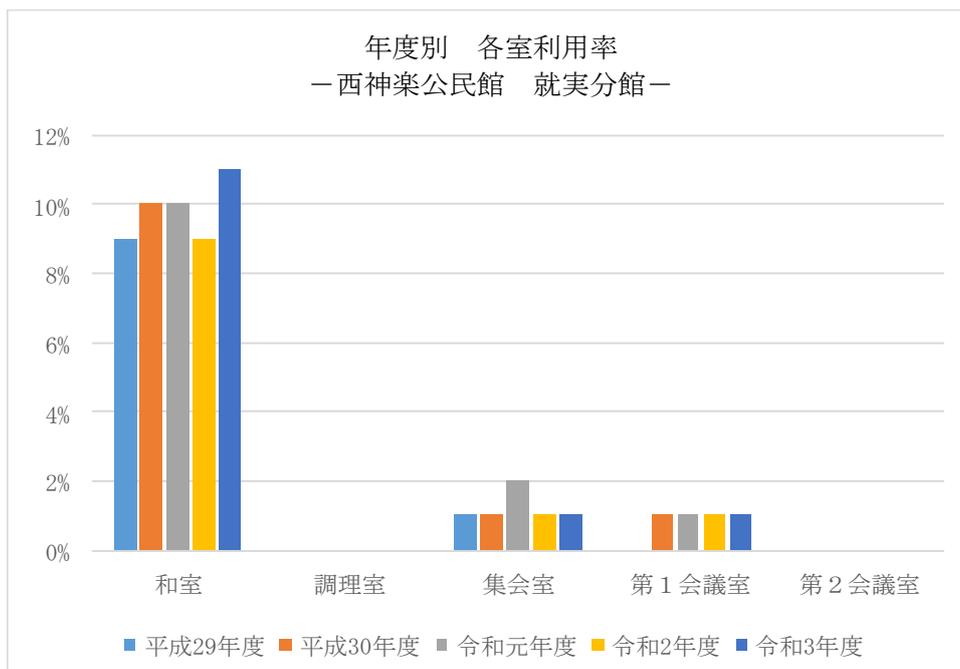
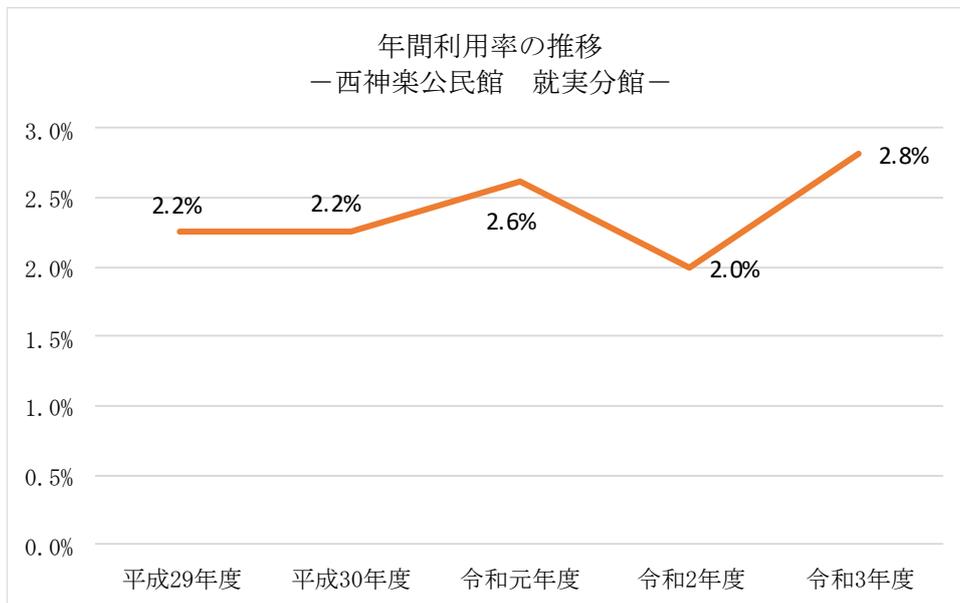
【施設の基本情報】

施設名	西神楽公民館就実分館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市西神楽 1 線 31 号	単独・複合施設区分	単独
対象区域	西神楽	施設運営形態	指定管理者
駐車場の有無	20 台		
バリアフリー			
設置目的	<p>実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。</p>		
設置根拠	<p>社会教育法第 21 条（公民館の設置者）・第 24 条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第 1 条</p>		

【建物の情報】

建築年度	1964 年	延床面積	441.05 m ²
経過年数	57 年	資産区分	建物
主たる建物の構造	補強コンクリートブロック造 平屋建		
避難所指定施設	指定避難所	耐震化の状況	要耐震改修

⑤ 利用者数等の実績



(14) 春光台公民館

① 施設の外観



② 沿革

昭和 60 年 1 月	旭川市春光台公民館設置。
平成 26 年 4 月	指定管理者制度導入。

③ 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前 9 時～午後 10 時

午前：午前 9 時～正午

午後：午後 1 時～午後 5 時

夜間：午後 6 時～午後 10 時

ロ. 休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 30 日及び 31 日並びに 1 月 2 日から 4 日まで

④ 利用料金

室名	収容人員	9～12 時	13～17 時	18～22 時
講堂	130 人	750 円	1,000 円	1,000 円
講座室	65 人	360 円	480 円	480 円
会議室	30 人	210 円	280 円	280 円
実習室	30 人	360 円	480 円	480 円
和室	25 人	210 円	280 円	280 円

● ピアノ、視聴覚機器、テレビ・ビデオ・DVD、拡声装置、料理用ガス器具使用料：540 円

● 音響機器使用料：320 円

- 冬期間（11月1日～翌年4月30日）は、燃料費（室使用料の半額、10円未満切捨）が加算される。

⑤ 施設の情報

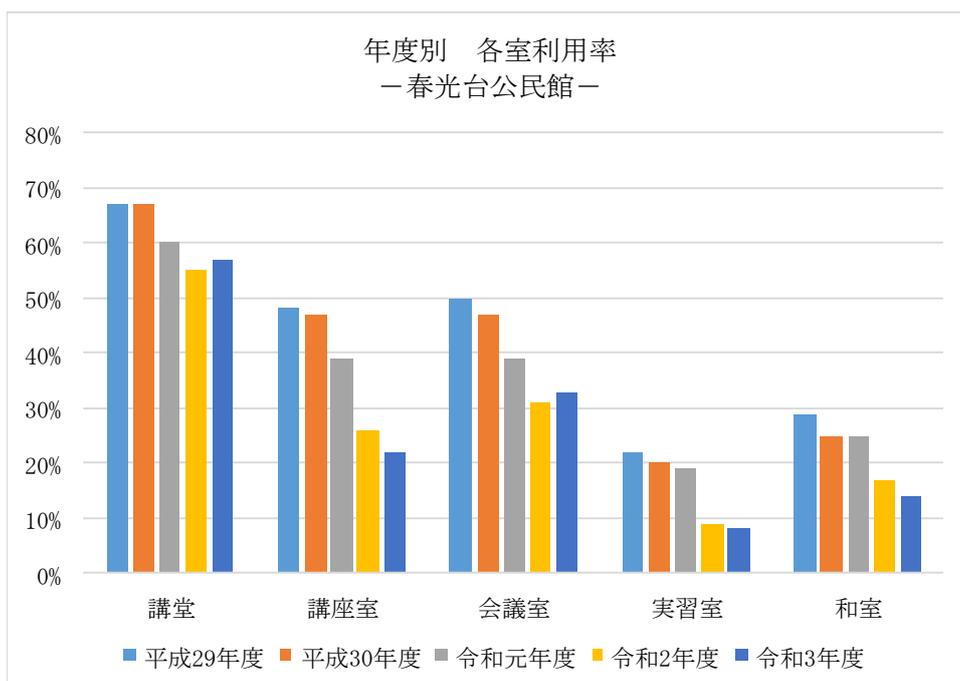
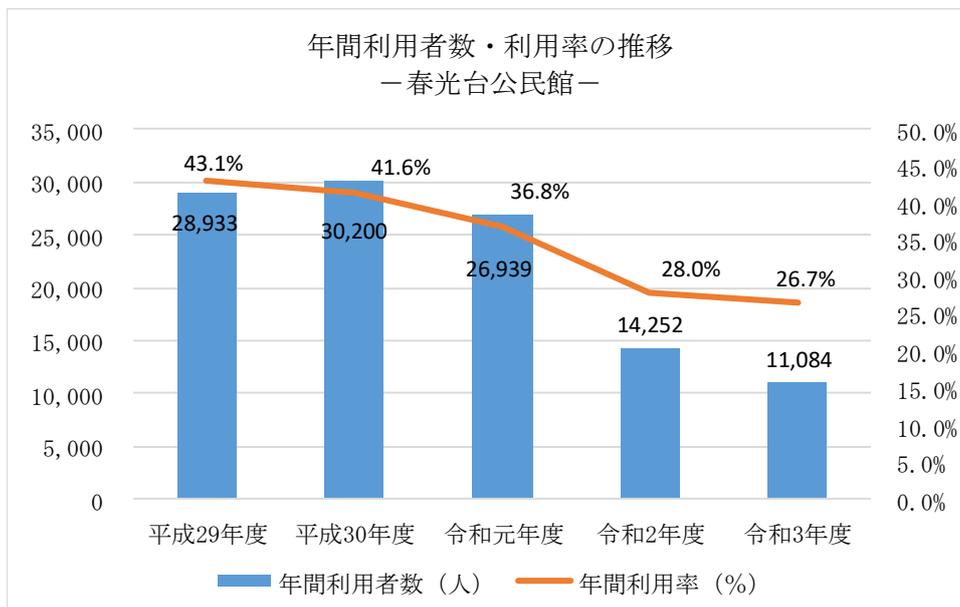
【施設の基本情報】

施設名	春光台公民館		
所管部局	社会教育部 公民館事業課		
所在地	旭川市春光台3条3丁目	単独・複合施設区分	単独
対象区域	春光台	施設運営形態	指定管理者
駐車場の有無	有（32台）		
バリアフリー	入口スロープ、障害者用トイレ		
設置目的	<p>実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会振興の増進に寄与することを目的として設置。</p>		
設置根拠	<p>社会教育法第21条（公民館の設置者）・第24条（公民館の設置）、旭川市公民館条例第1条</p>		

【建物の情報】

建築年度	1984年	延床面積	727.14 m ²
経過年数	37年	資産区分	建物
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 2階建		
避難所指定施設	福祉避難所	耐震化の状況	耐震性あり

⑥ 利用者数等の実績



⑦ 指定管理者

旭川市教育委員会（以下、「委員会」という。）は、春光台公民館の指定管理者として「春光台公民館運営理事会」を公募によらずに指定管理者に指定している（旭川市公民館条例第4条の4）。

委員会は、以下の要件を満たすことを理由に、指定管理者の選定方法を非公募とした。

- ・ 地域住民の代表である春光台地域の2市民委員会及び地域団体等によって構成される団体であり、地域住民の意向が十分に反映され、地域主体の施設管理・事業展開が行われる。
- ・ 2市民委員会はこれまでも特色のある地域づくり活動を行っており、事業実施の実績とノウハウがあるとともに、地域の各種市民活動団体とのネットワークを持つ。
- ・ 2市民委員会は、春光台地区センターの指定管理者である「春光台地区センター運営委員会」の構成員として、同センターの指定管理、使用申請受付、使用料の収納業務等を、誠実に履行していることから、施設の管理運営能力を十分に持つ。
- ・ 事業計画書等の関係書類の審査を行った結果、市民サービスの向上や地域の特色を生かした取組のほか、現在の水準を維持しながら、地域主体によることでなし得る事業展開を積極的に検討している。

Ⅲ 監査結果と意見

① 忘れ物の管理について【意見】

忘れ物の保管期間については、各公民館の自主的な方針に委ねられ、公民館全体としての統一的な取り扱いがなされていない。各公民館での保管期間については数か月から1年程度の期間とする施設がほとんどであるが、中には保管期間が1年超の忘れ物についても保管している施設もある。また、忘れ物の保管期間等を利用者によりわかりやすいよう掲示している公民館もあるが、一部に限られるのが現状である。

公民館に対する地域住民の信頼性を確保し、忘れ物の保管責任に関するトラブルを未然に防止する観点から、忘れ物については、一定の規程を定めた上で、保管期間等について掲示等を行って利用者へ周知することを検討すべきである。

規程を定めるにあたっては、高額物品等の貴重品や現金については速やかに警察署へ届け出をし、それ以外の物品の保管期間については警察署と同等の3か月以上の保管期間を定めるよう検討すべきである。

② 利用者の預り品の管理について【意見】

利用者サークルの私物備品を、各公民館において預かっている事案が見受けられた。また、既に廃止となった利用者サークルの私物物品が残置されている事案も存在した。各公民館が利用者サークルの私物備品を預かる行為については、これを規定するものがないままに行われている点から問題がある。

利用者サークルの利便性向上に資するものと考えられること、慣習として過去から行われてきたことから私物備品を預かる行為自体には問題はないと考えられるが、管理上の責任が生じる可能性があり、規程を定めた上でこれに従った管理を検討すべきである。

規程を定めるにあたっては、高額物品については盗難や破損の際に管理上の責任が生じる可能性があることから管理責任を問わない旨の宣誓書等を提出させること、加えて、廃止利用者サークルの私物物品については廃止時に引き取らせるよう定めることも検討されるべきである。なお、既に廃止された利用者サークルの残置私物物品については、連絡が取れる場合には引き取らせるよう、連絡が取れない場合には処分を検討すべきである。

③ 自主事業の繰越金について【意見】

各公民館では、毎年5月から2月にかけて、60歳以上の市民を対象とした「百寿大学」、女性同士の交流を図る「女性大学」「女性学級」等の自主運営講座を開講している。

自主運営講座においては、教材費等のための運営費として1人あたり数千円（各館により異なる）を徴収している。令和2年度及び令和3年度はコロナ禍における自主運営講座の開催中止が多かったこと等も影響し繰越金が収入に対して大きくなっている。教材費等の運営費にあてるために徴収している以上は受益者負担の考え方によるべきであり、その年度において開催中止その他の影響により運営費が費消されずに残る場合には、当該年度の自主運営講座の参加者に対し、返金等の処理をした上で、端数等が生じた場合には、自主運営講座の参加者同士の合意に基づいて、繰越金等の処理をするように検討すべきである。

令和3年度百寿大学決算概要一部抜粋

(単位：円)

	神居	愛宕	東旭川	新旭川	北星	永山	末広
期首繰越金	144,059	48,996	7,809	19,860	17,855	3,273	0
収入額	112,001	205,001	153,118	24,000	128,000	90,000	14,400
支出額	80,908	230,477	140,600	6,374	129,285	89,275	14,400
期末繰越金	175,152	23,520	20,327	37,486	16,570	3,998	0

④ 西神楽公民館の備品の管理について【指摘】

西神楽公民館は、本館と就実分館から構成されており、そのうち本館においては西神楽市民交流センター内で講堂の貸室を行っているが、同センター内では農業構造改善センターも研修室2室、調理実習室、多目的ホールの貸室を行っている。

本館の講堂内にはピアノがあり利用者に使用されることがあるが、西神楽公民館の備品台帳上は存在しておらず農業構造改善センターで計上されている。また、公民館ではピアノの使用については540円の使用料が発生するが（旭川市公民館条例施行規則別表）、西神楽農業構造改善センターにおけるピアノの使用については、公民館と同様の規定がなく、使用料は発生しない。このことから、ピアノについては、西神楽公民館で

使用するものであれば、農業構造改善センターから西神楽公民館へ移管した上で規程に従って使用料を収受するべきであり、西神楽農業構造改善センターで使用するものであれば、講堂以外の室で使用するべきである。

⑤ 備品の管理状況について【指摘】

備品登録については、以下を根拠に備品ラベルの貼付けを行う。

【会計事務の手引】

第5章第6節第2項5号

備品には、備品登録されていることを明確にするため、登録時に会計課で作成する備品ラベルを貼付しておかなければならない。備品ラベルは各課において管理し、不鮮明、損傷、脱落したときは直ちに会計課に依頼して備品ラベルの再交付を受けるか、各課において作成し、常に備品番号が明確であるようにしなければならない。各課において備品ラベルを作成する場合は、次の事項を明記する。

ア 旭川市の備品であること

イ 備品番号

ウ 明細コード

なお、貼付することができない物品、脱落、不鮮明になりやすい物品については、ペイント等により表示しなければならない。ただし、表示することができない特殊な物品については表示を省略することができる。

全公民館（一部分館を除く）において各公民館で作成している備品台帳と備品に貼付されている備品ラベルのサンプリングによる突合を行ったところ下記の問題が散見された。

イ. 備品ラベルの要件の不備

上記の会計事務の手引第5章第6節第2項第5号によると、備品ラベルを作成する場合に明記しなければならない事項として、「旭川市の備品であること」、「備品番号」、「明細コード」が掲げられているところ、多くの公民館において「備品番号」のみが記載され、「旭川市の備品であること」、「明細コード」が記載されていない事案が見受けられた。

また、各公民館では備品と現物の突合作業について年度に1回行われているが、少数ながら備品ラベルが未貼付の物品や備品ラベルは貼付されているものの不鮮明な備品が存在した。こうした備品ラベルの不備は備品管理上問題があるため、備品ラベルの管理についてはより厳密にすべきである。

よって、会計事務の手引に従い、要件を満たした備品ラベルを作成することを検討すべきである。

ロ. 備品の実在性について

一部の公民館においては、学校から寄附を受けた卓球台が実在していたにもかかわらず、備品登録申請がなされていないため備品台帳に記載されておらず、事実上消耗品として管理している事案が見受けられた。この卓球台に対して令和3年度に修繕を実施しており、修繕費を計上していた。

この点、会計事務の手引第5章第2節1項によると、市が所有する物品のうち備品として取り扱うものは、以下のように定義されている。

「その性質又は形態を変えずに比較的長期に渡り継続使用でき耐用年数が3年以上のもので、原則として取得価格（税抜）2万円以上の物品を備品として取り扱う（平成10年10月23日付け旭会第34号通知）。」また、寄附の方法により物品を受け入れた場合には、物品管理者は、備品分類表に基づき、当該物品を備品又は消耗品に区分し、備品として取り扱う物品については備品登録申請を行う一方、消耗品とする物品については、自課（施設）の消耗品として管理・使用することとされている（会計事務の手引第5章第10節3項）。

本件卓球台は比較的長期に渡り継続使用でき耐用年数が3年以上のものであるが、あくまで寄附を受けたものであり取得価額は0円である以上、備品には該当せず消耗品として処理することが妥当とも考えられる。

しかし、購入以外の方法である寄附により受け入れた物品は、取得価格（税抜）の多寡にかかわらず、備品分類表に基づいて備品か消耗品かの区分が行われる以上、寄附物品を受け入れた課（施設）において物品受入通知書を起票し課（施設）長までの決裁を受けて、会計課に送付する手続きを行う必要があるものと解すべきである。また、物品受入通知書には、寄附物品の時価（税抜）を記入することになっており、取得価格が0円であっても、寄附を受けた時点の時価を合理的に見積もることが求められる。

よって、今後、寄附など購入以外の方法によって物品を受け入れた場合には、当該物品が備品に該当するのか、それとも消耗品に該当するのか、時価がはっきりしていないものについては、新品の価格により寄附受納する等の、物品を受け入れた時点の時価の見積方法について統一した基準を設けるなどの対応を検討されたい。

【会計事務の手引】

第5章第2節1項－備品

その性質又は形態を変えずに比較的長期に渡り継続使用でき耐用年数が3年以上のもので、本市においては原則として取得価格（税抜）2万円以上の物品を備品として取り扱う（平成10年10月23日付け旭会第34号通知）。

第5章第10節3項－物品受入通知書

生産・寄附・拾得その他購入以外の方法により物品を受入れたときは、物品管理者は本票により物品総括管理者を経て会計管理者に当該物品の受入れの通知を行う。

あわせて、物品管理者は、備品分類表に基づき、当該物品を備品又は消耗品に区分し、備品として取り扱う物品については備品異動申請書を「取得」として起票し備品登録申請を行う。また、消耗品とする物品については、自課(施設)の消耗品として管理し、使用する。

(1) 寄附物品の受入れ(物管第14条)

ア 寄附物品を受け入れようとするときは、旭川市事務専決規程に定められた決裁を受けた上、負担付きのものについては総務部長と合議して市議会の議決を得なければならない(法第96条)。また維持管理に多額の費用を要する物品(例~自動車)については、総合政策部長に合議しなければならない。

イ 物品受入通知書は、物品を受け入れた課(施設)において起票し、課(施設)長までの決裁を受け、会計課に送付する。

なお、寄附物品を受け入れようとするときは、部長又は副市長の決裁(必要に応じ総務部長、総合政策部長の合議)が必要となるが、別案により決裁を受け、物品受入通知書にそれを添付の上、会計課に送付する。

ウ 物品受入欄の記入に際しては、備品分類表に基づき、備品か消耗品かの判定をし、備品はどこに分類するのが適当か判断し記入すること。また、価格については税抜きの時価を記入すること。

なお、記載内容を確認できる書類(写しでも可)を物品受入通知書に添付する。

エ 受入物品のうち、備品については、備品異動申請書(取得)を作成して会計課に送付し備品登録すること。

旭川市物品管理規則第14条

各課の長は、物品の寄附の申入れがあつたときは、次の各号に掲げる受入れ手続をなし、物品総括管理者を経て会計管理者に受入れ通知をしなければならない。

⑥ 供用不用品について【意見】

供用物品中引き続き当該物品を供用する必要がないもの又は供用することができないもの(以下、「供用不用品」という。)が生じたときは、以下の手続を経て供用の廃止又は不用品の処分をすることとされている。

イ. 物品管理者は物品廃止の決定をし、返納届により物品総括管理者に届け出る(旭川市物品管理規則第23条第1項)。

ロ. 物品総括管理者は、物品管理者から返納届の提出があつたときは、不用品の決定をし

たものを除き、供用不用品の引継ぎを受ける（同条第2項）。

ハ．物品総括管理者は、引継ぎを受けた供用不用品を直ちに会計管理者に保管させなければならない（同条第3項）。

ニ．返納届の提出があった供用不用品が次のいずれかに該当すると認められる場合は、不用品の決定を行う（旭川市物品管理規則第24条第1項）。

- ・使用年数の経過、性能の低下、旧式化等により修繕又は改造の費用が当該物品に相当する物品を新たに取得する費用より高価になると認められるとき（同項第1号）。

- ・売払いを目的とする物品で、市況等により売払いの見込みがないもの又は破損し復元ができないと認められるとき（同項第2号）。

- ・その他前各号に準ずるとき（同項第3号）。

ホ．物品総括管理者は、上記ニの不用品の決定をしたときは、当該物品を不用品処分主管課長（前条第1項の規定による返納届を届け出た物品管理者をいう。以下同じ。）に通知し、その処分を請求しなければならない（同条第2項）。

ヘ．不用品処分主管課長は、不用品の処分の請求を受けたときは、その処分について必要な処置をとらなければならない（同条第3項）。

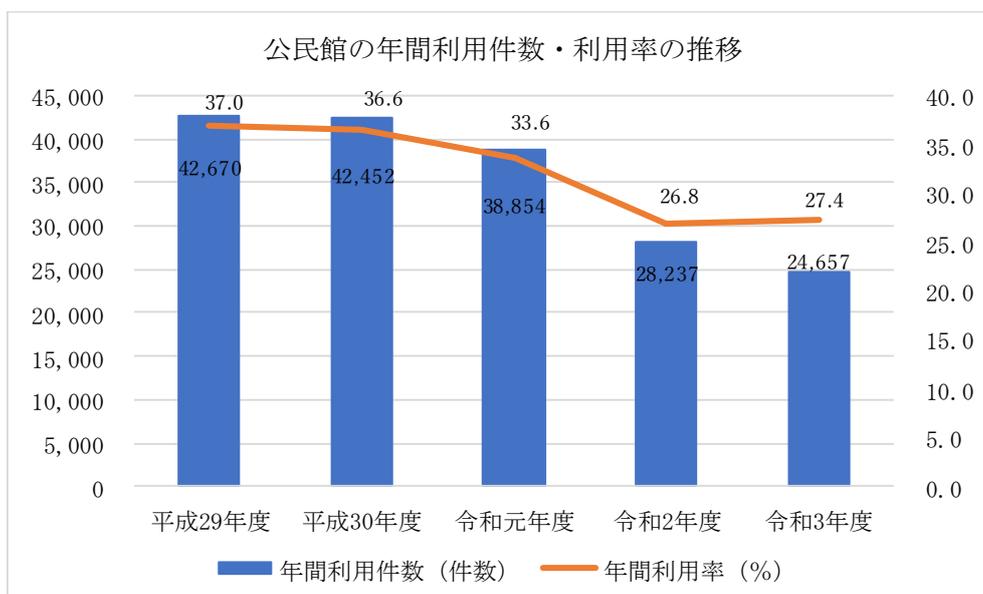
なお、公民館の物品にあつては、物品総括管理者は、会計課長をもって充てるとして
いる（同規則第4条）。

一部の公民館において、破損し使用不能の椅子など供用不用品と認められる物品が存在しているが、物品管理者から物品総括管理者へ返納届が提出されていない事例が見受けられた。よって、旭川市物品管理規則第24条に従い供用不用品が生じたときは、公民館の物品管理者は速やかに返納届を物品総括管理者に提出することを遵守すべきである。

⑦ 広報活動について【意見】

イ．利用者数及び利用率の低下

公民館全体の利用者数（延べ）及び利用率は、下図の通り、平成29年度から低下傾向にあり、とりわけ令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に下落している。今後、少子高齢化に伴う人口減少により、高齢者の割合が高い地域の公民館の利用者数は益々減少していくことが想定される。



ロ. 用途別の利用率

各公民館の利用率を用途別にみると、多目的に利用可能なホール、講堂は総じて利用率が高いのに対し、用途が限定的な調理実習室などの利用率は低い傾向がみられる。

ハ. 分館の利用率

分館の利用率については、著しく低い傾向にあり、とりわけ東旭川公民館瑞穂分館、東鷹栖公民館第3分館・第4分館、神居公民館上雨紛分館、西神楽公民館就実分館は、利用率が10%を下回っているのが現状である。

分館	令和3年度 利用率 (%)
東旭川公民館瑞穂分館	1.0
東旭川公民館日の出分館	11.4
東鷹栖公民館第1分館	10.3
東鷹栖公民館第3分館	6.2
東鷹栖公民館第4分館	6.2
神居公民館上雨紛分館	8.3
西神楽公民館就実分館	2.8

ニ. 広報活動の徹底

公民館の利用を用途別・使用目的別に捉えると、用途・使用目的に制限がある調理実習室や工芸室、実習室の利用率を高めるために、旭川市のホームページやパンフレットによる広報の一層の工夫を期待したい。現状、旭川市の公民館活動の周知方法として

は、公民館ごとに活動内容を周知する方法を採用しているが、例えば、旭川市の公民館の事業活動ごとに周知する等も考えられる。また、とりわけ利用率が低い傾向にある調理実習室については、用途が限定的であり、他の用途に容易に転用できない制約があることに鑑みると、食を通じて幅広い年齢層が参加できる事業を実施することが望まれよう。さらに、将来的には、オンラインによる学習の機会を設けることを検討することも今後の少子高齢化という社会環境に適合するための方法として有効であると考えられる。

⑧ ネーミングライツの活用について【意見】

ネーミングライツ事業は、市が施設の正式名称に代えて使用する愛称を付与する権利（ネーミングライツ）を一定期間、ネーミングライツ・スポンサーに売却し、対価を得ることで、安定的な自主財源を確保するとともに、市とネーミングライツ・スポンサーとが連携・協力することにより、施設の魅力を高め、市民サービスの向上及び地域の活性化を図るものである。

ネーミングライツ事業は、入札等の方法を通じて公正に行われるものであれば、社会教育法第 23 条第 1 項第 1 号で禁止される行為には該当しないものと解されている（平成 25 年 3 月文部科学省「社会教育法第 23 条第 1 項第 1 号の解釈について」（通知））。

旭川市において、これまでのネーミングライツ事業の実績は以下の通りである。

契約期間	愛称	正式名称	契約金額（税抜）
平成 30 年度～ 令和 4 年度	道北アークス大雪アリーナ	旭川大雪アリーナ	3,000 千円/年
平成 31 年度～ 令和 5 年度	旭川市リアルター夢りんご体育館	旭川市総合体育館	2,500 千円/年

旭川市のこれまでの実績を見ると、令和元年度に市有施設におけるネーミングライツの募集を行った際、事業者側からネーミングライツの取得を希望する市有施設を選定して応募してもらう形で募集しており、このときは応募者がいなかった。

確かに、公民館はその性質上ネーミングライツ事業にはなじまないとも解し得るが、ネーミングライツ事業は、将来の施設の老朽化に伴う多額の修繕費を自主的に補填するための財源として有効であり、積極的に活用することが望まれる。

よって、今後ともネーミングライツ事業の募集を継続することを検討されたい。

⑨ 利用人数の規定について【意見】

公民館の貸室の使用は団体使用によるものとし、使用時の最低人数は 5 人以上（室面積が 200 ㎡以上の場合 10 名）とされている（旭川市公民館運営要綱第 3 条）。公民館

は、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（社会教育法第2条）と定義され、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする（同法第20条）とされており、「組織的な教育活動」に該当しない単独での使用は原則として想定されていないという考え方も存在する。

しかしながら、平成15年に行われた「公民館の設置および運営の基準（文部科学省告示）」の改正において、地域住民の学習機会や学習情報の提供をする役割も担うよう見直しがなされ、個人利用を認めると明記している自治体も増えてきている。たとえば、資格勉強や受験勉強、ピアノの練習などを前提とするなど一定の要件を定めた上で個人利用を認めている川越市や、単独ではないが2名以上から利用できる函館市の例がある。

利用率が低迷していることを勘案すると現在の最低使用人数が合理的とはいえない。また、少子高齢化の影響から使用時の人数の5人ないし10名の確保が難しくなっている利用者サークルも存在するとのことから、最低使用人数の引き下げを検討すべきである。

⑩ 耐震化の状況について【意見】

イ. 公民館の老朽化の状況

旭川市が所有する公民館施設（分館7か所を含む。）21か所のうち、築年数が法定耐用年数を超えている施設は8か所（分館については6か所）に及び、とりわけ分館の老朽化が著しい状況となっている。

	主たる建物の構造	築年数（※）	法定耐用年数
中央公民館	鉄筋コンクリート造	89年	50年
神居公民館	鉄筋コンクリート造	51年	50年
東旭川公民館瑞穂分館	木造	27年	24年
東旭川公民館日の出分館	鉄骨造	45年	38年
東鷹栖公民館第1分館	木造	55年	24年
東鷹栖公民館第3分館	コンクリートブロック造	53年	41年
東鷹栖公民館第4分館	木造	60年	24年
西神楽公民館就実分館	コンクリートブロック造	58年	41年

（※）令和4年4月1日現在

ロ. 避難所指定施設と耐震化の状況

イ. の表に示した施設のうち、中央公民館については、福祉避難所として必要な耐震性が不明であり、災害時には使用できないおそれがある。なお、福祉避難所とは、指定避難所での避難生活が困難であると判断された住民を受け入れるための2次的な避難所をいう。

一方、イ. の表に示した施設のうち、以下の表に示した施設については、避難所として指定されているにもかかわらず、耐震改修の必要がある状況となっており、その実施の時期も未定となっている。

	避難所指定施設	耐震化の状況
東旭川公民館日の出分館	指定避難所	要耐震改修
東鷹栖公民館第3分館	指定避難所	要耐震改修
西神楽公民館就実分館	指定避難所	要耐震改修

内閣府防災担当が平成28年4月（令和4年4月改定）に公表した「避難所運営ガイドライン」では、避難所の指定についてチェックリストを掲げ、指定避難所が特定の災害で使用できない場合は、使用できない災害の種類を事前に周知すると定めている

(2. 避難所の指定 1-8)。

こうした状況を踏まえると、耐震改修工事の必要がある避難所については、使用できない災害の種類として「地震」を定め、事前に旭川市のホームページで広く周知することを検討すべきである。

なお、旭川市が避難所開設に必要な手順など基本的事項を定めた「避難所開設・運営マニュアル」には、「震災時に避難所を開設する場合は、倒壊等による二次災害の危険がある。そのため、避難所職員は、施設管理者等の協力を得て目視で安全確認点検を行う。使用できないと判断した場合は、本部事務局に連絡し、直近の避難所等に誘導する。なお、点検によって部分的にでも使用できると判断した場合、安全を確保した上で、その部分のみ応急的に使用する。」こととしている。

2. 井上靖記念館

(1) 施設の概要

① 施設所在地

北海道旭川市春光5条7丁目5番41号



② 利用時間及び休館日

- 利用時間：午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
- 休館日：毎週月曜日（月曜が祝日の場合は翌日）、年末年始（12月30日から1月4日）、6月から9月は無休

③ 利用料金

観覧料	井上靖記念館単独券		彫刻美術館共通券	
	個人	パスポート	個人	パスポート
一般	300円（240円）	600円	600円	1,200円
70歳以上市民	150円	600円	—	1,200円
高校生	150円（120円）	300円	350円	700円
中学生以下	無料			

※（）内は団体料金。20名以上で適用となる。

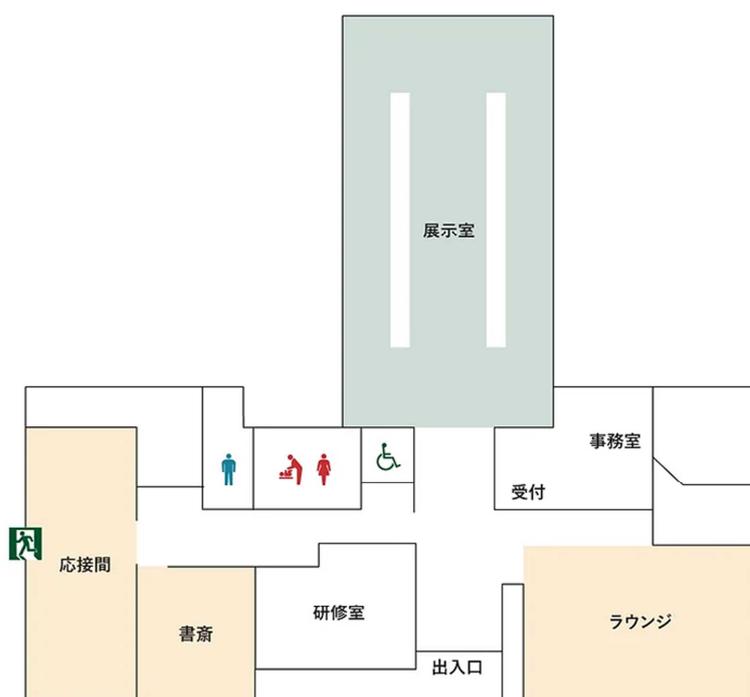
※ 次の者は観覧料が免除されて、無料で利用できる。ただし、証明書の提示が必要である。

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・介護保険法に定める「要介護者」に該当する者
- ・上記に該当する者の介助者（ただし、免除となるのは介助対象者と同人数まで）

- ・学校の児童生徒等を引率する教員又は一般団体の引率者
- ・利用料金については旭川市井上靖記念館条例による

④ 施設詳細

- 開館：1993年7月
- 指定管理者：特定非営利活動法人旭川文学資料友の会



展示室では、井上靖の幼少時代、青春時代、新聞記者時代、作家時代、晩年までをコーナー別に展示している。

書斎・応接間は、東京都世田谷区にあった井上靖邸の書斎・応接間を移転し、公開している。井上靖が実際に使用していた家具、小物類、書籍の他、当時のままに再現し展示している。

ラウンジでは、井上靖の作品を中心に、北海道の郷土資料本などが並んでおり、自由に手に取って読書ができる。

⑤ 広報活動及び企画展等の開催

井上靖記念館では広報活動について、平日はほぼ毎日 Twitter にて各種井上靖に関連する情報発信を行っているほか、単独のホームページを作成し定期的に各種企画展等の更新を行っている。

加えてボランティア団体「井上靖ナナカマドの会」が、井上靖記念館の行う事業に対して協力しており、グッズ販売や企画等を行っている。企画展等については新型コロナウイルスの影響から中止された事業もあるものの当初案では下記のように各種事業が予定されていた。

イ. 企画展示

事業名	開催期間	概要
井上靖蔵書展Ⅲ	4/25～10/25	応接間に収蔵されている資料を紹介する。
井上靖人と文学展Ⅶ	10/31～1/31	自伝的小説「幼き日のこと」を取り上げ紹介する。
井上靖の旅展	2/6～5月上旬	世界各地への旅とそこから編み出された作品を紹介する。
特別展示文学館からのメッセージ	3/21～3/31	文学館協議会との共同展示を行う。第9回目。

ロ. 企画展示関連事業～井上靖講座～

事業名	概要
第1回井上靖講座	ラウンジにて開催し、第1回から第3回は企画展の開設を行い、特別展関連講座は震災関連の絵本の読み聞かせを行う。
第2回井上靖講座	
第3回井上靖講座	
特別展関連講座	

ハ. 普及事業

文学講座等の「井上靖ナナカマドの会」、「井上靖記念文化財団」と共催する15事業が企画されていた。

ニ. 青少年エッセーコンクール

全国の中学生・高校生とこれに準じる年齢の青少年を対象とし、エッセー（自由な形式で意見や感想を述べた文章）のコンクールを行っている。令和3年度は第10回目にあたり、中学生の部277作品、高校生の部100作品、合計377作品が全国より応募されている。

ホ. 書齋・応接間のガイダンス事業

書齋・応接間の見学者に対し、時間を決めて1日7回、1回に15分～20分程度の解説を行う。

ヘ. 井上靖記念館報

第20回目の館報を発行している。

ト. 夏季期間の開館

夏季期間（6月～9月）は、休館日にあたる月曜日等を臨時開館し、無休で開館することにより観光客を含む来館者へのサービス向上に努めている。

⑥ 入館者数の推移

（単位：人）

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
来館者数	5,309	5,103	4,618	2,669	1,605
免除者数	3,073	2,680	2,484	1,137	588
無料(中学生以下)	157	168	107	214	72

令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルスの影響による休館及び催事の中止等により、来館者が大幅に減少している。

⑦ 運営費及び施設管理費

収入および支出の状況は下記となっている。

【令和 3 年度決算（井上靖記念館管理費及び井上靖記念館改修費）】

項目	金額	内容
観覧料	163,720 円	観覧料
事業収入	1,000,000 円	井上靖記念文化財団より
その他の収入	0 円	コロナ禍につき喫茶コーナー中止
収入合計	1,163,720 円	
需用費	42,000 円	施設修繕
役務費	148,000 円	損害保険料
委託料	22,744,890 円	内 22,668,000 円は指定管理料
使用料及び賃借料	458,673 円	
委託料（改修費）	1,870,000 円	温水暖房配管工事
備品購入費	69,630 円	ワイヤレスマイク交換
支出合計	25,333,193 円	
収入－支出	△24,169,473 円	

(2) 監査結果と意見

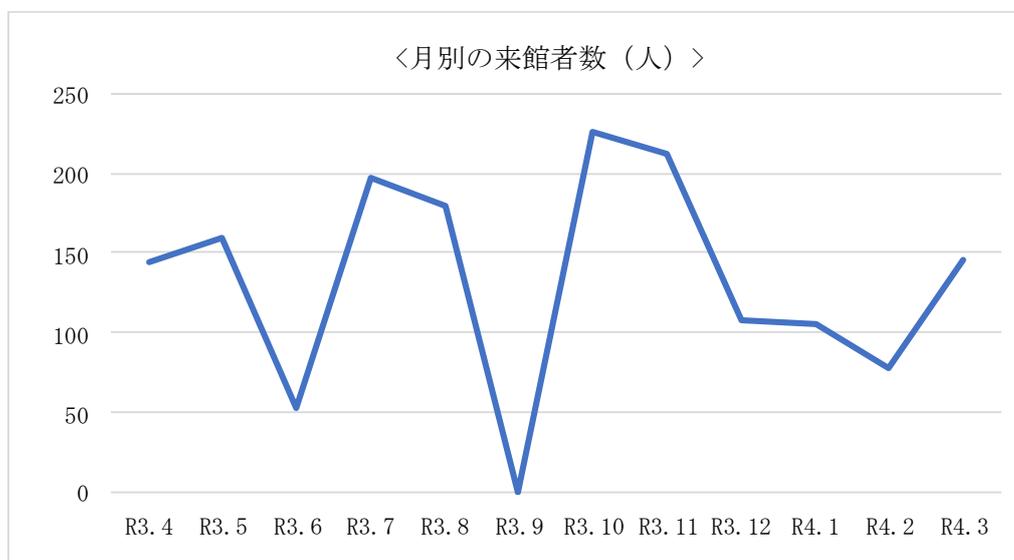
① 広報活動の強化と今後の課題【意見】

井上靖記念館は旭川市の文化・観光施設として重要な役割を果たしており、前述したとおり各種 SNS や各種企画により入館者数の増加をはかっている。

しかしながら、入館者の推移はコロナ禍の影響も大きいものの、その影響を除いたとしても減少傾向にあり、必要以上のコスト負担を増やすことは合理的ではないと考えられる。

そのため、開館日の見直しを含めて検討すべきである。共通観覧券を発行している彫刻美術館と開館日数を揃えなければならないという意見もあるが、現在でも夏季期間をのぞいて月曜日は休館日であり事前に周知すれば問題ないと考えられる。下記は月別の来館者数の推移であり、コロナ禍の影響による休館もあるため来館者数の増減が激しいが、冬期の観覧者数が少ない傾向にあることから冬期の営業の見直しの必要性は相当程度高いと考えられ、冬期の開館日の見直しの検討をすべきである。

また、入館者増加を図るため動画コンテンツを含む更なる SNS の活用や、文化施設であること、中学生と高校生を対象としてエッセーコンクールを行っていることから、小中高生の社会見学を進めることを検討すべきである。



② 観覧者日計表の承認の押印【指摘】

観覧者の入館料の徴収に関しては開館日毎に「井上靖記念館観覧者日計表」が作成されている。日計表の承認欄には、館長、係、受付の3欄が設けられているが、2欄しか押印がなされていない。また、承認欄に設けられた役職者と押印者についても一致していない例が散見された。収入に関しては正確性を確保するため、承認欄に設けられた役職者全員が押印をすべきである。

3. 文化振興課事業

(1) 旭川郷土芸能保存連合会補助金

① 補助金の概要

旭川郷土芸能保存連合会補助金は、旭川郷土芸能保存連合会運営補助金交付要綱（以下、「連合会要綱」という。）に基づき、貴重な文化遺産である民俗芸能に対する市民の理解を促進するとともに、後継者育成を支援し、保存・普及・伝承を図るため、旭川郷土芸能保存連合会（以下、「連合会」という。）の団体運営及び各種事業に要する経費の一部について500,000円を限度として補助するものである（連合会要綱第1条）。

連合会は、郷土芸能の各伝承団体の持つ課題を相互に話し合い、そのなかから保存、伝承の方策を模索していくことを目的の一つとして、昭和61年度に教育委員会が9つの伝承団体に呼びかけて結成したものである。なお、連合会の概要は下記のとおりである。

団体の名称	旭川郷土芸能保存連合会
事務所所在地	旭川市6条通8丁目 セントラル旭川ビル7階 旭川市教育委員会社会教育部文化振興課内
設立年月日	昭和61年5月16日
構成団体	9団体
団体の目的	郷土芸能の保存、伝承及び普及を目的とする。 昭和61年に、旭川市教育委員会の呼びかけにより結成、郷土芸能発表会及び地域での普及活動を通じて、郷土芸能へ理解を深めてもらうと同時に、各団体の後継者育成を行うことにより、本市に受け継がれてきた貴重な文化遺産である民俗芸能の保存や伝承を図っている。
団体の主な活動内容及び活動場所	アイヌの人々が受け継いできた古式舞踊や、明治以降に入植した人々が故郷をしのぶ獅子舞や盆踊りなどの伝統芸能について、地域住民への伝承活動を各地域のお祭りやお盆の際に実施するほか、広く一般市民に普及するため、年に1回郷土芸能発表会を開催している。
団体の活動実績	事業などの実施状況 ・郷土芸能発表会 ・会場：食ベマルシェ（常磐公園ステージ） 令和元年度 9月15日 令和2年度 中止 令和3年度 中止

② 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、連合会の団体の運営及び各種事業に要する経費とするが、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は除外している（連合会要綱第2条）。

連合会に交付された補助金は連合会の構成団体である下記の9団体へ支給されている。なお、令和3年度における連合会の収支状況は下記の通りである。

単位（円）

科目	予算額	決算額	備考
繰越金	12,054	12,054	前年度繰越金
年会費	90,000	90,000	令和3年度会費
出演謝礼	0	0	
補助金	400,000	400,000	旭川市補助金
雑収入	946	0	
収入合計	503,000	502,054	
需用費	486,000	486,000	1団体54,000円×9団体
会議費	0	0	
予備費	17,000	6,600	
支出合計	503,000	492,600	
次期繰越金	0	9,454	

③ 連合会の活動と構成9団体概要

連合会の主な活動内容としては、昭和61年から「旭川郷土芸能発表会」を開催している。この発表会は、昭和61年から平成2年までは公会堂で行われていたが、平成3年から旭川農業まつり会場で行われ、平成22年度からは「北の恵み 食べマルシェ」常磐公園会場で行われている。なお、令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルスの影響により発表会は開催されていない。



連合会を構成する9団体の概要は下記である。

イ. 旭川チカップニアイヌ民族文化保存会

代表者	会長 川村 兼一
設立年月日	昭和 58 年 4 月
会員数	50 名(平成 31 年 3 月末現在)
郷土芸能	アイヌ古式舞踊

ロ. 嵐山笠踊り保存会

代表者	会長 森内 恒夫
設立年月日	昭和 45 年 8 月 25 日
会員数	13 名(平成 31 年 3 月末現在)
郷土芸能	嵐山笠踊り (嵐山地区)

ハ. 雨紛囃子保存会

代表者	会長 原口 貢
設立年月日	昭和 21 年 9 月
会員数	42 名(平成 31 年 3 月末現在)
郷土芸能	雨紛囃子 (埼玉県新座市大和田)

ニ. 神楽獅子舞保存振興会

代表者	会長 高野 誠一
設立年月日	昭和 22 年 8 月 10 日
会員数	32 名(平成 31 年 3 月末現在)
郷土芸能	神楽獅子舞 (富山県新川郡入善町)

ホ. 上川神社獅子舞部

代表者	部長 廣瀬 寿之
設立年月日	昭和 3 年
会員数	14 名(平成 31 年 3 月末現在)
郷土芸能	旭川獅子舞 (富山県黒部市)

ヘ. 豊田獅子舞組

代表者	組長 二階堂 博
設立年月日	昭和 22 年
会員数	10 名(平成 31 年 3 月末現在)
郷土芸能	豊田獅子舞 (富山県黒部市)

ト. 永山獅子舞保存会

代表者	会長 千代 英治
設立年月日	昭和 39 年
会員数	12 名(平成 31 年 3 月末現在)
郷土芸能	永山獅子舞 (富山県黒部市)

チ. 東鷹栖越中盆踊り保存会

代表者	会長 山本 裕明
設立年月日	昭和 46 年 1 月 1 日
会員数	8 名(平成 31 年 3 月末現在)
郷土芸能	越中盆踊り (富山県黒部市)

リ. ペーパン福島踊り保存会

代表者	会長 三瓶 登美治
設立年月日	昭和 40 年 8 月 1 日
会員数	47 名(平成 31 年 3 月末現在)
郷土芸能	福島踊り (福島県伊達市)

(2) 監査結果と意見

① 補助金の使途について【指摘】

連合会から支給を受けている 9 団体は毎年活動報告として行事開催状況を連合会へ報告しており、報告に基づく行事開催数及び支給額は以下のとおりである。民俗芸能の、保存・普及・伝承を目的とする各種事業に要する経費の一部を補助するという趣旨から、活動が行われていない団体に対する支給には問題がある。支給方法の変更ないし適切な活動計画を求めることを検討すべきである。

民俗芸能は、民俗文化財として地域の人々が、継承してきた地域の生活の推移を理解する上で欠くことのできないものと考えられ、その後継者を育成し、保存・普及・伝承することは重要なことであると考えられる。しかしながら、新型コロナウイルスの影響があるとはいえ、メイン事業といえる郷土芸能発表会は令和 2 年度から令和 4 年度まで中止されており、各団体の個別行事開催数についても 0 回の団体が 4、1 回の団体 3 となっており、9 団体中の 7 団体が行事開催数 1 回以下となっている。連合会要綱では、各種事業に要する経費を対象として補助金を定めており、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費はのぞくことを定めている。行事開催のみが保存・普及・伝承行為とは言えないとも考えられるが、練習活動も含めて、ほとんど活動自体がない団体もある。このような状況では、支給金が適切に使用されているとは考えられにくく、行事の開催がない場合には補助金の適切な使用がない可能性が高いと考えられる。

この点、連合会要綱では、市長は、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合しないと認められるときは、連合会に対してこれに適合させるための措置を講ずるよう指示するものとされ（連合会要綱第12条）、天災地変その他補助金の交付決定後の生じた事業の変更により補助事業の全部又は一部を遂行できなくなったとき又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消しするものができるとされている（連合会要綱第13条）。

一方、コロナ禍における地域の祭りなどの休止は、郷土芸能の各団体の活動に深刻な影響を及ぼしており、多くの団体が練習すらできていないという状況は、郷土芸能の存続の危機に直結するものである。このような時だからこそ、連合会には、各団体の活動を支えるための包括的な支援を実施することが求められる。

練習や発表ができないこの時期に、各団体が、アフターコロナの時に備えた活動再開のための準備作業、例えば太鼓や笛などの楽器や衣装・小道具の更新などに取り組むことは有益であり、連合会は、支給金の使途に関して、各団体の現状を踏まえた助言や指導を実施する必要があったが、実際には従前どおりのやり方での支給を行うにとどまった。

併せて、コロナ以前から継続している課題として、補助金交付にあたっての各団体の活動実態の把握が弱く、交付要綱に沿った効果的な補助金交付ができていないと認められるので、今後は各団体の活動実績や計画などを書面で求めて詳細に活動実態を把握するなど見直しを検討すべきである。

団体名	支給額	行事開催数
旭川チカップニアイヌ民族文化保存会	54,000 円	11 回
嵐山笠踊り保存会	54,000 円	1 回
雨紛囃子保存会	54,000 円	1 回
神楽獅子舞保存振興会	54,000 円	0 回
上川神社獅子舞部	54,000 円	0 回
豊田獅子舞組	54,000 円	3 回
永山獅子舞保存会	54,000 円	0 回
東鷹栖越中盆踊り保存会	54,000 円	0 回
ペーパン福島踊り保存会	54,000 円	1 回
合計	486,000 円	17 回

文化財保護法第2条第1項第3号

・民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。

4. 旭川市博物館

(1) 施設の概要

① 施設所在地

旭川市神楽3条7丁目（旭川市大雪クリスタルホール内）



上の写真は、旭川市大雪クリスタルホールの全体写真。この施設内の一部が旭川市博物館となっている。

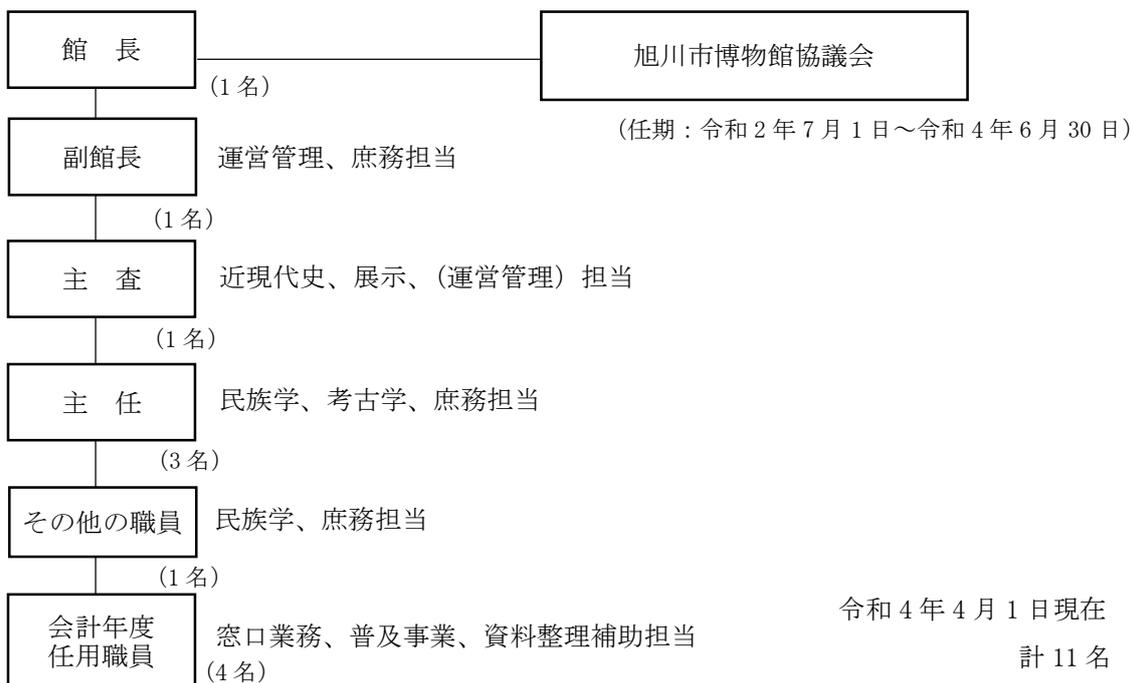
② 施設の設置目的

博物館法に基づき、旭川市を中心とした主に北北海道の歴史・文化及び自然に関する各種資料を収集、保管、展示して市民の利用に供し、教養や調査研究を深めていくために必要な事業を行い、市民の教育、学術文化の発展向上への寄与を目的とする。

③ 沿革

昭和27年 7月	旭川市花咲町1丁目に旭川市郷土博物館として創設開館。
昭和28年 10月	博物館法により登録認可。
昭和43年 12月	旭川市4区1条1丁目（旧旭川偕行社）に移転開館。
平成5年 9月	旭川市神楽3条7丁目旭川市大雪クリスタルホール内に旭川市博物館として移転開館。
平成20年 11月	常設展示室1階リニューアルオープン。

④ 組織体制



⑤ 利用時間及び休館日

- イ. 利用時間：午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
- ロ. 休館日：
- ・ 第2・第4月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日の火曜日）
 - ※ 6月～9月は無休で開館
 - ・ 年末年始（12月30日～1月4日）

⑥ 利用料金

イ. 個人料金

利用する施設	大人	高校生	中学生以下
常設展示室	350円	230円	無料

※ 旭川市内在住70歳以上は、170円となる。

ロ. パスポート料金

パスポートは2種類で、金額は次のとおり。（有効期間：利用開始日から1年間）

パスポートの種類	利用する施設	大人	高校生
博物館パスポート	博物館	700円	460円
博物館・科学館パスポート	科学館（常設展示室・プラネタリウム） 博物館（常設展示）	1,560円	1,040円

ハ. 団体料金

同一料金区分の利用者が 20 名以上で適用となる。

利用する施設	大人	高校生	中学生以下
常設展示室	280 円	180 円	無料

ニ. 減免

次の者は、観覧料が免除されて、無料で利用できる。ただし、証明書の提示が必要である。

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・介護保険法に定める「要介護者」に該当する者
- ・上記 2 つに該当する者の介助者（免除となるのは介助対象者と同人数まで）
- ・学校の児童生徒等を引率する教員又は一般団体の引率者
- ・バスガイド、添乗員、バス・ハイヤー運転手

⑦ 施設の詳細

イ. 各室内訳

室名	面積(m ²)	利用内容
常設展示室 (1 階) (地下階)	1,548.8 (666.5) (882.3)	旭川を中心とした歴史・文化及び自然に関して自然部門と人文部門で常設展示を展開。平成 20 年 11 月に 1 階部分をアイヌ文化の紹介を中心とした展示にリニューアル。
特別展示室	332.8	常設展示の補完と市民のニーズ等から、その都度、特定のテーマの企画展示を展開。
学芸室 1 (自然系)	91.4	資料分類整理、資料登録等を行う。
学芸室 2 (人文系)	139.5	各種資料の分類整理・登録、修理、分析、製作を行う。
第 1 収蔵庫	433.0	木製品、金属製品等の近現代資料を保管。
第 2 収蔵庫	249.6	土器、石器、岩石・鉱物、剥製、昆虫、植物標本を保管。
第 3 収蔵庫	156.0	美術品、漆製品、皮革、繊維製品を保管。
荷解室	107.0	資料搬入と荷解きを行う。
くんじょうしつ 燻蒸室	28.0	搬入された資料の永久保存を図るため、燻蒸によって殺菌・殺虫を行う。
洗浄室	56.0	搬入された資料を洗浄するための水洗場を備える。
文献資料室	78.0	博物館活動に必要な図書文献を収納し、市民の希望のあるときは閲覧に提供。
郷土学習室	127.5	講演、講座及び体験学習を開催。

室名	面積(m ²)	利用内容
ゆきんぼコーナー	84.0	昭和30年代当時の道具や遊びを通して暮らしを学ぶことができる。
その他	637.9	慣らし室、廊下、階段、印刷室、更衣室、準備室等。
計	4,069.5	

ロ. 附属施設 <茶室「晴雪」>

- ・構造…木造平屋建
- ・面積…22.87 m²



【建物外観】



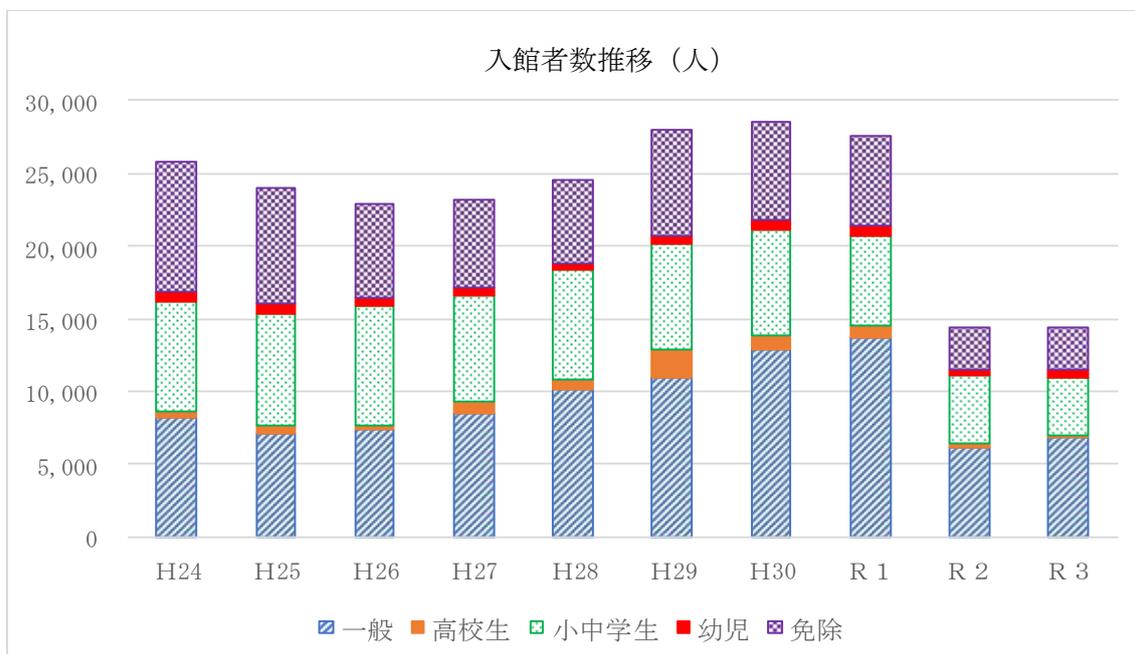
【建物内部】

この茶室は、昭和25(1950)年に本市で開かれた「北海道開発大博覧会」の折、当時5条通11丁目にあった旭川市立図書館の附属茶室として岡田永斎氏(※)の手により建設、その後常磐公園内に移され、昭和43(1968)年に当館附属茶室になった。博物館の移転に伴い旭川市大雪クリスタルホール敷地内に移設されたものである。

※ 大正から昭和にかけて活躍した数寄屋大工。京都を拠点に裏千家系の各地の茶室建築、修理を多く手がけた。当博物館「晴雪」の建築のほか、札幌市中島公園内の「八窓庵」(国指定重要文化財)、兵庫県姫路市の「梶原家住宅南離座敷」(登録有形文化財)などの修理に関わる。

⑧ 入館者数等の実績

最近 10 年間の入館者数の推移は以下のとおりである。



平成 27 年度以降、旭川市博物館の入館者数は増加傾向にあり、平成 29 年度には前年比で 1 割以上の入館者増となっている。

旭川市内へのインバウンドをはじめとした観光客の増加や、「ゴールデンカムイ」の漫画やアニメの影響で「アイヌ」への関心が高まったこと、また、旭川市中心部のホテルに企画展のチラシなどを持ち込むなどの地道な広報活動も入館者数が増加した要因と思われる。

令和元年度にコロナによる休館があったためわずかに減少している。令和 2 年度以降はコロナの影響により入館者数は減少している。

⑨ 博物館協議会について

博物館法第 20 条第 1 項に「公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。」旨定められており、第 2 項において「博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。」とされている。

旭川市では、旭川市大雪クリスタルホール条例で協議会の委員数等について定めており、委員数は 10 人、任期は 2 年となっている。

年に 2 回程度の開催となっている。

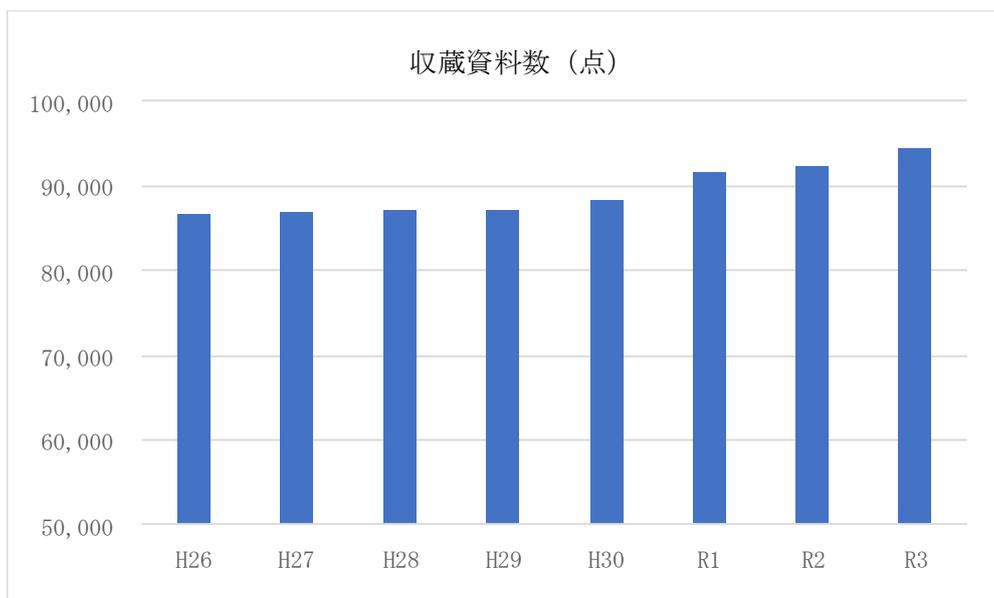
(2) 監査結果と意見

① 収蔵資料の管理について

イ. 燻蒸処理について【指摘】

旭川市博物館では、「旭川市博物館資料管理マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）に基づいて所蔵資料の管理が行われている。

旭川市博物館の収蔵資料点数の推移は下図のとおりである。



収蔵資料数は年々増加しており、ここ数年は以前に増して増加傾向にある。

マニュアルによると、資料の受領時には、埃の除去や水洗いが終了した資料は、燻蒸室において速やかにガス燻蒸を実施することとなっている。

この燻蒸処理を行ったあとに所定の収蔵庫に収納される。

しかし、現在、燻蒸設備の故障により、燻蒸処理を実施できていない資料が多数ある。

燻蒸処理ができない状態で保管することは、その資料の劣化を招くおそれだけでなく、他の資料への影響も想定される。

旭川市博物館としても、燻蒸処理の早期再開を目指しているが、燻蒸設備の修繕に対する予算が確保できなければ修繕することはできない。

それでも受入れた資料の中で早急な燻蒸を必要とするものは、第1～第3収蔵庫の定期的な燻蒸を行う際に、各収蔵庫に入れて併せて燻蒸処理を行っている。

マニュアルに反するだけでなく、資料の劣化につながる事態であるため、できるだけ早期の修繕を実現すべきである。

ロ. 現在の燻蒸以外の資料保存管理方法について【意見】

旭川市博物館では、新たな資料については燻蒸庫で殺虫燻蒸を行い、また第1～第3収蔵庫においても定期的な燻蒸処理を行っている。ただし、前述したとおり、現在、燻蒸設備の故障により燻蒸庫での燻蒸処理は行っていない。

燻蒸に用いられる化学薬剤は、人体にとっても有害であり、環境への負荷も懸念されている。

全国の博物館の中には、人体や環境への負荷を考慮し、化学薬剤にのみ頼らないIPMを取り入れた生物劣化対策に取り組んでいる館がある。

IPMとは、Integrated Pest Managementの略で、「総合的有害生物管理」のように訳される。薬品による科学的対策のみに頼らず、環境的対策（資料の保管環境を改善することでそもそも害虫等を生じにくくする）、物理的対策（道具を用いて駆除する）、生物的対策（天敵で駆除する）などの対策を組み合わせることで、より効果的な防除を目的とする管理方法である。

IPMの実施には、専門的な知識を要するため、人材の育成も必要となり、また燻蒸処理に比べると即効性はないことから、体制づくりには時間も要し、費用の負担も増えるかもしれない。しかし、今後ますます環境への配慮が必要となることが考えられるため、現状の燻蒸処理だけでなく、他の方法による資料保存管理についても検討する価値はあると思われる。

ハ. 収蔵資料の整理について【意見】

現在、収蔵資料数は増加の一途をたどっている。このまま増加し続ければ、保管する場所もなくなり、新たな場所を確保する等の措置が必要となる。

博物館という属性上、収蔵品が増えることは致し方ないが、際限なく増加し続ければいつか場所も管理も限界が訪れることは間違いない。

他の施設では、使用できるか否か、使用はできても旧式で実用的でない等が廃棄する際の線引きとなり得るが、博物館という属性上、使用できないものや実用的でないものも資料となり得る。そのため、博物館における処分の基準を設けることが困難であることは理解できるが、時間をかけて基準を設定する必要があるからこそ、早めに着手することが必要である。

ニ. 収蔵資料の記録方法【意見】

マニュアルによると、燻蒸が終了した資料は、担当学芸員によって、収蔵資料登録分類カードを元にデジタルカメラによる写真撮影をはじめ、登録・分類番号、名称、学名、収集区分、質量及び寸法測定、材質、登録年月日、収蔵ケース、収蔵位置、履歴等、その他必要事項を詳細に台帳に記録することとなる。

この台帳はパソコンのソフトを利用して作成されているが、登録が古いものなどは紙での記録のままとなっており、データ処理されていない。

マニュアルでは、台帳に記録することとなっており、電子データとして記録しなければならないとは規定されていないが、管理上も電子データとして統一することが望ましいため、順次、電子データ化を進めるべきである。

ホ. 収蔵資料のデジタル・アーカイブ化について【意見】

マニュアルでは、上記の台帳への登録と同時並行して、登録情報のデジタルデータ化を実施する旨定められている。

さらに令和4年の通常国会において、博物館法の一部を改正する法律が成立し、第3条第1項第3号において、博物館が行う事業として「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」が新設された。

しかし、現状、デジタルデータ化されている収蔵資料は1,900点程度、全体の2%程度である。デジタルデータ化に手を付け始めたというところである。

法改正もあり、今後急速にデジタルデータ化を進める必要があるため、中期的な目標を定めるなど着実に遂行できる体制を整えるべきである。

へ. 持ち込まれた資料の整理について【意見】

旭川市博物館には、個人からだけでなく、新聞社などからも写真のネガが持ち込まれる。写真のネガは膨大な量があり、その整理を行うには人手も時間も多くを要する。

しかし、職員が通常の業務を遂行しながら、ネガの整理に時間を割くことは難しく、ボランティアに頼らざるを得ないのが現状である。しかし、ボランティアの活動時間も限られており、思うように作業は進んでいない。ネガも山積みになって保管されているような状況である。

貴重な資料であることは理解できるが、整理されてこそその資料である。

後述するが、ボランティアの更なる活用も含め、意識的に取り組まない限り整理が進まないことと思われるため、何かしらの施策を検討すべきである。

② 備品の管理について

旭川市博物館には、440件程度の備品がある。

備品については、備品台帳と現物との突合を行い、両者を一致させておく必要がある。

旭川市博物館においても、年に2回、突合作業を行っている。

また、備品ラベルについては、登録時には、会計課で作成して各課に送付して貼付することとなっており、ラベルの毀損等でラベルを再発行する際には、会計課に依頼するほかに、各課において作成して良いと規定されている。

イ. 備品の現物確認について【意見】

備品と現物の突合については、年に2回実施しているとのことであるが、全ての備品について年に2回の突合作業を実施する必要性は低いように思われる。

備品の多くは、棚、キャビネット、書架等であり、簡単に移動できるものではなく、紛失の可能性も高くはない。

そうであれば、使用のたびに移動するものや紛失の可能性の高いものについては年に2回、そうでないものは年に1回とするなどの措置をとり、その分の時間を使って、収蔵資料のデジタル化などに優先的に取り組むべきである。

ロ. 備品ラベルについて【指摘】

備品ラベルについては、登録時においても、会計課で作成するよりも各課で作成して貼付する方が迅速に貼付作業を行えるため、会計課で作成する必要性が高くないのであれば、各課において作成するように規定を整えて、統一した扱いとするべきである。

また、各課で備品ラベルを作成するとして、統一したラベル様式を規定して、どの現場においても同じ様式のラベルが使用されるようにするべきである。

③ 茶室について

旭川市博物館附属施設である茶室は、昭和25年、旭川市で開催された北海道開発大博覧会のおり、旧旭川市立図書館の敷地内に岡田永斎氏の手により建てられ、その後3度の移築を経て、現在、旭川市大雪クリスタルホール敷地内に設置されている。

茶室として貸し出しており、貸出条件等は以下のとおりである。

- ・利用時間 午前9時から午後5時まで
- ・休館日 毎月第2・第4月曜日、その他設備点検日など（冬期は利用不可）
- ・使用料 1回（1日）6,610円（消費税を含む）

以下、茶室の利用実績である。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
件数	1	1	3	5	3	4	2	1

最も多い時で1年間に5回の利用にとどまっている。

イ. 茶室の位置付けについて【意見】

茶室は火災の危険性から、室内での火気の使用を厳禁としている。そのため、茶室として利用する際に火を使ってお湯を沸かすことができないため、茶室として利用する際に制限となってしまう。

また、歴史的建造物として見学するにも、普段は施錠されているため内部を見ることができず、外観を見るにとどまる上に、そもそも茶室の場所が分かりにくい。

現状、茶室は貸室としては利用頻度が低く、歴史的建造物としての展示としては周知が不足している。

歴史的建造物として今後も利用するのであれば、更なる周知が必要であると思われる。

貸室として利用を促進するのであれば、旭川市博物館の所管とするよりも、貸室事業が主である旭川市大雪クリスタルホールの所管とすることも考えられる。

④ 利用者増加に向けた取組

イ. 旭川市博物館の案内について【意見】

旭川市博物館は旭川市大雪クリスタルホール内に位置しており、旭川市博物館として単独の建物ではない。

旭川市大雪クリスタルホールは、博物館のほかに、音楽堂、国際会議場から構成されている。写真からも分かるように、外観からはこの建物内に博物館があることが非常に分かりづらい。(↓旭川市大雪クリスタルホール全体写真)



市内の道路案内の看板も、旭川市大雪クリスタルホールとしての案内は数か所あるが、旭川市博物館としての案内は1か所しかない。場所が分かりづらいという意見は以前からあるため、旭川市大雪クリスタルホールの入口内に「旭川市博物館」と看板を置いているが、入口まで来た人にしか効果はない。

旭川市大雪クリスタルホールは、旭川駅から徒歩 10 分程度と立地もよく、近くには道の駅あさひかわもあり、市外からの観光客にとっても利用しやすい立地である。

過去には、旭川市博物館協議会の委員からも建物に何かしらの看板等を設置する旨の意見も出たが、旭川市大雪クリスタルホールの建物がデザインを重視したものであり、また、多額の費用がかかることから、これまで看板の設置は難しいとの判断としてきたようである。

外観との兼ね合いもあるが、旭川市博物館を訪れようと思っている人のみならず、旭川市博物館への来館を目的としていない観光客等に対しても、旭川市博物館が近くにあることを認識できるような案内や看板の設置について検討を継続すべきである。

ロ. パスポートなどによる入館者数増加へ向けた取組について【意見】

旭川市にある旭山動物園は、コロナ以前は年間の入園者数が 130 万人を超える旭川市の最も有名な観光スポットである。

旭川市にある施設のうち、旭山動物園、旭川市科学館、旭川市博物館では入園料として年間パスポートの発行も行っている。

さらに共通のパスポートも発行しており、以下の組み合わせのパスポートがある。

〔旭山動物園×旭川市科学館〕

〔旭川市科学館×旭川市博物館〕

旭山動物園と旭川市博物館の共通パスポートはない。

パスポートは旭川市民の利用料の 2 回分で設定されている。旭山動物園と旭川市科学館の共通パスポートであれば、それぞれの 2 回分の利用料を合算した額より少し低い価格 (2,230 円) となっている。

旭川市博物館は旭川市科学館との共通パスポートはあるものの、旭山動物園との共通パスポートはない。

博物館は、動物園や科学館に比べて、年間に何度も訪れる人は多くないであろうが、たとえば旭川市博物館、旭山動物園、旭川市科学館の 3 館の共通パスポートとして、博物館は 1 回分の料金の上乗せのみに設定するなどの方法も考えられる。

それぞれが別々に入園者数を増やす努力を重ねることも重要であるが、同じ旭川市の施設である動物園や科学館の集客力を利用することも検討すべきである。

⑤ 展示物に関する解説等の情報提供方法【意見】

旭川市博物館では、各要所に展示物の解説文があるが、解説員が常駐しているわけではない。

解説文があるため、情報として不足するわけではないが、やはり音声で解説を聞くことができれば理解も深まり、満足度も高まると思われる。

ただ、現在の入館者数で、解説員としての職員を増員することは難しいであろう。

また、旭川市科学館のようにボランティアが展示物の近くに常駐し、解説やサポートを行う方法もあるが、旭川市博物館ではアイヌに関する展示が多く、解説には十分な見識と配慮が必要であり、現状ではボランティアに任せることも難しい。

さらに、旭川市博物館内は携帯電話の電波の届きにくい場所があり、場所によっては携帯電話を使用することができないため、携帯電話を使用したサービス（アプリ等の利用）の提供も難しい状況にある。

携帯電話の電波については、旭川市大雪クリスタルホール全体でWi-Fi設置に向けた整備を進めているとのことである。

Wi-Fiの利用が可能となれば、携帯電話を使用したサービスの提供により、解説員が常駐しなくても音声による解説を聞くことができるようになる。

例えば、全国の博物館で利用されているポケット学芸員（※）等のサービスを導入することも今後の状況によって検討すべきと思われる。

※ 学芸員による展示物に付した解説文やナレーションを自分の携帯電話で利用することができるアプリ。多言語にも対応している。

⑥ アイヌをはじめとした郷土資料に関する情報の管理について【意見】

旭川市には、アイヌをはじめとする郷土資料に関係する施設や団体がいくつか存在する。旭川市図書館においてもそれらに関する資料の収集を行っており、旭川市図書館のホームページにおいても「旭川市図書館では、地域文化の継承と発展に役立てるため、旭川市に関する人・もの・事などに関する様々な資料を「郷土資料」として、重点的かつ網羅的な収集を行っています。」と記載されている。

同じように旭川市博物館においても、郷土資料の収集を行っている。

また、アイヌに関しては関係する団体が旭川市内にいくつか存在している。

アイヌに関しては、令和元年5月に、アイヌの人たちが先住民族であるとの認識を示した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、令和2年7月には、アイヌ文化の復興・発展のための拠点となる「ウポポイ」が白老町に開設された。

また、北海道においても、令和元年10月に「北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針」、令和3年3月に「北海道アイヌ政策推進方策」が策定されている。

今後、アイヌに関する資料収集と整理、保管及び管理の重要性は増すと思われる。それぞれの施設が独自にそれらの作業を進めるだけでなく、横のつながりを活用し、効率的かつ効果的に進めることが重要となるであろう。

旭川市博物館では、アイヌに関する資料の重要性を考慮し、各関係施設と連携しながら、資料に関する情報の管理について進めていく必要があると考える。

⑦ 博物館評価について【意見】

博物館評価に関しては、博物館法第9条において「博物館は、当該博物館の運営状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

さらに、博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年12月20日文部科学省告示第165号）第4条第1項において「博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。」と規定されている。

旭川市では、平成28年度からの12年間（平成39年度（令和9年度）まで）における旭川市全体の基本計画である「第8次旭川市総合計画（以下、「総合計画」という。）」があり、この総合計画を受けて、旭川市教育委員会が策定した「旭川市社会教育基本計画」がある。

「旭川市社会教育基本計画」では、平成26年度の実績を基礎として、計画期間の半ばとなる平成33年度（令和3年度）と終期である平成39年度（令和9年度）のそれぞれの目標値が設定されている。

旭川市博物館では、利用者数の目標値として、令和3年度及び令和9年度ともに25,000人と設定されている。他にも、アイヌ文化をはじめ地域に根付いた文化等を次代へ引き継ぐとともに郷土愛を育むための取組に関する目標値が掲げられている。

旭川市博物館では、経費については1年ごとに予算を作成し、実績との比較を行っているが、利用者数などについては、この「旭川市社会教育基本計画」の目標値のみであり、1年ごとに更新されるものはない。

コロナ禍で、利用者数などが目標値と大きく乖離していても、次年度以降の目標値の修正は行われていない。総合計画は旭川市全体での中長期計画であり、それを基に作成されている「旭川市社会教育基本計画」内の旭川市博物館の目標値を修正することはできないのかもしれない。また、コロナ禍で利用者数の予測を行うことは困難であることも理解できる。

そうであるならば、利用者数だけが目標値となり得るわけではないため、その他の実現可能な1年間の目標値を定めて、事業年度が終了したら達成状況の把握と今後の改善策等の検討を行い、次年度の新たな目標の策定を行うことが必要である。

⑧ 入館料について【意見】

博物館法第23条では、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と規定されている。

旭川市博物館は常設展の入館料を有料としている。全国的にみると常設展の入館料が無料の館は3割強である。(日本の博物館総合調査報告書(令和元年度)より)

また入館料は大人350円であり、平均値434.3円、中央値310円(日本の博物館総合調査報告書(令和元年度)より)と比較しても大きな差異はない。

入館料については、全庁で4年ごとに定期的に見直しが行われている。

現状では、入館料が値上がりしようと、入館者数が増加しようと、その収入増が旭川市博物館の予算には直結しない。そのため、入館者数を増加させることが職員にとってモチベーションとなり得るかは疑問が残る。民間の企業とは異なるため、旭川市博物館の職員が、旭川市博物館のみの収支を考えればよいというわけではないが、自分たちの采配によって、入館料収入が増減する可能性のある施設である以上、その成果を旭川市博物館に還元できるような仕組みについて一度検討すべきである。

⑨ 指定管理者制度についての検討【意見】

北海道内においても、博物館の運営に指定管理者制度を導入している自治体がある。

旭川市博物館においても、指定管理者制度の導入について可能性を探っているところである。

実際に、令和3年中には、民間事業者との対話を通じ、様々な視点から旭川市博物館の魅力やポテンシャル、課題等を整理し、施設の将来像を明確化することを目的として、令和3年9月には調査実施の公表、10月には現地見学会と説明会を実施したが、サウンディングの参加者はいなかった。

旭川市博物館は、旭川市大雪クリスタルホール内にあるため、旭川市博物館を含む建物全体の施設管理等は旭川市大雪クリスタルホール側で行っている。そのため、指定管理者制度を導入した際に、経費の削減を目指すべき施設管理という大きな業務が除かれてしまう。そのため、単独の施設に比べると指定管理者制度は馴染みづらいかもしい。

また、アイヌに関する展示が多いため、運営団体としては、収益性や効率性に優先して取り組むだけではなく、深い見識を有していることが求められる。

以上のことから、現状の旭川市博物館における指定管理者制度の導入は困難であると考えられる。

ただし、民間のノウハウを生かせる点もあると思われるため、今後も、指定管理者制度のみならず、部分的な委託等、民間のノウハウを生かす仕組みについて検討を継続すべきである。

⑩ SNS 活用【意見】

現在、旭川市博物館では Facebook と YouTube による発信を行っている。

YouTube では、アイヌの踊りなどの様子 4 種類と常設展示室の紹介動画を公開している。ただし、それ以降は更新されていない。

Facebook では、イベント等の告知を行っている。

今後、収蔵資料のデジタル化にともない、SNS 等を活用した取組の重要性も増してくると思われる。

現在、旭川市博物館の SNS は、対応することができる博物館の職員が担当して行っているが、このような SNS を活用した取組は、旭川市博物館などの施設ごとではなく旭川市全体で取組むことも検討すべきである。

⑪ ボランティアについて【意見】

旭川市博物館では、上川管内に在住する公立小・中・高・特別支援学校を退職した校長で組織している北海道退職校長会旭川支部の会員がボランティアとして活動している。おおよそ 10 名程度が活動しており、毎週 1 回、2 時間程度、主に収蔵資料の整理に携わってもらっている。

活動時間を今より増やしてもらって、収蔵資料の整理を少しでも早く進めることができないかと考えたが、ボランティアの人数や活動時間が現状よりも増えると、それに対応する職員が足りなくなってしまうとのことであった。

また、収蔵資料の整理以外の活動、例えば展示物の解説等については、展示物の多くがアイヌに関するものであるため、仮に解説等をお願いするのであれば、研修や講習を行って各個人の見解によるそごが生じないようにしなければならないため、それも困難であるとのことであった。

退職校長会の会員であれば、収蔵資料の整理だけでなく、小中学校の団体入館者への解説など、まだまだ活躍してもらえる活動があるように思う。

また、そのような活動は、ボランティアの方のやりがいにもつながるであろう。

職員の負担が過度になることは避けなければならないが、ボランティアの更なる活用の検討も継続すべきであると思われる。

また、退職年齢の引き上げに伴い、従前は 60 歳からボランティアに参加してもらっていたものが、65 歳、将来的には更に高齢になってからボランティアに参加することになると、ボランティアの高齢化がますます進んでしまうだけでなく、そもそも退職後にボランティアに参加する人自体が少なくなるであろう。

今後は、退職校長会のみならず、それ以外のボランティアを希望する人が参加できるような取組も検討すべきである。

5. 旭川市科学館

(1) 施設の概要

① 施設所在地

旭川市宮前1条3丁目3番32号



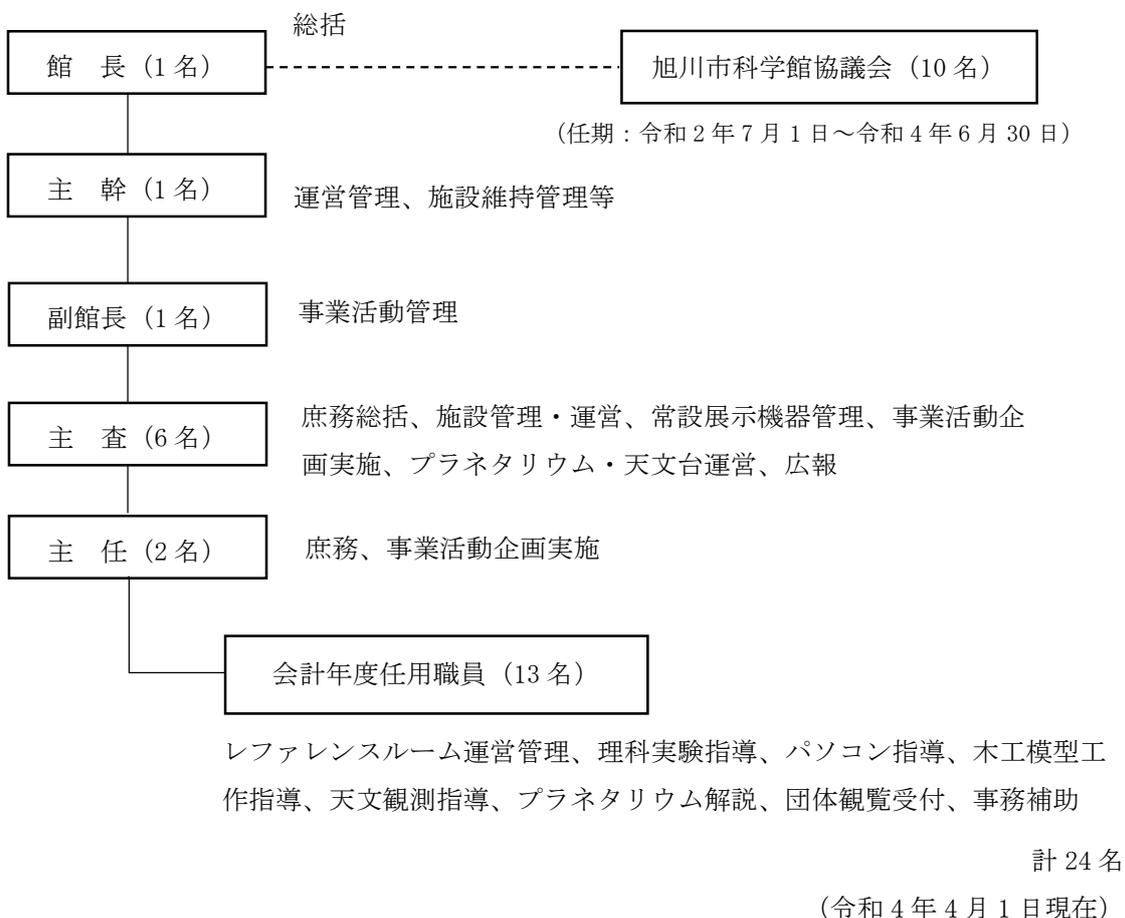
② 施設の設置目的

科学の理解、普及、学習及び研究に資するため、旭川市科学館を設置する。

③ 沿革

昭和38年11月	旭川市青少年科学館が旭川市常磐公園内に開館。
平成17年1月	新築移転のため旭川市青少年科学館閉館。
平成17年7月	現所在に旭川市科学館「サイパル」開館。

④ 組織体制



⑤ 利用時間及び休館日

イ. 利用時間：午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで）

ロ. 休館日：

- 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日の火曜日、火曜日以降も祝日が連続する時は最終祝日の翌日）
※ 7月の最終月曜日から8月末までの期間は無休開館。
- 年末年始（12月30日～1月4日）
- 毎月末の平日（機器類点検管理のための休館日）

⑥ 利用料金

イ. 個人料金

利用できる施設	大人	高校生	中学生以下
常設展示室 (1 日)	410 円	280 円	無料
プラネタリウム (1 回)	330 円	220 円	無料
常設展示室 (1 日) とプラネタリウム (1 回)	520 円	350 円	無料
常設展示室 (1 日) と旭川市博物館常設展示 (1 日)	530 円	350 円	無料
プラネタリウム (1 回) と旭川市博物館常設展示 (1 日)	470 円	310 円	無料
常設展示室 (1 日) とプラネタリウム (1 回) と旭川市博物館常設展示 (1 日)	760 円	510 円	無料

ロ. パスポート料金

パスポートは 3 種類で、金額は次のとおり。(有効期間：利用開始日から 1 年間)

パスポートの種類	利用できる施設	大人	高校生
科学館パスポート	科学館 (常設展示室・プラネタリウム)	1,040 円	660 円
博物館・科学館共通パスポート	科学館 (常設展示室・プラネタリウム) 博物館 (常設展示)	1,560 円	1,040 円
動物園・科学館共通パスポート	科学館 (常設展示室・プラネタリウム) 旭山動物園の入園	2,230 円	

ハ. 団体料金

同一料金区分の利用者が 20 名以上で適用となる。

利用できる施設	大人	高校生	中学生以下
常設展示室 (1 日)	320 円	210 円	無料
プラネタリウム (1 回)	260 円	170 円	無料
常設展示室 (1 日) とプラネタリウム (1 回)	410 円	280 円	無料
常設展示室 (1 日) と旭川市博物館常設展示 (1 日)	430 円	280 円	無料
プラネタリウム (1 回) と旭川市博物館常設展示 (1 日)	370 円	240 円	無料
常設展示室 (1 日) とプラネタリウム (1 回) と旭川市博物館常設展示 (1 日)	620 円	400 円	無料

二. 減免

次の者は、観覧料が免除されて、無料で利用できる。ただし、証明書の提示が必要である。

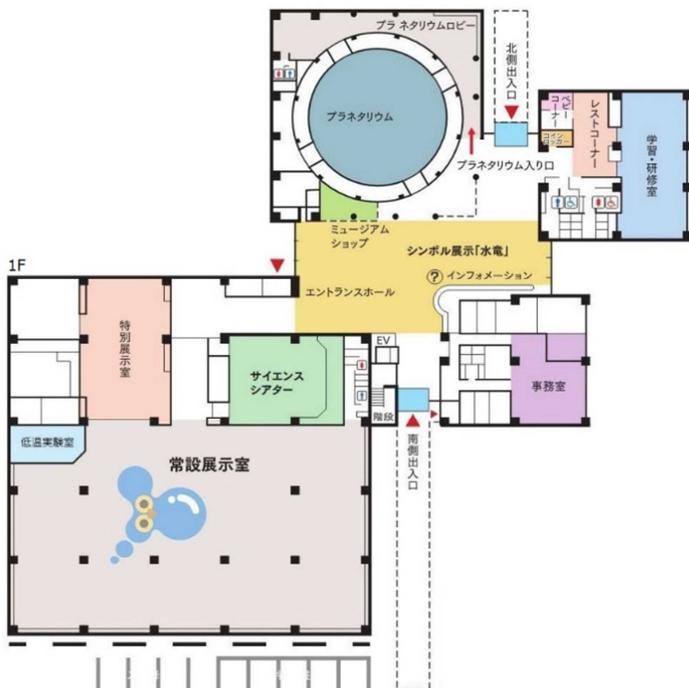
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・ 介護保険法第7条第3号に定める「要介護者」に該当する者
- ・ 上記の障害者または要介護者に該当される者が利用する際に、介助者も一緒に入室する場合は、介助を受ける者と同人数までの介助者の観覧料も免除する。
- ・ 児童福祉法第6条の2の2第1項に定める障害児通所支援事業、第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業、第7条第1項に定める児童福祉施設が観覧する際に引率に当たる者。
- ・ 学校教育法第1条に定める学校、第124条に定める専修学校、第134条第1項に定める各種学校、又はその他の教育機関（公立・私立のフリースクール、自治体が設置する教育支援センター等。法令に設置根拠をもたない無認可校は除く。）が教育活動として来館する際に引率に当たる者。
- ・ 団体見学申込書による観覧希望者の引率に当たる者（引率する団体員数の10分の1まで）。

次の者は、個人観覧料（パスポートを除く）を5割減額する。ただし、証明書の提示が必要である。

- ・ 旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町に居住する満70歳以上の者
- ・ 旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町の高校生の団体の者

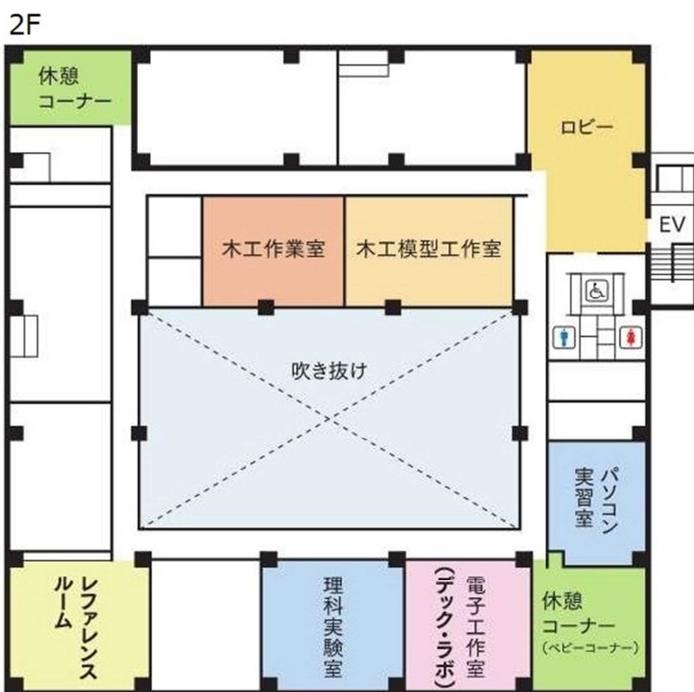
⑦ 施設の詳細

【1階】



1階には、「北国」「地球」「宇宙」のそれぞれテーマに沿った3つの常設展示コーナー、250インチの大画面上で3D映像や実験ショーなどが見られるサイエンスシアター、ドーム径18メートル・170席収容をほこるプラネタリウムなどがある。

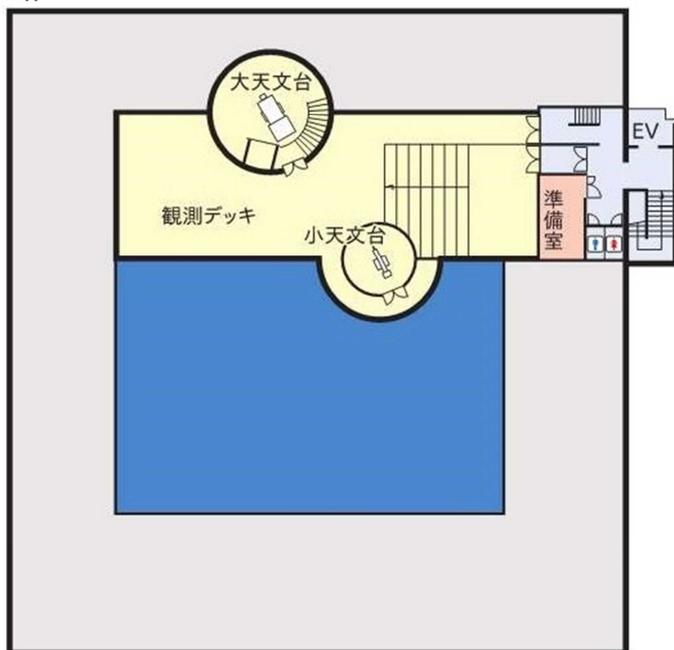
【2階】



2階には、木工模型工作室、電子工作室、パソコン実習室、理科実験室のほか、顕微鏡や図鑑の利用、昆虫や鉱物などの標本の観察ができるレファレンスルームなどがある。

【屋上】

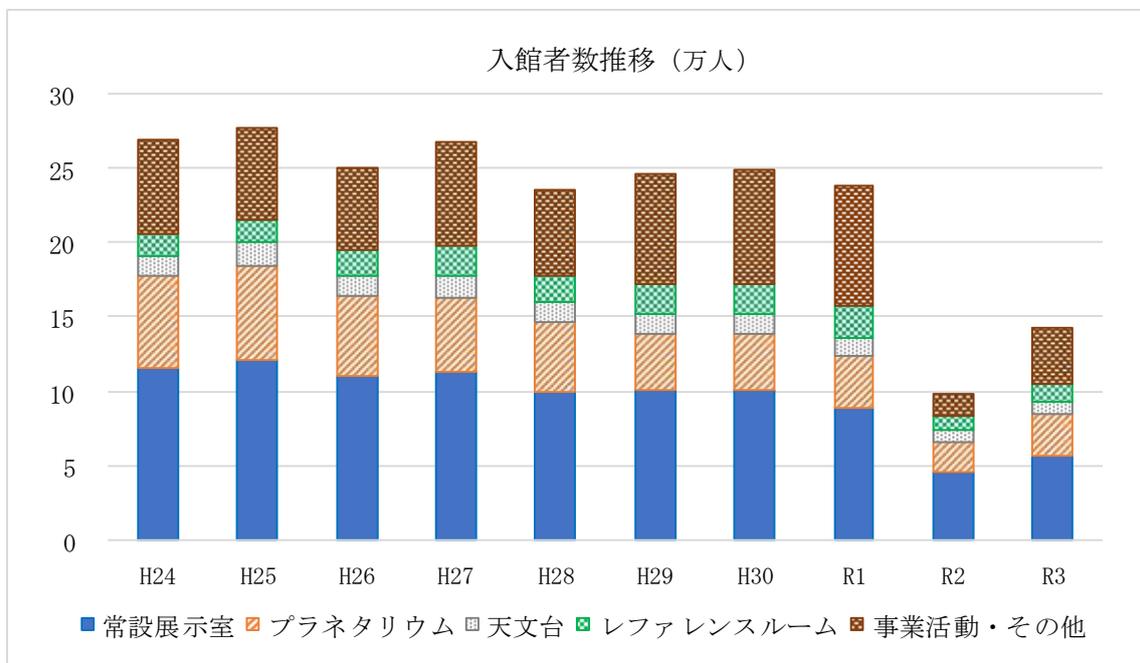
4F



屋上には、口径 65 センチメートルの反射カセグレン式大型天体望遠鏡、口径 20 センチメートルの太陽・月・惑星観測用望遠鏡をそれぞれ備えた天文台 2 基と観測デッキを設置している。また観測デッキからは十勝岳連峰を一望でき、車いすの方にも天文観察を楽しんでいただける各種設備が整っている。

⑧ 入館者数等の実績

下グラフは入館者数の推移である。



令和 2 年度 : 4/20~5/24 休館

令和 3 年度 : 5/18~6/20、8/20~9/29 休館

令和2年度はコロナによる休館もあり、また、コロナに関する情報や知識も不十分な状況であったため、不特定多数の人が集まる場所への来館は控えられていたと思われる。

令和3年度は、同じく休館があったものの、旭川市科学館におけるコロナへの対策やワクチン接種開始などコロナに対する状況も人々の意識も少しずつ変化したことも影響し、前年よりも多くの来館者となっている。

令和4年度の前期は特別展があったこともあるが、コロナ前の入館者数レベルに戻っているとのことである。

⑨ 科学館協議会について

旭川市科学館では、博物館法第20条第1項の規定に基づき、旭川市科学館条例第7条において旭川市科学館協議会（以下、「協議会」という。）を設置している。

協議会は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する10人で組織する。

- ・ 学校教育及び社会教育の関係者
- ・ 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ・ 学識経験者
- ・ 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、委員会が行う公募に応じたもの

委員の任期は2年である。

年に2回程度開催されており、開催の都度、協議会の内容等が公開されている。

(2) 監査結果と意見

① 薬品の管理について

旭川市科学館では、実験に使用する薬品なども保管している。

薬品の保管は、鍵のある部屋の中の、さらに鍵のある小部屋の中のガラスケース内に保管されており、ガラスケースにも鍵がついている。

年度末に在庫を確認して、在庫一覧を作成している。

イ. 薬品等の受払簿の作成について【指摘】

鍵は3重となっており、現物の管理状況にも特に問題はなく、年度末の在庫一覧も作成されていた。

ただし、現状では、受払簿は作成されていない。

旭川市科学館としては、使用頻度も使用量も少なく、受払簿の必要性をあまり感じていないとのことであった。

しかし、受払簿がなければ、年度末に作成する在庫一覧の妥当性を確認することができない。前年度末に作成した在庫一覧に、受払簿の加減を加味して、当年度末の在庫一覧と照合することで、あるべき在庫量であるかを確認することができる。

薬品の使用量は、重さや体積では表せないほど微量なこともあるが、そのような場合にも、使用した事実と使用量が微量であることが分かるように記入することが必要である。

② 備品の管理について

旭川市科学館には、1,500件超の備品がある。

備品については、備品台帳と現物との突合を行い、両者を一致させておく必要がある。

旭川市科学館においても、突合作業を定期的に行っているが、全件の突合を行うことは件数が膨大であることから困難である。

また、備品の中には、使用不能の物も含まれている。使用不能の物は、いずれも旧館時代から登録されている物品であり、現在は新しい物に置き換わっていて役割を終えている物（顕微鏡・望遠鏡類）、本来は資料として登録すべきところを備品として登録されている物（昆虫・貝殻・岩石などの標本類）、処遇未決のまま移動してきた物、旧館では掲げていたが新館での掲示にそぐわない物などがそのまま備品として登録されている。

また、備品に貼付することとなっている備品ラベルが未貼付となっているものがある。備品ラベルについては、登録時には、会計課で作成して各現場に送付して貼付することとなっている。

イ. 備品と現物の突合作業について【指摘】

備品と現物の突合については、全てを同一年度中に実施することが困難であれば、数年で全ての突合を行うように計画的に実施する必要がある。

また、現物があっても、既に使用できないものについては、「供用不用品」として処分することが必要である。現在、改めて調査を行っており、供用不用品については令和5年度末までには処分を終えるように作業を進めているとのことである。

ロ. 備品ラベルについて【指摘】

備品ラベルについては、登録時においても、会計課で作成するよりも各課で作成して貼付する方が迅速に貼付作業を行えるため、会計課で作成する必要性が高くないのであれば、各課において作成するように規定を整えて、統一した扱いとするべきである。

また、各課で備品ラベルを作成するとして、統一したラベル様式を規定して、どの現場においても同じ様式のラベルが使用されるようにするべきである。

③ 広報活動について【意見】

旭川市科学館では、ホームページ、YouTube、Twitter による発信を行っている。

YouTube は月に1～数回の更新となっており、プラネタリウムの動画の視聴回数が多い。

また Twitter は旭川市科学館の公式、テック・ラボ（テック・ラボについては後述）、天文台・プラネタリウムとそれぞれで発信しており、頻繁に更新されている。

旭川市の施設の中では、SNS を利用した発信を頻繁に行っているが、SNS でファンを増やすためにはできるだけ頻繁な更新が重要と思われる。

後述するが、プラネタリウムは旭川市科学館の強みとなる可能性がある。現状においても、プラネタリウムの動画の視聴回数が多いため、今後は SNS などを中心とした広報活動を更に充実させるべきである。

コロナ以降、大人だけでなく子どもも、インターネットにいつでもどこでも繋がる環境が急速に整ってきており、SNS の重要性も増してきている。

SNS の利用に関しては、旭川市科学館だけではなく、旭川市全体として取り組むことも考えられるが、その際には旭川市科学館が好例としての役割を担うことも想定し、SNS の活用を更に進めるべきである。

④ テック・ラボについて

令和3年10月に、市民のためのものづくりのスペースとして「テック・ラボ」を開設している。

テック・ラボでは、デジタル技術の進歩により、ものづくりのプロセスに取り入れられることが多くなった「3Dプリンタ」「レーザー加工機」「3Dモデリングマシン」「カッティングプロッタ」「刺しゅうミシン」などのデジタル工作機械のほか、さまざまな道具を備えている。

テック・ラボは、原則として毎週金曜日と日曜日に工作室と機器の一般開放を行う「オープンラボ」と、工作体験教室の「たいけんラボ」「ワークショップ」からなっている。

「オープンラボ」は基本的に無料で利用でき、3Dプリンタの材料費及び刺繍ミシンのみ利用者の負担となる。「たいけんラボ」「ワークショップ」も材料費程度の負担で参加することができる。

イ. テック・ラボの更なる活用について【意見】

テック・ラボ内の道具は非常に充実しており、更なる活用が望まれるところであるが、場所が2階にあるため、1階の常設展示とプラネタリウムの利用者がテック・ラボの存在に気付かないままとなる可能性がある。

テック・ラボでは、SNSの更新も頻繁に行われており、また、1階の常設展示を担当するボランティアが、2階の設備（テック・ラボやレファレンスルーム）の説明や利用を促すような声かけも行っている。今後も引き続き、更なる活用に向けた取組を検討して実施していくことが望ましい。

⑤ ボランティアについて

イ. ボランティア団体の概要

「サイエンスボランティア旭川」は、旭川市科学館の運営をサポートし、科学の普及活動を行うボランティア団体である。

常設展示では、常に展示機器の説明や案内を行っており、さらには「日曜ワークショップ」など自主事業の企画・運営、ミュージアムショップの一部でオリジナル商品の販売も行っており、旭川市科学館では欠くことのできない存在となっている。

登録会員数は81名（令和3年度末）であり、常に活動に参加しているのは30～40名程度である。

「サイエンスボランティア旭川」の事務局は、旭川市科学館内のボランティア活動室を使用しており、旭川市科学館とは定期的に意見交換を行うなどしている。

設立は旭川市科学館の開館前であり、開館当初から現在まで継続して活動している会員も多い。そのため会員の高齢化が進んでいる。

下表は「サイエンスボランティア旭川」の令和3年度の活動従事者数である。従事者数は半日単位で集計している。

月	従事日数	述べ従事者数	月	従事日数	述べ従事者数
4月	25日	305人	10月	26日	307人
5月	25日	192人	11月	24日	289人
6月	25日	127人	12月	25日	288人
7月	28日	334人	1月	23日	266人
8月	31日	239人	2月	23日	296人
9月	25日	70人	3月	27日	302人
				合計	3,015人

また、自主事業の実施内容は下記のとおりである。

事業内容	参加者数	開催日
日曜ワークショップ	686 人	4～3 月の日曜日 (計 19 回)
かんたん工作 (春休み、GW、夏休み、冬休み)	605 人	祝日・長期休暇期間 (計 17 回)
大人の教室	53 人	7/14・25、8/14、10/7、 11/11・18、12/2、2/8
出前ワークショップ	12 人	8/7
旭川学生の科学展 2022	575 人	1/23

ロ. 負担金について

「サイエンスボランティア旭川」に対しては、旭川市科学館の運営管理及び活動支援のため、負担金が交付されている。

負担金の交付の対象となる経費の範囲や申請手続等については、「サイエンスボランティア旭川負担金交付要綱」に規定されている。

負担金の額は、負担対象経費から当該経費に係る講師料、参加料、賛助会員費、雑収入等の収入額を控除した額以内で、予算の範囲内において市長が定める額とされている。

令和 3 年度は負担金として 470 万 9,418 円交付している。

令和 3 年度の負担金については、「⑬ 企画展開催負担金について」で詳細を記述している。

ハ. ボランティアの人員確保について【意見】

上記の活動内容等からも分かるように、ボランティアの存在は、旭川市科学館では欠くことのできないものとなっている。

しかし、ボランティアの方の高齢化が進んでおり、このままでは現在のボランティアによるサポート体制を継続することが困難な状況に陥るおそれがある。

週末や長期休暇中には、高校生や大学生などの学生もスタッフとして積極的に事業に参加してもらうような取組など、今後もボランティアによるサポートを継続するためには、ボランティアの人員確保への対策について本格的な議論を始める必要がある。

⑥ 貸室について

旭川市科学館では、「特別展示室」と「学習・研修室」を科学館が行う事業で使用しないときに、学会や市民団体等の各種イベント会場として貸し出ししている。

各貸室の概要および使用料は下記のとおりである。

〔特別展示室〕

（面積）187 平方メートル

（設備）多目的パーテーション、展示ケース、会議用机、肘無木製椅子

〔学習・研修室〕

（面積）156 平方メートル（スクール式で約 108 席）

（設備）演台、マイク及び音響機器、プロジェクター及びスクリーン等の視聴覚機器、会議用机、肘無木製椅子

使用区分	時間区分	午前 (9 時 30 分～13 時)	午後 (13 時 30 分～17 時)	全日 (9 時 30 分～17 時)
特別展示室	全室	6,110 円	6,110 円	12,220 円
	半室(1/2 室)	3,050 円	3,050 円	6,110 円
学習・ 研修室	全室	4,860 円	4,860 円	9,720 円
	半室(1/2 室)	2,430 円	2,430 円	4,860 円

他に下記の期間にはそれぞれ冷暖房料がかかる。

- ・冷房料徴収期間…7 月 1 日から 8 月 31 日まで
- ・暖房料徴収期間…11 月 1 日から翌 4 月 30 日まで

イ. 貸室の利用について【意見】

令和 3 年度の貸室の使用実績であるが、特別展示室はゼロ、学習・研修室は全室で半日使用が 10 件、全日使用が 4 件である。

旭川市科学館では、ホームページ上に貸室利用について案内があるが、それ以上の積極的な広報活動等は行っていない。

旭川市科学館の隣には、「旭川市市民活動交流センター C o C o D e（ココデ）」（以下、「ココデ」という。）がある。ココデは、講座・研修会等の開催による学習の機会の提供など市民活動を支援するとともに、市民の交流及び協働を促進すること等を目的とした施設である。

ココデは、屋内に会議研修室、打合せ室、作業室、ホール、屋外に広場や中庭等を有しており、それぞれ貸出を行っている。

また、旭川市には「旭川市公共施設予約システム」があり、旭川市が所管する一部の施設についてインターネット上で予約することができるが、ココデは当システムに含まれるが、旭川市科学館の貸室は当システムには含まれておらず、今後も追加される予定はないとのことである。

旭川市として、旭川市科学館の貸室事業には積極的な体制をとっておらず、隣にココデがあるため、今後も貸室利用が大きく増加することはないであろうが、それでも収入源の一つではあるため、貸室の利用が促進される方策等について検討すべきと思われる。

⑦ 事業計画の策定について【意見】

旭川市では、平成 28 年度からの 12 年間（平成 39 年度（令和 9 年度）まで）における旭川市全体の基本計画である「第 8 次旭川市総合計画」（以下、「総合計画」という。）があり、この総合計画を受けて、旭川市教育委員会が策定した「旭川市社会教育基本計画」がある。

「旭川市社会教育基本計画」では、平成 26 年度の実績を基礎として、計画期間の半ばとなる平成 33 年度（令和 3 年度）と終期である平成 39 年度（令和 9 年度）のそれぞれの目標値が設定されている。

旭川市科学館では、総合計画の後期（令和 2 年度～令和 5 年度）に合わせて設定した事業目標に沿って入館者数の目標値を定めている。

この目標値はコロナ以前に定められた数値であるため、コロナ以降は目標値の達成には至っていない。

総合計画での計画値を変更することはできず、入館者数の減少も外的要因によるものであるため目標値に達しないのは致し方ないのは理解できるものの、目標値と実績値があまりにも乖離している状況は望ましいとは言えない。

この点、旭川市科学館としてはコロナ以前に策定した入館者数目標値を目指していることは変わらないため変更する必要はないとの認識であった。

たしかにコロナによる動向が不明であり、入館者数を予想することが困難であることは理解できる。そうであれば、入館者数だけが目標値となるわけではないため、事務的な作業、例えば備品の整理などについて目標を定めることもできる。

中長期的な目標の作成も当然必要であるが、直近の状況を加味した実現可能性の高い目標値を設定し、その達成に向けて取り組むこと、その結果を旭川市科学館協議会のような外部者に公表し、次年度以降に生かすことも検討すべきと思われる。

⑧ アンケートの利用方法について【意見】

アンケートは来館者に記載してもらうものと事業参加者に記載してもらうものがあり、それぞれ活用しているところである。

旭川市科学館は多くの学校を受入れている。今後、更にアンケートを有効活用するために、学校を受入れ時に教師や生徒からのアンケートを実施してみることも一案ではないだろうか。

その際には、自由に記載できる箇所だけではなく、旭川市科学館として知りたいこと、例えば中学生や高校生の来館者数を増やすための施策などをアンケートの項目として設定するなど、より有効活用できるようなアンケートとなるように工夫して実施すべきと思われる。

⑨ 旭川市の施設としての取組【意見】

旭川市科学館では、現在、入館料のパスポートとして、科学館単体のもの、科学館と博物館の共通のもの、科学館と動物園の共通のもの3種類を販売している。

旭川市の動物園である旭山動物園は全国的にも有名な動物園であり、入園者数もコロナ前は130万人を超えていた。

旭山動物園も旭川市博物館も同じ市営の施設であり、横のつながりを利用したこのようなパスポート制度は評価される取組である。

また、旭川市博物館は、コロナ前の年間の来館者数が2万5千人程度で推移しており、更なる来館者数の増加が期待される。

たとえば旭川市科学館での入館券の販売の際に、旭川市博物館のPRと旭川市博物館との共通パスポートを勧めるような取組ができないか検討すべきと思われる。

⑩ 指定管理者制度についての検討【意見】

北海道内においても、科学館の運営に指定管理者制度を導入している自治体がある。札幌市、釧路市、室蘭市、北見市などである。

旭川市科学館においても、指定管理者制度の導入について可能性を探っているところである。

令和3年11月には、旭川市科学館の民間活力導入に係るサウンディング型市場調査が行われており、市外の1者が参加している。

サウンディング結果を踏まえた今後の方針として、以下のように記載されている。

『「旭川市行財政改革推進プログラム2020（※）」では、社会教育施設等への指定管理者制度の導入を令和4年度から実施としていますが、現状では科学館への導入には時間を要すると考えております。今後は、受け手となり得る見込みのある企業・団体等の発掘・調査や導入に向けた課題の整理などを行います。』

今後も、指定管理者制度のみならず、民間のノウハウを生かす仕組みについて検討を継続するべきである。

※「旭川市行財政改革推進プログラム2020」とは、限られた経営資源の中で効果的かつ効率的な行政運営を図るほか、将来に負担を先送りすることのない安定的で持続可能な財政運営を確立し、併せて多様な主体との連携・協働によるまちづくりを目指すなど、時代に即した市役所への転換を進めるプログラムである。

⑪ 中長期的な修繕、新たな展示施設設置に関する計画の策定について【意見】

旭川市科学館は開館から17年経過しており、展示施設の中・大規模な修繕や入れ替え、新設等も見据えていかなければならない時期に差し掛かっている。

現状では、最優先される修繕の中から予算内で修繕を実施している。

いくら中長期的な修繕計画を策定しても、予算がつかなければ何も実現できず、そのまま後年に繰り下げられるだけであるため、中長期的な入れ替えや修繕に関する計画は作成していないとのことである。

たしかに必要な修繕の予算も十分には確保できない現状であり、計画を立てる必要性を感じられないかもしれないが、どの展示施設でいつ頃どの程度の修繕等が必要になるかを把握するためにも、計画を策定しておくことも検討すべきと思われる。

一方、令和3年度よりふるさと納税の用途の中に「旭川市科学館」が設置され、ふるさと納税を受け入れるための基金が設立されている。令和3年度の寄附実績は2,383千円であった。寄附金については、通常の修繕には使用せずに、新たな展示物の設置や特別展・企画展に利用する計画であるとのことであるが、具体的な利用計画はない。

ふるさと納税の寄附金額を予想することは難しいが、旭川市科学館のみで使用できる基金であり、旭川市科学館の裁量で用途を決められるものであるから、利用計画を策定し有効に活用することが望まれる。

⑫ 入館料について【意見】

下表は、北海道内のプラネタリウム施設のある科学館のうち一部を抜粋したものであり、大人一人当たりの利用料である。

	旭川市	室蘭市	釧路市	札幌市 (※)
常設展示室	410円	600円	600円	700円
プラネタリウム	330円	400円	480円	500円
セット	520円	800円	980円	1,000円
年間パスポート (常設展示室のみ)	—	—	—	2,000円
年間パスポート (常設展示室+プラネタリウム)	1,040円	3,200円	2,410円	—

※ 札幌市青少年科学館は、現在リニューアル改修工事のため長期休館中。

他の科学館と比べて、旭川市科学館の入館料は低く設定されている。特にパスポートについては、他の科学館が通常の入館料の3~4回分あたりの金額としているところ、旭川市科学館は2回分の料金となっており、かなり低めの設定となっている。

旭川市では利用料金について、全庁的に4年に一度見直しを行っている。前回の見直しの際に、旭川市科学館でも例えば常設展示室の入館料が400円から410円と10円の値上げとなっている。

旭川市科学館としては、入館料が値上げされても、入館者数が増えても、その収入増が旭川市科学館の予算に直接結びつかない。自らの裁量で収入増を目指すことのできる施設には、収入増加が直接モチベーションにつながるような設計、例えば、収入増加によって予算が増額するなどの措置をとることはできないであろうか。

また、入館料の値上げについても、値上げに関しては当然、反対の声もあがるであろうが、他の科学館と比較しても安価であること、値上がりした部分が旭川市科学館の展示等に直接利用されるような仕組みができれば、利用者の納得も得やすくなるのではないであろうか。

収入の増加分を旭川市科学館に直結させる仕組みも入館料の値上げも、旭川市科学館単独で決められることではなく、また実施には困難を伴うことは理解するが、一度検討してみることは必要ではないかと思われる。

⑬ 企画展開催負担金について【意見】

令和3年度は、企画展示として「コロッ・クルの夏休み」を実施している。

企画展を開催するにあたって、実行委員会方式を採用している。

実行委員会は、様々な方面からの支援・応援・連携・協力は欠かせないと考え、サイエンスボランティア旭川、市内小中学校長会、その他市内企業などが主なメンバーとして構成されている。

令和3年7月21日から8月19日までの30日間開催された。

企画展の内容と参加人数は以下のとおりである。

実施事業	事業内容	参加人数
サイパル GPS クエスト	各自のスマートフォンに入れた GPS アプリを利用し、文字や絵を探しクイズを解く	583 人
ドローンサーキット	ミニドローン操作体験	1,014 人
お盆週間サイエンスショー	サイエンスショーを毎日開催	1,341 人
リモート科学館	事前に販売したキットとオンラインによる実験・工作の教室	販売個数 25 個×4 回

企画展開催実行委員会に対して負担金を交付するが、必要事項については「企画展開催負担金交付要綱」に規定されている。

要綱によると負担金交付の対象となる経費はおおむね次のとおりである。

- ・ 賃借料……………プラネタリウム番組（1年上映権）
- ・ 印刷費……………ポスター・チラシ、チケット印刷費
- ・ 事業開催費…関連事業及びワークショップに係る材料費、講師旅費、資料調査・借用旅費
- ・ 運営事務費…事務用品、通信運搬費、振込手数料等
- ・ 報償費……………講師謝礼、事業運営協力謝礼

また、通常の企画展では、負担金の額は、負担対象経費の2分の1以内とされているが、令和3年度に限り、2分の1を超えて負担金の額を定めることができる旨、附則で規定されている。これは、コロナ禍において企画展が滞りなく開催されるかが不安視される状況で、準備はしたものの開催できない可能性も考えて、かかった経費については予算内で全額を負担金の交付対象とできるようにしたものである。

結果として、企画展は無事に開催され、企画展開催実行委員会に対して負担金が交付された。

交付された負担金の計算は以下のようになっている。

負担金対象経費 (①)	受益者負担額 (※) (②)	負担金算定基礎額 (①－②)
647,927 円	146,385 円	501,542 円

※ 一部の催しの参加者から徴収した入館料やキット販売代

負担金の予算計上額が 500,000 円であったため、最終的な負担金交付額も 500,000 円と決定された。

この企画展の実行委員会には、「サイエンスボランティア旭川」も参加しているが、企画展のチラシ代（112,420 円）については、上記した負担金対象経費（647,927 円）には含まれず、「サイエンスボランティア旭川」の事業費として計上されていた。

つまり、チラシ代については、「サイエンスボランティア旭川」への負担金として精算されている。

これについて、企画展では「サイエンスボランティア旭川」で行う事業も含まれているため、「サイエンスボランティア旭川」でチラシ代を負担することとしたとのことであるが、「サイエンスボランティア旭川」が行う事業は企画展の一部であること、また、実行委員会の負担金交付対象経費としてチラシ代は明記されていることから、「サイエンスボランティア旭川」がチラシ代を負担すべき明確な根拠とは言えない。

仮にチラシ代を実行委員会の経費としていたならば、負担金算定基礎額は 613,962 円となるが、既に負担金予算計上額を超えているため負担金交付額は 500,000 円から変わらない。

一方、「サイエンスボランティア旭川」では、チラシ代の分経費が少なくなるため、負担金交付額も同額少なくなる。

コロナ禍において、何とか企画展を成功させられるよう、様々な創意工夫をもって開催したことは理解するし、そのために例年と異なる方法が採られること自体には問題はないが、そうであるならば、そのための特例を定めるなど根拠を明確にしておく必要性があったと思われる。

⑭ 旭川市科学館における取組で評価されるべきものについて

旭川市科学館では、多額の予算をかけずに入館者の増加を図るべく、様々な工夫を凝らしている。

イ. プラネタリウムについて

プラネタリウムのプログラムには、外部から購入・賃借するものと自館で作成するものがある。旭川市科学館では、外部から購入・賃借するものは極力減らして、自館で作成したものを増やしている。外部から賃借すると 1 つのプログラムで数百万円の賃借料がかかるものもある。

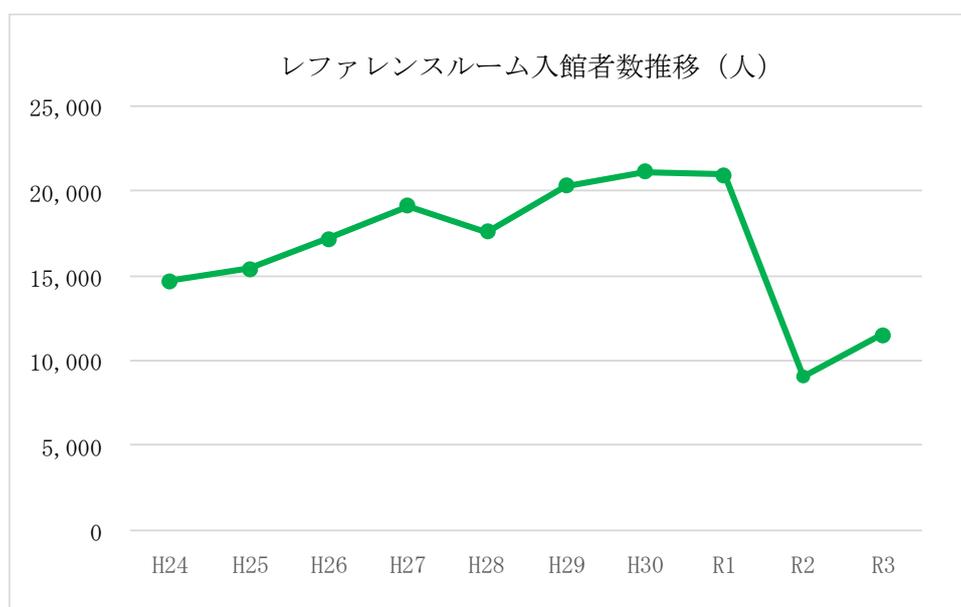
さらに自館で作成したプログラムには、4人の担当者がそれぞれのナレーションをつけており、担当者によって少しずつ異なる雰囲気となっている。そのため、ナレーション担当者を選んで観覧に来る利用者もいるとのことで、経費削減と集客に寄与している。

ロ. レファレンスルーム

旭川市科学館にはレファレンスルームがあり、担当者が常駐している。レファレンスルームには、各種顕微鏡、自然科学に関する図書、DVD、昆虫・植物・岩石等の標本などがあるほか、旭川地域の身近な生き物が飼育・展示されている。

また、週に2日はレファレンスルーム内の展示などに詳しいボランティアの担当者が常駐しており、リピーターも増えているとのことであった。

下表はレファレンスルームにおける入館者数の推移である。



コロナ前まで、旭川市科学館全体での入館者数は漸減傾向にあったが、レファレンスルームは増加しており、平成30年度（コロナの影響がなかった最後の年度）は平成24年度と比較して30%程度増加している。

レファレンスルームは2階に位置しており、決して利用しやすい場所とは言えない。それに関わらずレファレンスルームの利用者数が好調に推移している要因はいくつか考えられるとのことである。

1階の常設展示室の利用者に対して、ボランティアスタッフ等がレファレンスルームの宣伝をして利用を促進したこと、レファレンスルームではいくつかの生物を飼育して

いるため、その生物を見るために何度も訪れる人がいること、ボランティアの方の解説などを目的として訪れる人がいることなどである。

レファレンスルームは、決して広い部屋ではなく、大掛かりな設備があるわけでもないが、工夫次第で利用者が増加することを示している。

ハ. 職員自ら作成した展示等

前述したが、旭川市科学館では、展示物の修繕が必要な場合でも、全ての修繕に予算がつくわけではないため、展示物をいったん撤去することもある。

その空いたスペースに、職員自らがテック・ラボや木工模型工作室の設備を使用して作成した作品を展示している。

また、下の写真は旭川市科学館内のコインロッカーであるが、恐竜に関する特別展に合わせて職員自らが作成したものを扉に張り付けたもので、恐竜の名前を当てるクイズになっている。



この展示は2階の木工模型工作室で作成したものであり、特にそのことについて触れられてはいなかったが、職員自らが自館の設備で作成したことを積極的にPRしても良かったのではないだろうか。

限られた予算の中で、このような取組が行われていることは評価される点である。

6. 図書館

(1) 施設の概要

① 施設所在地

旭川市には、中央図書館、地区図書館4館、中央図書館分室10室、地域図書コーナー2か所、自動車文庫がある。

分室は、公民館や学校内にある小規模な図書館で、AV資料は予約での取扱いとなっている。

地域図書コーナーは、週に1回、数時間だけ開室されるものである。

それぞれの所在地は下図のとおりである。

なお、自動車文庫は、市内の図書館及び分室から遠い地域に設けた巡回場所を、2台の移動図書館車が月1回巡回するものである。直近（令和4年）での巡回場所は58か所である。



1. 中央図書館	2. 末広図書館	3. 永山図書館	4. 東光図書館
5. 神楽図書館	6. 東旭川分室	7. 東鷹栖分室	8. 新旭川分室
9. 春光台分室	10. 愛宕分室	11. 江丹別分室	12. 神居分室
13. 北星分室	14. 西神楽分室	15. 北光分室	16. 末広図書コーナー
17. 緑が丘図書コーナー			

② 施設の設置目的

イ. 公立図書館に係る法律

図書館に係る法律としては、図書館法がある。図書館法は、社会教育法の問題に基づいて、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定めたものであり、「総則」「公立図書館」「私立図書館」の3つの章によって構成されている。

図書館法第7条の2では、文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとしている。

これに基づいて、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下、「望ましい基準」という。）が定められている。

望ましい基準においては、公立図書館の社会的意義が明らかにされており、公立図書館のあるべき姿が示されている。なお、望ましい基準に示されている内容に関して、公立図書館には、それを履行努力する義務はあるものの、実施義務はない。

また、図書館法第10条においては、公立図書館の設置に関する事項は当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないとされており、旭川市でも「旭川市図書館条例」及び「旭川市図書館条例施行規則」が設けられている。

ロ. 旭川市における条例等

旭川市では、旭川市図書館条例及び旭川市図書館条例施行規則が設けられており、その中で、図書館に係る基本的事項（開館時間、利用できる者、利用手続等）が定められている。

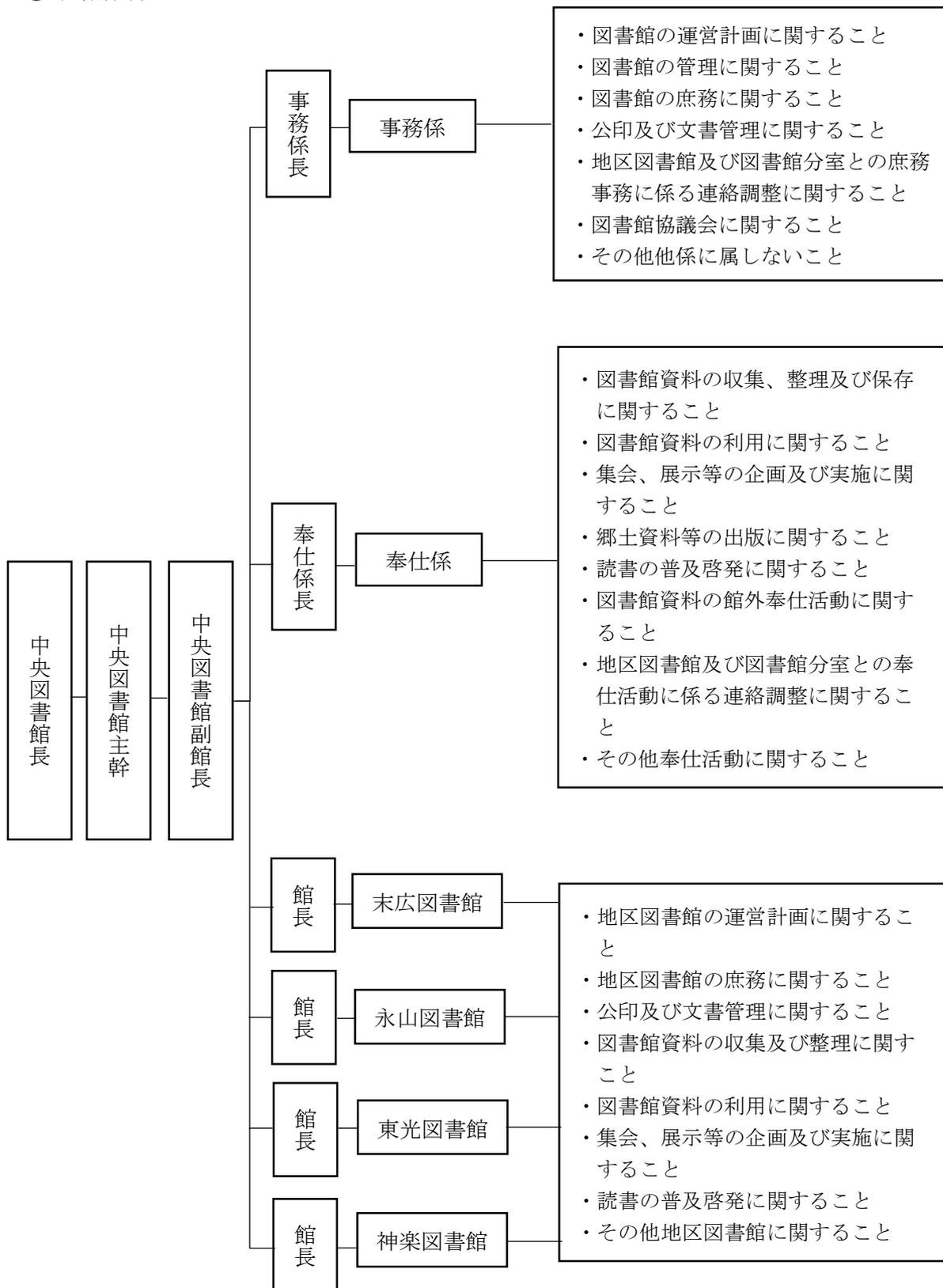
また、平成24年10月に施行された図書館運営基本方針において、「旭川市図書館は、生涯のあらゆる段階や局面において、図書館資料等と利用者を結びつけ、人が自ら心豊かな暮らしを営む社会を創り、生きる力を育むことを支援し続けるため、次のように運営基本方針を定めます。」として以下のように定められている。

1. 市民が多様な文化に触れる環境を整えることにより、文化的活動を支援します。
2. 実生活に役立つ情報を提供し、市民の生活が向上するように支援します。
3. 市民の生涯にわたる自主的な学習活動を支援します。
4. 次代を担う子どもが生きていくために必要な力をつけることを支援します。
5. 地域特有の資料群を構築することにより、地域文化の継承と発展に寄与します。

③ 沿革

昭和21年10月	5 条通 11 丁目に旭川市立図書館開館。
昭和33年10月	常磐公園に移転。
昭和39年 6月	移動児童文庫開始。
昭和44年 6月	移動図書館巡回開始。
昭和50年 4月	神楽こども図書コーナー開設。
昭和51年 7月～9月	永山・末広・東光こども図書コーナー開設。
昭和57年10月	移動図書館車増車（2 台体制）。
平成 5年 5月	末広図書館開館。
平成 6年 3月	旭川市立図書館条例制定。
平成 6年 8月	旭川市立図書館解体。
平成 6年10月	中央図書館移転新築（名称変更）、永山図書館開館。
平成 7年 4月	永山こども図書コーナー廃止。
平成 7年11月	中央図書館分室（東旭川・東鷹栖・新旭川・春光台・愛宕）開室。
平成 8年10月	中央図書館分室（江丹別・神居・北星・西神楽）開室。
平成10年10月	東光図書館開館。
平成10年10月	東光図書コーナー廃止。
平成13年 2月	中央図書館江丹別分室リニューアルオープン。
平成14年 8月	北光分室開室。
平成19年 8月	神楽図書コーナー廃止。
平成19年10月	神楽図書館開館。
平成24年10月	旭川市図書館運営基本方針制定。
平成24年12月	常磐館キッズルームリニューアルオープン。
平成25年 2月	中央図書館東鷹栖分室リニューアルオープン。
令和元年11月	緑が丘図書コーナー開設。
令和 3年 3月	西神楽分室リニューアルオープン。

④ 組織体制



⑤ 休館日と開館時間

イ. 休館日

中央図書館	毎週月曜日、月末整理休館、特別整理期間、年末年始
地区図書館	毎週月曜日、月末整理休館、特別整理期間、祝日（5/5、11/3を除く）、年末年始
分室	毎週日曜日・月曜日、月末整理休館、特別整理期間、祝日、年末年始

注) 中央図書館では夏休み期間、冬休み期間の月曜日開館を実施している。

ロ. 開館時間

中央図書館	午前9時30分～午後7時（火～金） 午前9時30分～午後6時（土・日・祝）
地区図書館	午前10時～午後6時（火～金） 午前10時～午後5時（土・日、5/5、11/3）
分室	正午～午後5時（火～土） ただし、北光分室は午前10時（土は正午から）から午後5時まで

⑥ 所蔵資料数及び貸出資料数

令和3年度末の所蔵資料数、利用者人数及び貸出資料数は以下のとおりである。

施設名	区分	所蔵資料数			利用者人数 (人)	貸出資料数 (点)	
		図書 蔵書数 (冊)	雑誌 蔵書数 (冊)	視聴覚 資料数 (点)			
中央図書館	館内	702,839	67,684	13,152	92,700	446,861	
	団体貸出				972	21,844	
	地域文庫	27,171			43	4,391	
	宅配サービス				506	2,720	
	未広図書コーナー	3,743			605	3,517	
	緑が丘図書コーナー				713	3,585	
	自動車文庫	35,529			4,848	37,145	
	分室	東旭川	15,379	395	0	2,683	11,620
		東鷹栖	18,556	456	0	2,530	12,130
		新旭川	9,622	138	0	2,553	10,808
		春光台	12,156	117	0	3,270	13,267
		愛宕	15,298	354	0	7,006	30,530
		江丹別	16,982	293	11	2,511	13,302
		神居	12,672	243	0	5,210	22,775
北星		11,364	373	0	4,874	17,811	
西神楽	9,148	245	0	2,958	14,773		

施設名	区分	所蔵資料数			利用者 人数 (人)	貸出 資料数 (点)
		図書 蔵書数 (冊)	雑誌 蔵書数 (冊)	視聴覚 資料数 (点)		
	北光	21,692	251	0	4,191	17,132
	分室計	142,869	2,865	11	37,786	164,148
	中央図書館計	912,151	70,549	13,163	138,173	684,211
末広図書館		73,479	1,884	2,606	39,852	184,471
永山図書館		72,656	1,664	3,798	35,695	183,956
東光図書館		77,470	1,989	3,914	59,514	285,214
神楽図書館		129,180	2,786	2,952	45,982	220,207
旭川市図書館総計		1,264,936	78,872	26,433	319,216	1,558,059

注) 貸出資料数は図書、雑誌、視聴覚資料の合計数である。

団体貸出は、団体登録している団体に対して、中央図書館内の図書等を貸し出すものであり、例えば、放課後児童クラブやグループホームなどが貸出の対象である。団体から個人への貸出は行っておらず、設置場所での閲覧のみとなっている。

地域文庫貸出は、地域文庫登録している団体に対して、中央図書館内の地域文庫貸出室にある図書（児童図書のみ）を貸し出すものである。地域文庫から個人への貸出・返却については地域文庫が責任をもって行うこととなっている。

宅配サービスは、身体障害4級以上、あるいは65歳以上の市民で、一人では図書館に来られない利用者に、図書を宅配するサービスである。

(2) 旭川市図書館の状況推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
図書館（室）数（館）	15	15	15	15
職員数（人）	86	84	85	83
（うち会計年度任用職員）（人）	(56)	(56)	(58)	(58)
登録者数（団体登録者数を除く）（人）	268,254	272,145	275,527	278,890
貸出数（図書のみ）（冊）	1,897,588	1,747,209	1,604,874	1,449,584
貸出（AV・雑誌）（点）	155,354	141,016	127,476	108,475
蔵書冊数（図書のみ）（冊）	1,265,533	1,264,123	1,258,255	1,264,936
蔵書（AV・雑誌）（点）	107,255	108,249	107,257	105,332
受入冊数（図書）（冊）	35,637	32,708	27,615	31,596
除籍冊数（図書）（冊）	▲33,826	▲34,118	▲33,483	▲24,915
図書・資料購入費（千円）	47,221	45,724	45,724	45,267

① 図書館数と職員数

図書館数は増減していない。

職員総数は緩やかな減少傾向にある。一方、会計年度任用職員の職員数に占める割合は増加傾向にある。

② 登録者数

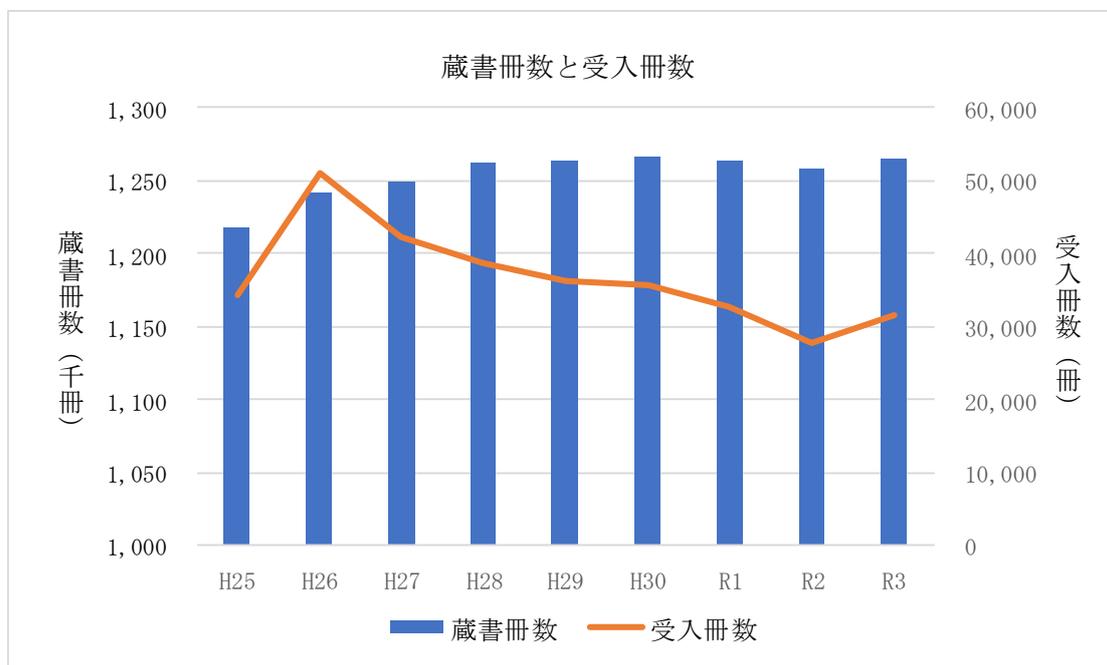
登録者数については、後の「6. (4) 個人利用カード削除手続」でも触れるが、一旦利用者登録が行われると、利用者からの削除申請がない限り登録の削除は行われなため、登録者数は増え続けている。

このため、登録者数をそのまま用いても実態を反映したデータにはならないと考えられる。ちなみに令和3年度末時点の登録者数278,890人のうち、10年間一度も貸出実績のない登録者は158,330人であり、登録者数の半数以上となっている。

③ 蔵書数、受入冊数及び除籍冊数

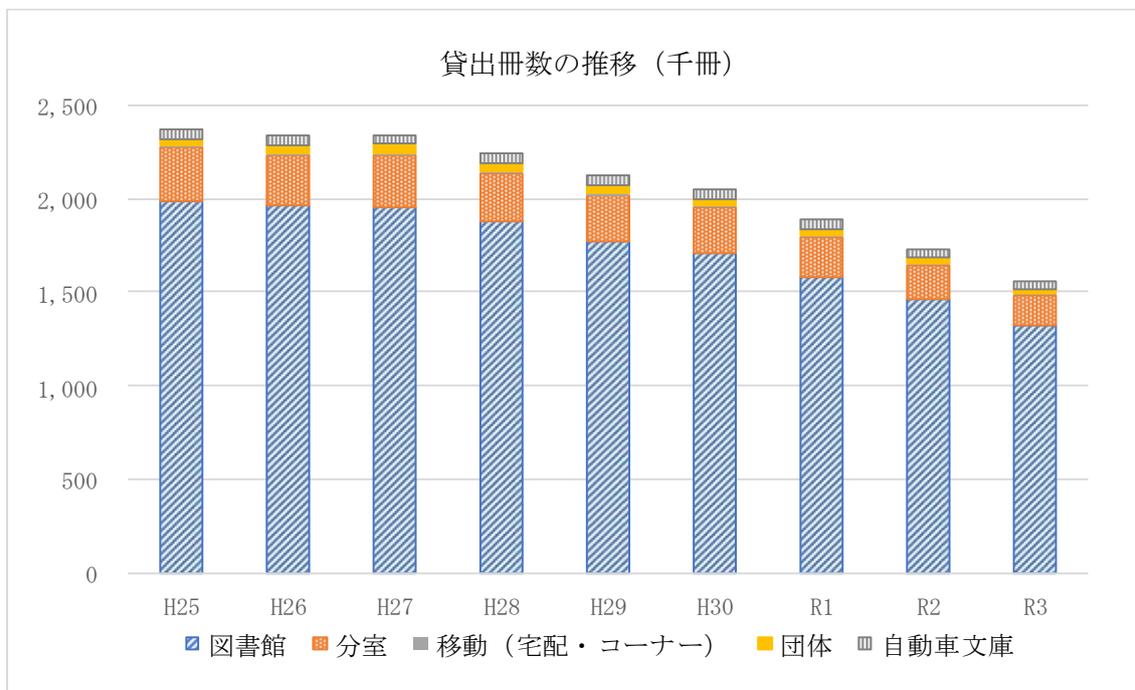
蔵書数については、平成28年度以降ほぼ横ばいで推移している。

受入冊数は平成26年度以降減少傾向にあるが、令和3年度は若干増加している。ただし、図書・資料購入費は平成26年度以降減少が続いており、一度も増加に転じたことはない。



④ 図書館別及び分室別の貸出件数推移

貸出件数は減少傾向にある。令和2年度及び令和3年度はコロナによる休館があったため、貸出件数にも影響を及ぼしていると考えられるが、それ以前も平成27年度以降、急速に減少している。



※ 令和2年度のコロナによる休館は、4/21～5/31。

※ 令和3年度のコロナによる休館は、5/17～6/20 と 8/20～9/30。

(3) 中核市及び道内他市との指標比較

下表は、旭川市と旭川市と同程度の人口を有する中核市の図書館及び北海道内の他の図書館をいくつかの指標について比較したものである。

項目	旭川市	郡山市	前橋市	函館市	苫小牧市	帯広市	釧路市
① 登録率 (%)	82	26	46	60	79	19	65
② 市民1人当たり貸出数(冊)	5.1	2.8	5.0	3.9	3.8	3.8	3.0
③ 登録者1人当たり貸出数(冊)	6.2	11.1	10.9	6.5	4.9	19.8	4.7
④ 蔵書回転率	1.4	1.1	1.7	1.4	1.2	1.1	0.9
⑤ 市民1人当たり蔵書冊数(冊)	3.8	2.7	3.0	2.8	3.2	3.4	3.3
⑥ 市民1人当たりの資料購入費(円)	136.9	176.7	230.0	140.3	179.9	188.9	172.9
⑦ 蔵書新鮮度	0.022	0.030	0.036	0.028	0.024	0.026	0.032
⑧ 貸出コスト(千円)	147.2	165.3	216.2	343.4	136.8	311.6	341.1

(公益社団法人日本図書館協会刊行『日本の図書館 統計と名簿 2021』に基づいて作成)

① 登録率

「登録率」は、令和3年3月31日現在の登録者数を令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口（以下、「人口」という。）で除して計算している。

人口のうちどの程度の割合の人が図書館を利用しているかを示している。ただし、旭川市もそうであるが、近隣市町村の利用者登録も認めているため、厳密に該当市のみの数値を基準にはできていない。また、旭川市では登録者のうち10年以上全く利用のない登録者が半数以上を占めているため、最近の利用実績に基づいた数値とはなっていない。また、自治体によっては最後の利用から一定期間が経過したら登録を抹消する手続きがとられたり、数年ごとの利用者登録の更新が必要であったりするため、登録者数が同じ基準で算出されていない。

旭川市の登録率は82%と高くなっているが、実質的に利用しなくなった利用者が含まれているため他市の数値と単純比較はできない。

② 市民1人当たり貸出冊数

「市民1人当たり貸出冊数」は、令和2年度の雑誌、視聴覚資料も含む貸出資料数を人口で除して計算している。旭川市の市民1人当たり貸出冊数は5.1冊と他市と比較して高くなっており、市民が図書館を利用する機会が多いと思われる。しかし、平成30年度の外部監査の際の同数値は旭川市で6.4冊となっており、他市に比べると高いものの、減少傾向にあることが分かる。

③ 登録者1人当たり貸出冊数

「登録者1人当たり貸出冊数」は、雑誌、視聴覚資料も含む貸出資料数を登録者数で除して計算している。この数値も登録者の基準が各市により異なるため単純に比較できない。また、平成30年度の外部監査の際の同数値は、旭川市で8.5冊となっており、減少傾向にある。

④ 蔵書回転率

「蔵書回転率」とは、図書館全体の年間貸出資料数を蔵書数で除した数値である。

この指標は、1冊の蔵書が平均して、年間何回貸し出されたかを示すものである。

一般的には、新しい本は頻繁に貸し出され、古い本ほど貸出件数が減る傾向にある。旭川市の「蔵書回転率」は1.4回と他市と比較しても数値が高く、比較的借りたいと思う本の割合が高いといえる。

⑤ 市民1人当たりの蔵書冊数

「市民1人当たりの蔵書冊数」とは、図書館全体の蔵書数を人口で除した数値である。

一般的に、蔵書数が多いほど図書館サービスの充実度が高いと考えられるが、単純な冊数の比較では政令指定都市など規模の大きい自治体の図書館の数値が高くなる。そこで、自治体規模の大小に影響を受けない指標として利用されるのが「市民1人当たりの蔵書冊数」である。旭川市の「市民1人当たりの蔵書冊数」は3.8冊と他の近隣中核市と比較しても数値が高く、図書館の蔵書は比較的充実しているといえる。

⑥ 市民1人当たりの資料購入費

「市民1人当たりの資料購入費」とは、資料購入費を人口で除した数値である。

一般的には、新刊本など新しい資料の受入れが多いほど図書館サービスの充実度は高いと考えられているが、市町村の大小に影響を受けない指標が「市民1人当たりの資料購入費」である。

旭川市の「市民1人当たりの資料購入費（視聴覚資料も含む）」は136.9円である。

今回、比較対象とした自治体の中で最も少額となっている。

平成30年度の包括外部監査における同数値は153円であるから、当時と比較しても減少している。

⑦ 蔵書新鮮度

「蔵書新鮮度」とは、受入冊数を蔵書数で除した数値である。蔵書がどれだけ新しくなっているかを示している。

旭川市の「蔵書新鮮度」は、0.022である。

今回、比較対象とした自治体の中で最も低い数値となっている。蔵書に占める新しい図書の割合が低いことを示している。

⑧ 貸出コスト

「貸出コスト」とは、図書購入を含めた図書館の予算を貸出冊数で除した数値である。

貸出サービスの効率を測定する指標であり、1冊の資料を貸し出すのに必要な経費が安いほど、この数値が低くなる。旭川市の「貸出コスト」は147.2千円で、他の近隣中核市と比較すると比較的数値が低いといえる。

ただし、特定の年次の予算を使用しているため特殊要因の影響がある可能性があり、また市町村ごとに図書館予算とされる範囲が異なることもあるため、実態と異なっている可能性もある点に留意が必要である。

(4) 図書貸出以外の業務

① 児童向け

おたのしみ会、絵本の読み聞かせ、人形劇、工作会、子ども映画会等

② 成人向け

絵本講座、読み聞かせ講座等

映画会（アフタヌーンシネマ）

リサイクル市（図書館の不要図書や寄贈資料の無償提供）

図書館講座、読書講演会

企画展示、ミニギャラリー、図書館まつり（11月3日）

③ 小・中・高校向け

総合学習等の受入

(5) 中央図書館支出の推移

(千円)

費用項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常費	図書館管理費	205,126	237,581	240,118
	図書資料整備費	45,724	45,724	45,267
	経常費計	250,850	283,305	285,385
臨時費	図書館事業活動費	87	590	916
	読書環境整備促進費	1,019	—	—
	中央図書館開館時間等拡充費	1,368	—	—
	緑が丘図書コーナー開設費	292	—	—
	図書館補修費	5,236	21,060	25,025
	臨時費計	8,002	21,650	25,941
合計		258,852	304,955	311,326

① 経常費

イ. 図書館管理費

図書館管理費は、中央図書館、地区図書館及び分室等の施設の維持管理に係る費用である。会計年度任用職員に係る給与、業務委託料、水道光熱費、消耗品費、賃借料等がある。

② 臨時費

臨時的に発生する経費である。令和2年度及び令和3年度は、図書館補修費として中央図書館の屋根防水工事が発生した。

(6) 監査結果と意見

旭川市図書館については、過去に平成 30 年度の包括外部監査においてテーマとして選定されている。

平成 30 年度の包括外部監査報告書に記載されている事務の概要等で、特に変更のないものについては記載を省略しており、平成 30 年度の包括外部監査で記載のない項目や変更のあった点については新たに記載している。

また、平成 30 年度の包括外部監査において【指摘】又は【意見】とされたものについて、その後の措置状況についてもフォローした。平成 30 年度における【指摘】又は【意見】については、【平 30 指摘】及び【平成 30 意見】として記載している。措置状況を確認後、措置済みであると確認したものについては【措置状況 ○】、措置済みであると確認したが十分ではないと考えるものについては【措置状況 △】、未措置であるものは【措置状況 ×】、平成 30 年度の包括外部監査での意見を再考するものについては【措置状況 再考】として記載している。

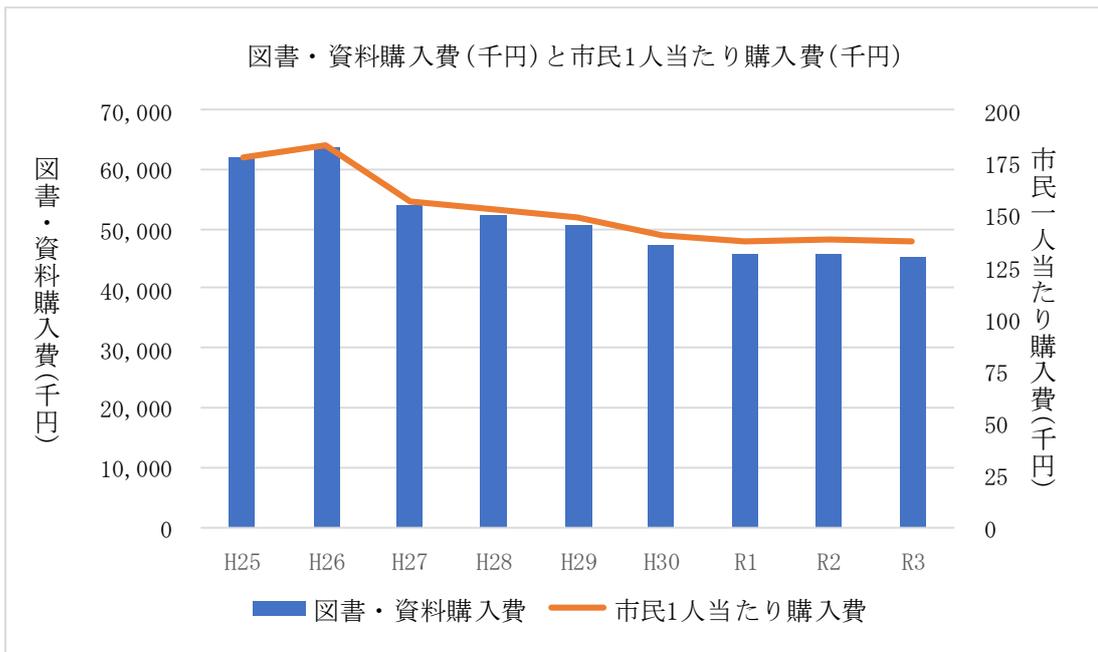
今回の監査における新たな【指摘】又は【意見】については、【指摘】又は【意見】として記載している。

① 図書等の購入

イ. 購入の概要

下表は過去 6 年間の資料購入費と住民 1 人当たりの資料購入費の推移である。

資料購入費は減少傾向にあるが、最近 4 年程度はほぼ横ばいとなっており、住民 1 人あたりの資料購入費も同じような傾向にある。



旭川市の市民1人当たりの図書購入費は近隣市と比較すると低い。

市民1人当たりの蔵書数は多いものの、近年の図書購入費が減少しているため、蔵書新鮮度も低く、この傾向が続けば古い図書や貸出頻度の少ない図書の割合が増えていくことになる。

図書館の使命は新しい図書を提供する事だけではないため、単純に蔵書新鮮度が高ければ良いというわけではないが、新しい図書を求めて図書館を利用する人は多いであろう。

図書購入費が減少しているのは全国的な傾向（※）であり、旭川市だけの問題ではないが、限られた予算の中でいかに公立図書館として充実度、満足度を高めていけるような蔵書とするか、選書はもちろんのこと、電子図書の採用なども含め、今後も議論を継続すべきである。

※ 2002年前年度決算値 353 億円から 2021 年前年度決算値 279 億円まで減少している。（日本図書館協会刊行『日本の図書館 統計と名簿』より）

ロ. 「選択会議」について

図書等の購入は、図書館による選定によるものと、利用者からの未所蔵図書等の予約に基づくものがある。

図書館による選定は、基本的に毎週実施されており、選書については各図書館に任されている。

【平成 30 指摘】

現状では、実際に行われている購入手続は、「旭川市図書館資料収集方針」で定めた手続に合致していない。

「旭川市図書館資料収集方針」は平成9年5月に施行されてから見直しは行われていない。この際、選書の在り方をもう一度点検すべきであろう。現状の選書方法のままとするのであれば、「旭川市図書館資料収集方針」を改訂すべきである。

【措置状況 ○】

令和2年4月に「旭川市図書館資料収集方針」は改定されている。現状の選書方法と「旭川市図書館資料収集方針」にそごのないことを確認した。

ハ. 予約について

旭川市図書館では、図書等を予約することができる。予約手段は、来館、電話、インターネットとなっている。

予約は所蔵図書か未所蔵図書かを問わずに行うことができるが、未所蔵図書については来館か電話でのみ受け付けており、インターネットからは所蔵図書の予約のみ行うことができる。

予約された図書等が未所蔵の場合は、新たに購入するか、近隣市町村の図書館や北海道立図書館からの借り受けを行うかを検討することになる。

図書の貸出冊数は年々減少傾向にあるが、予約による貸出冊数は減少しておらず、貸出冊数に占める予約による貸出冊数の割合は年々大きくなっている。

【平 30 意見】

今後は、未所蔵図書の予約件数に上限を設けることが考えられる。例えば、東京都の区立図書館等の中には、予約冊数の上限を 20 冊とし、そのうち未所蔵図書の予約は一定冊数までとしているところが多い。

【措置状況 再考】

予約は、来館、電話及びインターネットで受け付けている。予約は 1 人 1 回につき 3 点までで上限 30 冊と設定されている。また未所蔵図書の予約については、来館か電話でのみの対応としており、インターネットからはできない。そのため、未所蔵図書については、予約時に、予約されたものの全てが入手できるわけではないことを説明することができることや上限 30 冊が過度に多いとは言えないことから、現状の手続きで問題ないものとする。

【平 30 意見】

事務負担を軽減するためには、未所蔵図書の予約には、未所蔵図書予約専用の予約用書式を設けて、それによる申込みを受理することが考えられる。

【措置状況 再考】

実務的に、予約を受け付ける際に、所蔵図書か未所蔵図書かを確認して、別の様式に記入してもらう方が時間を要し効率的ではないとの判断であり、現行の実務で特に問題はないものとする。

・ 一定の者や家族による予約の偏重について【意見】

平成 30 年度の包括外部監査で記述があるが、過去において、ある一定の個人や家族による予約が全体の 25% 程度を占めていた事実がある。

購入される図書は、「旭川市図書館は、市民各層の広範な要求、地域の実情及び社会的動向を十分配慮し、広く市民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に、資する資料を収集する」（旭川市図書館資料収集方針より）とされている。

そのため、ある一定の個人や家族の要求に偏重することは認められない。

この点につき、その後の予約の状況（ある一定の者からの予約がどの程度を占めるか等）を確認しようとしたが、現在の図書館システムは、予約図書が貸し出された時点で、予約の履歴等は全て削除されるため、システムのデータから確認することは不可能であった。

図書館システムについては、借りた図書等は利用者の思想や信条等のセンシティブな情報につながる可能性が高いことから、貸出図書が返却された時点で貸出履歴は削除されるような設計になっている。これは旭川市だけでなく多くの図書館システムで同じような設計となっている。

そのため、利用者側からも図書側からも過去の履歴は一切追跡できない。

しかし、一定の者からの予約に偏重しないような手続きを検討する余地はあると思われる。旭川市図書館としても、予約の偏重等に関しては対応の必要性を認識しており、今後ワーキンググループにおいて検討を行う予定とのことである。

② 寄贈図書の受入れ

旭川市図書館では、図書等の寄贈を受入れている。寄贈は「旭川市図書館寄贈図書資料受入基準」に則って行われている。

寄贈を受けた図書等は、状態や所蔵の有無等を確認後、図書館に配架されるものと配架しないものに分けられ、図書館で配架しないものについては、リサイクル市で活用し、それでも活用できなかったものについては最終的に廃棄処分される。

【平 30 意見（要約）】

寄贈図書は、基本的には不要になったことから持ち込まれるものである。このため、配架できない図書が多い。

図書館では、寄贈された図書を一冊ずつチェックして、蔵書としてふさわしいかどうかを判断している。蔵書とすることになった場合は、バーコードやラベル貼りをすることになる。

蔵書としないと判断したものについては、リサイクル市に使うことにするか、廃棄するかを決定することになる。

こうした事務負担をできる限り減らすためには、寄贈図書の内容を限定することが考えられる。

【措置状況 再考】

現在、寄贈図書等は、寄贈者が図書館へ持参してもらって受入れている。一度に多くの図書等を持ち込まれた際に、その場で要・不要を判断し、不要な図書等は持ち帰ってもらう事務手続きの方が実務的な負担が大きいとのことである。

寄贈図書等の中には、状態が良くない、既に十分な配架がある等の理由で配架できないものもあるが、それらはリサイクル市で活用し、それでも残るものについては廃棄処分とする。廃棄処分に関しては、古紙として回収してもらえるため、直接的な費用負担はほとんど生じない。

そのため、現状で特に問題はないものとする。

③ 除籍について

イ. 除籍の概要

除籍とは、蔵書を図書館システムの登録から除外することである。

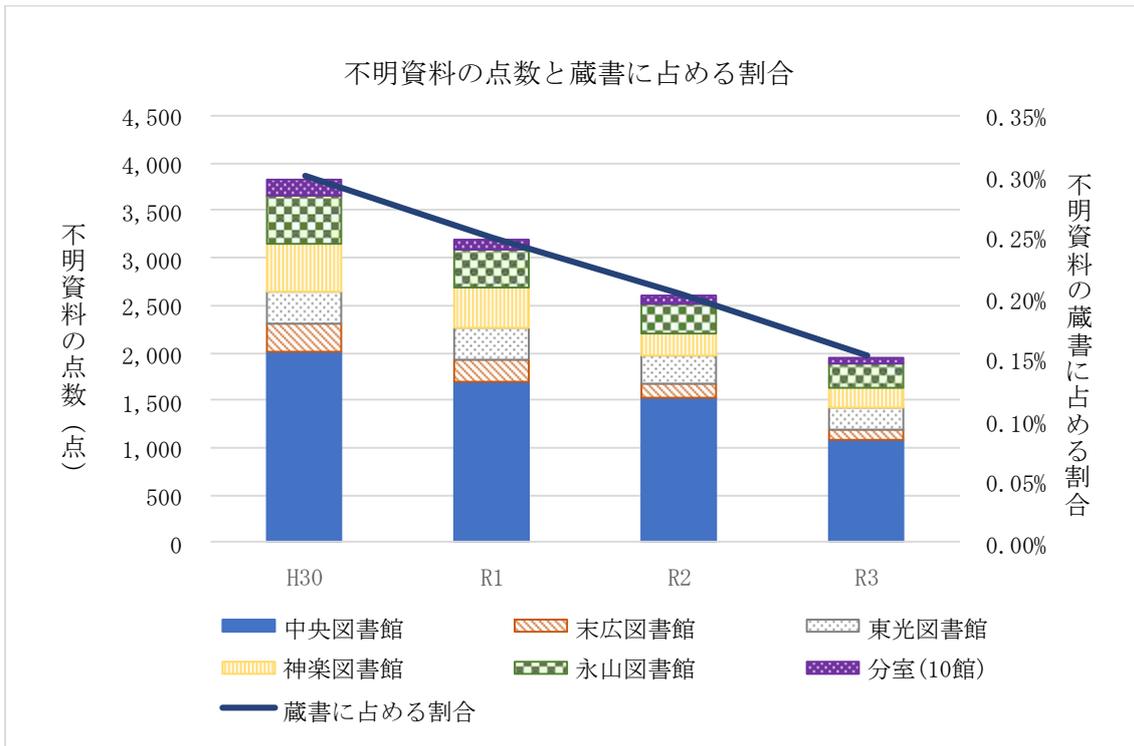
除籍対象となる主な要因は、利用頻度・価値低下、汚・破損、長期未返却、蔵書不明、紛失である。

利用頻度・価値低下については、時の経過により避けられないものであるが、汚・破損、長期未返却、蔵書不明、紛失に関しては、人的要因によるものである。これについては、利用者に責任のある場合が多いと思われるが、図書館側の手続きによる場合もある。

旭川市図書館では、年に1回、特別整理期間を設けて蔵書点検を実施しており、その際に不明図書が判明する。

ロ. 蔵書点検の結果

下のグラフは、蔵書点検を実施した結果、不明とされた冊数とそれが蔵書点検対象資料総数に占める割合である。



平成 30 年度の包括外部監査の報告書では、平成 29 年度の不明点数は 7,339 冊、割合は 0.58%であることから、不明点数も割合も大きく減少しており、非常に好ましい傾向である。

ハ. 人的要因による除籍を減らすための方策

i. 汚・破損及び紛失に関して

汚・破損及び紛失のうち、利用者の故意又は過失による場合には、利用者に弁償を求めるとしている。

弁償については、「旭川市図書館資料弁償要綱」で弁償の対象となる基準や弁償の方法について規定されている。

【平 30 意見 (要約)】

弁償に係る具体的な内容や手続等が明文化されていない。また、弁償事案を管理する事務手続を全館統一して設けるべきである。

【措置状況 ○】

令和 4 年 10 月に「旭川市図書館資料弁償要綱」が施行された。弁償届や図書館での記載を要する箇所の書式も定められており特に問題はなかった。今後は要綱に従って事務手続が行われる必要がある。

ii. 長期未返却に関して

旭川市図書館の個人利用者に対する図書資料等の貸出期間は原則として2週間となっている。返却期間を経過しても図書の返却がない場合には督促を行うことになる。

督促に関しては、令和4年4月に「督促・催告・貸出停止等業務マニュアル」(以下、「マニュアル」という。)が施行されている。

マニュアルによると督促等の実施時期及び方法は以下のようになっている。

(1) 貸出期限から1週間経過し、かつ次に予約者がある資料の未返却者 貸出館から原則電話(口頭)で督促 ただし、この期間内であっても当該未返却者の来館時又は他館等から督促の要請があった場合は速やかに対応する
(2) 予約の有無にかかわらず貸出期限から1か月经過した資料の未返却者 貸出館から原則郵送(ハガキ)で督促
(3) 予約の有無にかかわらず貸出期限から2か月经過した資料の未返却者 貸出館から原則郵送(ハガキ)で催告
(4) 督促及び催告のスケジュールは別表のとおり
(5) 督促等を行った場合は必ずシステムに記録する

〈別表〉(一部抜粋)

内容等 返却期限	督促		催告		貸出停止		再催告	
	実施	貸出館	起案等 実施	中央館 貸出館	処理 WEBシステム	貸出館 中央館	実施	貸出館
1/5~1/31	2月末		3月末		4月定例休館日迄		7月	
2/1~2/28	3月末		4月末		5月定例休館日迄		8月	
			⋮					

【平30 指摘】

東光図書館では督促はがきを送付する手順が順守されていなかった。

督促手続は明文化されているが、要綱や事務取扱要領等として定められているものではない。今後、全館共通のルールであることを明確にすべきである。

【措置状況 ○】

令和4年4月に「督促・催告・貸出停止等業務マニュアル」が施行され、全館にマニュアルの遵守が求められている。

【平 30 指摘】

旭川市図書館条例施行規則において、期限内に返却しなかった利用者に対して、図書館資料の貸出しを停止することができる旨が定められている。これに基づき、旭川市図書館個人貸出停止実施基準において、図書館資料の返却を期限の日から2か月以上怠った個人は、貸出停止とする旨が定められている。

前述したように、実際の貸出停止は返却期限から最低9か月、長い場合は15か月を経過してから実施されている。貸出停止実施基準と実務が整合していないといえる。

【措置状況 ○】

令和4年4月に「マニュアル」を作成し、その後はマニュアルにそって督促及び貸出停止処分が行われている。

ただし、「マニュアル」自体に再検討の余地があると思われる。この点については、

【意見】として後述する。

【平 30 意見（要約）】

延滞を防ぐには、できる限り速やかに督促を行うことが必要である。

現在の貸出停止実施基準に従うならば、延滞期間が2か月以上となった段階で貸出停止処分を行うことになる。それを前提とするならば、延滞から1か月程度を経過した段階で、利用者に督促はがきを発送することを検討すべきであろう。

2回程程度の督促を経ても返却がなく、延滞期間が2か月を越えた場合には貸出停止処分とすることが考えられる。

【措置状況 ○】

令和4年4月に施行された「マニュアル」では、返却期限から1か月を経過した場合に督促することとなっており、それでも返却されない場合には1か月後に催告となる。その後、催告日の翌日より2週間経過しても返却されない場合には、貸出停止となる。

・ 延滞利用者への新たな貸出について【意見】

予約の入っていない資料については、貸出期限から1か月経過した未返却者へ督促を行うこととなっている。督促の手続きは1か月に一度行われるため、月初が返却期限だった場合には、翌月末の督促手続きとなり、ほぼ2か月経過してからの督促となる。

また、貸出停止については、督促、催告を行ったのちに行われるため、例えば1月に貸出された場合には、4月の定例休館日の翌日から貸出停止となる。

現状では、督促は原則ハガキの郵送となっており、督促手続きを頻繁に行うことは実務的にも費用的な面からも負担が大きくなることは理解できる。

そうであるならば、既に延滞している資料の督促は「マニュアル」に従って行うとして、それとは別に、延滞している利用者については、延滞資料がある限りは新規の貸出は受け付けないとすることは可能ではないか。

延滞資料の返却を求める手続きと、新規の貸出については考え方を別に整理してもいいのではないだろうか。延滞している利用者により更に新規の貸出を行う必要性があるとは思えない。

同じ北海道内の函館市図書館では、返却日を1日でも過ぎると、新規の貸出しが禁止となり、新規の予約・リクエストもできなくなり、借りている図書の延長もできなくなる。また返却日を4週経過すると予約・リクエストが取消しとなる。

様々な事情により返却が遅延してしまうケースがあることは理解できるが、新規の貸出を求めるということは来館しているということであり、来館できるのであれば、まずは延滞している資料の返却が最優先されるべきで、その上で新規の貸出を行うべきと考える。

・ 延滞利用者への督促の連絡方法について【意見】

現在の「マニュアル」では、督促の手続きは原則としてハガキで行うこととなっているが、今後はEメールの登録者が増えると想定されるため、Eメールの登録者には延滞後速やかにメールで返却を促す手続きも必要ではないかと考える。

延滞に関しては、できるだけ早く対応することが最も肝要であり、Eメールの送信であればハガキの郵送に比して、事務負担も費用負担も格段に少なく、更に迅速な対応が可能である。

iii. 蔵書不明に関して

蔵書が不明になるのは、図書館側の事務手続のミスによることもあり得るが、多くは、利用者が貸出手続きを行わずに館外へ持ち出すことが要因であると考えられる。

現在、図書館では盗難防止システムは導入しておらず、図書館として不正な館外持ち出しに対してどのような工夫を行ったとしても、職員数は限られており、利用者の不正な持ち出しをなくすことには限界がある。

【平 30 意見】

より効果的な対策は、盗難防止システムを導入することである。

ただし、盗難防止システムを導入したとしても、図書等の無断持出しがゼロになることはない。不正持出しが減少することは間違いないが、その減少額は当該システムの導入コストに見合うものにはならないであろう。

近年、こうしたシステムを導入する図書館は、盗難防止だけではなく、図書館職員の事務負担軽減を図ることも、その導入目的としている。

最新のRFID（radio frequency identifier）システムは、盗難防止用ゲート、自動貸出機がセットになっている。このシステムでは、ICタグを貼りつけた図書を自動貸出機のICタグリーダーに載せることで貸出しが可能となる。また、一冊ずつバーコードを読み取ることで行っている蔵書点検も、ICタグを図書に貼りつけると、図書を配架したままで行えるので、点検時間を短縮できる。

また、盗難防止ゲートを設置することで、図書館入館者数の把握もできるようになる。

旭川市図書館ではこれまでこうしたシステム導入の検討を行ったことはないが、事務作業の省力化が図れることも踏まえて、一度検討を行う余地はあることと思う。

【措置状況 再考】

平成30年度の包括外部監査後、図書館でも盗難防止システムについて調査を行っているところであり、盗難が減ることと、事務負担が削減されるメリットは承知されている。しかし、盗難防止システム自体がいまだ確立した規格となっておらず、いくつかの規格がある中でどの規格が望ましいかの判断が難しいこと、また年々予算が削減されていく中で、盗難防止システムの導入のための予算がつく見込みもないことから、現時点での導入は時期尚早と考える。

今後も盗難防止システムの導入の可能性については随時検討を行いつつ、盗難防止システムに依らない不明図書の削減に努めることとする。

④ 個人利用カード削除手続

イ. 手続の概要

「旭川市図書館利用カード交付要領」によると、個人利用カードは、死亡、転出等の事由による利用者からの届け出により削除できるほか、過去数年間にわたり利用実績がない場合に、旭川市中央図書館長の職権により削除することもできる。

実際には、利用者からの届け出による削除のみ行われており、職権による削除は実施されていない。

死亡や転出によって利用者がわざわざ届け出るケースは少ないと推測される。実際、旭川市統計書による令和3年度の死亡者4,736人と転出者10,581人（いずれも10/1を基準日とする）の合計15,317人に利用者カード登録率（登録者数278,890人／人口326,057人）を単純に乗じると1万人以上が削除の対象となるが、実際の削除数は年間100件程度である。

利用者側には削除せずとも特に不利益はないため、届け出る必要性は低い。

【平 30 意見】

登録者数の削除がなされないことによる実務上の弊害は、利用者側、旭川市図書館側のいずれにもないと思われる。ただし、図書館は登録者数に係る各種統計を作成している。

登録者数や登録者 1 人当たり貸出冊数といった数値は、図書館利用状況を評価する指標にもなるものである。そのため、利用する意思がない者や利用することが不可能な者は、できる限り削除しておくことが望ましいといえる。

現在、旭川市図書館利用カード交付要領では利用実績がない場合は、利用カードを削除することができるかとされているが、具体的な削除に係るルールは明示されていない。

他の図書館では、一定期間（3 年とか 5 年）利用がない利用カードは、削除するとしているところがある。

旭川市図書館においても、こうした具体的な削除ルールを設けることを検討する余地があると考ええる。

【措置状況 再考】

登録者の削除を行わないことのデメリットは、増加する一方の利用者のデータが膨らみすぎてシステムに負荷をかけることと、統計を作成する際に実態とかけ離れた結果が導き出されることにある。

システムの負荷については、現実的に考えられる程度の増加による登録者数ではシステムに過度の負荷がかかることはなく、また、統計に関しては、一定の利用がない登録者を抽出して登録者数の母数から除くことはできるため不都合はない。

現在は、統計等の数値を算出する際に利用する登録者は、システムの登録者全員分を使用しているが、今後は、一定年数を超えて一度も利用のない登録者は除外する等のルールを決めて運用すれば特に問題はなく、現状において特段の対応が必要とは考えない。

ただし、仮に登録者数がシステムに負荷をかけることとなる場合には、一定年数利用のない登録者を一斉に削除する等の措置は必要となるため、職権による削除の規定はそのままとする。

⑤ 貸出図書の弁償

イ. 弁償の概要

貸出図書等を利用者が紛失した場合、又は汚損・破損した場合の弁償に関する取扱いについては、旭川市図書館条例施行規則に以下の定めがある。

第 14 条 利用者は、故意又は過失により図書館資料及び設備、備品等を著しく汚損、破損又は紛失したときは、現品又は相当の代償をもって弁償しなければならない。

【平 30 意見】

旭川市図書館では、前述した旭川市図書館条例施行規則において、弁償に係る言及はあるが、弁償に係る具体的な内容や手続等は明文化されていない。

弁償の方法、弁償が免除される例外、弁償が完了しない期間の処分等について、事務要綱等において定めるべきであろう。

また、弁償事案を管理する事務手続を、全館統一して設けるべきである。弁償を求めべき事案の発生件数管理、合意に達した事案の弁償に至るまでの個別管理を各図書館で行うべきである。

【措置状況 ○】

弁償に係る要綱として「旭川市図書館資料弁償要綱」が作成されており、令和 4 年 10 月 1 日より施行されている。

平成 30 年度の包括外部監査で意見として指摘されている事項は網羅されており、特に問題ない。

⑥ 団体利用について

イ. 団体利用の概要

個人貸出とは別に、団体カード登録を行うと団体利用ができる。団体利用には、団体貸出と地域文庫貸出がある。その概要は以下のとおりである。

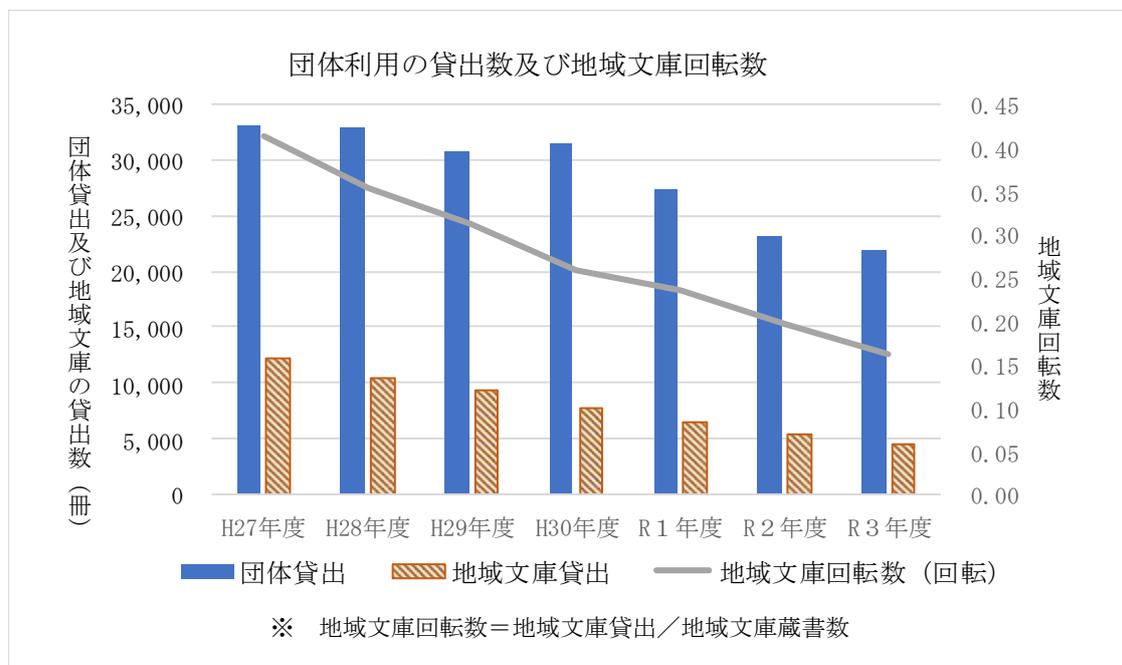
項目	団体貸出	地域文庫貸出
利用できる団体	旭川市内で活動するグループまたは職場等の団体に構成員が 5 人以上	旭川市内の家庭や施設等で、地域の子ども達に本の貸出をしているグループ
貸出冊数	150 冊以内	600 冊以内
貸出期間	2 か月	6 か月
制限事項	<ul style="list-style-type: none">・ビデオテープ・CD・カセットテープ等の視聴覚資料の貸出不可・発行から 4 か月以内の新刊図書の貸出不可・同一主題の大量貸出の不可・エプロンシアター・大型絵本・大型紙芝居の貸出不可	<ul style="list-style-type: none">・地域文庫貸出室にある児童書以外の貸出不可

団体貸出は、団体内での図書利用を行うもので、団体から図書等を持ち出すことはできない。団体の主な登録先として、グループホーム、病院、児童会等がある。

地域文庫貸出は、家庭や施設等が、地域の子供達に本の貸出しを行うものである。各地域文庫から利用者への貸出しのルールに関しては、各地域文庫に一任されている。

ロ. 団体利用の貸出状況

下グラフは団体利用の貸出数と地域文庫回転数のグラフである。



団体利用への貸出は、団体、地域文庫ともに減少傾向にある。

また、団体及び地域文庫での延滞資料数は以下のようにになっている。

	1年以内	1年超
団体	171点	3点
地域文庫	128点	274点

【平 30 意見】

団体と地域文庫の登録条件には異なる点があるが、登録団体の属性は概ね同様である。中には団体、地域文庫の両者に登録している団体もある。

地域文庫による貸出しを増やすために、地域文庫の利用条件等に見直すべき点がないかを検討する必要があることと思う。

【措置状況 ×】

現在、ワーキンググループにおいて検討中とのこと。団体貸出も地域文庫貸出も減少傾向にあるため、利用促進へ何らかの方策がとれないかを引き続き検討すべきである。

【平 30 意見】

団体貸出、地域文庫貸出のいずれにおいても、貸出図書は利用団体が図書館に出向いて受け取ることになっている。しかしながら、例外的に地域文庫貸出に登録している 10 団体に対しては中央図書館が配送を行っている。個別に事情を考慮して行っているということであるが、例外とするには少なくない団体数である。

図書館が配送を行う条件を明確にして、公表することが望ましいといえる。

【措置状況 ○】

個別に配送する取り扱いは廃止した。

【平 30 意見（要約）】

一定期間利用がないものの中には、既に存在なくなっている団体が多いことと思う。抹消しなくても実害はないといえるが、制度意義を検証する上では登録件数は重要な指標の一つといえる。そうしたことからして、登録件数は形式的な数字ではなく、実質的なものにしておくべきであろう。

長期間利用がない団体については、一定のルールを設けて抹消することが望ましいといえる。

【措置状況 ×】

団体利用に関する登録については、件数も多いわけではなく、既に存在しない団体などを把握することは可能であると思われるため、個人利用登録の削除と同一の取り扱いとする必要性はない。

延滞がある貸出先の中には、既に存在しない団体等も含まれるかもしれないので、新規の貸出が一定期間ない相手先には何らかの対応を行い、その結果を踏まえて登録削除も行うような手続を検討すべきである。

【平 30 意見】

図書館では、地域文庫における延滞図書発生は、地域文庫から図書を借りた利用者が貸出図書の返却を地域文庫に行っていないことによる可能性が高いとしている。

このため、督促を強く行っていないということであった。

そうした事情があるにせよ、地域文庫には図書館に図書を返却する責任はある。また、団体貸出は、団体が第三者に貸出しを行うものではない。

団体貸出、地域文庫のいずれについても、それぞれの督促手続を定めることが望ましいといえる。一定期間を経過しても返却がない場合には、貸出停止処分も必要であろう。

【措置状況 ×】

現在、ワーキンググループにおいて団体貸出及び地域文庫貸出への督促手続について検討中である。

団体及び地域文庫への貸出については、貸出冊数が非常に多くなるため、貸し出す際に貸し出した本の明細を渡している。そのため、以前に比べて延滞は減少しているとのことであった。

貸出中の本の明細を渡すことは延滞を減らすために大きな効果があるため、それを継続しつつ、督促手続について検討を続けて規定を設けるべきである。

⑦ レファレンスサービスについて

イ. レファレンスサービスの概要

レファレンスサービスとは、図書資料や情報を求める利用者を支援するサービスのことである。旭川市中央図書館資料調査室のホームページ上のサイトには、「お探しの本が見つからない時、どの本で調べればよいかわからない時などに、資料やデータベースを活用して調べもののお手伝いをします。」と記載されている。

ロ. レファレンスサービスの実施について

レファレンスサービスは、図書館における重要な業務の一つと考えられており、本の貸出業務と並ぶ重要なサービスとされている。

しかし、レファレンスサービスはその定義があいまいである。

旭川市図書館において、資料調査室での対応の一部はレファレンスサービスに該当すると思われるが、単純な図書の検索等の依頼はレファレンスサービスとは言えない。

現在は、高齢者でもスマホを駆使する人が増えており、さらに、コロナ以降、旭川市でも全小中学生にタブレットを配布しており、子どもでも自らインターネットを通じて様々なことを検索できるような状況にある。

このような変化に伴い、レファレンスサービスの位置付けも当然変化しているはずである。

【平 30 意見（要約）】

旭川市図書館では、どのような事案をレファレンスサービスとするのか、その対象範囲についての明確な定義を設けていない。今後は、レファレンスサービスの定義を明確にすることが必要であろう。

現状においては、各地区図書館によって、実施件数としてカウントする内容が異なっている可能性がある。

【措置状況 再考】

前述したようにレファレンスサービスについては、定義づけが困難であるとともに、コロナ以降の急速なICT化によりレファレンスサービスの位置付けも変化していくと思われる。そのため、現状でレファレンスサービスの定義づけ等を行うことは困難であり、その実施件数の集計にどれほどの価値があるかも不明である。

以上から、レファレンスサービスの明確な定義づけについては不要であると考える。

ただし、定義づけや件数の集計は行わないとしても、利用者のために職員がどのような技術を習得すべきかについては、今後も検討を続けていかなければならない。

【平 30 意見】

レファレンスサービスの実施件数はカウントされているが、その内容を分類することや、内容を記録することは行われていない。

レファレンスサービスの定義を明確にする際に、レファレンスサービスの内容分類が行われることと思う。

その分類別に、レファレンスサービス内容を記録することが望ましいであろう。

レファレンスサービスの向上のためには、レファレンスサービス内容の蓄積が必要である。どのようなレファレンスサービスを提供したのか、改善すべき点がないのか、今後の参考になる事案がないのかを確認することは、サービス向上のために有用であろう。

旭川市図書館には、レファレンスサービス専属の職員はいない。そのため、全てのレファレンスサービスについて記録することが困難であれば、一定の分類に該当するものだけについて行うことも考えられる。

【措置状況 ○】

旭川市図書館では、より良いレファレンスサービスを実施するため、その内容を記録し、分析することが有用であると認識している。しかし、職員の負担増となること等から、レファレンスサービスの全ての記録を取ることは困難であるため、地域の歴史・文化等に係わるレファレンスを中心に抽出し、市民の調査研究に役立つよう、質問と回答、参考資料等事例をインターネットで公開することとしている。なお、中央図書館の2階資料調査室はこれまでと同様に全てを記録している。

レファレンスサービスの定義づけや件数の集計は行わないとしても、図書館にとって今後も有用と思われる内容の記録は行うべきである。

記録の対象となるのは、資料調査室での対応が多いであろうから、資料調査室での内容の記録と職員への共有は今後も継続すべきと思われる。

⑧ 高齢者・障害者に対するサービス

イ. 宅配サービス

宅配サービスとは、旭川市内在住者で身体障害者障害程度等級4級以上、または65歳以上の方で一人では図書館に来られない利用者に図書館の資料を宅配するものである。

宅配はボランティアに行ってもらっている。

他の自治体でも同様のサービスは行われているが、宅配方法は様々で、宅配業者と年間の委託契約を行っているケースや、送料を利用者が負担して宅配を行っているケースなども見受けられる。

ロ. 宅配ボランティアについて

宅配ボランティアは、通年で隔週一回の配達を担当することとなっている。活動範囲は市内全域となり、ボランティアの自宅から遠い地域の配達・回収を担当することもある。

ボランティアの条件は、以下のとおりとなっている。

- ・図書宅配グループ〔カンガルー〕に加入する。
- ・ボランティア保険に加入（市費負担）する。※車両事故は適用外
- ・活動に係る経費（ガソリン代等）は、ボランティア負担となる。

平成30年度包括外部監査における平成30年4月1日時点と令和3年度末における宅配ボランティア登録者数と年齢構成は以下のとおりである。

	30代	40代	50代	60代	70代	80代	計
平成30年4月1日	2名	3名	4名	12名	3名	1名	25名
令和3年度末	1名	2名	5名	6名	6名	0名	20名

平成30年度包括外部監査時と比較して、登録者数は減少し、更に高齢化が見てとれる。

【平30意見】

現在の宅配方法は図書館、利用者のいずれにも費用負担がない。この方法を継続することが最も望ましいのであろうが、宅配ボランティアの高齢化が進んでいること、新たにボランティアになる方が少ないことを考えると、そろそろ宅配方法の見直しを検討する時期にきていることと思う。

他の自治体でも、障害者や高齢者に対する宅配サービスは行われている。

宅配方法としては、民間配送事業者によるもの、図書館職員によるもの等がある。民間配送事業者による場合は、利用者が配送料を負担するもの、一部の配送料を利用者が負

担するもの（例えば、図書館から利用者への送料は図書館負担、返却の送料は利用者負担）、配送料は全額図書館負担というものがある。

【措置状況 △】

当意見に対する措置状況として、「ボランティアの高齢化やなり手不足の課題があるが、現状では、現在の宅配方法や宅配サービス対象者の範囲を継続することが望ましいことから、ボランティアの人員増を図ることを優先することとした。」と回答されている。

しかし、実際には、ボランティア数は減少しており、高齢化もますます進んでいる。

現状の宅配ボランティア制度では、早晚十分なサービスを行うことは困難な状況になる可能性が高い。

宅配ボランティアは、ボランティアであるから、宅配にかかる時間に対しての報酬が支給されないことは理解できる。しかし、旭川市の宅配ボランティアは、報酬がゼロである上に、活動に係るガソリン代等の経費も自己負担となっている。

ボランティアとして活動する意欲がある人でも、市内全域が活動範囲で、ガソリン代が自己負担となれば、一度の宅配でそれなりのガソリン代がかかることも想定されるため、参加を見送る人もいるであろう。

図書館の利用者は、自家用車か公共交通機関を利用して来館する人が大部分であり、その費用は当然自己負担である。

ボランティアが直接利用者へ届けるという今の宅配方法が望ましいと考えるのであれば、せめて、ガソリン代は市や利用者の負担とすることはできないであろうか。

今後、電子図書の導入で、宅配の件数は減少していくことも予想されるが、宅配を必要とする利用者は必ずいるので、サービスを継続できるよう検討を続ける必要がある。

【平 30 意見】

現在の宅配サービス対象者は、旭川市内在住者で身体障害者障害程度等級4級以上、または65歳以上の方で一人では図書館に来られない利用者に限られている。

今後、宅配サービスを有料で行うことを検討する場合には、宅配サービス対象者の範囲を見直すことも検討すべきであろう。

健常者であっても、冬場の来館には不安がある利用者、子育て、介護等の理由から来館が困難な利用者等で、宅配を希望する利用者がある可能性はあることと思う。

【措置状況 ○】

宅配サービスの対象者は、現状のままとする旨の回答となっている。

たしかに平成 30 年度包括外部監査の意見にあるように、健常者であっても宅配を希望する利用者はいるであろうが、宅配ボランティアの登録者数が減少、高齢化している現状にあっては、利用者の範囲を拡大することは現実的ではない。

今後、宅配サービスを有料化するなどの措置を講じた場合には、宅配サービスの対象者についても再考すべきであるが、むしろ、後述する電子図書の普及に注力することで、宅配サービスの新たな希望者へも一定程度のサービスの供給は果たせるものと考えられる。

ハ. 視覚障がい者サービス

目の不自由な方のために、次のサービスを行っている。

i. 対面朗読

コロナ以降、対面朗読サービスは休止している。

休止前の令和元年度におけるサービスの実施状況は以下のとおりである。

項目	令和元年度
登録者数	4 人
利用者数	71 人
朗読者数	217 人
朗読時間	206 時間
タイトル数	35 タイトル

利用者数は、平成 27 年度の 114 人から減少傾向にある。

ii. 録音図書の制作、貸出し

録音図書の貸出しタイトル数等の推移は以下のとおりである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
登録者数	105 人	80 人	57 人	58 人	57 人
所蔵タイトル数	2,348	2,452	2,496	2,583	2,636
貸出タイトル数	1,204	885	692	594	529

所蔵タイトルは、毎年新規の制作を行っているため増加しているが、貸出タイトル数は減少している。

録音図書は希望があれば、郵送で貸出・返却を行っている。利用にかかる送料は無料となっている。

iii. 大活字本の所蔵及び貸出

大活字本の貸出と、中央図書館には拡大読書機を設置している。

【平 30 意見】

障害者に対する朗読テープ等の貸出しに際しては、郵送サービスがある。中央図書館内のサービス案内ポスターにはその旨の記載があるが、旭川市図書館のホームページには朗読テープの貸出しがあることは記載されているものの、郵送サービスに係る記載はない。

郵送サービスがあることも記載すべきであろう。

【措置状況 ○】

郵送サービスについて、ホームページに記載されている。

・朗読サービスの継続のために【意見】

朗読サービスのボランティア数と年齢構成は以下のとおりである。

(単位：人)

	30代	40代	50代	60代	70代	80代	計
令和元年度	1	0	6	19	8	3	37
令和2年度	1	0	5	13	13	3	35
令和3年度	0	1	7	12	15	3	38

人数の大きな増減はないが、高齢化が進んでいる。

実際の朗読サービスの活動を短い時間であったが見せていただいた。皆さん生き生きと活動されている様子が印象的であった。

ただし、このまま高齢化が進めば、宅配ボランティアと同様、継続が困難な状況になることも予想される。

そのため、今後、ボランティア頼みではなく、外部のサービスを利用することも検討してはどうだろうか。

例えば、視覚障がい者や活字による読書に困難のある人が利用できるコンテンツ等を提供するネットワークに『サピエ』というサービスがある。

このサービスは視覚障がい者等の利用者が直接利用することも可能であるが、図書館が利用者として登録を行うことで、視覚障がい者等は図書館を通じて利用することもできる。

年間の利用料は生じるが、コンテンツの量も非常に多く、新刊にも対応している。

すぐに切り替えるという事ではないにしても、一度検討する価値はあると思われる。

⑨ インターネット環境

旭川市図書館では以下のオンラインデータベースを利用することができる。

	名称	DB概要
1	官報情報検索サービス	昭和22年5月3日以降の官報(本紙、号外、政府調達公告版、資料版、目録)
2	北海道新聞データベース	昭和63年7月1日以降(旭川版は平成6年3月以降)の記事
3	朝日新聞オンライン記事データベース 「朝日新聞クロスサーチ」	昭和59年8月以降(北海道地域面は平成9年以降)の記事。そのほか『AERA』(創刊号 昭和63年5月)～、『週刊朝日』ニュース面(平成12年4月～)、現代用語事典「知恵蔵」最新版
4	ルーラル電子図書館	農山漁村文化協会の農業・環境・健康などのデータベース。月刊誌『現代農業』や『農業総覧 原色病害虫診断防除編』、『技術大系』ほかの情報
5	雑誌記事索引集成データベース (ざっさく)	明治以降の学術誌、総合誌ほかの雑誌記事情報
6	D1-Law.com 判例体系	第一法規株式会社が提供する判例データベース
7	ELDB アカデミック	新聞約100紙・雑誌約250誌を一括して横断的に検索

現在、全てのオンラインデータベースは1ID契約(アクセスが1台でしかできない)となっている。中央図書館が支払う年間使用料は90万円程度である。

オンラインデータベースは図書館利用者が用いるだけでなく、図書館職員がレファレンスサービス提供のために用いている。

【平30 意見】

現在オンラインデータベースにアクセスできるパソコンは、資料調査室の受付カウンター内に設置されており、利用者が自ら利用することはできない。職員が利用者の検索希望内容を確認して、代行してシステム利用している。

利用者の多くはデータベース検索に慣れていないため、図書館職員が要望を聞きながら、検索を行うほうが効率的と思われること、また、前述したようにオンラインデータベースは図書館職員もレファレンスサービス提供のために利用することから、このような対応となっているということであった。事情は理解できるが、利用者サービスという観点からして、改善すべき点がないかを検討する余地はあろう。

【措置状況 △】

上記【平 30 意見】に対する措置状況は、『利用者サービスの視点から、オンラインデータベースの利用可能なパソコンを増やすことより、レファレンスサービスを充実させることを優先することとした。』となっている。

ただし、前述したようにレファレンスサービスの定義づけも困難であり、レファレンスサービスを充実させるための特別な方策がとられたわけではない。

今後、様々な資料が紙媒体での発行を停止し、データベース化されていくであろうと考えられる。そうであれば、利用者が自ら検索できるような体制をとることも必要になってくるであろう。

IDを増やせばそれだけ利用料も増えるため、費用対効果を考慮する必要があるが、全てのデータベースでなくとも、まずは利用頻度の高いデータベースのみを利用者も直接使用できるようにするなどの方法も考えらえる。

また、IDを増やさないのであれば、資料調査室の更なる利便性の向上とレファレンスサービスの充実に向けた具体的な施策を講じるべきである。

⑩ 図書館の利便性について

イ. 開館時間及び開館日

中央図書館では、平成 29 年 7 月から試行的に開館時間の延長を行っていたが、平成 31 年度から本格実施とし、火～金曜日（月曜日は休館日）は午前 9 時 30 分～午後 7 時まで、土・日・祝は午前 9 時 30 分～午後 6 時までとしている。

地区図書館は、火～金曜日は午前 10 時～午後 6 時まで、土・日・5/5(こどもの日)・11/3(文化の日)は午前 10 時～午後 5 時までとなっている。

なお、中央図書館では、夏休み期間、冬休み期間は月曜日も開館日としている。

下表は北海道内の他の図書館との開館日・開館時間等の比較である。

項目	旭川市	札幌市	函館市	苫小牧市	帯広市	釧路市
人口(人)	329,513	1,975,065	251,271	170,234	166,690	165,230
開館日・ 時間	平日 9:30 ～19:00 土日祝 9:30 ～18:00	平日 9:15 ～20:00 土日祝 9:30 ～17:00	平日 9:30 ～20:00 土日祝 9:30 ～20:00	平日 9:30 ～20:00 土日祝 9:30 ～20:00	平日 10:00 ～20:00 土日祝 10:00 ～18:00	平日 9:30 ～19:30 土日祝 9:30 ～19:30
休館日	毎週月曜日 毎月月末日 年末年始 特別整理期間	第2,4水曜日 年末年始 特別整理期間	毎週水曜日 毎月最終金 曜日 年末年始 特別整理期間	毎週月曜日 毎月最終金 曜日 年末年始	毎週月曜日 毎月月末日 年末年始 特別整理期間	毎週月曜日 毎月最終金 曜日 年末年始
運営	市	指定管理者	指定管理者	指定管理者	市	指定管理者
電子図書	対応済み(※)	対応済み	未対応	対応済み	対応済み	未対応
Wi-Fi 設備	使用不可	個人用閲覧 席で利用可	使用不可	使用可	使用可	使用可

※ 旭川市では令和5年2月から電子図書サービスを開始している。

旭川市図書館は、他の図書館と比較して閉館する時間が早い。

Wi-Fi については、旭川市と函館市のみ利用できない。

【平 30 意見】

文部科学省の社会教育調査の結果を見る限り、市立図書館における祝日開館は、本館では80%程度、分館では69%程度で、実施されている。

旭川市においても、本館のみならず、地区図書館における祝日（5月5日、11月3日以外）の開館を検討することが望ましいといえる。

【措置状況 ○】

平成30年度の監査後、旭川市では、利用者サービスの充実や利用者の増加のため、地区図書館の祝日開館日の増について検討したが、現状では人員配置の課題があるので難しいと結論付けている。なお、開館日の増については、今後随時検討していくということである。

【平 30 意見】

利用者サービスの充実ということからすると、土・日曜日の人員が平日より少なくなることが望ましいこととは言えない。職員の休日の在り方の見直し、土日勤務が可能な臨時職員の採用等の検討を行う余地があることと思う。

【措置状況 ○】

土日勤務の会計年度任用職員を配置しており、土・日曜日にも必要な利用者サービスを実施している。

【平 30 意見】

資料調査室の利用者数の把握は行われていないが、資料調査室職員にヒアリングしたところでは、利用者は非常に少ないと思われる。

調査・研究を行うのに適した落ち着いた空間が整備されているにもかかわらず、十分に利用されていないといえる。

一般書に比べれば、郷土資料や調査・研究のための書籍を利用する市民は少ないことと思うが、利用者を増やすために工夫する余地はあることと思う。

資料調査室では持ち込みパソコンを利用することができるが、そのことはあまり知られていない。こうしたことを周知することも含めて、資料調査室の活用方法に係る広報を充実させるといったようなことが考えられる。

【措置状況 ○】

資料調査室の活動内容を来館者にPRするため、収蔵している郷土資料を紹介する企画展示の回数を増やし、内容も充実させた。また、来館者によりよいレファレンスサービスを提供するため、事案に応じて職員間での情報共有や研修の実施による専門職の資質向上に努めている。

・ 図書館の利用時間などの利用者ニーズの継続的な把握について【意見】

旭川市図書館では、平成 29 年 7 月から中央図書館において、試験的に開館時間を 30 分早め午前 9 時 30 分開館とし、閉館時間については、それまで水・木曜日は午後 8 時、火・金は午後 6 時、土日祝は午後 5 時であったものを、平日は午後 7 時まで、土日祝は午後 6 時までとした。その後、平成 31 年に「旭川市図書館条例施行規則」を改正し、このままの開館時間で本格実施されている。

試験的運用を開始するにあたって、「旭川市図書館の運営についての市民意識調査」が実施されており、その結果を踏まえての改正であった。

結果、北海道内の他の図書館よりも平日の閉館時間が早くなっている。

閉館時間が遅ければいいというものではなく、利用者のニーズとコストの兼ね合いもあるため一概に結論付けられないが、他の図書館が午後8時までとしているのは、一定のニーズがあるからだと思定される。

今後、高齢化がますます加速し、また電子図書の普及も進むと利用者が希望する開館時間なども変化することが考えられる。そのため、必要な時期に利用者のニーズを把握する機会を設け、利用しやすい図書館の実現を目指すべきである。

⑪ 集会施設利用について

イ. 集会施設の概要

中央図書館、地区図書館（末広図書館・永山図書館・神楽図書館・東光図書館）に集会施設がある。

これらの集会施設は、「旭川市図書館集会施設利用運用基準」に基づいて運用されている。集会施設の利用は、基本的に図書館の事業活動や読書の普及啓発活動を目的としたものに限定されており、使用料は無料となっている。

貸出しについては、日にちごとに午前・午後の2区分のみの利用枠の設定である。

ロ. 集会施設の稼働状況

施設名	午前	午後	合計	利用率
会議室	59	65	124	26.5%
研修室	119	76	195	41.7%
視聴覚室	120	88	208	44.4%
キッズルーム	2	1	3	0.6%

※臨時休館日があったため、利用可能日数は234日として計算している。

キッズルームは、旭川市常磐館（旧青少年科学館）の中2階にある。かつてプラネタリウム室として使われていた直径8mのドーム型の部屋である。

窓はなく、床に絨毯が敷いてあるだけの部屋であるため、使用は一部の事業に限られている。

【平30 意見】

現在、集会施設の利用は、図書館が主催または共催する事業活動、読書の普及啓発等に寄与すると認められる事業活動に限定されている。

集会施設の稼働状況が低い現状においては、利用条件を見直して、稼働率を上げることが検討する余地があることと思う。

公立図書館の中には、図書館内集会施設の一般利用を、有料で認めているところも少なくない。原則、有料として、図書館事業に係る利用については減免するという整理の仕方もあることと思う。

【措置状況 ○】

平成 30 年度包括外部監査の意見に対する措置状況としての回答は以下のとおりである。

『図書館集会施設の利用については、読書の啓発等、図書館の振興に寄与することを目的としているため、利用条件は現行どおりとし、制度についての広報や情報提供を積極的に行うことで稼働率を上げていく。』

図書館という施設の特性上、館内の静寂を保つことは重要であり、集会施設の一般利用については慎重な判断となっている。

ただし、現在の稼働状況も決して低いものではなく、無料での利用を継続するのであれば、稼働率の低下を招かない程度の利用促進を進め、今後、現条件での稼働率が著しく低下するようであれば、有料での利用についても検討すべきであると思う。

⑫ 雑誌スポンサー制度について

イ. 雑誌スポンサー制度の概要

旭川市図書館では、「旭川市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」に基づいて、雑誌スポンサー制度を実施している。

雑誌スポンサー制度とは、雑誌の購入費をスポンサーに負担してもらい代わりに、当該雑誌の最新号カバー表面と雑誌架の扉にスポンサー名を表示し、最新号カバー裏面に広告を掲載するものである。

これにより図書館に配架する雑誌を減らすことなく、市の予算の図書購入費を節約することができる。雑誌スポンサーの契約期間は基本的に1年で、スポンサーは図書館にある雑誌の中から自由に雑誌を選択することができる。

ロ. 雑誌スポンサーの推移

雑誌スポンサー数の推移は以下のとおりである。

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
スポンサー数	8	10	10	10	8	7	6
雑誌数	13	16	15	19	11	9	7

スポンサー数、雑誌数ともに減少傾向にあり、最近3年間は大きな減少となっている。

【平 30 意見】

民間企業であれば広告主の引き留め策を講じる、あるいは新たなスポンサーの確保のための営業活動を行うことができるが、図書館はその公共的立場から積極的にスポンサーの引き留めや営業活動を行うことは難しい。したがって、スポンサー数の増加による収入向上の余地は限定的と考えられる。

また、民間企業であれば広告スペースの拡大により収入金額を増やす方法も実施可能であるが、他市町村の図書館で行っている同様の雑誌スポンサー制度も、現在の旭川市の方法とほぼ同様である。

今後は、雑誌スポンサー制度以外の方法による収入確保も検討すべきであろう。

【措置状況 ×】

雑誌スポンサーが減少しているのは、費用に対する広告効果が思うように得られていないためと思われる。

平成 30 年度の監包括外部監査の際に、以下のような提案がある。

- ・図書館のしおり（返却スリップ）やカレンダーの裏面印刷広告
- ・図書館ホームページバナー広告
- ・図書館の空きスペースの壁面広告
- ・自動車文庫用の自動車でのラッピング広告

これらのうち、上の 3 つについては、既に図書館を利用している人に対する効果しか得られない。一方、自動車文庫用の自動車でのラッピング広告は、図書館を利用していない人に対しても効果が期待される。

他の図書館での取組として、帯広市図書館では、図書館のホームページにバナー広告が掲載されている。

また、現在、旭川市のふるさと納税は 20 程度の使途が掲げられているが、図書館事業は入っていない。他の自治体で図書館事業をふるさと納税の使途としているところはいくつもあるため、ふるさと納税の使途として図書館事業を掲げることも検討する価値はあることと思う。

図書館は資料の貸出しについて無料の原則があるため、収入を得る方法のごくわずかに限られ、その金額も限られたものとなるであろうが、それでも収入を得る方法について検討を続けていくべきである。

⑬ 物品管理（備品等）

イ. 所定の管理手続

備品に関しては、以下のように定められている。

『その性質又は形態を変えずに比較的長期に渡り継続使用でき耐用年数が 3 年以上のもので、本市においては原則として取得価格（税抜）2 万円以上の物品を備品と

して取り扱う（平成10年10月23日付け旭会第34号通知）。ただし、追録加除式図書、美術品、その他会計課が指定する物品は、取得価格にかかわらず、備品として取り扱う（平成13年3月9日付け旭会第74号通知、令和3年8月23日付け旭会第57号通知）。また、取得価格（税抜）100万円以上の物品は、重要物品として取り扱う（物管第39条第2項）（平成11年3月31日付け旭会第59号通知）。』

〔令和4年4月現在で会計課が指定する物品〕

- (1) 追録加除式図書
- (2) 美術品
- (3) 貸出、閲覧用図書（購入は需用費で行う。物品管理上は備品と同様の取扱い。）
- (4) 事務用備品
 - ア 事務用机
 - イ 事務用いす
 - ウ キャビネット（卓上を除く。）、ロッカー
 - エ ユニバーサルデスク

備品は備品台帳によって管理されており、定期的に備品台帳を現物の突合を行っている。

【平30 指摘・意見（要約）】

備品一覧を閲覧したところ、備品の所在を確かめることができなかったもの、また、物理的、経済的に陳腐化しており「供用不用品」と考えられるものがある。

さらに取得年度が古い備品については、「供用不用品」である可能性のあるものがある。

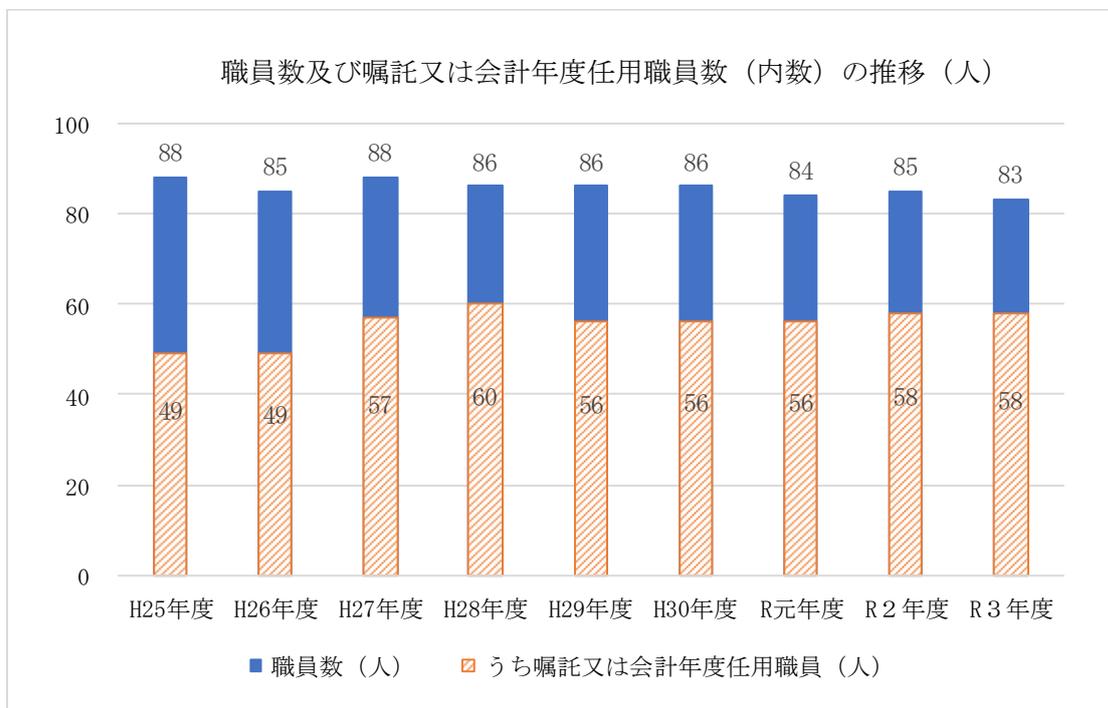
備品一覧は備品を管理するために必要な帳票である。使用・保管状態をより正確に管理するために、備品一覧を精査し必要な修正を行うべきである。

【措置状況 ○】

前回の監査後、備品台帳と現物の突合作業を定期的に行っており、備品台帳と現物の一致をはかっている。また、「供用不用品」については廃棄処分を行っている。

⑭ 人員体制について

イ. 人員の推移



※ 令和2年4月1日より嘱託職員は会計年度任用職員として採用されている。

平成27年度に嘱託職員の割合が増えて以降、嘱託又は会計年度任用職員の割合はほぼ7割程度で推移しているが、ゆるやかに増加傾向にある。

総人員数はわずかではあるものの、減少傾向にある。

下表は令和3年度末における通算在籍年数である。会計年度任用職員については、平成31年度までは嘱託職員、令和2年度からは会計年度任用職員としての在籍年数である。嘱託職員から会計年度任用職員になってからは、勤務年数に上限はない。

在籍年数	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21～25年	合計
正規職員(人)	14	4	4	1	3	26
会計年度任用職員(人)	14	19	10	8	4	55

ロ. 研修について

職員のスキルアップのために旭川市図書館では、定期的に講習会受講の機会を設けている。主なものとして、北海道図書館振興協議会（北海道立図書館に事務局あり）主催の各種研修会の参加、上川管内図書館協議会（旭川市中央図書館に事務局あり）主催の研究集会の参加、毎月、月末休館日における打合せ後の各種勉強会などがある。

【平 30 意見】

旭川市図書館においては、平成 27 年度以降、非正規職員が増加することで人件費削減は図られている。また、司書資格保有者を非正規職員として採用しているため、平成 27 年度以降、司書資格保有者の総数も増えた。ただし、利用者サービスの水準が維持されているのかどうかは明らかではない。

今後は、利用者サービスの水準が低下していないかに係る自己点検、あるいは第三者評価を行うことが望ましいであろう。

非正規職員が増加している現状においては、非正規職員のモチベーション、専門性、自主性を維持、確保する仕組みも必要であろう。モチベーションという点では給与水準や昇給の在り方が重要であるが、これは図書館だけでは決定できないところであろう。

専門性を生かし、更にそれを伸ばす仕組み、自主性を尊重する仕組みの構築は、図書館の意向で行えることと思う。こうした取組がなされているのかという点も、自己点検、第三者評価を行う場合には、点検項目、評価項目になるであろう。

【措置状況 再考】

会計年度任用職員に関しては、給与水準や昇給は旭川市全体での決まりであり、図書館には何ら采配の余地がない。

そのため、図書館としては、対価以外で専門性や自主性を伸ばす仕組みを構築しなければならない。しかし、図書館は会計年度任用職員の採用に直接関与するわけではない。図書館としての取組や成果が、次期以降の採用とリンクするのでなければ、その効果も限定的となる。

つまり、図書館として利用者サービスの向上に寄与する会計年度任用職員となるべく取組を行ったとしても、その成果が採用で反映されないのであれば、図書館全体としてのスキル向上につながらない。そのため、図書館としても、専門性を生かして、自主性を維持、確保する仕組みづくりをどのように進めるべきか決められないのが現状である。

・ 職員の配置について【意見】

上記の平成 30 年度包括外部監査の意見とも重複する部分があるが、図書館に勤める職員にとって、単純な貸出業務や資料の整理だけが業務ではない。

職員にとって重要な業務は、資料の収集、選書、レファレンス等多岐に渡るが、それらの業務を遂行するためには、調査研究や継続的な学習機会の確保が欠かせない。

知識や経験の蓄積には時間を要するものであり、旭川市の一般的な職員と同じような期間での異動があると、それまでの蓄積が生かされずに異動となってしまう。

会計年度任用職員は、原則 1 年ずつの契約であり、継続雇用が約束されてはいない。そうであれば尚更、正規職員の配置について何らかの配慮ができないかを検討すべきと思われる。

そのうえで、職員の専門性を生かし、自主性を維持、確保する仕組みづくりについて検討すべきと思われる。

⑮ 図書館の計画的な管理運営について

イ. 公立図書館の管理運営について

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号）においては、

- ・ 基本的運営方針の作成と公表
 - ・ 基本的運営方針に沿った年度事業計画の作成と適切な指標の選定及び指標に係る目標の設定
 - ・ 年度終了後に事業計画並びに指標目標の達成状況に係る自己点検及び評価
 - ・ 図書館協議会の活用その他の方法に基づく図書館利用者、学識経験者等による第三者評価の実施、点検、評価の結果に基づいて運営の改善、点検、評価の公表
- を、市町村立図書館に求めているといえる。

ただし、望ましい基準は法定された基準ではないため、望ましい基準が求める内容をどこまで取り入れるかは、自治体ごとに様々である。

ロ. 実際の管理運営状況について

旭川市図書館に関する計画は、まず旭川市全体の平成 28 年度から 12 年間の基本計画である「第 8 次旭川市総合計画」（以下、「総合計画」という。）があり、この総合計画を受けて、旭川市教育委員会が策定した「旭川市社会教育基本計画」がある。さらに旭川市図書館が策定した子どもの読書活動推進のための「旭川市子ども読書活動推進計画（ななかまど読書プラン）」がある。

「旭川市子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて策定しており、現在、第 4 次の計画となっている。

「旭川市社会教育基本計画」では、平成 26 年度の実績を基礎として、計画期間の半ばとなる平成 33 年度（令和 3 年度）と終期である平成 39 年度（令和 9 年度）のそれぞれの目標値が設定されている。

旭川市図書館では、貸出利用者数の目標値として、令和 3 年度及び令和 9 年度ともに 500,000 人と設定されている。他にもボランティアや講座受講者数などの目標値が掲げられている。

- i. 基本的運営方針の作成と公表
平成 24 年に「旭川市図書館運営基本方針」が施行され、公表されている。
- ii. 年度事業計画の作成と指標に係る目標設定
経費予算は作成されている。また、「旭川市社会教育基本計画」や「旭川市子ども読書推進活動計画」は作成されているが、年度ごとに更新されるような計画や目標値は設定されていない。
貸出利用者数の目標も「旭川市社会教育基本計画」での 500,000 人が継続的に掲げられている。
- iii. 年度終了後に事業計画並びに指標目標の達成状況に係る自己点検及び評価
年度終了後に、予算計画に対する執行状況についての開示は行われている。後述する旭川市図書館協議会でも報告されている。
ただし、予算に関する報告だけであり、他の目標値に関する報告は行われていない。
- iv. 図書館協議会等による第三者評価
旭川市図書館協議会に予算の執行についての報告は行われているが、他の指標等に関する報告やそれに基づく第三者評価は行われていない。

【平 30 意見（要約）】

図書館に対する予算は年々削減されている。それに伴って、図書購入費も減少してきている。図書館数は減るわけではないので、予算の削減によって、これまで続けてきたサービス水準を維持することは困難になってくる。

その一方、利用者の高齢化、図書の電子化など、外部環境の変化に対応したサービスの見直しを行おうとすれば、新たな費用が発生する。

限られた予算の中では、優先順位をつけて事業を行っていくことや長期的に少しずつ事業を行っていくことが必要となってくるであろう。

そのために、まず求められるのは、中・長期計画の立案であろう。計画のなかで、5年から10年程度の期間に係る事業目標を定めることが望ましいと考える。事業目標設定のためには、5年後、10年後における図書館のあるべき姿をまず検討することになる。

こうした検討を行う過程で、現時点における図書館の課題や問題点を明確にすることができるであろう。

【措置状況 ×】

旭川市図書館としては、「旭川市社会教育基本計画」で6年ごとに定めた目標値があり、子どもに関しては「第4次旭川市子ども読書推進計画」を策定しているため、新たな目標値の設定が必要か検討中とのことである。

中長期的な計画については、「旭川市社会教育基本計画」の中で策定され公表されている。

また、子どもを対象にした「第4次旭川市子ども読書推進計画」は作成されているが、旭川市図書館全体を対象とした旭川市図書館単独の中・長期計画は公表されていない。

また、次年度を対象とした一年ごとの目標値の設定は行われていない。

中・長期計画は、「旭川市社会教育基本計画」をベースにするとしても、1年ごとの次年度計画を設定することは必要ではないかと思う。

「旭川市社会教育基本計画」で6年ごとの目標値が公表されているが、例えばコロナ禍で「旭川市社会教育基本計画」を定めた当初と世情が大きく変化しているにも関わらず、目標値はそのままとなっている。

公表されている中長期計画目標値を独断で変更することはできないが、実情を鑑みた次年度の目標値を定めることは可能だと思われる。そして、目標値とすべきものは、利用者数や貸出冊数だけではない。

コロナ禍で利用者数などを予想しがたいのであれば、必要な規定の整備や職員の講習などの内的要素を目標値と定めることも考えられる。

事業を行う上で、直近の具体的な目標値があることは重要である。さらに具体的な目標値に対する結果について、旭川市図書館協議会などの第三者に報告し、意見を諮ることも検討すべきと思われる。

⑯ 指定管理者制度について

イ. 図書館における指定管理者制度の導入状況

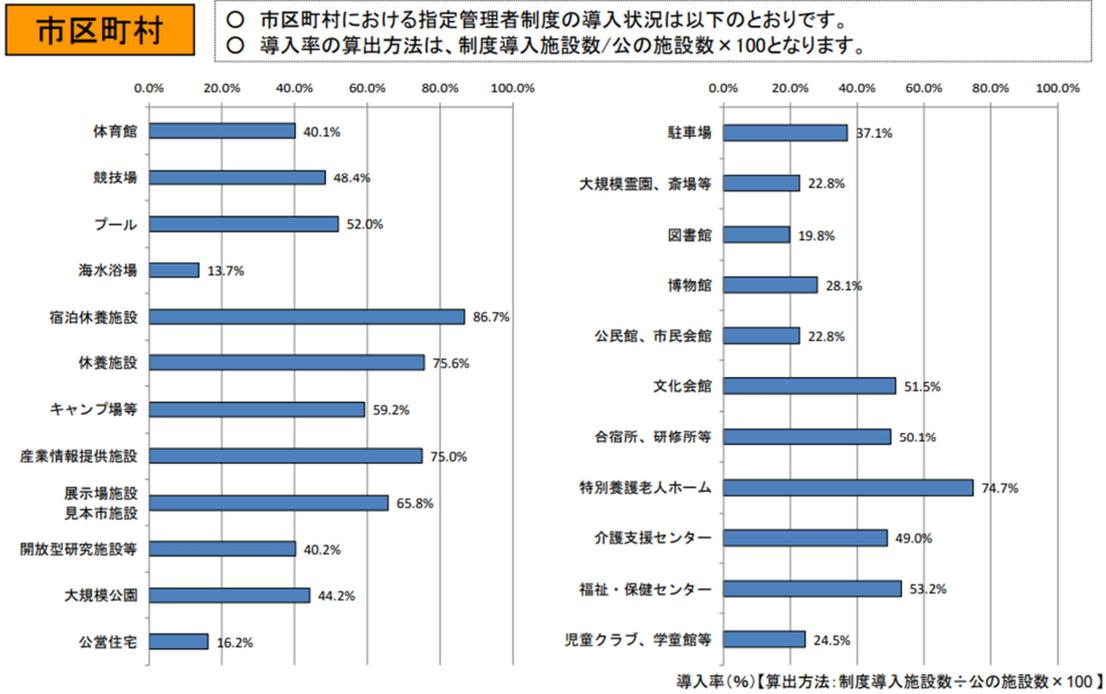
地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入された。

当該制度は、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的としている。

北海道内でも図書館に指定管理者制度を導入している自治体がある。釧路市、苫小牧市、函館市、深川市等であるが、いずれも旭川市よりも人口の少ない自治体である。

「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等」（令和4年3月 総務省）によると、令和3年4月1日現在における指定管理者制度の導入状況（市区町村）はグラフのようになっている。

指定管理者制度の導入状況(制度導入団体の比率)



また、全国の市区町村における図書館の指定管理者制度導入率の推移は下表のようである。

	H27. 4. 1	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1
導入割合	14.7%	16.2%	17.2%	18.4%	19.4%	19.8%	19.8%

他の施設に比べて、図書館の指定管理者制度の導入割合は低くなっている。図書館は入館や資料の貸出業務からは収入を得ることができない。そのため、他の施設に比べて指定管理者制度が馴染みにくいと考えられる。

また、全国の市区町村の指定管理者制度の導入割合の推移をみると、ここ数年はほぼ横ばい状態であり、図書館における指定管理者制度の導入は進んでいないことがうかがえる。

ロ. 旭川市の状況

平成30年度の包括外部監査以降、旭川市図書館においても指定管理者制度の導入に関して調査等を実施している。

具体的には、令和1～2年には、全国自治体、中核市、道内の指定管理者制度導入自治体について照会及び文献調査を行い、道内における導入自治体の事例研究を行って

る。また、令和3年度には、各事例から運営形態ごとの具体的なメリット・デメリット等を整理、比較を行った上で、今後の運営形態について検討している。

令和4年度には、調査・研究を踏まえた方向性案を検討し、令和4年10月に開催された旭川市図書館協議会において、図書館の運営形態に関する検討状況について報告がなされている。

具体的には、直営、一部業務委託、指定管理者による運営のそれぞれのメリットとデメリットの報告が行われている。

また、旭川市では民間活力の活用を掲げた「行財政改革推進プログラム2020」が策定されており、旭川市図書館においても令和3年11月にサウンディング型市場調査が実施されている。サウンディングへの参加者は2者であった。

このサウンディングにより、ICT化による効率化と利用者サービスの向上などについて民間事業者の具体的な事例紹介とノウハウの提供がなされたとのことである。

【平30 意見（要約）】

運営形態に関する検討は、図書館運営を、指定管理者、市直営のいずれにするかということではなく、利用者が望むサービスはどのようなものなのか、それを効率的に提供するためにはどのような運営形態が望ましいのかという視点で行うべきであろう。

図書館運営の形態としては、市直営、指定管理者だけではなく、業務委託という手法もある。また、業務の一部に指定管理者制度あるいは業務委託を導入するという手法もある。

図書館が立案する基本計画においては、通常、図書館が目指すべき具体的なサービスとそれを実行する手段が明らかにされることと思う。

したがって、利用者が望むサービスを効率的に提供する運営形態の検討とは、図書館の基本計画の作成過程に位置するものともいえる。

道内にこれだけの指定管理者制度導入図書館があるわけであるから、こうした図書館の直営時代と指定管理者制度導入後との比較資料等を各自治体に求めて、指定管理者制度の実際を知ることにも可能であろう。

これまでの旭川市図書館が提供してきているサービスと他市図書館の指定管理者が提供してきているサービスと他市図書館の指定管理者が提供しているサービスの違いやコストを比較検討することは、改めてあるべき図書館サービスを検討する契機にもなることと思う。

【措置状況 ×】

サウンディング型調査が実施され、旭川市図書館協議会に運営形態に関する報告を行うなど、運営形態や民間事業者のノウハウ活用に関して調査が実施されている。

結論に至るまでは、まだ時間を要するであろうが、指定管理者制度を導入している北海道内の図書館への調査を行うなど、今後も調査研究を継続すべきである。

⑰ 図書館協議会について

旭川市図書館協議会は、委員数は11名、任期は2年とされ、会議の内容は公開される。図書館協議会は年に2回程度開催されている。

【平30意見】

指定管理者制度導入の可否について、あるいは中央図書館の在り方について図書館協議会に諮問を行うことも検討すべきであろう。

図書館協議会が上記のような役割を担うことになれば、図書館協議会の開催回数も増加することになるであろう。そうとなれば、図書館協議会委員の役割について十分に理解してもらった上で委員に就任してもらうこと、専門性の向上を図ってもらうことが必要である。専門性の向上のためには、図書館側でサポートすることも必要であろう。

【措置状況 ×】

指定管理者制度の導入については、図書館協議会において運営形態等についての説明を始めた段階であり、指定管理者制度導入の可否や中央図書館の在り方について諮問する段階には至っていない。

そもそも図書館協議会がどの程度の役割を担うのか、運営形態や在り方への諮問まで行うのであれば、現状の年2回程度の開催で十分であるか、委員に対する講習会などについても再考すべきである。

最後に平成30年度包括外部監査における指摘又は意見に対する措置状況の一覧を掲載する。

【平成 30 年度外部監査報告書における指摘又は意見の措置状況一覧】

指摘又は意見	指摘又は意見の概要	措置状況
指摘	資料等の購入手続きが「旭川市図書館資料収集方針」に合致していない	措置済み
意見	未所蔵図書の予約件数に上限を設けることを検討すべきと思われる。	再考
意見	未所蔵図書の予約には、未所蔵図書予約用の専用書式を設けることも考えられる。	再考
意見	寄贈図書の内容を限定することも考えられる。	再考
意見	弁償に係る事務手続等を明文化すべきである。	措置済み
指摘	東光図書館で督促手続が遵守されていない。	措置済み
指摘	延滞利用者に対する貸出停止の手続きが基準と整合していない。	措置済み
意見	貸出停止とする延滞期間が 2 か月を過ぎる前に督促はがきの発送などを行うことも考えられる。	措置済み
意見	盗難防止システムの導入を一度検討すべきと思われる。	再考
意見	個人利用カードの職権による具体的な削除ルールを設けることも考えられる。	再考
意見	弁償に係る事務手続を、全館統一して設けるべきである。	措置済み
意見	団体利用を促進するため利用条件等の見直しも検討すべきである。	未措置
意見	特定の地域文庫に対して配送による貸出を行っているが、取り扱いを統一すべきである。	措置済み
意見	長期間利用がない団体については、一定のルールを設けて抹消することが望ましい。	未措置
意見	団体利用における延滞図書について、一定期間を経過しても返却がない場合には、貸出停止処分も必要であると考ええる。	未措置
意見	レファレンスサービスの定義を明確にすべきである。	再考
意見	今後の参考となるべく、レファレンスサービスの内容を記録すべきである。	措置済み
意見	ボランティアに頼る宅配方法を見直すことも検討すべきである。	対応が十分でない
意見	宅配サービス対象者の範囲を拡大することも検討すべきである。	措置済み
意見	朗読テープの貸出しに際して郵送サービスを利用できることをホームページにも記載すべきである。	措置済み

意見	オンラインデータベースがI I Dのみの契約であり、利用者自らが検索することができないため、改善すべき点がないか検討すべきである。	対応が十分でない
意見	地区図書館における祝日の開館を検討することが望ましい。	措置済み
意見	土・日曜日の職員数が平日よりも少ない状況は改善すべきである。	措置済み
意見	資料調査室の利便性向上と広報を充実させるべきである。	措置済み
意見	集会施設の稼働率を上げる方策、また利用料についても検討すべきである。	措置済み
意見	雑誌スポンサー制度以外の方法による収入確保も検討すべきである。	未措置
指摘	備品一覧を精査し、必要な修正を行うべきである。	措置済み
意見	非正規職員のモチベーション、専門性、自主性を維持、確保する仕組みの構築について検討すべきである。	再考
意見	中・長期計画を立案し、その過程において図書館の課題や問題点を明確にするべきである。	未措置
意見	指定管理者制度を含め、利用者が望むサービスを効率的に提供する運営形態を検討すべきである。	未措置
意見	図書館協議会へ中央図書館の在り方の諮問を行うなど、更なる活用を図るべきである。	未措置

7. 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館

(1) 施設の概要

項目	内容
施設名	中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館(以下「彫刻美術館」という。)
所管課	社会教育部 文化振興課
所在地	北海道旭川市春光5条7丁目
設置目的	旭川市ゆかりの彫刻家中原悌二郎の業績を顕彰するとともに、本市における彫刻を中心とした美術の振興を図り、芸術文化の発展に寄与するため。
設置根拠	旭川市彫刻美術館条例第1条
建築年度	1902年(明治35年)
延床面積	1,513.09㎡
建物概要	木造 地上2階
開館時間	午前9時から午後5時まで
休館日	月曜日(旭川市の休日を定める条例第1条第1項第2号に規定する日が月曜日に当たるときはその翌日)及び12月30日から1月4日まで
常駐職員数	正職員 4人 会計年度任用職員 9人
施設構成	展示室(1)、展示室(2)、展示室(3)、常設展示室、中原悌二郎資料室、旧旭川偕行社資料室、研修室、ラウンジ
収蔵点数	1,225点(令和3年3月31日時点) この他に彫刻美術館が管理する野外彫刻作品72点
外観、内観等	 

項目	内容
施設名	中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館ステーションギャラリー(以下、「ステーションギャラリー」という。)
所管課	社会教育部 文化振興課
所在地	北海道旭川市宮下通 8 丁目
設置目的	旭川市ゆかりの彫刻家中原悌二郎の業績を顕彰するとともに、本市における彫刻を中心とした美術の振興を図り、芸術文化の発展に寄与するため。
設置根拠	旭川市彫刻美術館条例第 1 条
建築年度	2011 年(平成 23 年)
延床面積	454.88 m ²
建物概要	鉄骨造 平屋
開館時間	午前 10 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
休館日	月曜日(旭川市の休日を定める条例第 1 条第 1 項第 2 号に規定する日が月曜日に当たるときはその翌日)及び 12 月 30 日から 1 月 4 日まで
常駐職員数	正職員 0 人 会計年度任用職員 6 人
施設構成	展示室、エントランス
外観、内観等	

(2) 利用状況

① 彫刻美術館

(単位：人)	総数	内訳				備考
		一般	高校生	中学生以下	免除	
平成29年度	4,538	1,135	11	116	3,276	平成29年10月8日からの実績 (大規模改修工事のため 平成24年2月～平成29年9月休館)
平成30年度	4,996	3,028	21	247	1,700	
令和元年度	4,228	2,535	21	391	1,281	令和2年3月3日～令和2年3月25日 臨時休館
令和2年度	2,364	1,456	20	387	501	令和2年4月21日～令和2年5月25日 臨時休館
令和3年度	2,358	1,347	29	465	517	令和3年5月17日～令和3年6月20日 令和3年8月20日～令和3年9月30日 臨時休館

観覧料 (単位：円)	彫刻美術館単独券			井上靖記念館共通券	
	個人	団体 ※1	パスポート ※2	個人	パスポート ※2
一般	450	360	900	600	1,200
高校生	300	240	600	350	700
中学生以下	無料				

※1 一般又は高校生で各20名以上。

※2 初めて使用した日から1年間有効。

② ステーションギャラリー

(単位：人)	総数	内訳			備考
		一般	高校生以下	団体	
平成29年度	13,560	11,781	795	984	
平成30年度	10,909	9,881	643	385	
令和元年度	8,825	7,840	533	452	令和2年3月3日～令和2年3月25日 臨時休館
令和2年度	6,583	5,945	494	144	令和2年4月21日～令和2年5月25日 臨時休館
令和3年度	4,131	3,725	338	68	令和3年5月17日～令和3年6月20日 令和3年8月20日～令和3年9月30日 臨時休館

彫刻美術館は、平成 24 年から 5 年以上に渡る大規模改修が完了し、平成 29 年 10 月から再開しているが、コロナの影響もあって利用者の推移は右肩下がりとなっている。

文化庁による文化に関する世論調査（令和 3 年度）によれば、この 1 年間に文化芸術イベントを直接鑑賞したことがあると回答した人の割合は 39.7%であり、コロナ前の 67.3%と比べ 4 割ほど減少傾向にあるようだが、彫刻美術館の利用者の推移もおよそこの割合と整合している。観覧料についても、個人（一般）は 450 円となっているが、公立美術館の相場（常設展）は 300～500 円程度であることから、およそ妥当な金額であると言える。

一方、分館のステーションギャラリーもコロナの影響を受けて利用者は減少しているものと思われるが、コロナが始まった令和 2 年度に一気に減少したわけではなく、その推移は段階的である。また、彫刻美術館と比べてスペースが狭いにも関わらず利用者の数が多いが、これは利便性が良いことと（JR 旭川駅に併設）、観覧料も無料であることが影響しているものと推察される。

(3) 収支の状況

① 彫刻美術館

■収入・支出		単位：千円						
項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考		
収入	使用料及び手数料	841	719	585	582	観覧料、電柱使用料		
	国、道支出金	0	0	0	0			
	その他収入	60	64	37	32	目的外使用料加算料金		
	①：収入合計	901	783	622	614			
支出	施設維持費用	修繕料	285	37	31	18		
		燃料費	0	0	0	0		
		光熱水費（電気）	1,916	1,846	1,524	1,605	井上靖記念館と按分	
		光熱水費（水道）	108	95	84	84	井上靖記念館と按分	
		光熱水費（ガス）	2,609	2,711	2,308	2,768	井上靖記念館と按分	
		指定管理業務	0	0	0	0		
		機械警備業務	1,296	1,308	1,320	1,320		
		清掃業務	2,437	1,899	1,914	1,914		
		消防設備点検業務	168	125	134	119	社会教育課で支出	
		草刈り業務	117	117	0	0	井上靖記念館と按分	
	委託料	EV・自動扉保守管理業務	0	0	0	0		
		除雪業務	1,944	1,980	1,980	2,090	井上靖記念館と按分	
		一般・産業廃棄物収集運搬業務	128	140	88	118	社会教育課で支出	
		機器点検業務	391	397	340	420		
		その他業務	0	0	0	0		
		その他	0	0	0	0		
		施設維持にかかる費用 合計	11,399	10,655	9,723	10,456		
		施設運営費用	人件費（正職員）	8,738	8,842	8,868	9,012	(1.2人工)
			人件費（会計年度任用職員）	7,541	7,584	7,778	8,256	
			手数料・保険料等	258	743	545	800	電話及びインターネット回線、建物総合損害共済
使用料賃借料	1,521		1,824	1,848	1,837	国有地借地料他		
その他	87		232	0	94	リーフレット		
施設運営にかかる費用 合計	18,145	19,225	19,039	19,999				
②：支出合計	29,544	29,880	28,762	30,455				
収支差額（① - ②）	△ 28,643	△ 29,097	△ 28,140	△ 29,841				

上表は直近4年間の収入と支出を示したものであるが、ご覧の通り毎年収支は安定している。収入は毎年100万円弱、支出は毎年3,000万円程度（施設維持費用が毎年1,000万円程度、施設運営費用が毎年2,000万円弱）となっており、結果として毎年3,000万円弱の支出過多となっている。コストの中でも最も多額なのが人件費であり、毎年1,600万円程度とコスト全体の半分以上を占めている。次いで光熱水費が毎年約450万円、除雪業務と清掃業務がそれぞれ毎年約200万円かかっている（なお、いずれも井上靖記念館と按分）。

② ステーションギャラリー

■収入・支出		単位：千円						
項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考		
収入	使用料及び手数料	0	0	0	0			
	国、道支出金	0	0	2,541	0	国支出金		
	その他収入	0	0	0	0			
	①：収入合計	0	0	2,541	0			
支出	施設維持費用	修繕料	0	0	0	0		
		燃料費	0	0	0	0		
		光熱水費（電気）	871	846	667	725		
		光熱水費（水道）	27	27	27	27		
		光熱水費（ガス）	648	623	503	611		
		委託料	指定管理業務	0	0	0	0	
			機械警備業務	259	261	264	266	
			清掃業務	116	262	126	262	
			消防設備点検業務	116	121	121	121	
			草刈り業務	0	0	0	0	
		EV・自動扉保守管理業務	69	70	71	71		
		除雪業務	0	0	0	0		
		その他	一般・産業廃棄物収集運搬業務	112	123	85	148	社会教育課で支出
			機器点検業務	143	145	146	159	GHP、電気工作物
			その他業務	0	0	2,541	0	
	その他		0	0	0	0		
	施設維持にかかる費用 合計		2,361	2,478	4,551	2,390		
	施設運営費用	人件費（正職員）	1,820	1,842	1,847	1,877	(0.25人工)	
		人件費（会計年度任用職員）	6,533	6,278	6,381	6,597		
		手数料・保険料等	124	125	38	125	電話及びインターネット回線、建物総合損害共済	
使用料賃借料		42	42	12	6	コピー機		
その他		92	0	0	94	リーフレット		
施設運営にかかる費用 合計		8,611	8,287	8,278	8,699			
②：支出合計		10,972	10,765	12,829	11,089			
収支差額（① - ②）		△ 10,972	△ 10,765	△ 10,288	△ 11,089			

彫刻美術館同様、ステーションギャラリーも毎年収支は安定している。観覧料が無料であるため基本的には収入はなく、支出は毎年1,000万円超（施設維持費用が毎年250万円弱、施設運営費用が毎年850万円前後）となっている。こちらでも人件費が毎年800万円程度とコスト全体の8割を占めている。

(4) 実施した監査手続き

① ロケーション確認

施設の全体マップを入手し、それを基に視察を行い、有効活用されていないスペースや危険と思われるスペース、その他問題となるようなスペースがないか確認した。

古い建物であるため階段がやや急であり、外観を損ねるためエレベーターは設置されていない。

② 概況ヒアリング

旭川市教育委員会社会教育部文化振興課長及び館長から建物の歴史や現状、利用者の状況、具体的な取組等施設の概況をヒアリングした。

旭川の街中や公園には約 100 基の野外彫刻があり、「彫刻のまち」と呼ばれているにも関わらず、市民にはそれほど認知されていないのが現状である。そのため、彫刻美術館では、常設展に加え企画展はもちろんのこと、彫刻教室や市内の学校に出前授業をするなど、まずは彫刻に触れてもらう取組にも力を入れている。

令和 3 年度彫刻美術館本館及びステーションギャラリー事業活動

	事業名	実施期間	観覧(参加)者数	備考
企画展・常設展	常設展示	4/1～3/31	2,358	5/17～6/20, 8/20～9/30臨時休館
	企画展「中原悌二郎賞創設50周年特別展(Ⅱ期)」	4/1～5/9	319	常設展示と同時開催
	企画展「収蔵品展「存在－気配と実相のかたち」	5/15～10/24	1,032	常設展示と同時開催
	企画展「彫刻絵本4 おもいでのおくりもの」	10/30～2/6	678	常設展示と同時開催
	企画展「素材へのアプローチ－中原悌二郎賞受賞作家の金属彫刻から－」	2/11～3/31(7/3)	224	常設展示と同時開催
企画展・常設展(彫刻ギャラリー)	企画展「中原悌二郎賞創設50周年特別展「& MORE in Station Gallery」	4/1～7/12	945	5/17～5/30(6/20)臨時休館
	企画展「チャアーズギャラリー(Ⅰ期)」	7/17～10/3	741	8/20～9/30臨時休館
	企画展「大学生作品展2021」	10/9～11/14	565	
	企画展「チャアーズギャラリー(Ⅱ期)」	11/20～2/20	1,286	
教育普及事業	企画展「収蔵品展「樹木との対話－北の彫刻家たち－展」	2/26～3/31(5/29)	594	
	こども工作ワークショップ「なりきりパティシエのなんちゃってパフェ」(旭川大学短期大学部権名ゼミナールとの共催事業)	7/17	59	幼児27人, 児童5人, 保護者等27人
	こども彫刻教室「今日から君も彫刻家!～おもしろオブジェを作ってみよう～」	8/7	15	小学生8人, 保護者等7人
	こども彫刻教室「テラコッタ・コレクション」	12/4	30	小学生20人, 保護者等10人
	旭川彫刻散歩	11/6	9	
	文化の日美術講座「小説に描かれた中原悌二郎」	11/3	10	
彫刻巡回展示事業	文化の日無料開放(本館)	11/3	当日観覧者132	
	・展示作品数 作品テーマ毎に1グループ4～6点ずつを4グループ ・展示期間 9/16～10/14, 10/14～11/11, 11/11～12/9 の3期 ・展示実施校 市内小中学校等12校(4校×3期) 合計児童生徒数2,376人 ・彫刻巡回展示出前授業 市内小中学校7校, 授業回数18回, 参加児童生徒数473人			

・ 彫刻美術館本館の運営について【意見】

本施設は営利目的ではないため支出過多の状況もやむを得ない部分があるが、それにしても彫刻美術館の方はある程度のスペースを確保できているにもかかわらずステーションギャラリーよりも利用者の数が少なく、有効活用できているのか疑問の残るところである。ステーションギャラリーとは異なり、観覧が有料であることや最寄り駅からやや離れていることもあるが、美術品の中でも彫刻に絞っていることも集客の妨げになっているように思われる(仮に広げようとしても今度はスペースが足りなくなるという問題がある)。また、彫刻品は湿度管理なども重要になってくるが、現状それをフォローできる建物の造りにはなっていない。

彫刻美術館の建物自体は、旧陸軍第7師団が旭川に設置された時に将校たちが親睦を深める場として1902年(明治35年)に建設されたものである。そのため、元々は主に師団関係者の会議、研修会、講演会、宴会、結婚披露宴、宿泊、レクリエーション等に

使用されており、皇太子時代の天正天皇や昭和天皇が御来旭された時の御宿泊所としても使用されていたとのことである。国内に遺された数少ない明治中期の木造洋風建築物であり、デザインも優れていることから、歴史的にも建築的にも貴重なものとして、1989年（平成元年）5月19日、旭川市唯一となる国の重要文化財の指定を受けている。

施設を視察したところでは、確かに当時の雰囲気を今も大事に残していることが感じられた。2階の展示室はダンスホールを連想させる造りとなっていたし、現在未使用のベランダもイベントの撮影などですぐにでも使えそうな様子であった。彫刻美術館の設置目的が「旭川市ゆかりの彫刻家中原悌二郎の業績を顕彰するとともに、本市における彫刻を中心とした美術の振興を図り、芸術文化の発展に寄与する」ことではあるものの、市としても本施設を重要文化財として今後も大事に残していきたいとの意向であることから、期間的に別の用途で使用する等利用方法の見直しを検討してみてもどうか。

③ 備品の現物実査

令和4年11月1日現在備品一覧に登録されている全1,809件の備品を対象に、下記の手続きを実施した。

備品一覧から無作為に28件のサンプルを抽出し、対象備品の保管状況を確認した。また、現物から無作為に23件のサンプルを抽出し、対象備品が備品一覧に適切に登録されているか確認した。貸出等別の場所で保管されているものについては、管理書類を確認した。

貸出中の備品（サンプル）

備品番号	品名	品質規格	現在位置	管理書類
60740	彫刻	「うづくまる裸婦」 木内克制作 石膏	博物館	備品カード
60801	彫刻	「二人立像」 山内壮夫作 石膏 75×35×15	博物館	備品カード
60955	彫刻	「鶴の舞」 山内壮夫作 1969年 ブロンズ	巡回展	起案書、報告書

以下に検出事項を記載する。

ラベルが貼られていなかった備品

備品番号	品名	品質規格	現在位置
60007	その他の絵画	カマキリ 木内克 1977年制作 33×64cm リトグラフ	SG
60204	その他の絵画	「髪を編んだ女性」山内 壮夫制作 紙	本館
60247	その他の絵画	「和服姿の若い女性」山内 壮夫 1930年代	本館
60248	その他の絵画	「読書する若い女性」山内 壮夫 1930年代	本館
60407	その他の絵画	二階屋 山内壮夫制作 紙、鉛筆	本館
60442	その他の絵画	風景画・AUTUN 山内壮夫 1961年制作 紙	本館
60459	その他の絵画	「収穫作業」山内壮夫 1950年後期制作 水彩	本館
60560	その他の絵画	飛翔 山内壮夫 1971年 紙・鉛筆・色鉛筆	本館
60590	その他の絵画	宇部産業祈念像全体構成図 山内壮夫 1956年	SG
60263	その他の絵画	Jの館その2 中井延也 1980年頃紙・木炭	SG
74971	その他の絵画	藤川叢三「立像1 (コラージュ3)」 1967	本館
74997	その他の絵画	藤川叢三「素描5」 1966	本館
85594	つい立	移動式展示パネル 両面クロス貼 2300×900× 35mm 倒れ止め・補強ジョイント付	東展示 準備室
87140	その他の絵画	板津邦夫「緑の風」、木版画	SG
99041	その他の絵画	福岡道雄「何もすることがない」 紙、鉛筆、 水彩	SG

・ 備品番号による管理について【指摘】

会計事務の手引第5章第6節2(5)によれば、「備品には、備品登録されていることを明確にするため、登録時に会計課で作成する備品ラベルを貼付しておかなければならない。」とあり、「なお、貼付することができない物品、脱落、不鮮明になりやすい物品については、ペイント等により表示しなければならない。ただし、表示することができない特殊な物品については表示を省略することができる。」とある。

上記ラベルが貼られていなかった備品は、その素材や展示品等であるためにラベルの貼付が困難なものであった。この点、展示品（品名が「その他の絵画」）については、美術館としては別途「平面作品画像リスト」を作成して管理しているが、本リストに備品番号が記載されていないために、備品一覧との整合性を確認する際、館長しか現物を特定できないものが一部見受けられた。館長に確認したところ、リストは作者ごとに作成して管理しており、備品番号を記載しているのは点数の多い作者分だけであるとのことであった。運営上はそのように作者ごとに管理した方が好都合であり、備品番号順に

なっているわけではないため、必ずしも備品番号を記載する必要性は感じていなかったとのことであった。

しかしながら、毎会計年度末における備品の現在高について物品現在高報告書を作成する観点から（旭川市物品管理規則第38条）、館長でなくとも誰でも備品一覧と現物とを照合できる環境が望まれる。館長不在では現物確認が完了できない事態は、業務の遅延を招くおそれがある。そのため、「平面作品画像リスト」にも備品番号を漏れなく記載すべきと考える。

また、つい立等素材の関係でラベルの貼付が困難なものについては、棚卸の際に数量のみ確認しているとのことであったが、処分する時のことを考えると現物が台帳上のどの備品にひもづくのかを特定できる必要があるため、別途管理方法を検討しておくことが望まれる。

同様の品名（規格も同程度）ではあるものの、ラベルのあった備品と無かった備品

備品番号	品名	品質規格	現在位置
59834	脚立	コクヨSP-37N ステンレス製7段 全長 2096mm	物品庫
ラベルなし (未登録)	脚立	—	物品庫
ラベルなし (未登録)	脚立	—	西準備展示室

・ ラベル貼付による管理について【意見】

上述の通り、備品には必ずしもラベルが適切に貼付されているとは言い切れない状況である。そのような中、現物からサンプルを抽出する際、同じような物であるにも関わらず一方にはラベルが貼られているが、もう一方には貼られていない状況があった。

現状だとラベルの貼付漏れなのか、そもそも台帳の登録漏れなのか、あるいは登録の必要の無いものなのか区別がつかないため、登録対象外のものはその旨判別できるような対応が望まれる。

現在位置が異なった備品

備品番号	品名	台帳上の現在位置	実際の現在位置
59845	置物台	安田龍門像	台座保管庫
112359	置物台	SG	企画展示室3
68138	車椅子	西展示準備室	東階段下

- ・ 備品一覧「現在位置」の更新について【意見】

毎会計年度末における備品の現在高について物品現在高報告書を作成する観点から（旭川市物品管理規則第 38 条）、備品一覧の「現在位置」の記載はとても重要と考える。美術館における備品は件数も多く、そのロケーションも広いため、この記載無しで現物と備品一覧とを照合するとなると膨大な時間を要することが見込まれる。また、適時適切に更新されていない場合、紛失した際にいつどこで紛失したのかその追跡が困難となるおそれがある。

確認したところ、備品の移動が多いこともあって備品一覧の更新が追いつかないこと、また、更新のタイミングは特に定められていないとのことであった。現時点での保管場所を適切に記載した備品一覧を作成し、時期を定めて毎年更新作業を行う必要がある。

- ・ 物品現在高報告書の作成について【意見】

旭川市物品管理規則第 38 条によれば、「物品統括管理者は、備品の毎会計年度末における現在高について、物品現在高報告書を作成し、翌年度の 5 月末日までに会計管理者に提出しなければならない。」とされている。

今回サンプルで約 50 件を確認したところ上述のような状況であったため、報告書上はどのような記載がなされているのか、令和 3 年度上期分定期査察結果表を確認した。

【物品の取扱保管状況】

「適否欄」にそれぞれ「○」「×」を記入してください。
 緊急を要する場合など特別な事情があり、定められた処理等を行わなかったものについては「△」とし、下の特記事項欄に理由等を記入してください。
 査察項目に係る事務処理が全く必要ない又は対象外の場合のみ「-」としてください。

1 備品の登録・管理・使用は適切に行われているか。

査察項目	根拠	適否欄
(1) 備品一覧と現物が合致しているか。 ※全ての備品の現物を確認すること。		○
(2) 備品一覧に保管場所・所在が明示されているか。	旭川市物品管理規則 第22条(使用職員の明示)、第28条(検索) 会計事務の手引 第5章第10節1(備品一覧)	○
(3) 備品一覧に使用職員が明示されているか。		○
(4) 備品が良好な状態で使用又は保管されているか。	会計事務の手引 第5章第6節2(物品の管理)	○
(5) 備品に備品ラベルが貼付されているか。	会計事務の手引 第5章第6節2(物品の管理)	○
(6) 備品登録されていない備品を使用又は保管していないか。	旭川市物品管理規則 第17条~22条(物品の供用)、第23条~27条(物品の処分)	○
(7) 使用しておらず、返納又は廃棄すべき備品の保管はないか。	会計事務の手引 第5章第10節2(備品異動申請書)	○
(8) 備品の亡失、損傷、盗難等の事故が生じたときに、物品事故報告書により報告しているか。	旭川市物品管理規則 第37条(物品の亡失等の報告) 会計事務の手引 第5章第10節5(物品事故報告書)	○

その結果、全ての項目について特に問題は無かった旨報告されているが、実態は異なるものであり、本査察が形骸化しているように見受けられる。

美術館の備品は件数も多く、ロケーションも広いため、備品一覧と現物との照合を全件行うというのは時間的に難しい旨館長にヒアリングした。現状のように形だけの報告になるのであれば、ローテーションで1年かけて全て確認する形にするなど手法を検討すべきである。

④ 現金等の現物実査

令和4年11月1日、現金や切手、公印、観覧券、領収書等金庫で保管されている物及び年報やチラシ、パンフレット等物品庫で保管されている物の保管・管理状況を確認した。

・ 現金同等物の管理について【意見】

金庫の中には下記の管理外切手があった。館長に確認したところ、入手経路も不明でどう処理すべきか手をつけられずにいるとのことであった。

種類	枚数
80 円切手	32
80 円切手（寄附金付）	1
94 円切手	5

金庫の中には帳簿をつけて管理している切手と管理していない切手が存在するが、このような状況は管理が煩雑になり、ミスを生じさせる可能性がある。そのため、管理外切手についてはその処分方法を会計課と相談し、適切に処理する必要がある。また、管理外切手がどのように発生するかを特定し（既存の管理外切手も過去の処理を誤った結果、現状のようになっている可能性もある）、その事象が発生した場合にはどのように処理すべきかをあらかじめ決めておく必要がある。

・ 釣銭の管理について【意見】

釣銭用として手提げ金庫に3万円が保管されているが、これとは別に職員が小銭を金庫に保管している。館長に確認したところ、釣銭が足りなくなった時に備えて出勤する者が小銭入れを金庫に保管しているとのことであった。

しかし、万一紛失した場合は責任問題となるおそれがあるため、個人のお金を美術館管理の金庫で保管するのは望ましくない。3万円が足りないのであれば、金額を増やすか、あるいは3万円の内訳で調整できるようであれば小銭の割合を増やすなど、管理方法の再検討が必要であると考えます。

⑤ 各種証憑の通査

旭川市彫刻美術館条例及び同条例施行規則を基に、各業務が必要な手続きを経て適切に行われているか、館長及び職員へのヒアリングと関連証憑の閲覧により確認したが、検出事項は見受けられなかった。

8. 旭川市民文化会館

(1) 施設の概要

項目	内容
施設名	旭川市民文化会館(以下、「市民文化会館」という。)
所管課	社会教育部 文化振興課
所在地	北海道旭川市7条通9丁目
設置目的	市民の文化及び教養の向上を図るため。
設置根拠	旭川市民文化会館条例第1条
建築年度	1974年(昭和49年)
延床面積	12,034.94㎡
建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階
開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	第2及び第4月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日 が第2又は第4月曜日に当たるときは、その翌日)並びに12月30 日から1月4日まで
常駐職員数	正職員 5人 会計年度任用職員 0人
施設構成	大ホール、小ホール、会議室(大会議室、第1～5会議室)、リハ ーサル室、和室、展示室
外観、内観等	 

項目	内容
施設名	旭川市公会堂(以下、「公会堂」という。)
所管課	社会教育部 文化振興課
所在地	旭川市常磐公園
設置目的	市民の文化及び教養の向上を図るため。
設置根拠	旭川市民文化会館条例第1条
建築年度	1958年(昭和33年)
延床面積	2,504.12㎡
建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階(一部中3階)地下1階
開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	第2及び第4月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日が第2又は第4月曜日に当たるときは、その翌日)並びに12月30日から1月4日まで
常駐職員数	正職員 0人 会計年度任用職員 0人
施設構成	ホール、多目的室(2部屋)
外観、内観等	 

(2) 利用状況

ホール

※利用率＝利用日数÷利用可能日数

	年度	利用可能日数	利用日数	利用率	総件数	音楽	演劇	舞踊	芸能	映画	講演等	その他
ホール総合	平成29年度	907	544	60.0%	571	250	42	46	55	8	116	54
	平成30年度	875	528	60.3%	558	267	31	60	35	3	109	53
	令和元年度	792	489	61.7%	512	230	46	58	60	7	96	15
	令和2年度	798	185	23.2%	199	100	22	21	8	3	8	37
	令和3年度	755	322	42.6%	348	166	21	40	12	1	57	51
大ホール	平成29年度	311	214	68.8%	227	114	10	17	8	3	50	25
	平成30年度	302	205	67.9%	219	125	6	20	0	1	45	22
	令和元年度	259	183	70.7%	193	104	5	15	22	1	40	6
	令和2年度	251	74	29.5%	80	45	10	6	1	0	2	16
	令和3年度	248	128	51.6%	140	74	7	9	5	0	22	23
小ホール	平成29年度	308	181	58.8%	190	72	6	13	30	5	48	16
	平成30年度	268	151	56.3%	159	73	1	8	19	0	42	16
	令和元年度	230	159	69.1%	167	72	10	18	23	4	35	5
	令和2年度	273	61	22.3%	64	26	8	3	7	2	5	13
	令和3年度	250	107	42.8%	119	58	2	9	4	1	26	19
公会堂	平成29年度	288	149	51.7%	154	64	26	16	17	0	18	13
	平成30年度	305	172	56.4%	180	69	24	32	16	2	22	15
	令和元年度	303	147	48.5%	152	54	31	25	15	2	21	4
	令和2年度	274	50	18.2%	55	29	4	12	0	1	1	8
	令和3年度	257	87	33.9%	89	34	12	22	3	0	9	9

展示室

※利用率＝利用日数÷利用可能日数

	年度	利用可能日数	利用日数	利用率	総件数	絵画	書道	華道	写真	その他
展示室	平成29年度	336	196	58.3%	196	26	33	0	6	131
	平成30年度	292	181	62.0%	181	23	51	0	6	101
	令和元年度	255	153	60.0%	153	13	41	0	6	93
	令和2年度	270	50	18.5%	50	4	11	0	6	29
	令和3年度	276	119	43.1%	119	14	27	0	0	78

会議室

※利用率＝利用日数÷利用可能日数

	年度		全体								
			大会議室	第1会議室	第2会議室	第3会議室	第4会議室	第5会議室	和室	リハーサル室	
会議室	平成29年度	利用日数	1,240	180	195	203	202	74	181	73	132
		利用可能日数	2,646	330	334	323	332	334	329	331	333
		利用率	46.9%	54.5%	58.4%	62.8%	60.8%	22.2%	55.0%	22.1%	39.6%
	平成30年度	利用日数	1,238	192	205	192	202	65	180	68	134
		利用可能日数	2,637	328	331	321	331	332	332	332	330
		利用率	46.9%	58.5%	61.9%	59.8%	61.0%	19.6%	54.2%	20.5%	40.6%
	令和元年度	利用日数	1,238	175	217	176	206	70	178	79	137
		利用可能日数	2,643	333	333	321	330	330	333	330	333
		利用率	46.8%	52.6%	65.2%	54.8%	62.4%	21.2%	53.5%	23.9%	41.1%
	令和2年度	利用日数	829	144	108	108	146	47	146	47	83
		利用可能日数	2,383	300	297	297	298	298	299	297	297
		利用率	34.8%	48.0%	36.4%	36.4%	49.0%	15.8%	48.8%	15.8%	27.9%
	令和3年度	利用日数	829	156	135	121	130	54	118	49	66
		利用可能日数	2,165	275	268	270	274	269	269	268	272
		利用率	38.3%	56.7%	50.4%	44.8%	47.4%	20.1%	43.9%	18.3%	24.3%

会議室を除き、令和2年度においてその利用率はそれまでの半分以下まで減少しており、コロナの影響を大きく受けていると言える。会議室も利用率が下落しているのは他と同様であるが、元々の全体利用率が50%弱とホールや展示室と比べて低かったためにその影響も小さかったように見える。

ホールは音楽目的での利用が多く、いずれのホールも30~50%が音楽目的で利用されている。次いで、講演等の目的で20%程度が利用されている状況である。

展示室は書道や絵画で利用されることも多いが、「その他」に含まれている音楽関係や美術関係、文化祭や自主文化事業での利用も多い。

コロナ前においても会議室は全体として利用率が50%を下回ることは上述の通りだが、内訳を見ると部屋によって利用率にバラつきがあることがわかる。大会議室や第1~3会議室、第5会議室はその利用率が60%前後あるものの、第4会議室や和室は20%超、リハーサル室は40%程度となっており、コロナに関係なく利用率が元々低い。各部屋の収容人数と面積を示したのが下表であるが、第3会議室と第5会議室を除き、収容人数と面積が同様の部屋は存在しない。一人当たりの面積を比較してみると、基本的にはいずれの部屋も一人当たり2㎡程度の割合であるのに対し、利用率の低かった第4会議室だけは一人当たり7㎡とだいぶゆとりがあり、見た目もやや贅沢な造りで特徴的である。和室もそうだが、こういった特徴のある部屋の利用率が低い。

	大会議室	第1会議室	第2会議室	第3会議室	第4会議室	第5会議室	和室	リハーサル室
収容人数(人)	198	18	80	30	10	30	40	-
面積(㎡)	282.04	34.25	128.78	65.37	72.61	65.37	96.71	135.16

第2会議室



第4会議室



(3) 収支の状況

① 市民文化会館

■収入・支出		単位：千円						
	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考		
収入	使用料及び手数料	64,976	56,410	23,917	38,692	公会堂分を含む		
	国、道支出金	0	0	0	0			
	その他収入	34,655	159	15,439	1,291	公会堂分を含む		
	①：収入合計	99,631	56,569	39,356	39,983			
支出	施設維持費用	修繕料	7,453	7,079	8,357	7,885		
		燃料費	10,581	13,843	11,485	17,283	重油分は本庁舎歳出 (面積按分で計算)	
		光熱水費(電気)	20,060	19,287	14,717	17,247	北海道電力、 王子・伊藤忠エネクス	
		光熱水費(水道)	3,104	2,575	2,756	2,866		
		光熱水費(ガス)	124	115	76	110		
		委託料	指定管理業務	0	0	0	0	指定管理未実施
			機械警備業務	433	436	441	440	
			清掃業務	14,178	14,331	19,793	19,793	
			消防設備点検業務	1,027	867	1,609	2,107	社会教育課で支出
			草刈り業務	0	0	0	0	
			EV・自動扉保守管理業務	0	737	690	690	EV、自動扉、車椅子昇降
			除雪業務	0	0	0	0	
	一般・産業廃棄物収集 運搬業務		47	230	287	279	社会教育課で支出	
	機器点検業務	0	8,276	8,145	7,814	音響機器点検は公会堂分を含む		
	その他業務	46,042	41,308	49,443	30,064	管理等業務、ピアノ保守点検は公 会堂分を含む。		
	その他	0	0	0	0			
	施設維持にかかる費用 合計		103,049	109,084	117,799	106,578		
	施設運営費用	人件費(正職員)	36,410	36,845	36,950	37,550	公会堂分を含む、担当課長含む	
		人件費(会計年度任用職員)	0	0	0	0		
		手数料・保険料等	103	233	265	229	手数料は公会堂分を含む	
使用料賃借料		26,886	26,957	26,971	26,977	音響設備の賃借は公会堂分を含 む。AEDは社会教育課支出		
その他		50,842	50,168	51,560	75,382	公会堂分を含む。(消耗品費、舞 台等設備操作等業務、委員報酬)		
施設運営にかかる費用 合計		114,241	114,203	115,746	140,138			
②：支出合計		217,290	223,287	233,545	246,716			
収支差額(① - ②)		△ 117,659	△ 166,718	△ 194,189	△ 206,733			

② 公会堂

■収入・支出		単位：千円						
項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考		
収入	使用料及び手数料	0	0	0	0	市民文化会館にて一括して収入		
	国、道支出金	0	0	0	0			
	その他収入	0	0	0	0	市民文化会館にて一括して収入		
	①：収入合計	0	0	0	0			
支出	施設維持費用	修繕料	634	1,479	75	823		
		燃料費	0	0	0	0	燃料使用無し（空調はGHP）	
		光熱水費（電気）	4,614	5,470	3,953	4,823	北海道電力	
		光熱水費（水道）	207	218	66	75		
		光熱水費（ガス）	4,346	4,897	3,045	4,113		
		委託料	指定管理業務	0	0	0	0	指定管理未実施
			機械警備業務	186	188	190	190	
			清掃業務	3,055	3,088	3,345	3,344	
			消防設備点検業務	286	302	782	768	社会教育課で支出
			草刈り業務	0	0	0	0	
			EV・自動扉保守管理業務	0	63	64	63	自動扉
			除雪業務	324	330	473	495	
		一般・産業廃棄物収集運搬業務	47	238	276	187	社会教育課で支出	
	機器点検業務	0	1,994	2,050	2,050	音響機器点検は文化会館と一括して支出		
	その他業務	2,023	0	0	0	市民文化会館にて一括して支出		
	その他	0	0	0	0			
	施設維持にかかる費用 合計		15,722	18,267	14,319	16,931		
	施設運営費用	人件費（正職員）	0	0	0	0	市民文化会館にて一括して支出	
		人件費（会計年度任用職員）	0	0	0	0		
		手数料・保険料等	32	107	109	107	電話、保険料以外の手数料等は市民文化会館にて一括して支出	
使用料賃借料		5,957	5,973	40	39	音響設備の賃借のみ市民文化会館で一括して支出		
その他		0	0	0	0	市民文化会館にて一括して支出		
施設運営にかかる費用 合計		5,989	6,080	149	146			
②：支出合計		21,711	24,347	14,468	17,077			
収支差額（① - ②）		△ 21,711	△ 24,347	△ 14,468	△ 17,077			

収入の内、イレギュラーとなる「その他収入」を除いた「使用料及び手数料」は利用状況の推移と概ね整合がとれており、令和2年度においてコロナの影響を受けて減少した後、令和3年度においては回復傾向にある。一方、収入と同様にコストも減少したかといわれれば、そういうわけでもない。光熱水費は連動している部分があるが、人件費

をはじめ、保守管理・点検業務や使用料賃借料は固定費の性質が強く、収入が減っても毎年同程度発生している。むしろ燃料費や清掃業務にかかるコストは、価格高騰等の理由により、コロナ前よりも多額に発生している状況にある。

なお、平成30年度はEV・自動扉保守管理業務及び機器点検業務の金額が発生していないように見受けられるが、これらは当時の管理上の区分の違いで「その他業務」で集計されていることによる。また、令和2年度との比較で、施設維持費用のその他業務は△2,000万円弱、施設運営費用のその他が+2,000万円強となっているが、これも管理上の問題で令和2年度までは施設維持費用のその他業務で集計していた旭川市民文化会館管理等業務（19,430千円／年）を令和3年度からは施設運営費用のその他で集計することになったことによる入り繰りである。公会堂の使用料賃借料が令和2年度から過年度との比較で△5,934千円となっているが、これは舞台調光装置及び電動プロセニウムサスペンションライトの賃貸借期間が満了したためである。

(4) 実施した監査手続き

① ロケーション確認

施設の全体マップを入手し、それを基に視察を行い、有効活用されていないスペースや危険と思われるスペース、その他問題となるようなスペースがないか確認した。

・ 各ロケーションの利用状況と不用品の処分について【指摘】

市民文化会館3階のステージ上部には普段立ち入らないスペースがあり、扉を開けたところ下写真の物品が投棄されていた。地方財政法第8条によれば、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」。また、旭川市物品管理規則の第24条及び第25条では、不用品は不用品処分主管課長が適切に処分することを求めており、これらが遵守されていない状況にあるといえる。そのため、改めて館内全体を確認し、各ロケーションの利用状況の確認と、不用品につき適切な処分を行う必要がある。



② 概況ヒアリング

旭川市教育委員会社会教育部文化振興課文化ホール担当課長及び館長から建物の歴史や現状、利用者の状況、具体的な取組等施設の概況をヒアリングした。

市民文化会館は築48年の古い建物であり、大規模な修繕を行うか建替えをするか現在検討中である。向う先5年分の補修計画を作成しており、必要に応じて然るべき箇所

から優先的に修繕を行っている。また、定期点検に加え、職員が通常点検も行っているが、それでも令和3年度においては小ホールでどんちょうの落下事故が発生してしまった（なお、人的被害は無し）。公会堂は築64年の建物であるが、平成25年4月に改修しリニューアルしている。

市民文化会館では、市民に優れた文化芸術を低廉な価格で鑑賞する機会を提供することを目的として、各種公演を実施している（鑑賞型自主文化事業）。令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止対応のため一部事業が中止されたものの、利用者の満足度は高い。

自主文化事業（鑑賞型）の実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入場者数（人）	3,306	2,725	0	1,437
ステージ数（回）	5	4	0	2
アンケート結果で「とても良かった」「良かった」の割合	97.2%	99.5%	-	97.8%
参加者数	3,840	3,215	-	1,437

③ 備品の現物実査

令和4年10月31日現在備品一覧に登録されている全1,064件の備品を対象に、下記の手続きを実施した。

備品一覧から無作為に24件のサンプルを抽出し、対象備品の保管状況を確認した。また、現物から無作為に17件のサンプルを抽出し、対象備品が備品一覧に適切に登録されているか確認した。

以下に検出事項を記載する。

ラベルが貼られていなかった備品

備品番号	品名	品質規格	保管場所
56214	カウンター	イトーキ HCL-1941-32	公会堂／ホワイエ
56283	事務用回転椅子	ネコス 337V-GRA	公会堂／事務室
56501	演台	演台 1800×800×950m/m 1基、花台 2基	大ホール／上手袖
56552	所作台	変形平台	大ホール／ステージ
56554	所作台	変形平台	大ホール／ステージ
56634	4輪車	ワゴン 自在車取り付け板 接続金具 キャスター4個付	大ホール／下手袖
56777	マイクロホン	ラムサ WX-RB300	大ホール／下手袖

備品番号	品名	品質規格	保管場所
56819	スピーカー	AMP付モニタースピーカー MS-202	公会堂
56850	マイクロホン スタンド	小三段スタンド 高砂 MF-34T (BTS. F-093)	小ホール/下手袖
57068	太鼓	大太鼓(附属一式) D=606 キ ャスター4 個付	大ホール/ 1階音響室前・通路
57071	幕	緞帳 1 式	公会堂

同様の品名・規格ではあるが、ラベルのあった備品と無かった備品

備品番号	品名	品質規格	保管場所
56648	車椅子	カワムラ K-5 普通型 240 寸	大ホール倉庫 1
56649	車椅子	カワムラ K-5 普通型 240 寸	大ホール倉庫 1
ラベルなし (未登録)	車椅子	カワムラ K-5 普通型 240 寸	大ホール倉庫 1

・ ラベル貼付による管理について【指摘】

会計事務の手引第 5 章第 6 節 2 (5) によれば、「備品には、備品登録されていることを明確にするため、登録時に会計課で作成する備品ラベルを貼付しておかなければならない。」とあり、「なお、貼付することができない物品、脱落、不鮮明になりやすい物品については、ペイント等により表示しなければならない。ただし、表示することができない特殊な物品については表示を省略することができる。」とあるが、現在それが遵守できていない状況にある。

毎会計年度末において物品現在高報告書を作成する観点から（旭川市物品管理規則第 38 条）、また、処分する際に現物が台帳上のどの備品にひもづくのかを特定できる必要があることから、誰でもいつでも備品一覧と現物とを照合できるようにしておく必要がある。

このように備品には必ずしもラベルが適切に貼付されているとは言い切れない状況の中、同じような物であるにも関わらず、一方にはラベルが貼られているが、もう一方には貼られていない状況もある。現状だとラベルの貼付漏れなのか、そもそも台帳の登録漏れなのか、あるいは登録の必要の無いものなのか区別がつかないため、登録対象外のものはその旨判別できるような対応が望まれる。

台帳上登録されているが現物が見当たらなかった備品

備品番号	品名	品質規格	保管場所
57128	幕	暗幕、スミノエ No880 3800×3500m/m	公会堂／舞台
57131	幕	川島織物 No305 W7800×H2100mm	公会堂／舞台
119233	長机	会議テーブルトヨスチール製 OMT-1860S-G	大ホール／倉庫 1

・ 返納届の提出について【指摘】

備品一覧から無作為に抽出したサンプル 24 件の内、上記 3 件の現物が見当たらなかった。館長に確認したところ、幕についてはいずれも先の改修工事の際に処分されたと思われるが、おそらく返納処理が漏れているのだろうとのことであった。長机については理由も不明であった。

旭川市物品管理規則第 23 条によれば、「物品管理者は、供用物品中引き続き当該物品を供用する必要がないもの又は供用することができないものが生じたときは、物品供用廃止の決定をし、返納届により物品統括管理者に届け出なければならない。」とあるが、現在それが遵守できていない状況にある。不用品の処分未処理は、台帳一覧と現物との照合を煩雑にするため、今後は適時適切に処理する必要がある。

保管場所が異なった備品

備品番号	品名	台帳上の保管場所	実際の保管場所
56442	配布棚	管理棟 1 階通路	エントランス
56594	黒板	管理棟 和室	管理棟 第 2 備品庫
103141	移動式黒板	管理棟 第 2 備品庫	エントランス

・ 備品一覧「保管場所」の記載・更新について【指摘】

上記 3 件の他、備品一覧上そもそも保管場所が記載されていないものが 116 件あった。会計事務の手引第 5 章第 10 節 1 (4) によれば、「物品管理者は、物品の保管場所を明確に把握するため、保管する物品が多量の場合又は供用する場所が多い場合は、備品一覧（エクセル出力）の余白を利用し保管場所を入力するか、所在位置を明らかににする帳簿を作成して、紛失事故が生じないように注意すること。」とあり、これを遵守できていない状況であるといえる。毎会計年度末における備品の現在高について物品現在高報告書を作成する観点からも（旭川市物品管理規則第 38 条）、備品一覧の「保管場所」の記載はとても重要と考える。市民文化会館及び公会堂における備品は件数も多く、そのロケーションも広いとため、この記載無しで現物と備品一覧とを照合するとなると膨大な時間を要することが見込まれる。また、適時適切に更新されていない場合、紛失した際もいつどこで紛失したのかその追跡が困難となるおそれがある。

確認したところ、備品の移動が多いこともあって備品一覧の更新が追いつかないこと、また、更新のタイミングは特に定められていないとのことであった。まずは備品一覧の保管場所欄を漏れなく入力すること、また、更新のタイミングを定めて、少なからずそのタイミングではきちんと備品一覧を更新する必要がある。

・ 物品現在高報告書の作成について【意見】

旭川市物品管理規則第 38 条によれば、「物品統括管理者は、備品の毎会計年度末における現在高について、物品現在高報告書を作成し、翌年度の 5 月末日までに会計管理者に提出しなければならない。」とされている。

今回サンプルで約 40 件を確認したところ上述のような状況であったため、報告書上はどのような記載がなされているのか、令和 3 年度上期分定期査察結果表を確認した。

令和3年度上期分定期査察 査察結果表 No.1

市民文化会館

【物品の取扱保管状況】

「適否欄」にそれぞれ「○」「×」を記入してください。
緊急を要する場合など特別な事情があり、定められた処理等を行わなかったものについては「△」とし、下の特記事項欄に理由等を記入してください。
査察項目に係る事務処理が全く必要ない又は対象外の場合のみ「-」としてください。

1 備品の登録・管理・使用は適切に行われているか。

査察項目	根拠	適否欄
(1) 備品一覧と現物が合致しているか。 ※全ての備品の現物を確認すること。		○
(2) 備品一覧に保管場所・所在が明示されているか。	旭川市物品管理規則 第22条(使用職員の明示)、第28条(帳票) 会計事務の手引 第5章第10節1(備品一覧)	○
(3) 備品一覧に使用職員が明示されているか。		○
(4) 備品が良好な状態で使用又は保管されているか。	会計事務の手引 第5章第6節2(物品の管理)	○
(5) 備品に備品ラベルが貼付されているか。	会計事務の手引 第5章第6節2(物品の管理)	○
(6) 備品登録されていない備品を使用又は保管していないか。	旭川市物品管理規則 第17条～22条(物品の供用)、第23条～27条(物品の処分)	○
(7) 使用しておらず、返納又は廃棄すべき備品の保管はないか。	会計事務の手引 第5章第10節2(備品異動申請書)	○
(8) 備品の亡失、損傷、盗難等の事故が生じたときに、物品事故報告書により報告しているか。	旭川市物品管理規則 第37条(物品の亡失等の報告) 会計事務の手引 第5章第10節5(物品事故報告書)	○

その結果、全ての項目について特に問題は無かった旨報告されているが、実態は異なるものであり、本査察が形骸化しているように見受けられる。

市民文化会館の備品は件数も多く、ロケーションも広いため、備品一覧と現物との照合を全件行うというのは時間的に難しい旨館長にヒアリングした。現状のように形だけの報告になるのであれば、ローテーションで1年かけて全て確認する形にするなど手法を検討すべきである。

④ 現金等の現物実査

令和4年10月31日、現金や切手、公印、観覧券、領収書等金庫で保管されている物及びチラシやポスター等の保管・管理状況を確認した。

現金、切手、観覧券、領収書は委託先の株式会社ベリージャパンの管理であり、特段検出事項は見受けられなかった。なお、委託先の選定についても契約事務の手引に従って所定の手順を踏んでおり、問題はないことを確認している。

館長管理の金庫では、公印と旭川ななかまど文化賞協議会分の現金を管理していたが、こちらも特段検出事項は見受けられなかった。チラシやポスターは事務室内で保管されており、期限を過ぎたものは適切に処分していることを職員よりヒアリングした。

⑤ 各種証憑の通査

旭川市民文化会館条例及び旭川市民文化会館条例施行規則を基に、各業務が必要な手続きを経て適切に行われているか、館長及び職員へのヒアリングと関連証憑の閲覧により確認した。

・ 破損（滅失）届の運用について【指摘】

旭川市民文化会館条例施行規則第16条によれば、「使用者は、会館、付属設備、器具等を破損し、又は滅失したときには、直ちに破損（滅失）届により委員会に届け出なければならない。」ことになっている。しかし、市民文化会館では、届出の運用はなされず、別途エクセルで管理しているとのことであった。

届出の提出は、使用者に直接記載してもらうことに意味があるとも考えられるため、今後は規則通り破損（滅失）届を提出していただく形で運用する必要がある。

9. 旭川市大雪クリスタルホール

(1) 施設の概要

項目	内容
施設名	旭川市大雪クリスタルホール(以下、「大雪クリスタルホール」という。)
所管課	社会教育部 文化振興課
所在地	北海道旭川市神楽3条7丁目
設置目的	市民の教育、学術、芸術及び文化の発展を図り、魅力ある豊かな地域社会の形成に寄与するため。
設置根拠	旭川市大雪クリスタルホール条例第1条
建築年度	1993年(平成5年)
延床面積	5,666.94㎡(博物館を除く。)
建物概要	鉄筋コンクリート造 一部プレストレスコンクリート造 地上2階地下1階
開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	第2及び第4月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日が第2又は第4月曜日に当たるときは、その翌日)並びに12月30日から1月4日まで
常駐職員数	正職員 4人 会計年度任用職員 0人
施設構成	音楽堂、会議室(大会議室、第1～4会議室)、レセプション室
外観、内観等	  

(2) 利用状況

施設 年度	音楽堂 (件数)			国際会議場 (件数)						
	音楽	講演・式典等	小計	大会議室	レセプション室	第1会議室	第2会議室	第3会議室	第4会議室	小計
平成30年度	210	40	250	211	160	284	281	251	121	1,308
令和元年度	257	32	289	192	177	255	241	225	109	1,199
令和2年度	100	11	111	106	82	127	138	181	52	686
令和3年度	149	18	167	135	121	142	136	165	54	753

音楽堂

※利用率＝利用日数÷利用可能日数

区分 年度	コンサート室			第1リハーサル室 (単独利用)		
	利用可能日数	利用日数	利用率	利用可能日数	利用日数	利用率
平成30年度	308	199	64.6%	334	40	12.0%
令和元年度	302	174	57.6%	315	101	32.1%
令和2年度	276	90	32.6%	294	19	6.5%
令和3年度	261	123	47.1%	264	35	13.3%

国際会議場

※利用率＝利用日数÷利用可能日数

区分 年度	大会議室 (300人収容)			レセプション室 (150人収容)		
	利用可能日数	利用日数	利用率	利用可能日数	利用日数	利用率
平成30年度	322	204	63.4%	325	160	49.2%
令和元年度	320	190	59.4%	322	174	54.0%
令和2年度	291	105	36.1%	296	80	27.0%
令和3年度	252	135	53.6%	266	121	45.5%

区分 年度	第1会議室 (24人収容)			第2会議室 (27人収容)		
	利用可能日数	利用日数	利用率	利用可能日数	利用日数	利用率
平成30年度	329	244	74.2%	328	242	73.8%
令和元年度	329	234	71.1%	330	218	66.1%
令和2年度	301	121	40.2%	301	131	43.5%
令和3年度	273	132	48.4%	273	127	46.5%

区分 年度	第3会議室 (45人収容)			第4会議室 (8人収容)		
	利用可能日数	利用日数	利用率	利用可能日数	利用日数	利用率
平成30年度	328	221	67.4%	328	114	34.8%
令和元年度	329	217	66.0%	325	106	32.6%
令和2年度	301	166	55.1%	301	50	16.6%
令和3年度	274	145	52.9%	270	53	19.6%

区分 年度	合計			その他 (特別室)		
	利用可能日数	利用日数	利用率	利用可能日数	利用日数	利用率
平成30年度	1,960	1,185	60.5%	329	137	41.6%
令和元年度	1,955	1,139	58.3%	330	140	42.4%
令和2年度	1,791	653	36.5%	301	36	12.0%
令和3年度	1,608	713	44.3%	266	65	24.4%

コロナの影響を受けて令和2年度は数字が落ち込み、令和3年度になってやや回復傾向にあるのはいずれも同じであるが、そのブレ幅には施設・区分によって多少の差がある。

件数で令和元年度と令和2年度を比較してみると、音楽堂はおよそ60%減少しているのに対して国際会議場は40%ほどの減少となっており、国際会議場の方が下落幅は小さい。ただ、区分毎に見てみれば音楽堂の中でもコンサート室の利用率の下落幅は50%程度である。第1リハーサル室の単独利用が利用率80%減と大きく落ち込んでおり、これが音楽堂全体の件数を大きく引き下げている。一方、国際会議場は、第3会議室を除き、いずれも40~50%程度の下落幅である。やや広めの第3会議室は、元々少人数の会議を中止せずに間隔を空けて実施するなど（ソーシャルディスタンス）部屋の広さに適した規模の需要が一定程度あったために、コロナ禍においてもそれほど大きく利用率が低下しなかったものと推察される。

(3) 収支の状況

大雪クリスタルホールの収支の状況は、次ページの表の通りである。収入は利用状況の推移と整合がとれており、令和2年度において大きく落ち込み、令和3年度に入ってやや回復している。支出面は特にコロナの影響を感じさせない推移となっており、固定費の性質が強く感じられる。施設維持費用、施設運営費用ともに毎年7,000万円程度かかっており、結果として毎年1億円超の支出過多となっている。

■収入・支出						単位：千円		
項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考		
収入	使用料及び手数料	34,563	28,383	12,676	14,490			
	国、道支出金	0	0	0	0			
	その他収入	824	775	572	658			
	①：収入合計	35,387	29,158	13,248	15,148			
支出	施設維持費用	修繕料	3,274	3,919	1,789	3,022		
		燃料費	7,288	6,884	5,133	8,299	博物館との按分	
		光熱水費（電気）	15,147	15,769	13,106	14,607	博物館との按分－茶室 契約会社～株式会社エネット	
		光熱水費（水道）	710	743	428	495	博物館との按分－茶室	
		光熱水費（ガス）	11	11	12	13	博物館との按分	
		委託料	指定管理業務	0	0	0	0	
			機械警備業務	23,760	24,017	24,469	24,469	建築設備管理業務含む。博物館との按分
			清掃業務	8,664	8,483	8,548	10,170	博物館との按分－茶室
			消防設備点検業務	679	817	886	878	社会教育課で支出。博物館との按分
			草刈り業務	4,047	4,083	4,114	4,402	外構・緑地等管理業務。博物館との按分－茶室
			EV・自動扉保守管理業務	675	682	764	764	博物館との按分
			除雪業務	1,320	1,344	1,280	1,190	博物館との按分
			一般・産業廃棄物収集運搬業務	119	134	167	163	社会教育課で支出。博物館との按分
	機器点検業務	6,267	6,194	6,274	6,274	クリスタル単独+博物館との按分		
	その他業務	1,742	1,764	1,773	2,000	人的警備業務など。クリスタル単独+博物館との按分		
	その他	0	0	0	0			
	施設維持にかかる費用 合計		73,703	74,844	68,743	76,746		
	施設運営費用	人件費（正職員）	36,430	29,476	29,560	30,069	再任用職員含む	
		人件費（会計年度任用職員）	0	0	0	0		
		手数料・保険料等	578	559	521	533	電話料は博物館を含む。保険料は博物館との按分	
使用料賃借料		1,972	2,020	897	898	音楽堂調整卓、印刷機等。AEDは社会教育課で支出		
その他		33,233	33,778	36,808	34,467	舞台設備操作等業務、利用者等対応業務、消印費、備品購入費など		
施設運営にかかる費用 合計		72,213	65,833	67,786	65,967			
②：支出合計		145,916	140,677	136,529	142,713			
収支差額（①－②）		△ 110,529	△ 111,519	△ 123,281	△ 127,565			

(4) 実施した監査手続き

① ロケーション確認

施設の全体マップを入手し、それを基に視察を行い、有効活用されていないスペースや危険と思われるスペース、その他問題となるようなスペースがないか確認した。

・各ロケーションの利用状況と不用品の処分について【指摘】

施設内大会議室横には通訳ブースとしての部屋があるが、ここ最近はまったく使用されていないとのことである。また、パントリーには現在未使用の物品が溢れていた。地方財政法第8条によれば、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」ため、今一度各部屋の利用状況を確認し、不用品の処分と各部屋の今後の利用方法について改めて検討する必要がある。

通訳ブース



パントリー



② 概況ヒアリング

旭川市教育委員会社会教育部文化振興課文化ホール担当課長及び館長から建物の歴史や現状、利用者の状況、具体的な取組等施設の概況をヒアリングした。

大雪クリスタルホールは築29年で老朽化も進んでいるが、向う先5年分の改修計画を作成しており、必要に応じて然るべき箇所から優先的に修繕を行っている。

自主文化事業にも力を入れており、アンケート結果を見ても好評である。

事業名	とても良かった	まあまあ良かった 普通	期待したほどではなかった あまり良くなかった	無回答
錦織健テノール・リサイタル	217	3	0	13
子どもプロジェクト～赤ちゃんとママに贈るコンサート	35	6	0	0
絵本deクラシック～ピノキオの冒険	26	1	0	0
ヴァイオリンリサイタル～石田泰尚の世界	252	11	0	0
金山聡～フルートの贈りもの	111	36	1	0
仲道郁代ピアノ・リサイタル	157	8	0	10
スギテツ～クラシックを遊ぶ音楽実験室	83	1	1	15
青島広志 おしゃべりコンサート	135	23	0	0
YAMATO String Quartet	231	5	0	0
子どもオペラ～プレーメンの音楽隊	146	12	2	5

大雪クリスタルホール自主文化事業実績 (R元～R3)

区分	事業名等	開催日	会場	入場者数(人)	入場率(%)	入場料収入(円)	支出(円)	収支率(%)	公演委託料等(円)	
令和元年度	委託型	総機健テノール・リサイタル	7月16日	音楽堂	377	63.1	1,383,500	1,601,231	86.4	1,300,000
		絵本deクラシック ビノキオの冒険	9月29日	音楽堂	258	43.2	309,300	1,547,011	20.0	1,300,000
		ヴァイオリンリサイタル 石田泰尚の世界	11月27日	音楽堂	373	62.5	1,159,000	1,596,549	72.6	1,000,000
	制作型	子ども音楽プロジェクト「赤ちゃんとママに贈るコンサート」	8月11日	音楽堂	213	35.7	42,600	51,051	83.4	
		金山聡フルートの贈りもの アウトリーチ	12月9日	東五条小	375	—	—	—	—	—
		金山聡フルートの贈りもの ワークショップ	全4回	レセプション室・音楽堂	28	—	—	—	—	—
		金山聡フルートの贈りもの	2月2日	音楽堂	252	42.2	341,000	726,966	46.9	170,000
	公募型	川島成道と五感で感じる音楽会 (中止)	3月8日	音楽堂	—	—	18,000	1,306,001	1.4	964,346
	小計				1,876	49.3	3,253,400	6,828,809	47.6	4,734,346
	その他の事業	DVDサロンコンサート	全5回	レセプション室・音楽堂	265			55,685		
ウィンターコンサート (中止)		2月24日	音楽堂	—						
小計				265		0	55,685	0	0	
令和元年度合計				2,141		3,253,400	6,884,494	47.3	4,734,346	
令和2年度	委託型	フォータイム・パロック (中止)	7月16日	音楽堂						
		仲道郁代ピアノ・リサイタル	1月21日	音楽堂	275	46.1	984,400	1,652,420	59.6	993,859
		スギテツクラシックで遊ぶ音楽実験室	2月23日	音楽堂	270	45.2	352,800	1,719,650	20.5	1,199,000
	制作型	子ども音楽プロジェクト (中止)								
	小計				545	45.6	1,337,200	3,372,070	39.7	2,192,859
	その他の事業	DVDサロンコンサート	全3回	音楽堂	108			33,411		
ウィンターコンサート (共通経費等)		3月14日	音楽堂	302			27,500			
小計				410		0	227,774	0	0	
令和2年度合計				955		1,337,200	3,599,844	37.1	2,192,859	
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため入場制限して実施。										
令和3年度	委託型	青島広志おしゅべリサイタル	7月16日	音楽堂	215	46.6	757,300	1,568,259	48.3	1,000,000
		YAMATO String Quartet	10月30日	音楽堂	356	77.2	1,318,500	1,550,236	85.1	1,000,000
		子どもオペラ～プレーメンの音楽隊	2月23日	音楽堂	439	73.5	470,100	1,475,718	31.9	942,640
	制作型	子ども音楽プロジェクト (中止)								
	小計				1,010	65.8	2,545,900	4,594,213	55.4	2,942,640
	その他の事業	DVDサロンコンサート (中止)								
ウィンターコンサート (無観客開催) (共通経費等)		2月20日	音楽堂				39,600			
小計				0		0	149,430	0	0	
令和3年度合計				1,010		2,545,900	4,743,643	53.7	2,942,640	
※令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止のため入場制限して実施。										

③ 備品の現物実査

令和4年11月2日現在備品一覧に登録されている全1,846件の備品を対象に、下記の手続きを実施した。

備品一覧から無作為に18件のサンプルを抽出し、対象備品の保管状況を確認した。また、現物から無作為に15件のサンプルを抽出し、対象備品が備品一覧に適切に登録されているか確認した。

以下に検出事項を記載する。

ラベルが貼られていなかった備品

備品番号	品名	品質規格	保管場所
58119	配布棚	コクヨ ZR-PS113N 3列 10段	エントランスホール
58517	アンプ	BOSE E2705MX 付属品無し	第3会議室
58518	アンプ	BOSE E1706 付属品無し	音楽堂そで
94269	マイクロホン	UNI-PEX(柵製) WM-3000A 300MHz 帯ワイヤレスマイクロホン	プライベートルーム

ラベルが溶けてしまっていて確認できなかった備品

備品番号	品名	品質規格	保管場所
59045	スポットライト	1000W ナショナル NQH30631S 付属品 無し	音楽堂 ステージ
59147	スポットライト	1KW ナショナル NQH30137W 付属品無し	音楽堂 楽器庫

・ ラベル貼付による管理について【指摘】

会計事務の手引第5章第6節2(5)によれば、「備品には、備品登録されていることを明確にするため、登録時に会計課で作成する備品ラベルを貼付しておかなければならない。」とあり、「なお、貼付することができない物品、脱落、不鮮明になりやすい物品については、ペイント等により表示しなければならない。ただし、表示することができない特殊な物品については表示を省略することができる。」とあるが、現在それが遵守できていない状況にある。

毎会計年度末において物品現在高報告書を作成する観点から（旭川市物品管理規則第38条）、また、処分する際に現物が台帳上のどの備品にひもづくのかを特定できる必要があることから、誰でもいつでも備品一覧と現物とを照合できるようにしておく必要がある。

台帳上登録されているが現物が見当たらなかった備品

備品番号	品名	品質規格	保管場所
57682	会議用机	1800×450×700 FU-615 92-031	第3会議室
58573	マイクロホンスタンド	SCHOEPS UMS-20	音楽堂調整室
58819	スライド映写機	ツインキャビンスーパー	音楽堂
58823	スライド映写機	エルモ社製 オムニグラフィック 550 クセノン	プライベートルーム

ラベルが貼られているが、備品一覧に登録されていなかった備品

旧備品番号	品名	保管場所
1.5.9.24	演台	パントリー
1.3.8.6	食器棚	パントリー



ラベルが異なった備品

備品一覧上の 旧備品番号	実際の 旧備品番号	品名	保管場所
1.5.9.i9	1.5.9.24	演台	音楽堂
5.2.33.i2	5.2.33.1	コーヒーマーカー	1階パントリー
5.2.33.i3	5.2.33.2	コーヒーマーカー	2階パントリー

実物と異なる内容で登録されていた備品

旧備品番号	備品一覧上の品名	実際の品名	保管場所
7.2.12.i4	交換レンズ	映写機	プライベートルーム

・ 備品の利用・保管状況について【指摘】

上記の通り、備品一覧から無作為に抽出したサンプル 18 件の内、現物が見当たらなかった備品が 4 件あった。また、現物から無作為に抽出したサンプル 15 件の内、備品一覧に登録されていなかった備品は 2 件、ラベルが異なった備品が 3 件、実物と異なる内容で登録されていた備品が 1 件あった。

備品一覧からも現物からも確かな心証が得られないとなると、両者の照合は困難を極める。この状況は過去からの複合的な要因からつくられたものと推察されるが、前述でパントリーに現在未使用の物品が多数あったように、本施設内には未使用の物品が溢れており、少なからずラベルが貼られているのに備品一覧に記載がない物品については、不用品の処分を怠った可能性が高い（旭川市物品管理規則第 23～25 条）。先にも記載したが、施設には物品が溢れているため、まずは本クリスタルホールにて使用するものとし、しないものとを区分し、不用品については適切に処分する必要がある。物によっては処分にお金がかかるケースも出てくるとのことなので、他の施設において再利用の余地がないか検討してみるのも効果的である。

保管場所が異なった備品

備品番号	品名	台帳上の保管場所	実際の保管場所
58568	マイクロホンスタンド	音楽堂楽器庫	音楽堂 第 2 リハーサル室
59045	スポットライト	音楽堂ステージ	音楽堂倉庫
59147	スポットライト	音楽堂楽器庫	音楽堂倉庫
94269	マイクロホン	プライベートルーム	第 3 会議室

・ 備品一覧「保管場所」の記載・更新について【意見】

毎会計年度末における備品の現在高について物品現在高報告書を作成する観点から（旭川市物品管理規則第 38 条）、備品一覧の「保管場所」の記載はとても重要と考える。大雪クリスタルホールにおける備品は件数も多く、そのロケーションも広いため、この記載無しで現物と備品一覧とを照合すると膨大な時間を要することが見込まれる。また、適時適切に更新されていない場合、紛失した際もいつどこで紛失したのかその追跡が困難となるおそれがある。

確認したところ、備品の移動が多いこともあって備品一覧の更新が追いつかないこと、また、更新のタイミングは特に定められていないとのことであった。現時点での保管場所を適切に記載した備品一覧を作成し、時期を定めて毎年更新作業を行う必要がある。

・ 物品現在高報告書の作成について【意見】

旭川市物品管理規則第 38 条によれば、「物品統括管理者は、備品の毎会計年度末における現在高について、物品現在高報告書を作成し、翌年度の 5 月末日までに会計管理者に提出しなければならない。」とされている。

今回サンプルで約 30 件を確認したところ上述のような状況であったため、報告書上はどのような記載がなされているのか、令和 3 年度上期分定期査察結果表を確認した。

【物品の取扱保管状況】

「適否欄」にそれぞれ「○」「×」を記入してください。
緊急を要する場合など特別な事情があり、定められた処理等を行わなかったものについては「△」とし、下の特記事項欄に理由等を記入してください。
査察項目に係る事務処理が全く必要ない又は対象外の場合のみ「-」としてください。

1 備品の登録・管理・使用は適切に行われているか。

査察項目	根拠	適否欄
(1) 備品一覧と現物が合致しているか。 ※全ての備品の現物を確認すること。		○
(2) 備品一覧に保管場所・所在が明示されているか。	旭川市物品管理規則 第22条(使用職員の明示)、第28条(帳票) 会計事務の手引 第5章第10節1(備品一覧)	○
(3) 備品一覧に使用職員が明示されているか。		○
(4) 備品が良好な状態で使用又は保管されているか。	会計事務の手引 第5章第6節2(物品の管理)	○
(5) 備品に備品ラベルが貼付されているか。	会計事務の手引 第5章第6節2(物品の管理)	○
(6) 備品登録されていない備品を使用又は保管していないか。	旭川市物品管理規則 第17条~22条(物品の供用)、第23条~27条(物品の処分)	○
(7) 使用しておらず、返納又は廃棄すべき備品の保管はないか。	会計事務の手引 第5章第10節2(備品異動申請書)	○
(8) 備品の亡失、損傷、盗難等の事故が生じたときに、物品事故報告書により報告しているか。	旭川市物品管理規則 第37条(物品の亡失等の報告) 会計事務の手引 第5章第10節5(物品事故報告書)	-

その結果、全ての項目について特に問題は無かった旨報告されているが、実態は異なるものであり、本査察が形骸化しているように見受けられる。

大雪クリスタルホールの備品は件数も多く、ロケーションも広いため、備品一覧と現物との照合を全件行うというのは時間的に難しい旨館長にヒアリングした。現状のように形だけの報告になるのであれば、ローテーションで1年かけて全て確認する形にするなど手法を検討すべきである。

④ 現金等の現物実査

令和4年11月2日、現金や切手、公印、観覧券、領収書等金庫で保管されている物及びチラシやポスター等の保管・管理状況を確認した。

現金、切手、観覧券、領収書は委託先の株式会社ベリージャパンの管理であり、特段検出事項は見受けられなかった。なお、委託先の選定についても契約事務の手引に従って所定の手順を踏んでおり、問題はないことを確認している。

館長管理の金庫には、博物館分も併せて貴重品が保管されている。ここには公印とホールメイト分の通帳が保管されていたが、こちらも特段検出事項は見受けられなかった。チラシやポスター等は事務室内で保管されているが、残数管理はしておらず、配布が終わったら終了である旨職員よりヒアリングした。

⑤ 各種証憑の通査

旭川市大雪クリスタルホール条例及び旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則を基に、各業務が必要な手続きを経て適切に行われているか、館長及び職員へのヒアリングと関連証憑の閲覧により確認した。

・ 各種申請書の承認について【指摘】

大雪クリスタルホールでは、各施設の使用に関する申請書等が音楽堂や大会議室等の区分毎かつ月毎にファイリングされている。サンプルとして10冊程度ファイルを通査したところ、課長の捺印が無いものが散見された（下表はその一部である）。

旭川市教育員会事務専決規程によれば、「申請、届出の受理及び許可等の処理」は課長が専決者であり、この規程が遵守されていない状況である。確認自体はしているものの捺印が漏れてしまっただけの可能性もあるが、適切に証跡を残すことでその責任を明確にする必要がある。

種類	日付	団体名
旭川市大雪クリスタルホール駐車場等使用願	令和3年4月13日	北海道警察旭川方面本部生活安全課
旭川市大雪クリスタルホール使用取消申請書	令和3年5月17日	特定非営利活動法人旭川就労支援事業者機構
旭川市国際会議場使用申請書	令和3年12月9日	旭川米生産流通協議会

10. 複数の施設に関連する意見

① 各施設の一体利用について【意見】

大雪クリスタルホールも旭川市民文化会館もホールと会議室を持ち合わせており、施設としての機能は近いものがある。また、いずれの建物も老朽化が進んでいるため、今後大規模改修又は建替えを検討する機会があるのであれば、同じように建物の老朽化が進む常磐館や利用者数の少ない旭川市博物館、中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館、井上靖記念館等も含め、一体的に運営の見直しを同時に検討する必要があると考える。

大雪クリスタルホールは敷地面積 52,708.66 m² に対して建築面積 7,636.23 m² とスペースに余裕があるので、そちらに機能を集約するというのも1つの手段ではないだろうか。中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館の所蔵する美術品の中には既に一部の作品が実際に大雪クリスタルホール（厳密には建物内の旭川市博物館）で保管されている状況である。中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館の機能を大雪クリスタルホールに移管できれば、重要文化財である現彫刻美術館の建物をその造りを生かした用途で利用できるようになるのではないだろうか。

② 利用料（共通パスポート）について【意見】

旭川市のいくつかの施設では、利用料として年間パスポートを発行している。

それぞれの施設で単独のパスポートを発行しているものに加え、複数の施設で利用することができる共通パスポートもある。

以下は、単独のパスポートと共通パスポートの種類と料金をまとめたものである。

（全て一般料金）

	施設名	パスポート料金
単独	旭川市旭山動物園（※）	1,400 円
	旭川市科学館	1,040 円
	旭川市博物館	700 円
	旭川市彫刻美術館	900 円
	井上靖記念館	600 円
共通	旭川市旭山動物園×旭川市科学館	2,230 円
	旭川市科学館×旭川市博物館	1,560 円
	中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館×井上靖記念館	1,200 円

※ 旭川市旭山動物園は今回の包括外部監査の対象外である。



〔旭川市旭山動物園×旭川市科学館〕
共通パスポート



〔旭川市科学館×旭川市博物館〕
共通パスポート

単独パスポートは、通常の利用料の2回分に設定されており、共通パスポートはそれぞれのパスポートを単純に合算した金額よりも更に低く設定されている。

パスポートを購入する利用者は、同じ施設を2回以上は利用しようと考えている人が大半を占めるであろう。

施設の特性上、旭川市旭山動物園は、来園のたびに動物の様子が異なり、年間に何度も訪れるリピーターも多数いるであろう。また、旭川市科学館は、子どもを対象としたイベント等も多数実施しており、その都度利用する人も多いためであろうから、パスポートの利用価値は高いであろう。

一方、博物館や美術館などは、年間に何度も訪れるような利用者は多くはないであろう。

仮に博物館や美術館など、それぞれの施設に対するコアなファンはいるとして、それぞれ単独のパスポートはあってもいいと思われるが、共通パスポートの必要性は高くはないと思われる。

旭川市博物館、中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館及び井上靖記念館においては、まずは認知度を高めて、来館してもらうことが重要である。

そうであるならば、例えば共通パスポートに関しては、上記5つの施設全てで利用できるパスポートを作成し、料金は〔旭川市旭山動物園×旭川市科学館〕をベースとして、他の施設は非常に廉価または実質的に無料で利用できるようなものとするなどの方法も考えられる。

料金が上乗せされないかわりに、旭川市旭山動物園と旭川市科学館以外の施設を利用する際には、SNS等でそれぞれの施設の様子を伝えてもらうなどの方法も考えられる。